栗国村誌

粟国村誌

粟国村

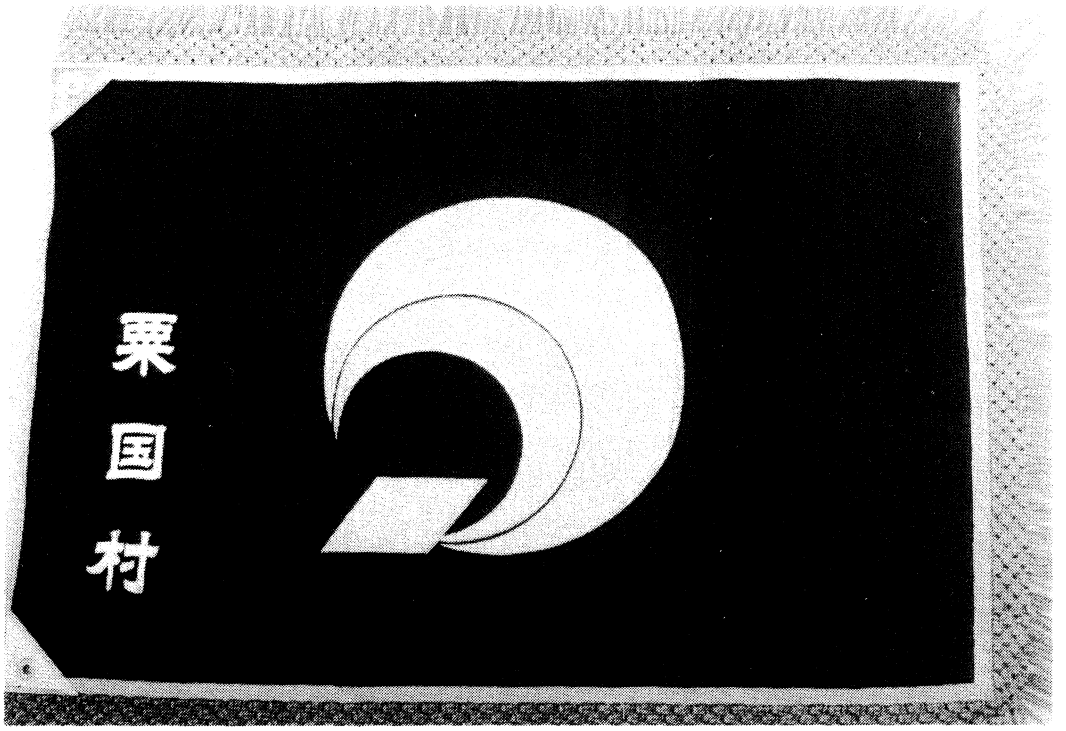

粟　国　村　章

昭和56年11月　制定

粟国村章説明

粟国の「ア」を図案化したもの。同村の自然と村民の団結、村の限りない発展の可能性を表現している。

（デザイン　石垣隆一郎）

沖縄本島と粟国村の位置

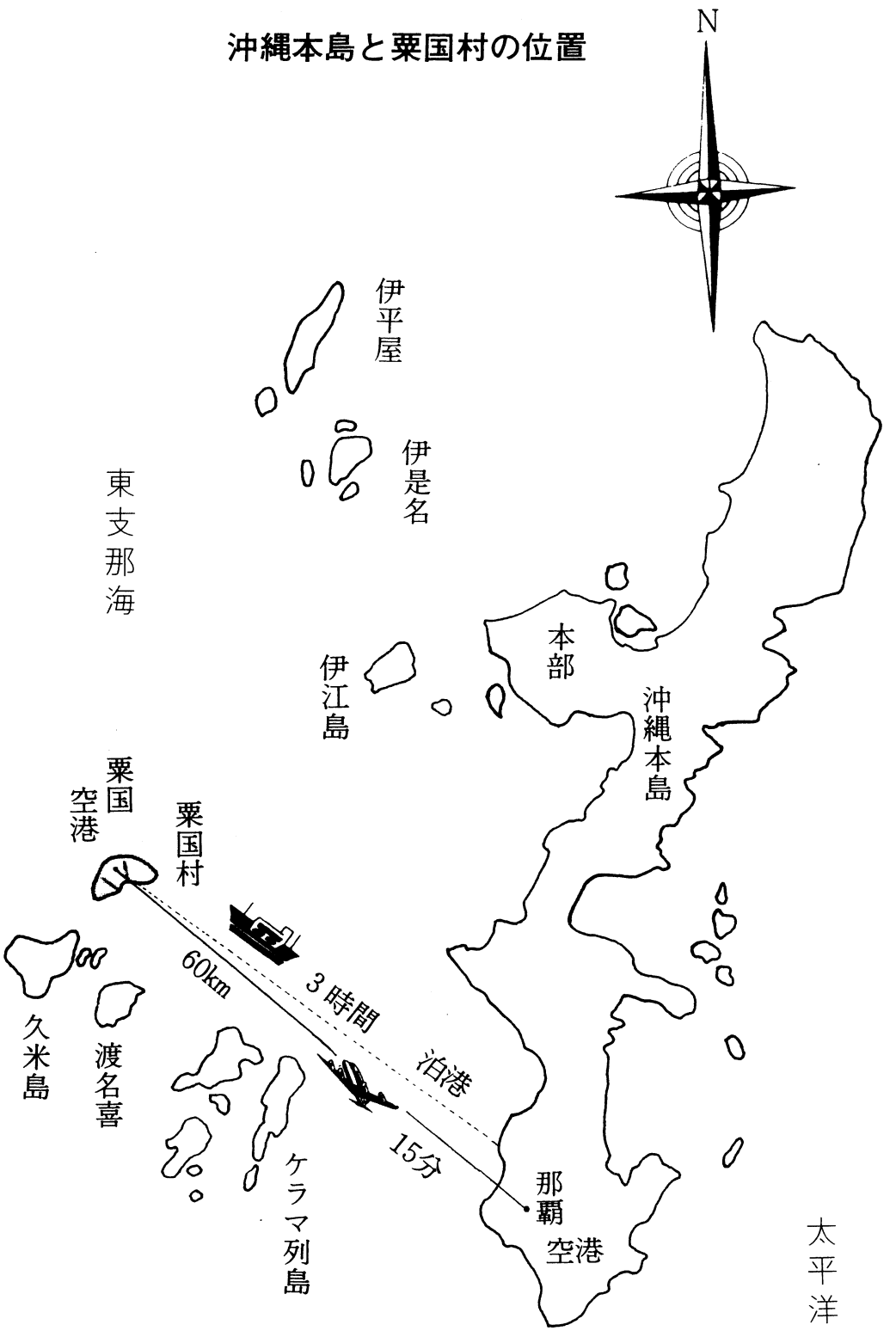

粟国村地域図

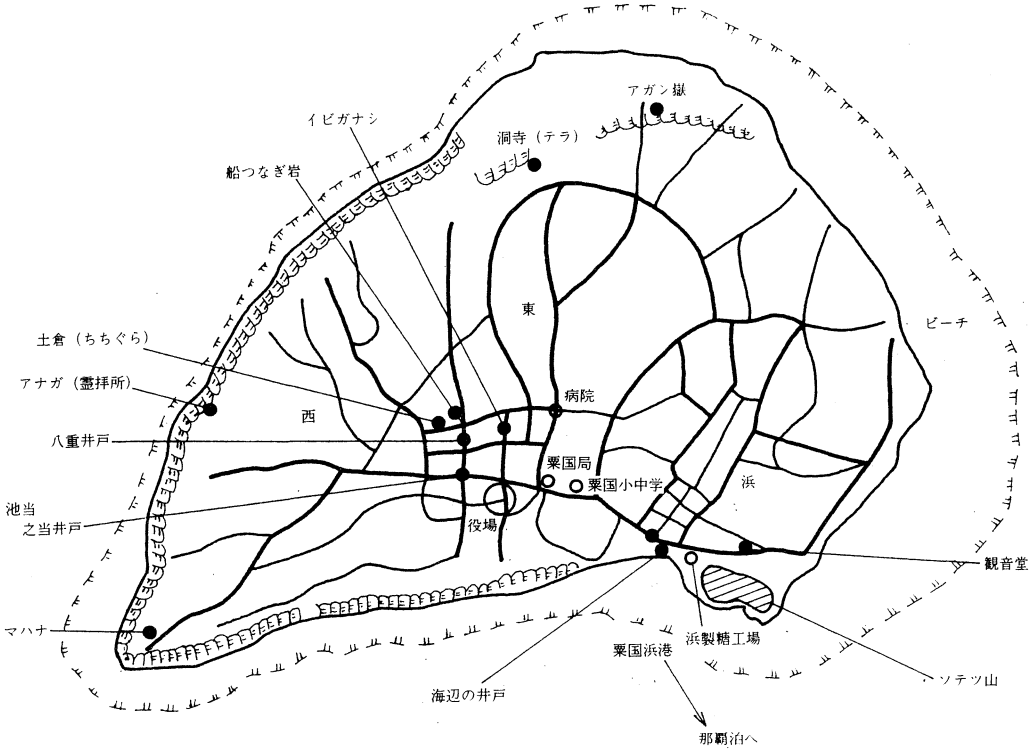
アガン嶽
イビガナシ
洞寺（テラ）
船つなぎ岩
東
ビーチ
土倉（ちちぐら）
アナガ（霊拝所）
西
病院
八重井戸
粟国局
粟国小中学
浜
池当
之当井戸
役場
観音堂
マハナ
浜製糖工場
粟国浜港
ソテツ山
海辺の井戸
那覇泊へ

マハナより東方望む

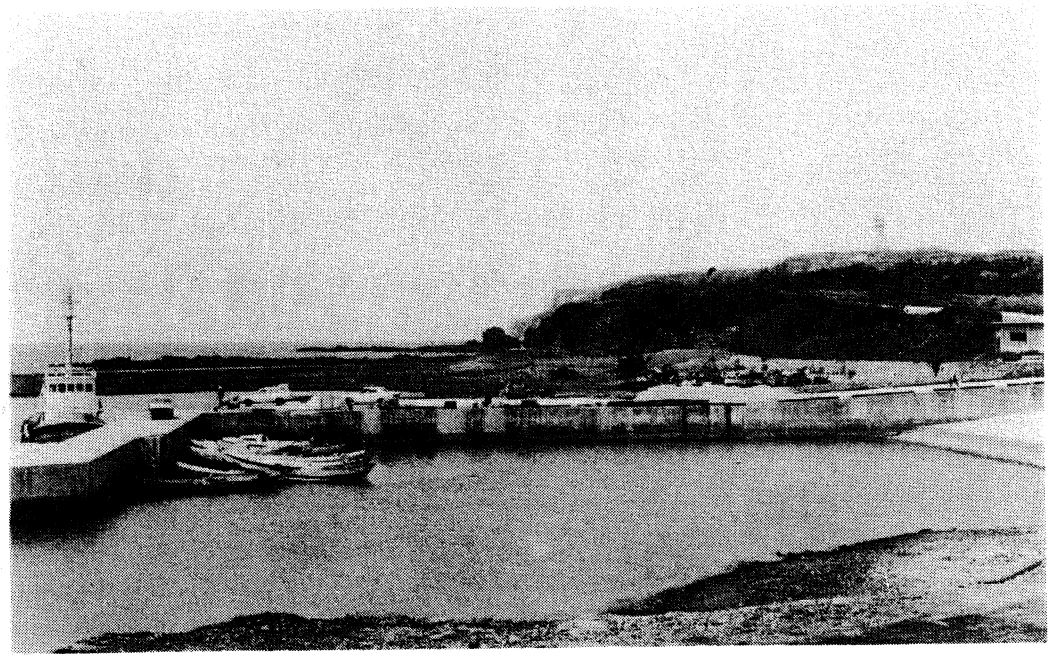

くり舟保護の漁港

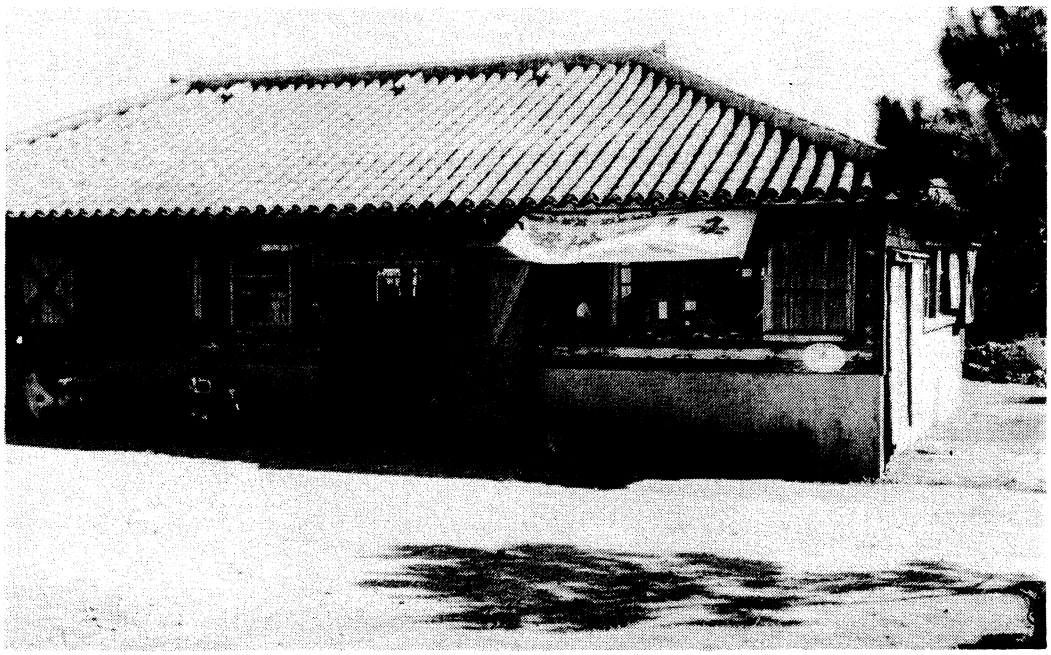

旧役場　明治42年建立

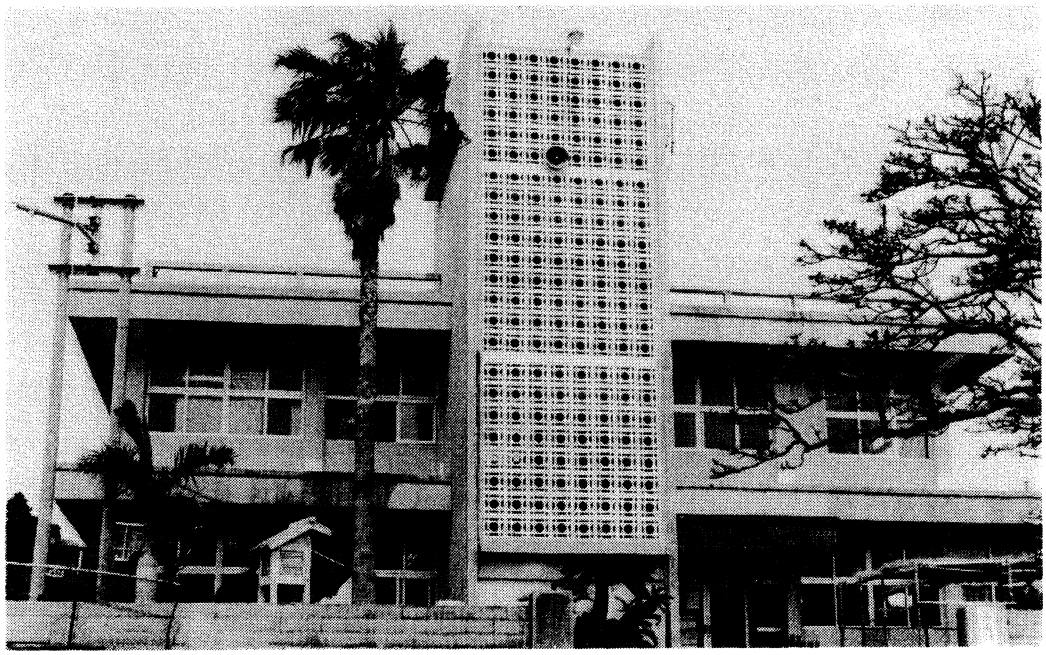

新役場　昭和47年建立

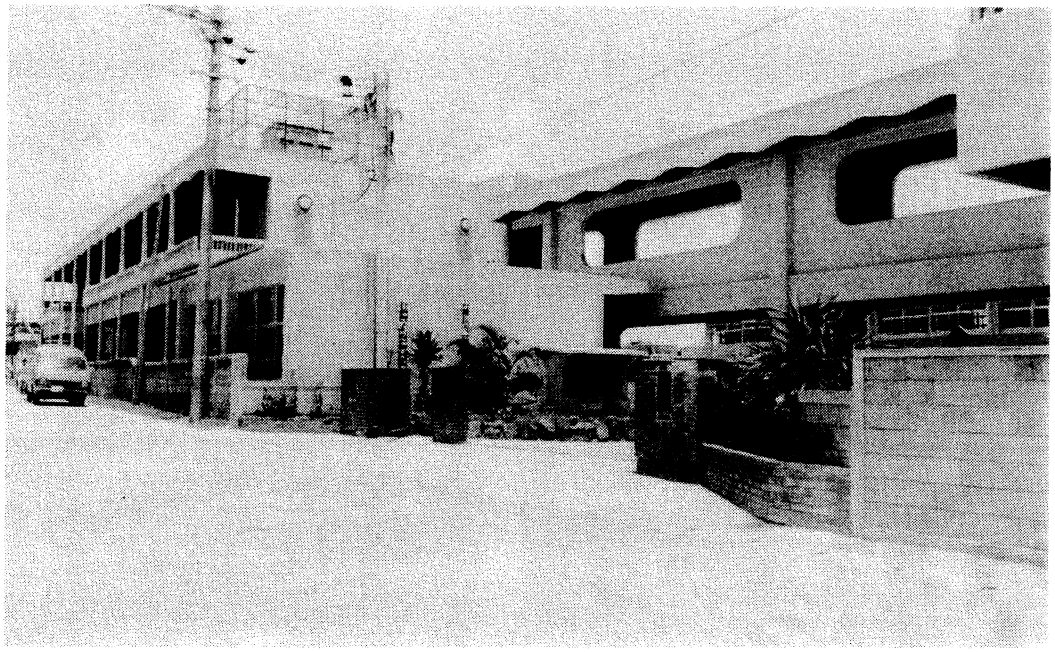

粟国村立小中学校

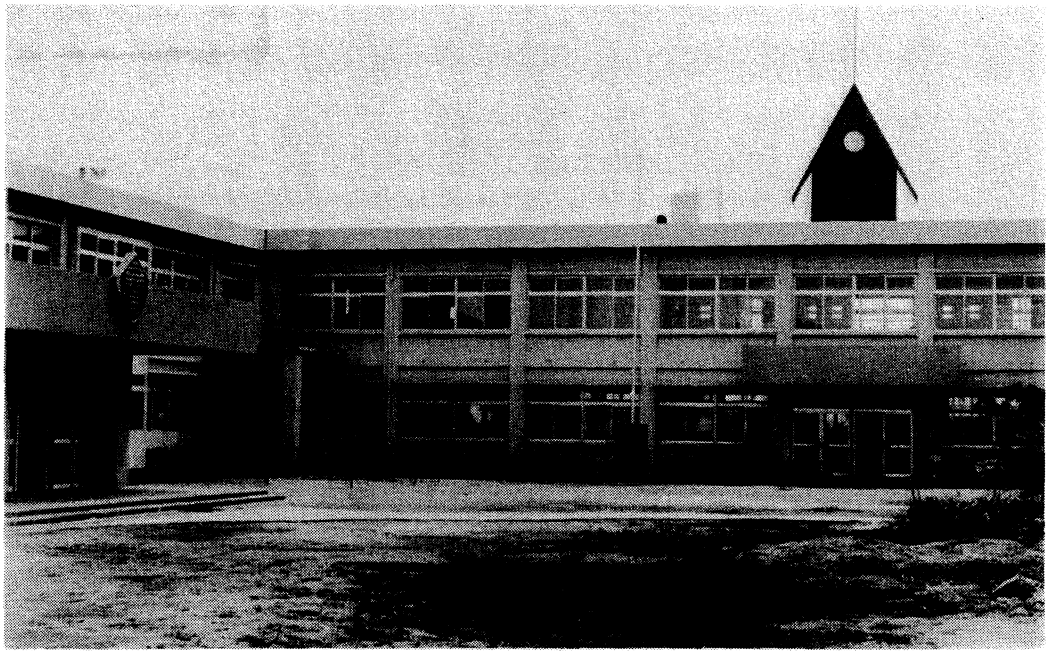

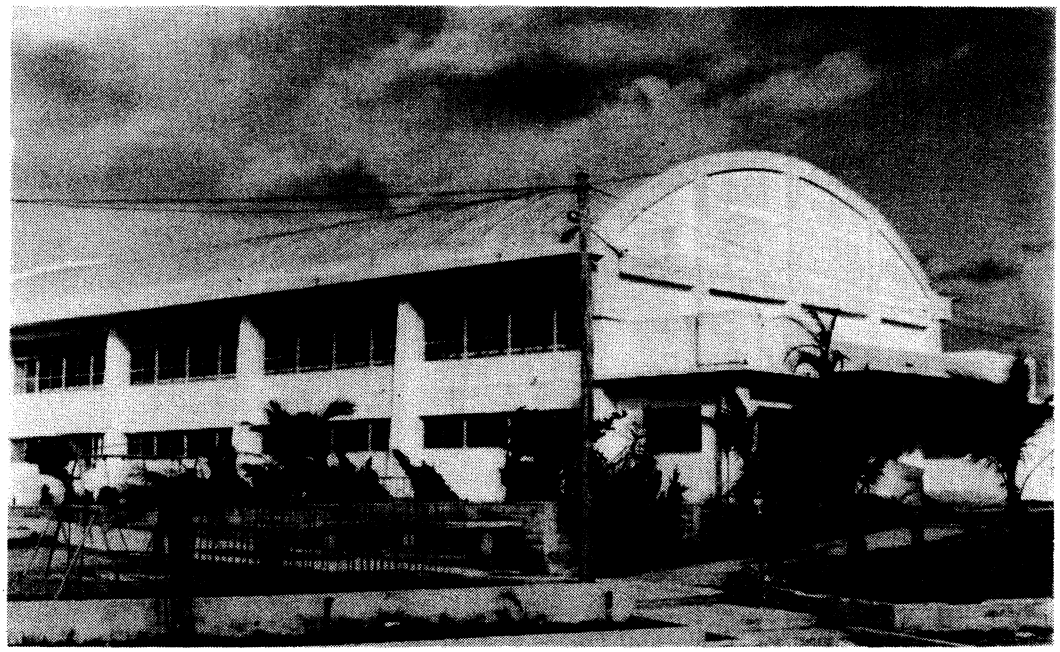

体　育　館

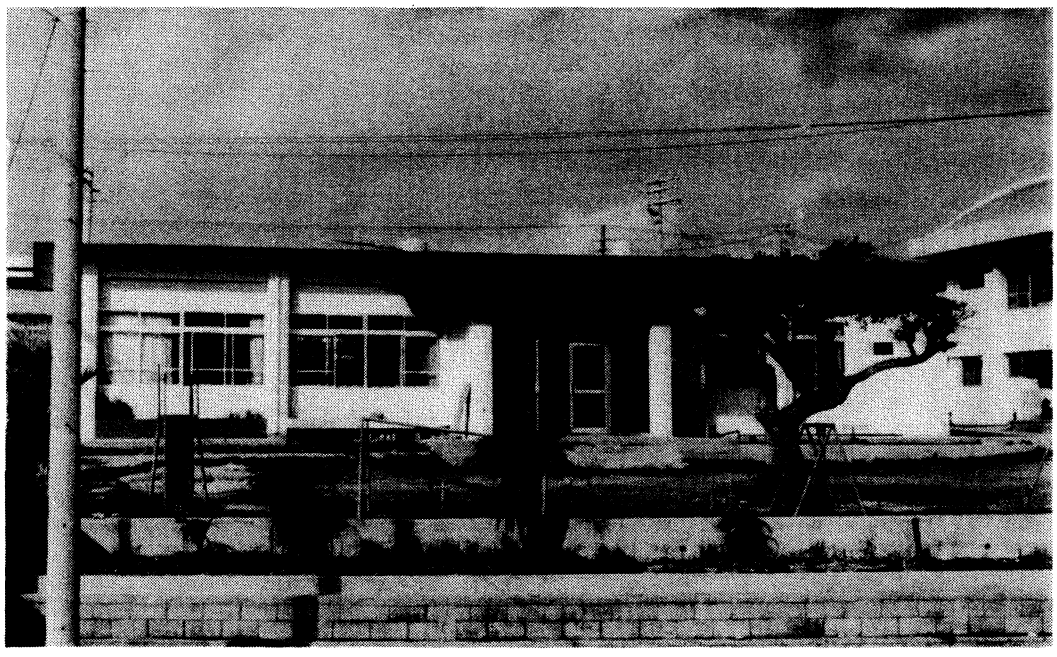

幼　稚　園

中　央　公　民　館

役場の屋上より東方を望む　中央通り

粟国村歌

作詞　兼城賢栄
作曲　中村　透

一、マハナの岬の　れいめいの
黒潮高く　うち寄せて
希望が朝を　呼ぶところ
新生の意気　はつらつと
いざ奮い立つ　粟国村
誇ろうわれらが　ふるさとを

二、輝く空よ　白浜よ
平和の息吹き　みなぎりて
るり紺碧に　澄むところ
繁栄の歌　たからかに
いざ励みゆく　粟国村
伸ばそうわれらが　ふるさとを

三、歴史を偲ぶ　八重川城
文化の光り　照り映えて
理想に燃えて　ゆくところ
躍進の道　手をとりて
いざ築きゆく　粟国村
仰ごうわれらが　ふるさとを

粟国村歌

作詞　兼城賢栄
作曲　中村　透

明るくいきいきと

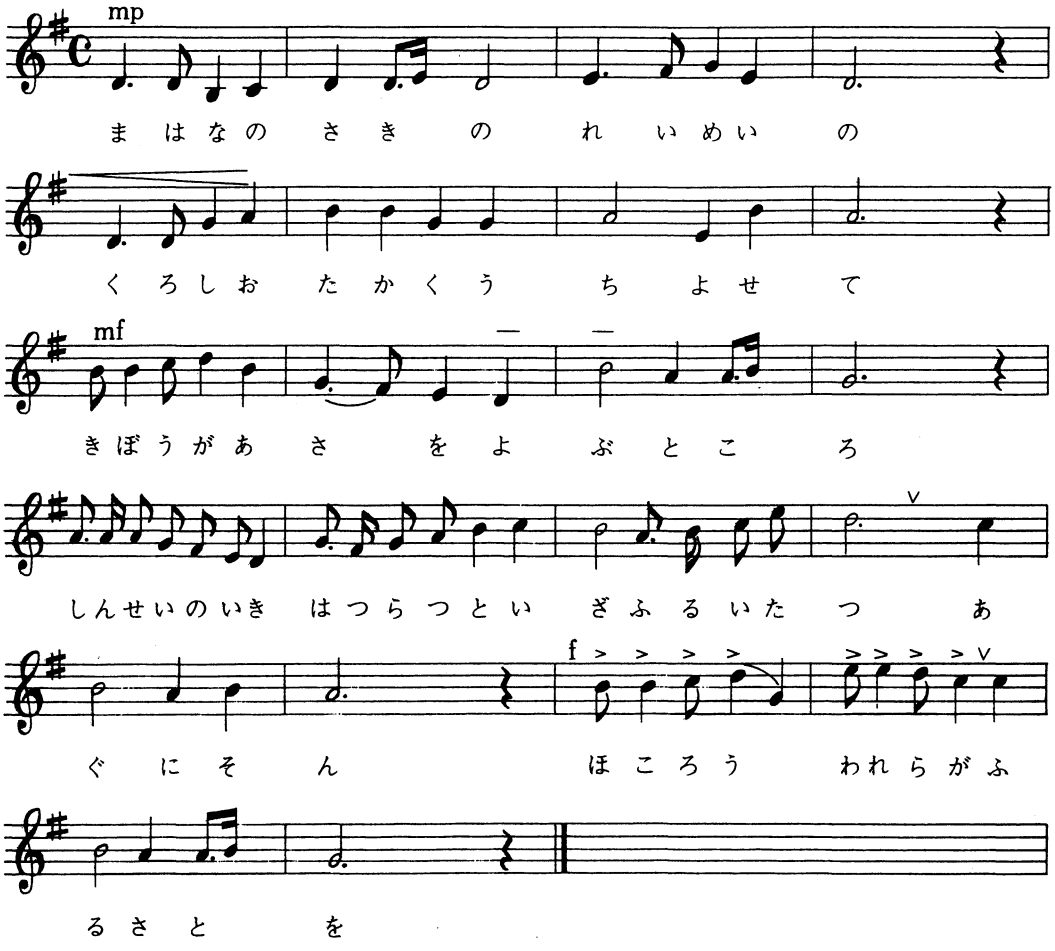

粟国村音頭

作詞　平田嗣永
作曲　中村　透

一、東支那海　海蒼く
眺め果てなく　広がりて
緑の風も　木々そよぎ
光が四方に　映え渡る
ああ幸香る　粟国島

二、八重の潮路を　乗り越えて
西に東に　羽ばたきし
雄飛の歴史　受け継ぎて
汗して励む　村人の
ああ歌流る　粟国島

三、希望溢れる　その中で
老いも若きも　手をとりて
平和と自治を　旨として
築け輝く　新歴史
ああ夢躍る　粟国島

粟国村音頭

作詞　平田嗣永
作曲　中村　透

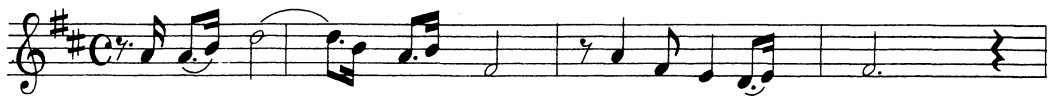

1. ひがし―　しなかい　うみあおく
2. やえの―　しおじを　のりこえて
3. のぞみ―　あふれる　そのなかで

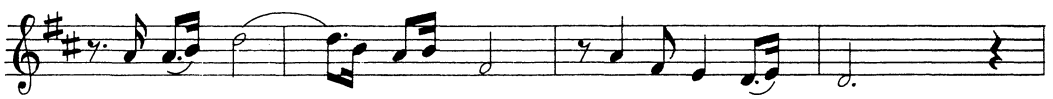

ながめ―　はてなく　ひろがりて
にしに―　ひがしに　はばたきし
おいも―　わかきも　てをとりて

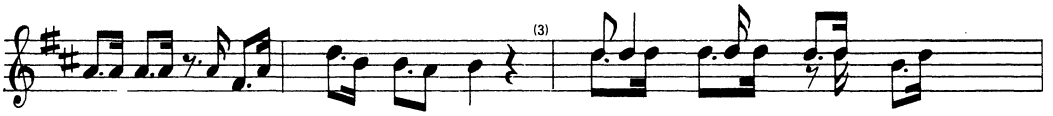

みどりの　かぜも　きぎそよぎ　ひかりが　よもに
ゆうひの　れきし　うけつぎて　あせして　はげむ
へいわと　じちを　むねとして　きづけか　がやく

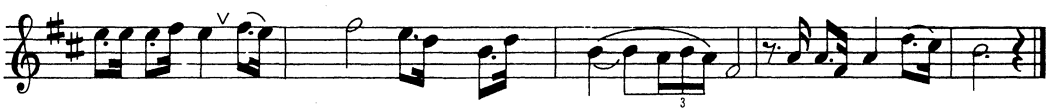

はえわたるあ　あさちかおる―　あぐにじま
むらびとのあ　あうたながる―　あぐにじま
しんれきしあ　あゆめおどる―　あぐにじま

島の明け暮れ

作詞　伊佐三郎
作曲　富浜定吉

一、明け雲なびく　かがやかに
東の海ゆ　夜が明けて
希望にもえる　朝が来る
万象踊る　朝が来る
生気みなぎる　地に海に
粟国の島に　旭が昇る

二、熱血たぎる　父祖たちが
陸に海にも　奮い起ち
代々に生業　築き来た
貴き勲し　称えつつ
広い世界に　雄飛する
島の若人　夢ゆたか

三、まっかに燃える　西の空
静かな海を　すべりゆく
いかつり舟の　白帆には
大漁の夢を　はらみつつ
漁場めざして　ひた走る
エデンの島に　日が暮れる

島の明け暮れ

作詞　伊佐三郎
作曲　富浜定吉

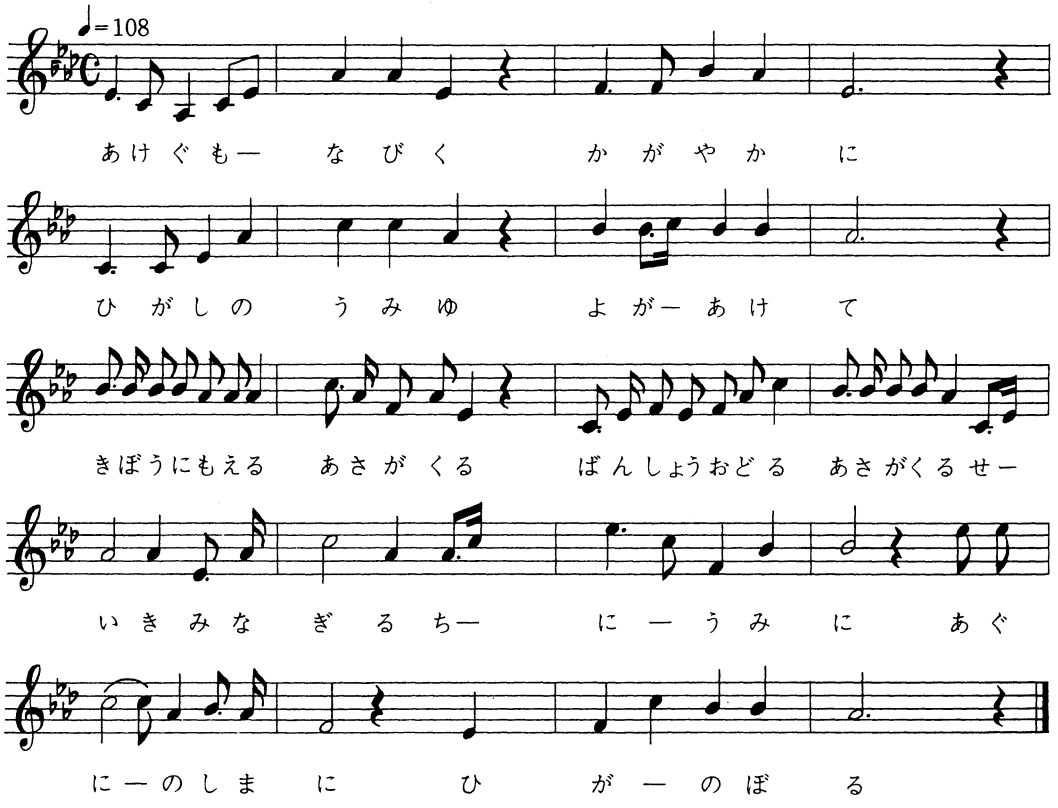

発刊のことば

粟国村長　城間善功

どの国にも歴史と文化があるように、町や村にもそれなりの民俗行事や芸能、口碑伝説などがあるものです。これらの文化遺産を継承して記録にとどめておく事は極めて意義深い事であります。

私達の祖先は遠い昔からどのようにして生活を営み、文化等はどのようにして推移したかを知り、且つ後世に残すべきか…村民共通の願望である村誌がこの度発刊される事は皆様と共に喜びに堪えません。古代から形成されて来た歴史を出来る限り正しく記録し、後世に伝え残し、本誌が村民の相互理解の援けとなり、更に村の発展、教育振興の一助になれば幸甚であります。人間は誰しも充実した社会生活を送りつゝ、未来に向って限りない発展を願うものであり、郷土の歴史を知り、祖先の偉業を偲び、その偉大さを尊び、郷土を愛する心がひいては村の発展に繋るものだと思います。本誌は時代の流れと共に変り行く歴史を明らかにするため、文献資料や、古老の方々から聞き取り調査を行いつゝ収録されたものであります。

資料の発掘など委員の方々の努力は並々ならぬものがありますが、本誌は必ずしも村の歴史のすべてであるとは考えておりません。書き残されないことも多々あると存じますが、これらのことについては続編の企画もされると思いますので、読者各位の助言とご協力をお願い申し上げます。

編纂に当り末吉達幸氏並びに、委員各位のご苦労に対し心から敬意を表しますと共に本誌が今後の村発展のために大いに活用される事を祈念して、発刊の挨拶といたします。

以　上

村誌発刊を祝す

前粟国村長　新城　実

長い間の懸案だった村誌が出来上がり発刊の実現した事をお慶び申し上げます。

昭和四七年九月村誌編纂を企画し学識経験者及び有志各位のご賛同のもとに委員を組織し委員長に当時教育長の末吉達幸先輩、委員に仲里秀雄、上原英昌、安里寛吉、伊佐永篤の諸先輩を選任して活動開始したが粟国村は去った昭和二十年六月九日米軍上陸の際に役場の書類等は焼失或は滅失されたために資料としては皆無であった。幸いに委員ご自分達の記録した資料を保持していたお蔭と、中央図書館等の文献による調査、村内にあっても東西奔走困難を克服し、特に末吉先輩は健康を害した事もあったが良く堪え忍んで来られた事には頭が下がる思いでした。

村誌編集について委員の皆様、関係者の皆様の御苦労によって見事に完成、戦前戦後新生粟国村の姿を多彩にわたって記録された事に対し企画当時の責任者として衷心から深甚なる敬意を表してやまないものであります。

今年は祖国復帰十年目にあたり記念誌としても有意義であると思います

本誌の発刊は後世に永く伝わり多数の方々が貴重な資料として広く活用されることのお慶びを申し上げるとともに委員諸先輩の功績を讃え発刊の祝辞といたします。

昭和五十七年七月

村誌発刊に寄せて

伊良皆　哲次

このたび村誌が発刊されることになりましたが、この村誌発刊の持つ意味は、まことに大きなものがあると思います。

遠い昔から多くの先輩によってつくられて来た今日までの歩みを知る事は、単なる思い出のためのものであってはならない過去を知ることは現在をつくり、未来への道しるべであり、より多くの意義を持つものだと思います。

我々の村は、偉大なる祖先と指導者によって、立派な歴史を持って発展を続けて来たが、去る第二次大戦により、すべてを失い制度区画の変更等によって、輝かしい歴史が忘れられようとしている。

併し幸にして、今回このことに深く意を配り、村史の必要を感じて、政治経済文化等、あらゆる分野にわたり、村の発展の歴史を編さんされた事は、村民の喜びであります。

この村史が村民の読物として、郷土の歴史を知り祖先の足跡をたどり、もって郷土を愛する念を培うのみならず、現在の情勢に照らし、更に将来の方向を定める指針の一端となるものと確信いたします。

また、われわれのこの郷土の歴史は、沖縄の歴史にもつながる貴重な資料に値するものだと思います。

村史編さん委員のご労苦によって完成された村史が、村の繁栄への道標となる事を固く信じて、ここに村民と共に深甚なる敬意と感謝の誠を捧げ所感の一端とします。

村誌編纂に当って

末吉達幸

村誌なるものは、その村の過去及び現在に関する諸述が未来への示唆を朶むものと思うのは常識である。

今度村誌編纂に当り、村長新城実氏に任命されたので、浅学菲才では不可能な難事である事は承知しながら、将来村誌らしい村誌が編集出来れば幸いであると思い、先輩の伊佐永篤氏、上原英昌氏、安里寛吉氏等の御協力を得て編集事務を逐行したのである。

粟国村は首里との血縁関係が繋がる島で、古来からの伝説、民話、その他文化資料は豊富にありながら、本島より離れた孤島なる故僻地として疎遠され一般に公開の機会を失い特に戦後は古来伝へて来た大切な伝説、民話文化など、口から口へ伝えるだけでは記録がなく消え失うおそれがあるので、この際是非記録を残し永久に保存して置く必要を感じたからである。

郷土の歴史を知る事は即ち郷土建設の基礎にもなり、又祖先の労苦に報いることにもなりひいては郷土繁栄に役立つ事もあると考え菲才を省みず執行した事を御理解していただけば、村誌もその使命の一部を果たす事が出来ると思う。

村民が本書によって一層強く郷土の真価を認識自覚して、奨来指針に寄与する事多々あるものと確信すると共に豊な村造りの資料となる事を祈る次第である。

村　長　　城　間　善　功

収入役　　照喜名　広　光

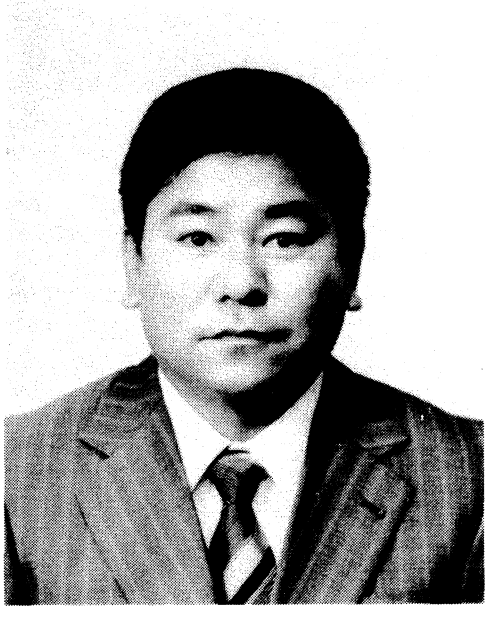

助　役　　上　地　幸　雄

村　会　議　員

後列左より

宮里侑昇　　末吉信輝　　糸洲敏光

中列左より

山城義信　　安里武蒸　　新里員章

前列左より

玉寄栄一　　山城国熊　　山城三郎

歴　代　村　長

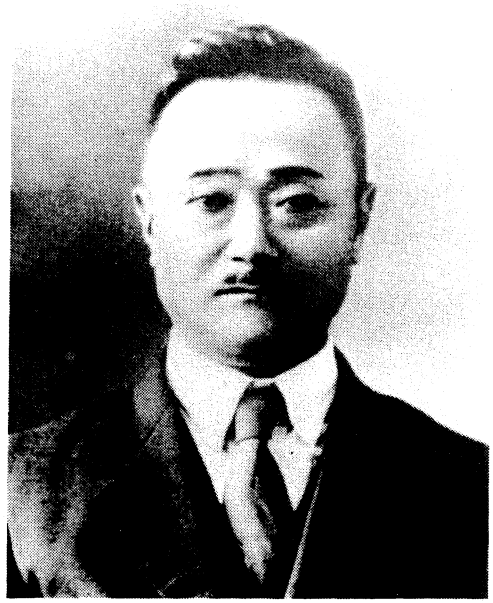

初　代　與那城　菊太郎

第2・3代　上　原　次　郎

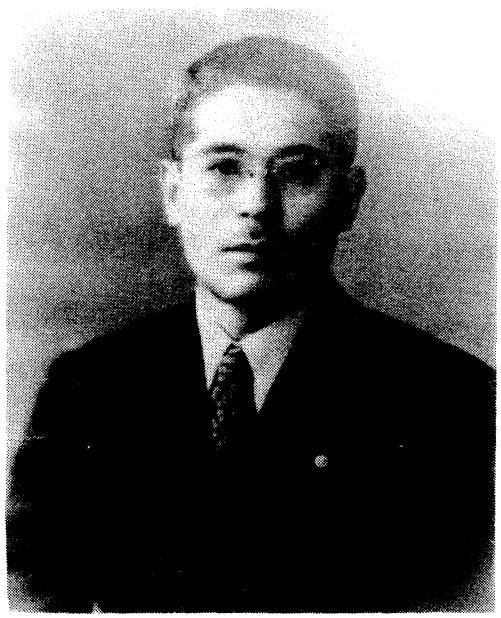

第4代　浜　川　信　吉

第5代　友　利　仁三郎

第7代　浜　川　栄　久

第6代　宮　里　治　昌

第9代　末　吉　達　幸

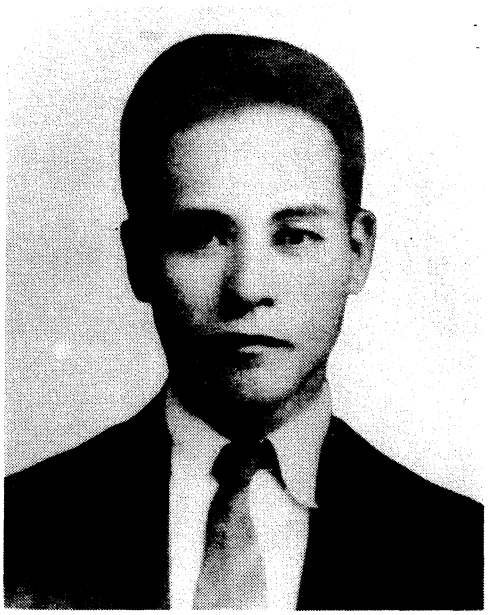

第8・10代　仲　里　秀　雄

第12代　安　里　雄　好

第11代　上江洲　　宏

第14・15・16・17代　仲　里　　剛

第13代　與　儀　俊　夫

第18・19・20代　新　城　　実

歴　代　議　長

初代(補欠)　宮　里　和　明
(昭和24年)

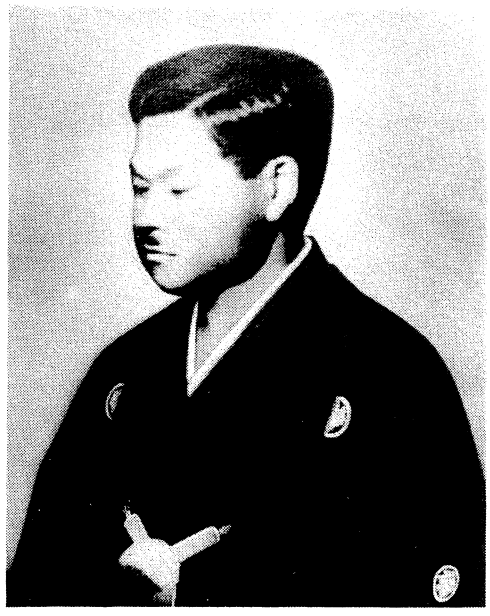

初代　新　垣　信　光
(昭和23年)

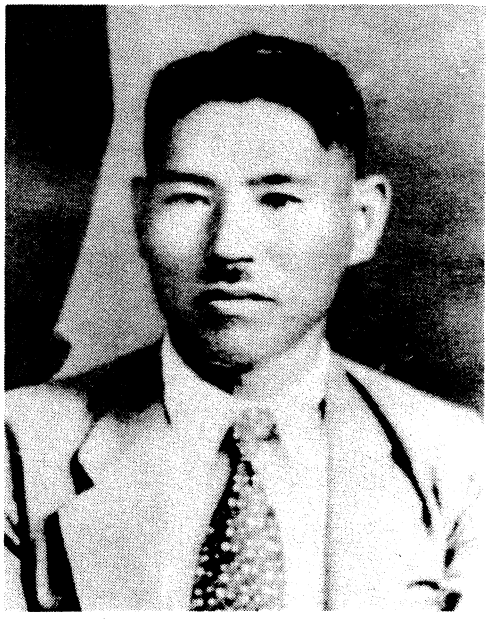

第3代　小　嶺　辰　寿
(昭和29年)

第2代　屋　宜　宗　栄
(昭和25年)

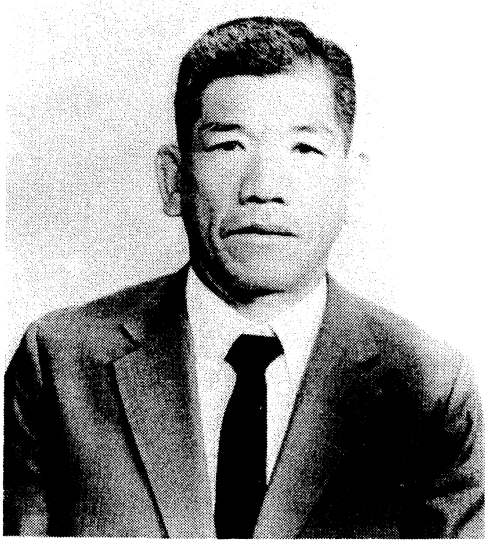

第４代(後任)　與　那　盛　幸
(昭和33年)

第４代(前任)　新　里　栄太郎
(昭和33年)

第６・７・９代　玉　寄　栄　一
(昭和41年)

第５代　小　嶺　健二郎
(昭和37年)

第8代　安　里　武　蒸
(昭和49年)

序　章

粟国村章
粟国村歌
粟国村音頭
島の明け暮れ
発刊のことば　村長　城間善功
村誌発刊を祝す　前村長　新城実
村誌発刊に寄せて　伊良皆哲次
村誌編集に当って　末吉達幸
歴代村長・歴代議長

目　次

第一章　粟国村の自然……一
第一節　地形・風土……一
第二節　粟国の名称の語源……三
第二章　先史時代……三
第一節　先史時代概要……三
第二節　先史時代の貝塚と遺物……九
一、巣飼原貝塚……九
二、西御願貝塚……一一
三、松尾原洞穴遺跡……一二
四、草戸原洞穴遺跡……一三
五、浜遺物の散布地……一三

六、東遺物の散布地……一三
第三節　御嶽と拝所……一一〇
一、御嶽……一一〇
二、殿名……一一〇
三、拝所……一一二
第三章　部落時代……一一六
第一節　部落社会の形成発展……一一六
一、各部落に於ける一門と屋号……一一六
第四章　按司時代……一一六
第一節　按司とノロの出現……一一六
第五章　王国時代……一一三
第一節　王統成立の変遷……一一三
一、舜天王統の成立……一一三
二、英祖、察度王統の成立……一一三
三、第一尚氏王統成立と北山の滅亡……一一三
第二節　中央集権の確立……一一三
第三節　海外貿易と文化の移入……一一四
一、海外貿易の開始……一一四
二、外来文化の移入……一一四
三、琉球王統一覧……一一六
第四節　王国時代の行政……一一六
一、按司掟……一一九
二、番所の役員組織……一一九

三、粟国島番所の役職構成……四三
第五節　王朝時代の農民生活……四三
一、身分制度……四五
二、身分表示の手段……四六
三、身分と役職……四七
四、身分による制限……四七
五、田舎百姓に対する諸制限……四八
第六章　古代社会の貢租制度……四八
第一節　税制の沿革……四八
一、貢租の種類……四九
二、冊封……五〇
三、江戸上り……五一
四、王世子の薩摩滞留及び諸使節の上国費……五一
第二節　役人の不正搾取……五三
第三節　田舎百姓の身売……五三
第七章　土地制度……五四
第一節　土地の種類……五四
一、百姓地……五四
二、地頭地……五五
三、オエーカ地……五五
四、ノロクモイ地……五五
五、仕明請地……五五
六、仕明知行地……五五

七、払請地……五六
第二節　土地整理と地租税……五六
第八章　薩摩の侵略と沖縄統治……五八
第一節　慶長の役の因果……五八
一、検地……五九
二、間切制度の確立……五九
三、向象賢と蔡温の経歴……六〇
四、行政区画の変遷……六〇
第九章　県政時代……六二
第一節　廃藩置県と間切行政……六二
第二節　廃藩による尚泰王……六四
一、琉球王国最後の国王　尚泰……六五
二、沖縄県設置……六五
三、郡制実施……六六
四、間切島規定……六七
五、特別市町村制並びに一般町村制実施……六七
六、断髪と徴兵令の実施……六八
第三節　粟国村行政の変遷……六九
一、歴代三役……七〇
二、歴代正副議長……七三
三、部落の状況……七四
四、各字歴代区長……七六
五、昔の村内法と戦後の村内法……七七

第十章　アメリカ施政権時代……八七
第一節　太平洋戦争と沖縄戦……八七
一、アメリカ軍の粟国上陸と終戦処理……八九
二、戦争当時の行政概況と村民の生活……八九
三、空襲中に於ける村の被害状況……九〇
四、米軍上陸後の各部隊駐屯状況……九一
五、米軍統治下中視察に来島された高等弁務官と
知事及び立法院……九四
六、歴代高等弁務官……九四
七、歴代主席……九五
八、粟国村更正会結成……九五
九、国務大臣中山貞則来島……一〇五
十、日本復帰……一〇六
十一、復帰後の行政機構と職員配置状況……一〇七
第十一章　教育……一一一
第一節　王国時代の教育文化概観……一一一
一、本邦文化の発達概要……一一一
二、沖縄王朝時代の教育文化……一一一
三、王朝時代の教育行政……一一四
第二節　県政時代の教育……一一四
一、教育の普及と発達……一一四
二、社会教育の発展過程……一二〇
第三節　粟国村学校教育の発展……一二五

一、廃藩置県から学校開設までの過程……二二五
第四節　アメリカ施政権時代……二二七
一、米軍上陸と学校開設……二二七
二、幼稚園の開設……二二八
第五節　戦後の学校後援状況其の他……二二九
一、保護者会（ＰＴＡ）結成……二二九
二、協伸会……二三〇
三、図書及び教具の寄贈……二三〇
四、鵬洋会……二三〇
五、伊佐文庫……二三〇
六、掲示板の建設……二三一
七、時鐘と太鼓……二三一
八、便所の建設……二三一
九、農工具室建設……二三一
十、校内運動場の教材園設置……二三一
十一、気象観測所の設置……二三二
十二、校庭の榕樹……二三二
第六節　教育制度の変遷……二三二
一、校歌……二三三
二、歴代校長……二三四
三、歴代教頭……二三六
四、戦後の校舎建設と校地拡張の過程……二三六
五、戦後の学校給食開始……二三九

六、歴代教育委員長……一四〇
七、歴代教育長……一四〇
八、歴代ＰＴＡ会長……一四一
九、在籍児童生徒の変動状況……一四一
第七節　学校教育と家庭環境の今昔物語り……一四二
第八節　粟国村育英会……一四四
一、育英会役員……一四五
第十二章　人物史伝……一四六
第一節　人物史伝……一四六
一、與那城親雲上の功績……一四六
二、バルチック艦隊を発見した奥浜氏……一四六
第十三章　風俗習慣……一四八
第一節　風俗習慣……一四八
一、子宝をさずかる祈願……一四八
二、妊婦と夫……一四八
三、出産……一四八
四、生年祝……一五一
五、婚礼……一五一
六、葬祭……一五二
七、墓……一五三
八、入墨……一五四
第十四章　衣・食・住……一五四
第一節　衣・食・住……一五四

一、衣生活……一五四
二、食生活……一五五
三、住居……一五七
第十五章　文化……一六〇
第一節　歌謡……一六〇
一、神里真牛口説……一六〇
二、照喜名節……一六一
三、むんじゅる節……一六二
四、草戸節……一六三
五、針突の歌……一六四
六、豊年の歌……一六四
七、神里節（神里口説）……一六五
八、島の歌謡……一六六
九、世果報口説……一六七
十、麦の歌……一六七
十一、家建の歌……一六七
十二、船送り御前風……一六八
十三、琉歌……一六八
第二節　豊年祝の歌……一六九
一、トーンサリ……一六九
二、ふくようし……一七〇
第三節　芸能……一七〇
一、棒踊り……一七一

二、歌劇……一七一
第四節　俚諺……一七四
第五節　子ども遊び……一七六
一、マーイウチェ（毬つき）……一七六
二、シマグヮークヮエー……一七六
三、チャンクルーケーセ……一七六
四、チップウキエー……一七六
五、石けり……一七七
六、アーギートエー……一七七
七、イットガヨ……一七七
八、トンダイセー……一七七
九、オーシートー（アーギートエー）……一七七
十、マヤー（ねこ）ジュー（尾）フェー（振る）（子捕鬼）……一七八
十一、カックェーグヮー（かくれんぼ）……一七八
十二、ウチックヮセー（パッチリークヮエー）……一七八
十三、ギーチャーオーエー（片足戦争）……一七八
十四、コールマーセー（コマまわし）……一七八
十五、竹馬……一七九
十六、イララクヮエー……一七九
十七、チンナンアーセー……一七九
十八、ウァグァーコーンソーリ……一七九
十九、フニグヮーハラセー……一七九
二〇、アダン葉のカジマヤー（風車）……一七九

二二、ソテツの虫かご……一七九
二三、ソテツの実の笛……一八〇
二三、ソテツのまり……一八〇
二四、ツメ染め……一八〇
二五、クバの小舟……一八〇
二六、フクギの葉のサバグヮー（ぞうり）……一八〇
二七、ササブネ……一八〇
二八、パッチリー……一八一
二九、水鉄砲……一八一
三〇、紙鉄砲……一八一
三一、竹とんぼ……一八一
三二、ブーブー（凧）……一八一
三三、コール（こま）……一八一
三四、ビス（ホオズキ）……一八一
第六節　俗信……一八三
第七節　名護親方（程順則）のいろは教訓歌……一八三
第八節　雨乞の行事……一八五
第十六章　おもろ……一八七
第一節　おもろ……一八七
一、キートマーおもろ……一八七
二、チャワントンマチガニ……一八七
三、国おもろ〈西ぬヒータ〉……一八八
四、タキモドシ……一九二

五、千鳥落とすオモロ……一九二
六、たきむどいうむい……一九三
七、うねーじやくうむい……一九四
八、初拝……一九四
九、おないじゃくおもり……一九八
十、りーじうむい〈うーへーいへーい〉……二〇一
十一、ときなをり……二〇五
十二、キートマー〈オーヒヤーヒ〉……二〇六
十三、ちゃわんとぅいまちー……二一〇
十四、へーゆまー……二一一
十五、急げ急げ神金……二一二
十六、国御儀式……二一三
十七、国おもり……二一四
十八、ちーぐうむい……二一五
十九、東咲く花……二一六
二〇、あままうふんちゅー……二一七
二一、八月のおもり……二一八
第十七章　産業……二二一
第一節　農業……二二一
一、農業生産の開始……二二一
二、農業の発達……二二二
三、農業の現状……二二三
四、溜池……二二五

五、林業……二二五
六、蘇鉄……二二六
七、家畜……二二六
八、産業の奨励……二二七
第二節　養蚕……二二八
一、養蚕組合の設置……二二九
第三節　粟国村信用販売購買利用組合……二三〇
一、事業計画……二三〇
二、戦後の農業組合組織……二三一
三、琉球の貨幣……二三二
四、農業委員会……二三三
五、粟国村共進会会則……二三四
第四節　水産組合沿革……二三五
一、戦後の水産業……二三六
二、組合施設……二三六
第十八章　交通・通信……二三六
第一節　交通……二三六
一、粟国村船舶関係……二三七
二、陸運状況……二四〇
三、港湾……二四〇
第二節　郵便局の制度……二四〇
一、粟国郵便局の沿革……二四一
二、戦後の職員状況……二四四

三、歴代局長……二四四
第十九章　医療と衛生……二四五
第一節　医療機関……二四五
一、昔の治療法……二四五
二、戦後の医療……二四五
三、助産婦と歯科医師……二四六
四、歴代医師……二四六
五、歴代看護婦……二四七
六、駐在保健婦の活動状況……二四七
七、歴代保健婦……二四九
第二節　衛生……二四九
第二十章　社会福祉……二五〇
第一節　社会福祉……二五〇
一、生活保護……二五一
二、児童福祉……二五一
三、老人福祉……二五一
四、身体障害者福祉……二五二
第二十一章　飲料水と水道施設……二五二
第一節　飲料水……二五二
一、昔の井戸……二五四
二、戦後の井戸……二五四
三、簡易水道施設……二五五
第二十二章　警察……二五六

第一節　警察官粟国駐在所沿革……二五六
第二十三章　公共事業……二五七
第一節　公共施設……二五七
一、親子ラジオ……二五八
二、諸施設……二五八
第二節　飛行場建設……二六〇
第二十四章　伝説……二六二
一、祝女グムイ……二六二
二、つやの祠……二六三
三、粟国兼浜……二六四
四、キジムンの復讐……二六五
五、洞寺（テラ）の伝説……二六七
六、マムンカーミグヮー……二六八
七、知念亀文子の三味線……二七〇
八、観音碑の由来……二七〇
九、神里と天人……二七一
十、真栄城タンメーと小嶺タンメー……二七三
十一、アングェラー鳥……二七四
十二、ヤガン大折目の由来……二七五
第二十五章　粟国村の年中行事……二七八
一、一月……二七八
二、二月……二八〇
三、三月……二八〇

四、四月……二六二
五、五月……二六二
六、六月……二六三
七、七月……二六四
八、八月……二六四
九、九月……二六五
十、十月……二六六
十一、十一月……二六六
十二、十二月……二六六
〔附記〕エイサー歌……二六八
人物……二九一
附録（廃藩置県前の県政概況と戦前の歴代知事）……二九九
編集後記……三〇三

第一章　粟国村の自然

第一節　地形・風土

那覇の北西約五七粁、北緯二六度三四分、東経一二七度一三分の地点に位置し、東に沖縄本島、東南に慶良間諸島、渡名喜島、南西に久米島、西に鳥島を望む。

地形はほぼ三角形状で、面積約七・九平方粁、東西四粁、南北二・六粁、周囲約十二粁である。

地形・地質については委細な事は知らないが、日本列島はアジア大陸と陸続きであった。ところが、数万年前地質の変動が起こって、アジア大陸から切り離され、一万年以上には今の日本列島（南西諸島を含む）のような形になった。その時、粟国島も火山岩の島として形成したとの事である。

珊瑚礁の隆起によって、現在の半円形状の形の島になったものと考えられる。

火山岩でできている地質は、マハナから北に続く台地と、マハナから東に海岸ぞいを行くと、ハンガーに達する。そこまでの断崖の範囲が相当するよう、いわゆる（巣飼原段丘）である。火山岩は、緑色安山岩質と白色浮石質の凝灰岩などを含んでいる。

珊瑚礁の隆起は、三期にわたって起こっている。第一期の隆起の部分は、ほぼ中央の西毛平より、北東の西大久保原と、東へは南屋敷原と前原の境あたりまでであり、現在の字西と字東部落の半分が、その範囲に所在している。

第二期の隆起の部分は、南屋敷から北へ大久保原までと、東は、南馬場久保あたりまでとなっている。そこは、現在字東の部落半分にあたり、郵便局や診療所、学校などが所在している。

第三期の隆起の部分は、浜崎原から北の大久保原と、東へは南港原（東海岸砂丘を含む）あたりまでとなっている。

島の南西及び西側は、絶壁で海抜九〇米の高台をなし、南西の一部は、農耕に適しない。高台より東北に、緩やかに平坦であるが、地質上火山島に属し、久米島、鳥島と共に霧島火山帯の上に一部が連座し、地形的には、隆起珊瑚礁により、三段丘に分けられる。南西及び西側がもっとも高く、東北に緩やかな段丘を作り、東部は平地となり、東海岸は砂丘で囲まれている。

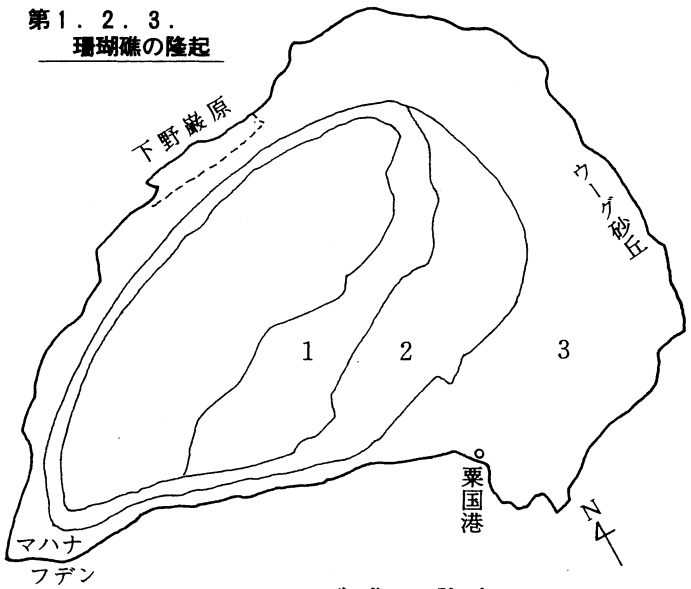

サンゴ礁の隆起

上部より第一層は、緑色安山岩質の泥流的集塊岩で、甚だしく風化しても、長石の班晶歴然として、所々に球ねぎ状組織を現わす。下層の境界判明しない。

第二層は、白色石質の凝灰岩で、厚さ第一層に数倍して、南西の隅にあたるマハナ海岸では、高さ九〇米の絶壁をなして、海に臨み頗る偉観を表わす。その一部は、細粒で粗大な浮石片を交えて板理明でない。この両部分は、細かく瓦層を表わして、断崖では層理は明らかである。

第三層は、拳大又は頭大の、輝石安山岩からできた集塊岩で、方解石脈に富んで、所々に同質の安山岩の層盤をはさんでいる。この安山岩は、暗黒色で数多の長石班晶を帯びて杏子石状を現わす。長石を鏡下に検すると、固有の双晶帯が明らかに発達し帯状に排列され、多量の波璃色体を含み、消光角に依って塩基性の層灰長石であることが分る。輝石は単斜晶系に属して、黄灰色で複色性ははっきりしない。一種透入双晶をなしているものもある。この集塊岩は、島の南岸俗称ハンガーに現われ、波浪と雨水の削磨作用によって、この種の岩石特有な山貌を表わす。奇岩怪岩雑然として海岸に横たわる。これら火山噴出物の果層は北又は西に向かって緩斜している。一部俗称ハンガーは海深く、新珊瑚礁が発達してないのを見ると、噴火の中心はハンガー沖にあったように考えられる。北東の緩傾斜地は海岸に近ずくに従って土質は悪く、隆起珊瑚礁からなる真土地帯である。東海岸一帯が砂質土で、各段丘の耕土は珊瑚礁からなる真土地で、肥沃土が低く村の中央を西高台から北東に築かれている。排水溝一帯の中間は沖積土で肥沃地である。

（地質学者脇水鉄五郎説）

第二節　粟国の名称の語源

粟国の名称については「南島風土記」東恩納寛惇著によると、孤島なる故を以て、普通に粟国島と称えられるが、本来はアグニである。一四六四年天順八年八月九日（尚徳王時代）の文書及び、鄭姓胡城家譜には共に「亜哇群尼（アワグニ）」と出ている。海島記には「粟島（アワジマ）」慶長帳にも「粟島」となっている。白石の南島誌「検地帳」によると、粟島となり、明治初年坊間流布の地図には誤って栗島（くりしま）と仮書されたものもある。本来粟国又は粟島とあるべきを「粟国島」と書き出したのは、旧記由来記等にも書かれている。

明治六年、駅逓寮地銘掛に提出した調査書類が始めで、それに対しては当局から「郷帳」に粟島とあり、現今は「粟国島認め候哉」という付箋照会があり、「御付紙通り粟国島と認め候也」という答申があったので「アワグニ」「アグニ」となった。

第二章　先史時代

第一節　先史時代概要

現在発掘されている貝塚の出土品は、千三百年前の縄文後期のものといわれ主に土器が多く石器はわずかである。先住人は、約二千年前から、漁撈を本体として生活していたと考えられる。それで、貝塚の位置や遺跡から考えると、島の西部台地第一段丘の草戸原一帯に住居があったと考えられる。現在の低地や平地の部落が出来、耕地として開拓するまでは、幾百年前から先住人が、居住していた事が想像される。貝塚周辺に洞穴があり、溜池やアサキンエーの泉水が流れているので、人類の生活には欠くことのできない条件であった。

沖縄本島の発掘された貝塚の位置も、高台地で海岸線にそうた海、浜に出入りの便利な地点を選んで、古代人は住んでいたといわれている。何故、海岸線を選んだかは、漁猟や其の他採集が便利で、生活上身命の安全を考えて選ばれたのであろう。

貝塚は、新古の差はあるが、古代人の生活必需品である貝類や、獣骨、魚骨、その他漁撈又は農耕に使用した廃棄物の捨て場であった事が窺われる。

住居も草戸節に歌われている通り草戸邑があったとの事で草戸遺物を通しても先住人が生活していた事が分る。

吾が草戸島や瓢(チブル)ない所
　赤皿の飯(バイ)ひやかお汁
吾が草戸島や水欲さんねらん
　池小掘(イチグワフイフ)掘てふかち飲むん

此の歌謡からしても以前から草戸原一帯に先住人が居た事が分る。

この台地の中央東端俗称がイー上、今は道路が拡張されている。道端の台地上に、珊瑚礁が突出ている岩石があるが昔この辺が海岸線の港で船のロープをこの岩に繋いで碇泊していたとの事で此の一帯を泊邑と言っていた、がイー上の台地から東方に二つの丘陵を造り平原地になって耕地となっているこの耕地中央は島唯一の排水路があり雨期には川同様水が流れ、水利に恵まれた地方を偲ばしめるのである。この排水路に添って俗称金附名（シュク原）という耕地がある。昔、島が隆起して耕地にならない頃七、八月になるとシュク（アイゴの幼魚）が群をなして流泳して来た海であったと言われている此の海でシュク魚を取った処が隆起して耕地になったとの事でシュク原と名付けられたとの事である。

その南に寄草原という原名(ハル)があるがこの耕地が海であった頃、海草が流れ寄せられたとの事で寄草原(ヨリクサバル)と名付けられたと言われる。

字西の野巌原の北側の海岸にヤカン港小という処があるが昔、刳舟が出入りした港の上に拝所があって村民の一部は今でも拝んでいる。斯様な状況から考慮しても先住人は台地の草戸原や島原(シマバル)方面に居住していたと考えられる。

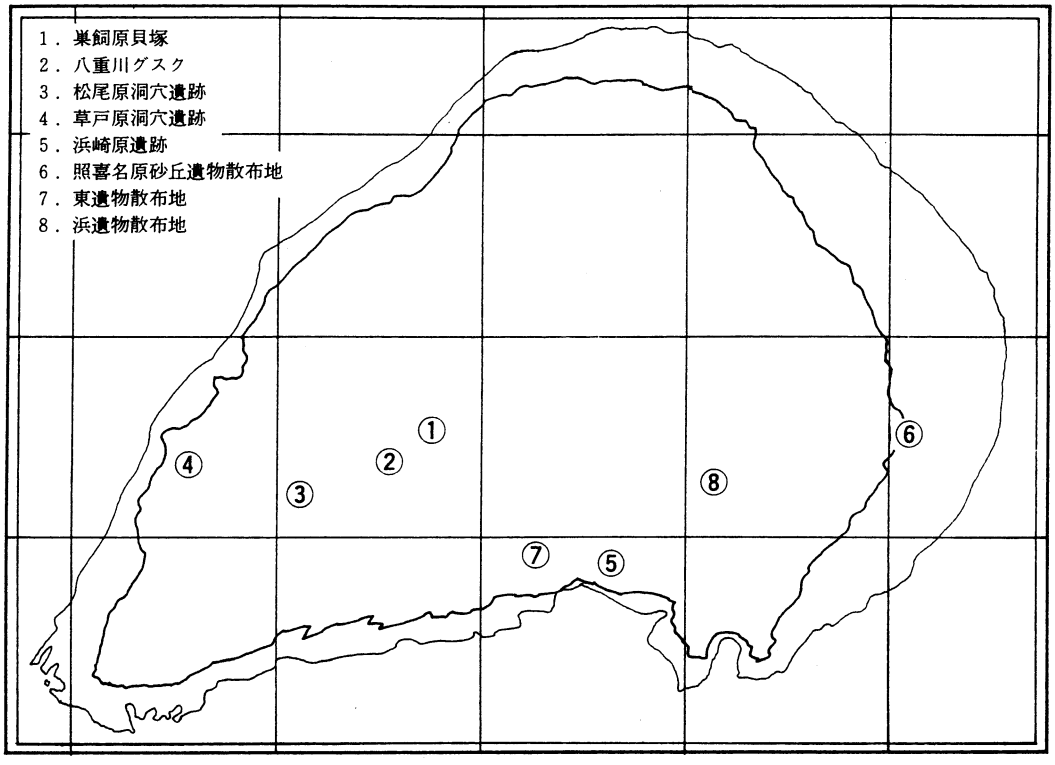

粟国村遺跡分布図（「綜合調査報告書―粟国島」沖縄県立博物館1980年）

◉ 巣飼原貝塚

西部落の北西に添って、東北と南西に伸びる断層がある。本貝塚はその断層の中間の西部落北端に添う琉球石灰岩台地上にある。断崖の南側崖下には西御願がある。

遺物の散布は上倉原、巣飼原にまたがる台地上とその崖下にまたがってみられる。崖下の堆積物は上の台地からの落込みと考えられるため、遺跡の本体つまり当時の生活の場は台地の上であると考える。

一九六一年八月新田重清氏（現在那覇工業高校教頭）によって一部発掘調査がなされた。

発掘調査の結果口縁部が肥厚する壺形の宇佐浜式土器が主体となる中期の遺跡であることがわかった。

出土遺物には片刃状の石斧や外耳のついた外耳土器など特徴のある遺物が出土している。また宇佐浜式土器は奄美大島では笠利町の宇宿貝塚等で出土している宇宿上層式の土器等と同形式の土器であり、この時期に奄美地域との関連性を示めす資料とみられている。

沖縄貝塚時代中期の人々は巣飼原貝塚のようなオープンサイトに立地し、竪穴式住居に居住していたことが最近の調査によって知られている。この巣飼原貝塚もこのような中期遺跡の条件を満たしているので、大々的な発掘調査をすれば、竪穴住居群発見の可能性は

充分にある。

現在、この巣飼原貝塚が粟国島で最も大きく最も古い遺跡である。

◉ エーガー（八重川）グスク

西御嶽東方に洞穴があり、洞穴内からは、泉が湧出しており、この泉をエーガー（八重川）とよんでいる。エーガーグスクはこの洞穴の崖上台地上にある。

グスクは台地の南縁にあたり、琉球石灰岩上に立地する。この岩盤上に幅約一・五m、長さ約十五m、高さ最高所で約二・五mの野面積の石垣があり、おがみの対象となっている。

グスク附近から口縁部から胴部にかけて雷文をもつ十五世紀の初め頃とみられる青磁碗の破片を採集した。

◉松尾原洞穴遺跡

西部落の西方約三〇〇m、俗称ハバサクガマ内にある遺跡である。洞穴入口には約四〇cmの包含層が形成され遺物は前方の畑地にも散布する。

土器、石器、貝器等が採集された。土器はカメ形、壺形、鉢形があり、いずれも無文の後期に属するものである。石器は石斧と凹石、磨石兼敲石があり、貝製品にはシャコ貝製の漁撈用綱の錘が採集されている。

◉ 草戸原洞遺跡

西部より村道づたいに北西方向へ約五〇〇m行った所を草戸原といい、ここに俗称「アンジェールガマ」とよばれている洞穴がある。この洞穴は奥行約六mで入口に落込みがある。

貝塚は洞穴の東側の入口に一・五m内外の層がみられる。

採集遺物は土器と石器と須恵器がある。土器は無文の壺形土器で、焼成は硬い。それらの特徴からグスク時代へ移行期の遺跡かと考えられる。

以上粟国島の遺跡を概況した感じでは座間味島のように海岸砂丘地に立地する遺跡よりも洞穴を利用して生活する例が多い。

◉ 寺　洞

北側海岸の近くに寺洞とよばれる鐘乳洞穴がある。この寺洞は約一八〇年前に沖縄本島から島流しされた雲水和尚が余生を送ったところで、洞穴奥にある石棺に和尚の遺骨が納められている。

沖縄の先史・原史時代年表

年代	時代		経済	事項（土器型式遺跡の立地等）		主な遺跡と年代資料	本土
30,000	旧石器時代		狩猟	骨器文化		山下町第1洞穴遺跡	旧石器時代
				鹿やマイマイなどが主な食料		32,000±1,000B.P カダ原洞穴遺跡	
				猪・ハブ・ケナガネズミ・鳥骨など		港川遺跡 18,000±800B.P	
20,000				この時期に相当する遺跡は未発見のため空白となっている。			
5,000	貝塚時代	早期	狩猟・魚	爪形文土器	低砂丘に立地し、貝塚を形成しない。	渡具知東原遺跡 6,600±140B.P	縄文時代
3,000				曽畑式土器	打製石斧・局部磨製	4,800±130B.P	
2,000				室川下層式土器	石斧・チャート製石器		
		前期		伊波式土器	石灰岩段丘の崖下に貝塚を形成	伊波貝塚	
				荻堂式土器		荻堂貝塚	
1,500				市来式土器	マイマイ、海産貝類、猪等	浦添貝塚	
				大山式土器			
				室川式土器	磨製石斧、骨製品	室川貝塚	
1,000				カヤウチバンタ式土器	石皿・磨石・敲石等	大山貝塚	
		中期		宇佐浜式土器	開平地に立地し竪穴住居	宇佐浜遺跡	
500					貝塚を形成しない	地荒原遺跡	
0				室川上層式土器	片刃状石斧・石皿	西・浜原遺跡	
		後期		具志原式土器	海岸砂丘に立地	具志原貝塚	弥生時代
					貝塚の増加と規模が拡大し、人口の増加	木線原貝塚	
				山ノ口式土器		米須貝塚	
500					貝殻・魚骨が多く出土	アカジャンガー貝塚	
				アカジャンガー式土器	海に依存	北原貝塚	
						熱田原貝塚	古墳時代
1,000				フェンサ下層式土器		ヤジャーガマ遺跡	
	グスク時代		農業・貿易	フェンサ上層式土器	この頃按司が出現	フェンサ城	奈良・平安・室町・江戸
						ヒニグスク	
					14世紀初め三山鼎立	城連グスク	
1,500					1372年察度初めて入貢	座喜味グスク	
				高麗瓦出土	1389年察度朝鮮と通交	中城グスク	
					1420年シャムと通交		
				中国陶磁器多量に出土	1429年尚巴志沖縄統一	首里グスク	
	古代社会	琉球王国時代			1458年阿麻和利の乱		
					1500年八重山オヤケアカハチの乱		

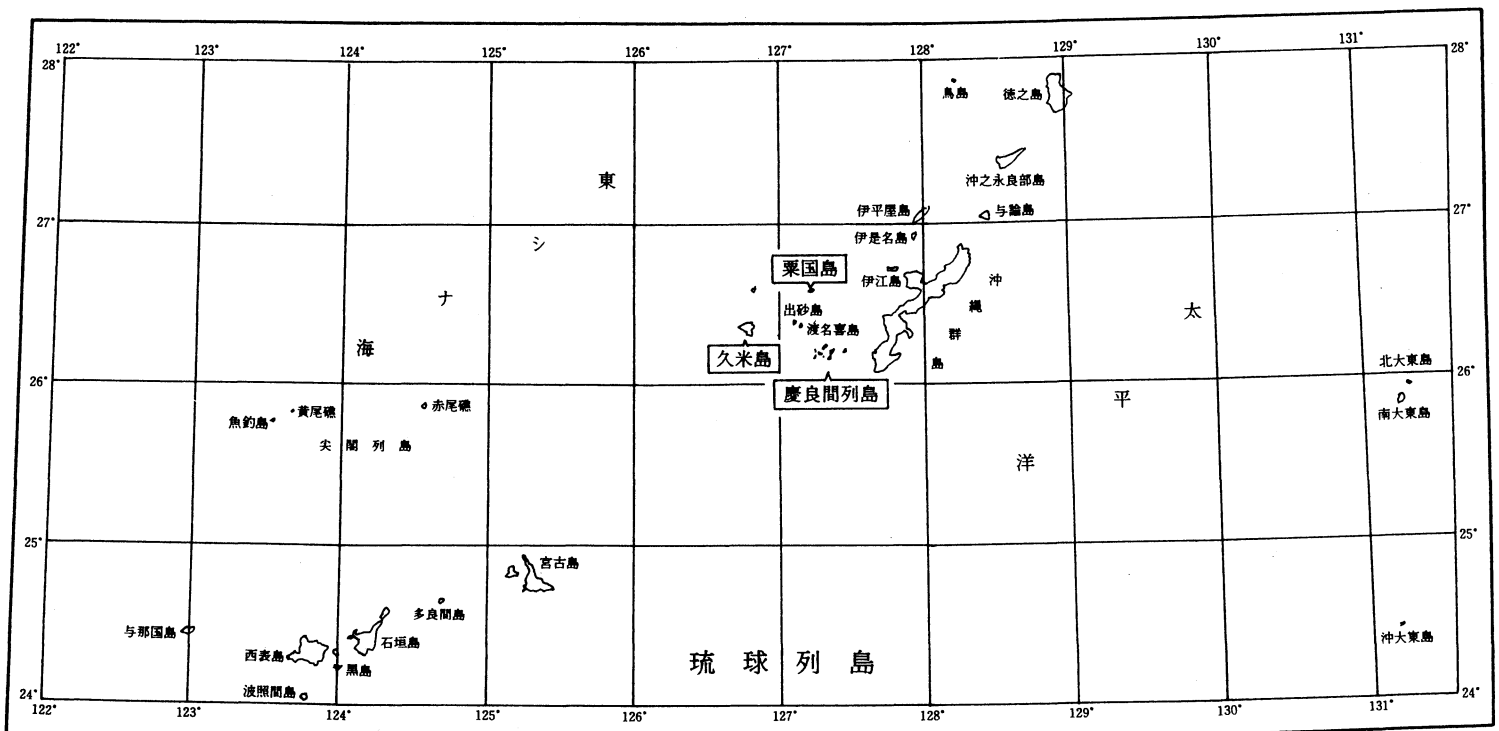
122°
123°
124°
125°
126°
127°
128°
129°
130°
131°
28°
27°
26°
25°
24°
東
シ
ナ
海
太
平
洋
琉 球 列 島
粟国島
久米島
慶良間列島
伊平屋島
伊是名島
伊江島
出砂島
渡名喜島
沖
縄
群
島
鳥島
徳之島
沖之永良部島
与論島
北大東島
南大東島
沖大東島
魚釣島
黄尾嶼
赤尾嶼
尖 閣 列 島
宮古島
与那国島
西表島
多良間島
石垣島
黒島
波照間島

第二節　先史時代の貝塚と遺物

先史時代については古老からの伝へ話もなく、又研究された資料もなく詳細に述べる事は出来ない。近年村内で発見された貝塚や遺蹟の調査は、一九五七年（昭和三二年）に、浦添高校教諭の新田重清氏によって発掘され、西御願貝塚と巣飼原貝塚の両貝塚の報告があり、一九六八年（昭和四三年）、沖縄大学生文化協会の調査にも、巣飼原貝塚、西御願貝塚、松尾原洞遺蹟、草戸原遺蹟等が確認されている。

(一)　巣飼原貝塚

西部落の北西に添って、東北と南西に伸びる断崖がある。本貝塚はその断崖の中間部、西部落の北端に添う琉球石灰岩台地上にある。断崖下には西御願があり、西御願貝塚もこの断崖下にある。

巣飼原貝塚は一九六五年の道路工事によって、貝塚は破壊され、包含層はわずかに残存する。しかし今回の調査の結果、土倉原、巣飼原にまたがる台地上とその断崖下約五百米にまたがって、遺物の散布がみられた（第一図参照）ことから巣飼原貝塚の範面はきわめて広範囲にまたがっていることが確認されている。

しかしながら崖上、崖下とも遺物の散布量は少ない。遺跡の立地や規模などから考えると、与那城村宮城島シヌグ堂遺跡に共通点が多いようだ。

段丘上は雑木等が繁茂し、立入りが困難ということもあって、遺物の大半は崖下から採集されたものである。

第一図～三は、口縁部の肥厚部が断面三角形を呈する宇佐浜式の土器である。

同一は、無文の壺形で胎土には石英細片を多量に混入する焼成のよい硬質の土器である。

同二は小破片のため器形は不明である。口縁部から肩部にかけて、二本の沈線文が施されている。胎土には、石英細片を多量に含む焼成のよい褐色を呈した硬質の土器である。

同三図は、口縁部直下に縦位に三本のミミズバレ状のはり付文が約一センチ間隔で施されている。このはり付文の両わきには刺突文が数点施されている。ミミズバレ状のはりつけ文間には、斜行する沈線文が施され、その左右を数本の長沈線文で埋めるもので、奄美系の文様構成である。（注七）胎土には多量の石英粒と長石、角閃石と黒雲母を含むため手ざわりがザラつ

く感じの褐色の土器である。宇佐浜期の特徴を有する土器である。

同四は、口縁部が肥厚しない深鉢形の土器で、口縁部が外反する。同一～三に比して、表面調整が良く、胎土には石灰岩細片が多量に含まれるなどの特徴を有する。器色の黄褐色である。

同五は、胴部の有文破片で現存部の中央に四本の押引文が施され、その左右には斜行する沈線文を二条施している。胎土には、同四と同様石灰岩細片が含まれるが、器色は明るい褐色の土器で焼成も良好である。

同六は、平底の土器で底部から胴部への立ち上がりがゆるやかである。胎土には石英、長石が混入する褐色の土器である。器形、胎土等の特徴からして、宇佐浜期の底部とみてさしつかえない。

同八は、本遺跡採集の遺物では最も古い土器である。幅のせまい単ベラ工具による横位の押引文が現存部でみると六本施されている。

口縁部は軽微な山形をなし、山形の頂部から二センチ左に段をなす。段状となった部分に一条の押引文が施される。胎土には少量の石英が混入するが前述の宇佐浜期の土器にくらべれば混入量が少なく、肉眼では気付かない程混入物が小さく、少ない。また長石、角閃石の含まれないのも、前述の土器群とは異なるところである。

深鉢形の器形であるとみられる。文様、器形等から荻堂式の土器である。現在のところ粟国島では最も古い土器である。

粟国島の土器については、多和田真淳氏（注八）は「粟国村東の俗称ガイーにある遺跡で面積は四十坪位で断崖下にあり、発掘有望な遺跡でカヤウチバンタ式、宇座浜式に似た鉢形壺形土器が出土し、多く無文であるが有文の場合は口縁部に刺突文、爪形文等が施され、包含層は八十センチ位なる由。」と記されている。

新田氏報文（注九）の結語を要約すると、㈠単一層であること。㈡宇宿上層式の土器が主体となること。㈢多和田編年の後期上半期に位置づけられること。㈣カーボン測定資料（760±80BC）となっていること。（注九）㈤西御願貝塚→巣飼原貝塚→浜の遺物散布地（後期砂丘遺跡）の編年がなされ、㈥マイマイ類等の混貝土層を形成すること。㈦本遺跡から片刃石斧や撓形石斧及び外耳土器が検出されたこと。更に後期砂丘系浜遺物散布地から八重山下田原式のヘラ状石斧が採集されたことは、その内容において、農耕的様相を想定されるものであるとしている。

また、沖縄大学の調査によって採集された土器については、その主なもの一部を第四図にかかげた。

(二) 西御願貝塚

本貝塚は、新田氏によって発見された貝塚であるが、沖大報文によると、本貝塚は字西の俗称イキントガー（溜池）の西の上方約五米の上方崖下に形成されている。断崖下には岩盤の亀裂や小洞穴があり、東方約五米の位置に拝所の西御願がある。包含層は確認できなかったとあり、新田氏の示している貝塚の位置とは二〇〇米ばかりのズレがある。また先述した多和田氏の場合も、巣飼原貝塚と西御願貝塚の両者を混同している。今回調査を行なったところ、西御願上部の崖の直下には約五〇〇米にわたって遺物の散布がみられた。しかもこれらの遺物は、石灰岩の割目等を伝わって、台地上から土と流れ込んできたとみられる状況にあった。崖下にはオリジナルな遺物包含層は確認されなかった。

これらのことから判断すると、西御願貝塚は、「巣飼原貝塚からの流出、落込みによる遺物の出土状況であり」巣飼原貝塚と同一の遺跡と考えられる。

このことは、沖大採集の遺物第四図と第五図の比較によってもわかる。

(三) 松尾原洞穴遺跡

沖縄大学々生文化協会によって発見された遺跡で、西部落の西方約四〇〇米の地点、俗称ハバーソクガマ内にある洞穴内の遺跡である。洞穴の前面は畑地である。遺物は畑地内からも採集され、洞穴は北西に向かって開口し、入口附近に二〇～四〇糎の遺物包含層がみられるが層の断面からみると、遺物の量はきわめて少ない。洞穴内は入口をのぞくと浸蝕を受けており、現況から考えると住居としては不適当である。

第一図七はくびれ平底の土器で、胎土には石英の細片等混入物はなく、巣飼原の土器とは様相を異にする。焼成のよい硬質の土器である。後期終末の土器とみられる。

その他無文胴部の細片は数個発見されているが胎土、器形からみて、後期終末のグスク時代への移行期の土器とみられる。

同図九は須恵器の胴部破片である。表には横位の波状文が二条とその間に沈線文が一条施されている。裏面には形成時の格子状のタタキ痕がみられ、表裏面にロクロ形式時の条痕文が残っている。

佐藤伸二氏の須恵器分類（注十一）に従えば第B類に属する。またこの種の須恵器は、久米島ヤジャーガマ遺跡からも発掘

され、復元されている。このほか石皿、磨石が採集された。

(四) 草戸原洞穴遺跡

西部落より村道沿いに西へ約五〇〇米の地点「アンジェールガマ」と通称される洞穴内にある。

(五) 浜遺物の散布地

浜部落北方及び東方の砂丘地にある。遺物は広範囲に散布しているが量は少なく、詳細は明らかでない。沖縄貝塚時代後期に属する土器、石斧が得られた。

(六) 東遺物の散布地

東部落の東端・製糖工場（現在ない）附近から学校東側一帯の小丘地帯に分布する。

土器・石器・古銭が得られていたが詳細は不明である。

〔文献〕

(1) 新田重清「慶良間諸島の遺跡分布について」文化財要覧、琉球政府文化財保護委員会一九六一年。

(2) 新田重清「粟国島巣飼原貝塚調査概報」琉球政府立博物館々報　一九七二年No五。

(3) 粟国島、久米島具志川村調査報告（郷土第七号、沖縄大学学生文化協会一九六八年十一月）。

(4) 高宮　廣衛「沖縄諸島における新石器時代の編年（試案）南島考古第六号によった。

(5) 宮城朝光「渡嘉敷原船越遺跡の土器」花綵創刊号、沖縄国際大学考古学研究室一九七九年。

(6) 「渡具知東原遺跡」読谷村教育委員会、一九七八年。

(7) 河口貞徳「鹿児島考古」第九号、一九七八年。

(8) 多和田真淳氏「琉球列島の貝塚分布と編年の概念」文化財要覧、一九六〇年。

(9) は(2)に同じ。

(10) リチャードピアソン「最近の沖縄諸島におけるラジオカーボン測定」一九六九年。

(11) 佐藤伸二「南島の須恵器」沖縄の社会と習俗、一九七〇年。

第1図

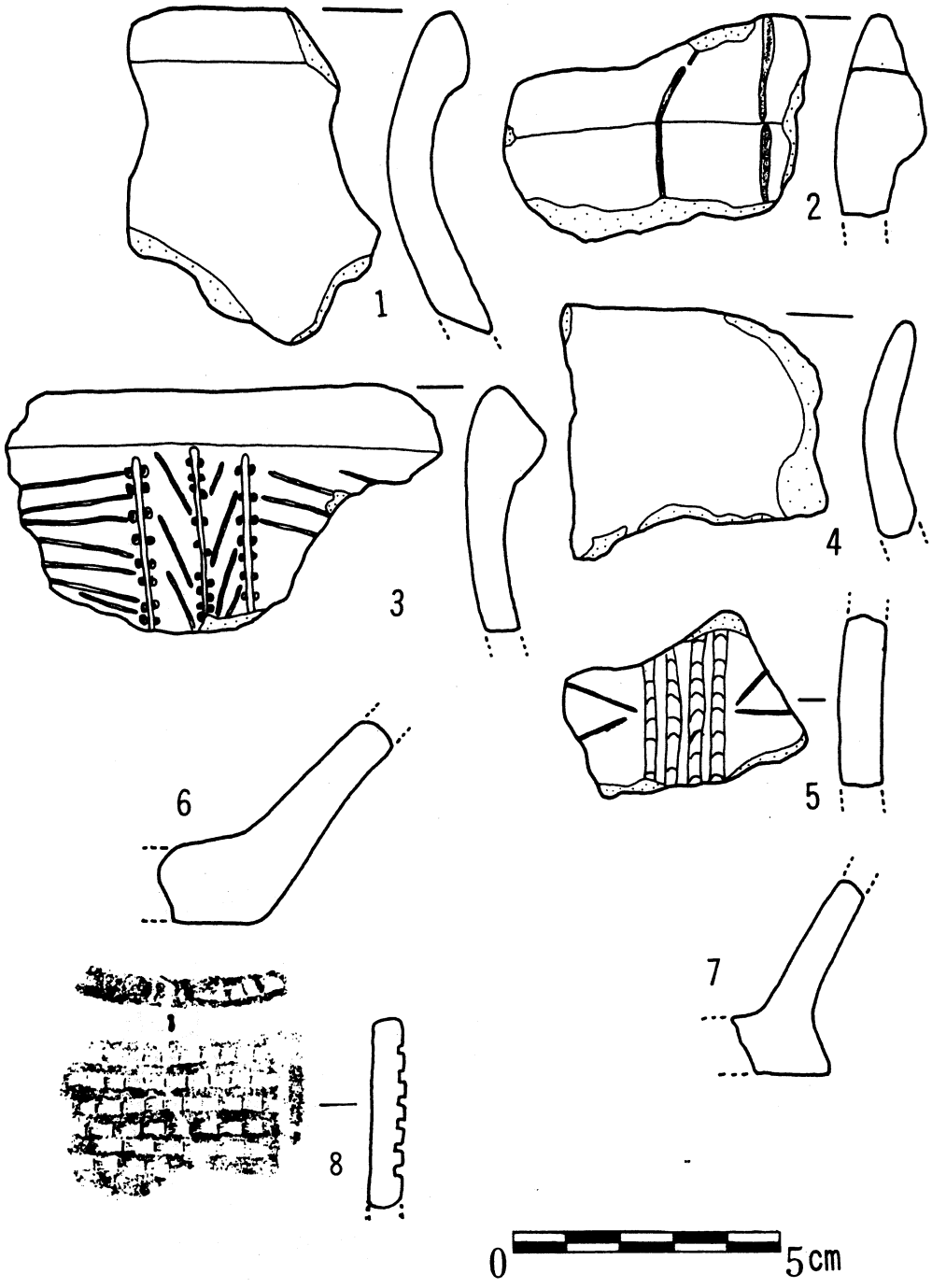

巣銅原貝塚採集の土器

第２図

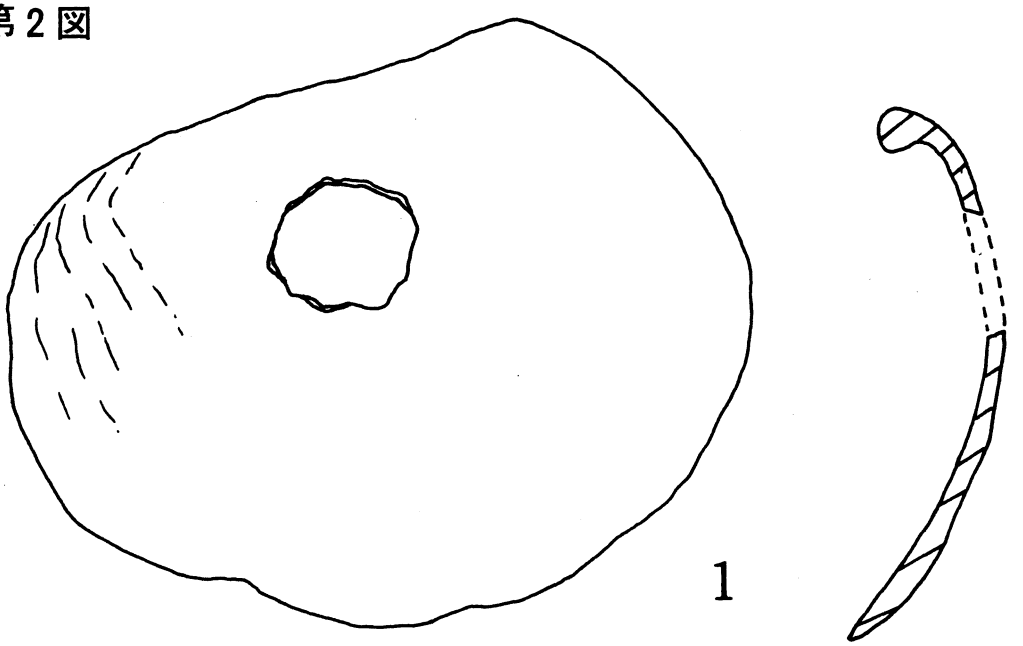

照喜名海岸採集の貝垂

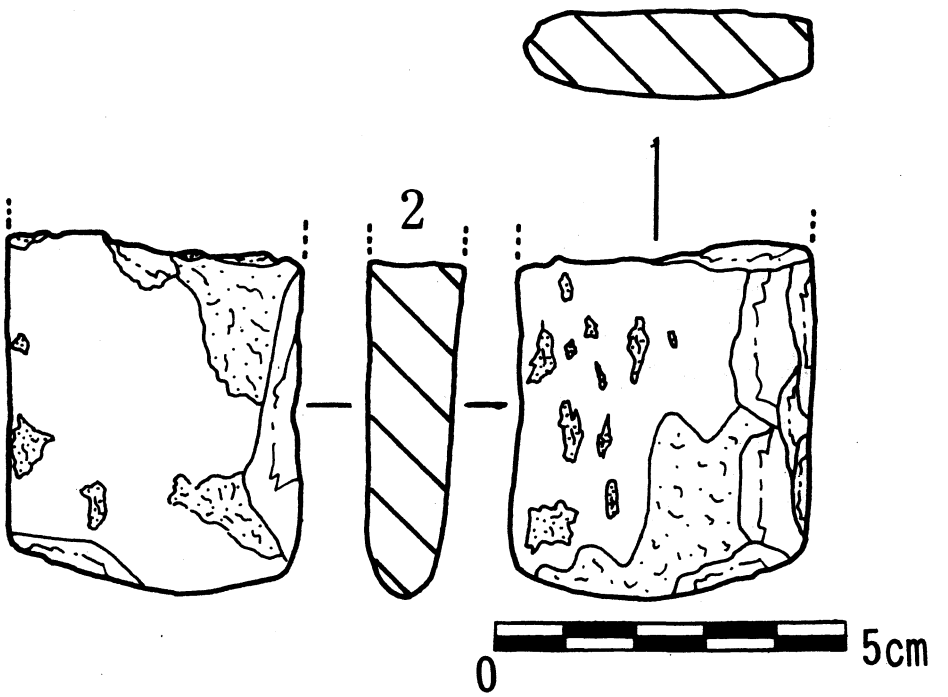

浜崎原附近採集

第3図

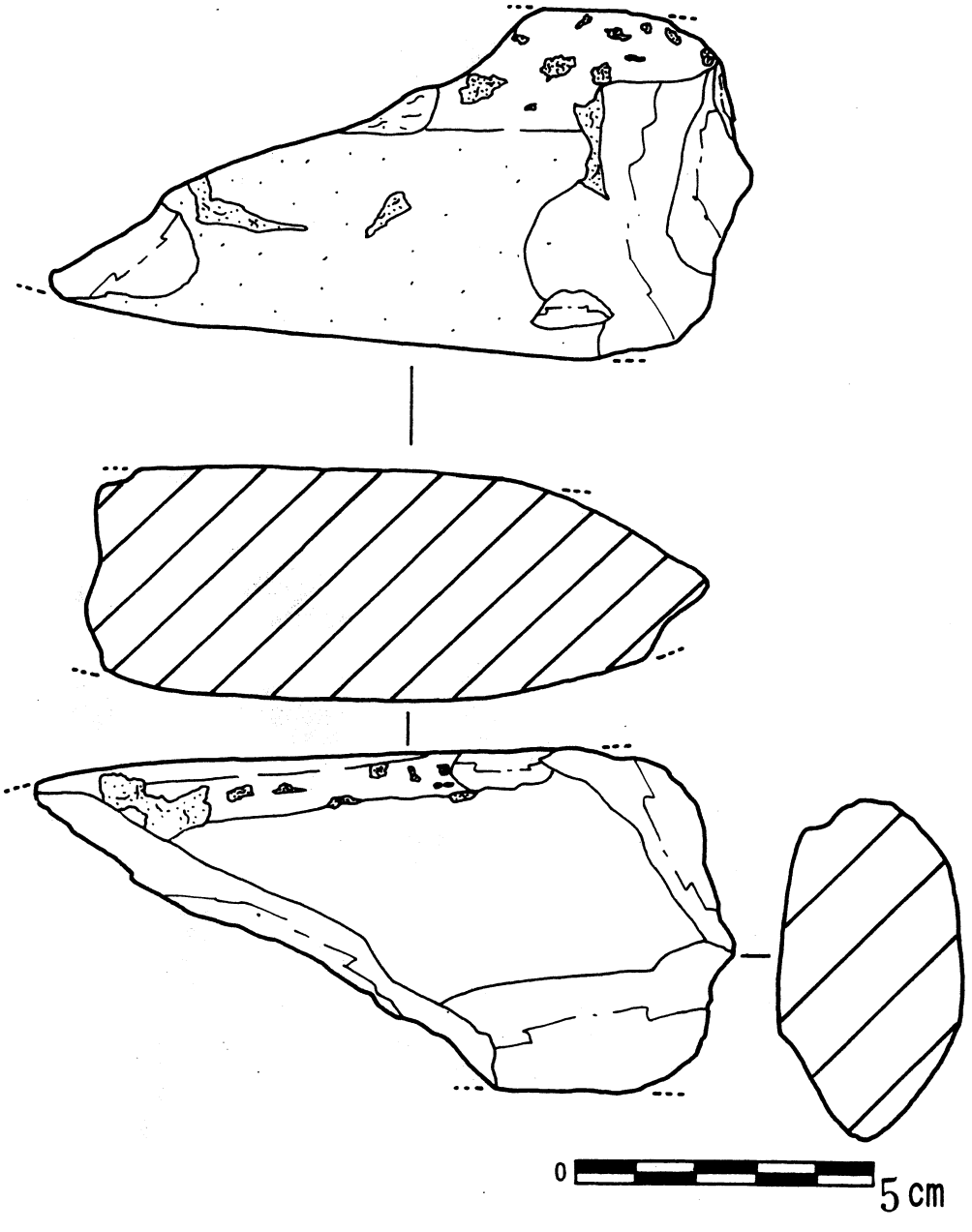

八重川グスク採集石斧

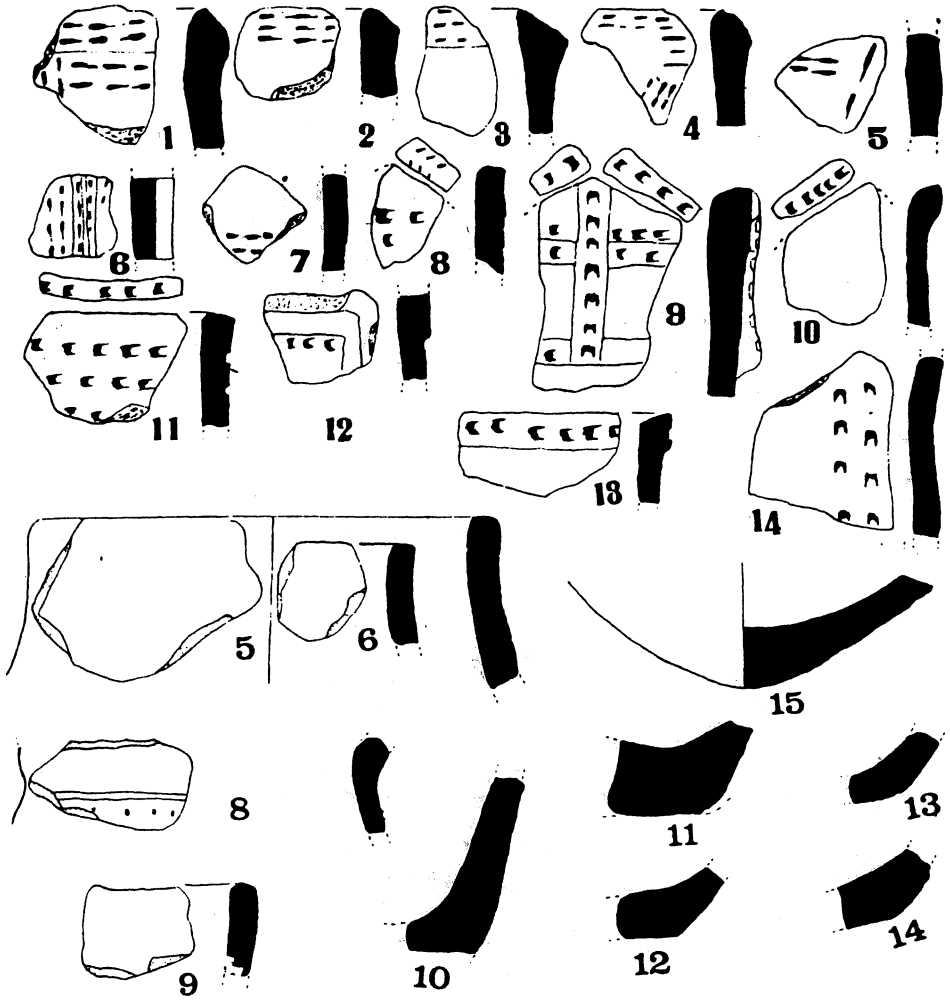

第4図　巣飼原貝塚採集土器
郷土第7号より

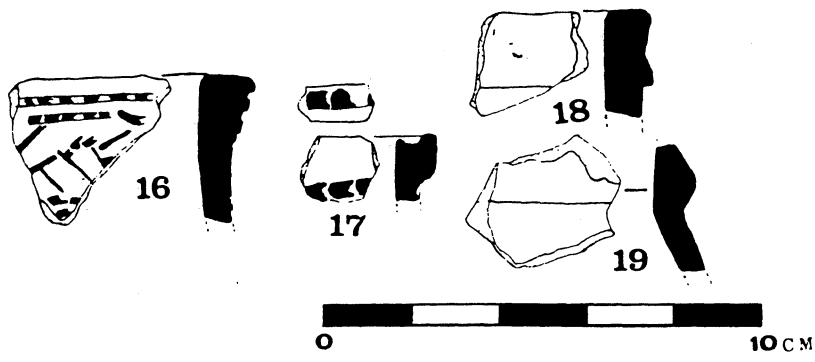

第5図　西御願貝塚採集土器
郷土第7号より

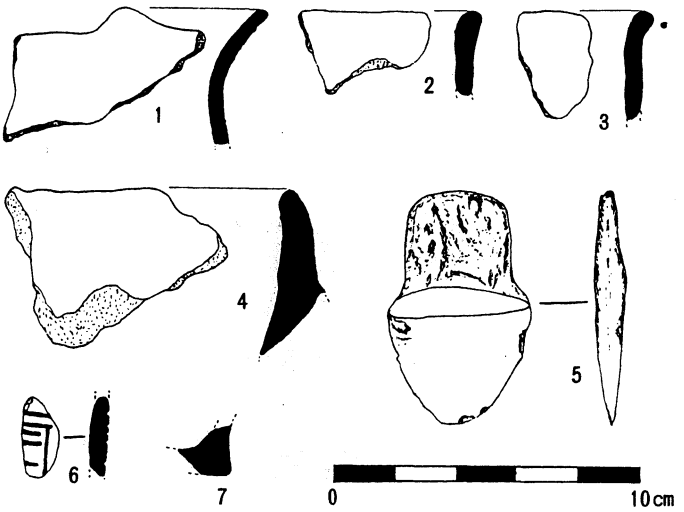

第６図　字東、浜遺物散布地
郷土第７号より

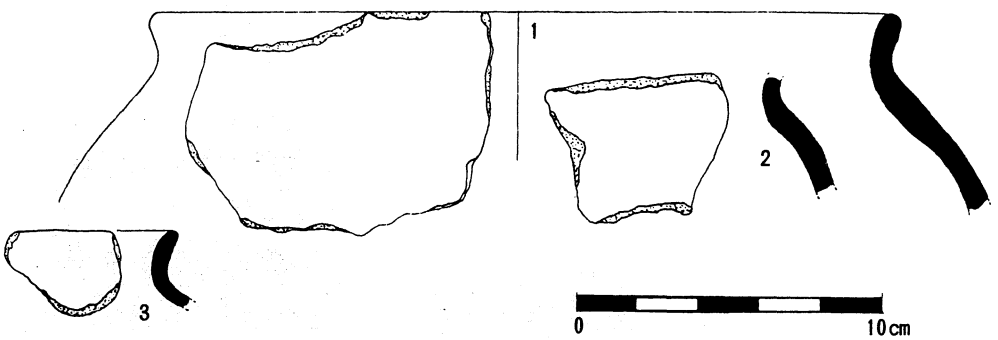

第７図　草戸原洞穴遺跡
郷土第７号より

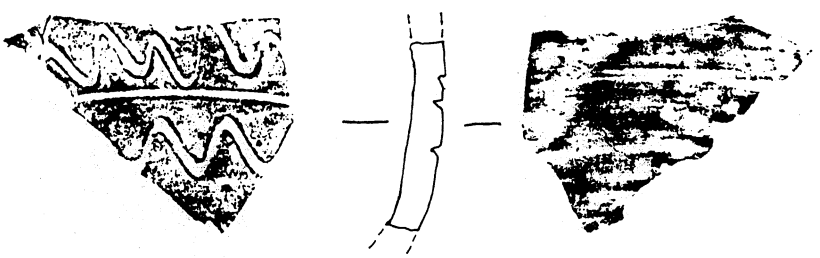

第８図　松尾原洞穴遺跡採集須恵器

写真 1
巣飼原貝塚

写真 2
八重グスク石積

写真 3
浜崎原遺跡遠景

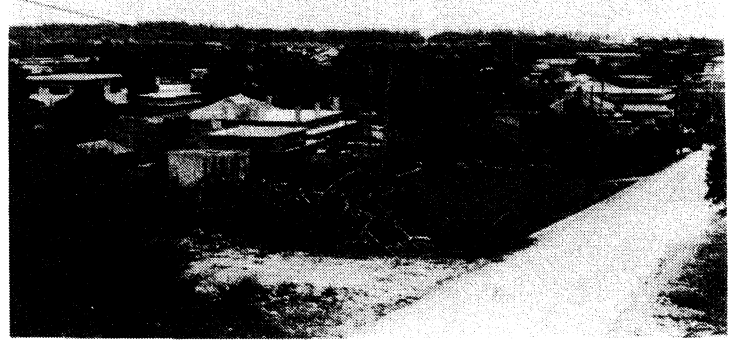

写真5　西御願貝塚

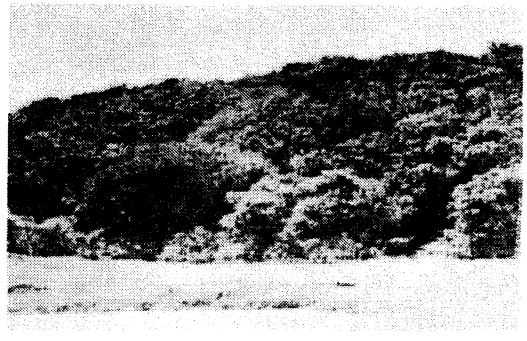

写真4　西御願貝塚をのぞむ
（×印　西御願貝塚）

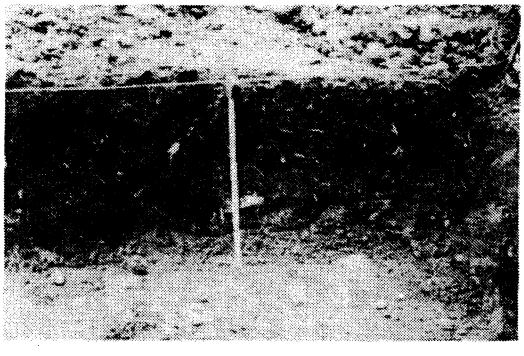

写真7　巣飼原貝塚
東壁断面

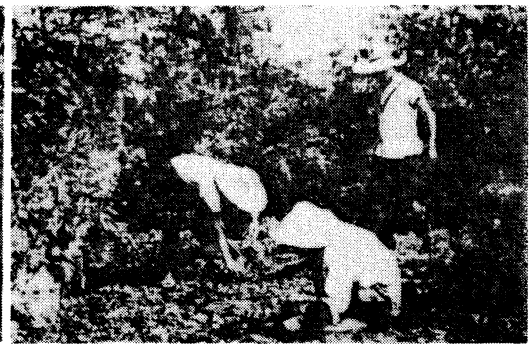

写真6　巣飼原貝塚
発掘前

写真9　巣飼原貝塚
南壁断面

写真8　巣飼原貝塚
北壁断面

第三節　御嶽と拝所

沖縄本島どの部落にもその部落の発祥地として神が鎮座する御嶽と拝所がある。拝所には大きな木か、大きな岩があってその近くに古井戸がある。古来琉球では御嶽と部落の発祥とは深い関係があって、御嶽を中心にして部落を構へ、その御嶽には部落の保護者としての神が祀られ、村落の存在は、御嶽の神と住民との相互関係として成立し、部落活動に欠くことの出来ない要素であった。住民は御嶽と拝所に祀られている神の恵によって、部落が保護され、住民が安定して生活が出来ると信じ切っていたからである。按司たちも城内に嶽や拝所を設けたのは、部落の守り神として政治と祭祀は不離一体のものとして、宗教的権威をもって、政治の安定を計る目的からであった。御嶽には、線香を焚く香炉があって台石がある。これを「イビ」又は「イベ」の前といった。イベは国語の斉部（インベ）と同様で神を祭る拝所のことで神の名である。村内にも九ケ所の拝所があるが、今は御嶽も拝所も長い年月を経て、その形も変貌してその姿を失い香炉や石が残っている程度である。

村内の御嶽や拝所は左記の通りである。

㈠　御　嶽

嶽　名	神　名	場　所	嶽　名	神　名	場　所
一、ガダヌコ　御嶽	コバモイツカサ	西ウガン	六、ヲコノハイノ御嶽	タケノコモラジ	南ノ嶽ウガン小
二、八重ノ　御嶽	マキヨツカサ	イビガナシイ	七、シマイ　御嶽	アカラツカサ	松　尾
三、テラチ　御嶽	目眉清良（ミマユキヨラ）ツカサ	ギルチダキ	八、アラバ　御嶽	ミモノキヨラツカサ	ヤマガマ、ヤガン
四、ヲコノ　御嶽	テヨイコムラジ	ウーグ大嶽	九、ヤガン　御嶽	ケモモツカサ	野嶽スイミチ
五、ヲコノ中ノ御嶽	ワカツカサ	中ノ嶽			

㈡　殿　名

殿　名	係　名	殿　名	係　名
一、八重ノ殿（イビガナシイ）	首里大屋子	四、トゥマンナ殿	大文子三人
二、ババノ殿・アサトノ殿	大　掟	五、アダンナノ殿	掟　三人
三、カキノ殿（ガーチノ殿）	地頭代		

(三) 拝所

拝所	場所	付記
宮小（ヌンドルチ）	西部落	旧正月、旧五月に島御願として拝む。
ウクワンヌル（観音）	浜部落	旧正月に初原拝み、旧一月・八月・十二月に子供の健康と繁栄を祈願。
草戸ウガン	草戸原	旧四月、本村部落の発祥地として拝む。
ユノホサーウガン小	浜部落	旧正月未明に浜部落が拝む。拝みの係はユノホサ屋と字東ジンクラー屋。
龍王ブリー	西字白洲原	雨乞ブリー
トンヌエー	西字番屋原	航海安全祈願
ヌルガー（ヌール田）	西字白洲原	祝女が衣裳を洗った溜池。その側は稲もつくったというヌール田。
エーガーグスク	西字土倉原	エーガーの泉水を根拠として、八重城が造られている。エーガーの下は洞窟で崖下左手にミルクガマがあり、世果報を願う。近くに形貫嶽がある。
チヤガーガー	浜部落	ヤガン折目旧六月に子供の健康祈願。
貢水（グーシー）拝	東海岸ウーグ	各一門が集まって、首里・那覇の先祖を遥拝する。旧九月。
サキタウガン	東部落	

〔付記〕

祝女には本ノロと若ノロがいる。本ノロはアガリサクから出て、若ノロはウジャシチ大屋から出るのが習いとなっている。ノロの神職は、昔、終身職であったのでノロ地という役地を与えられていた。

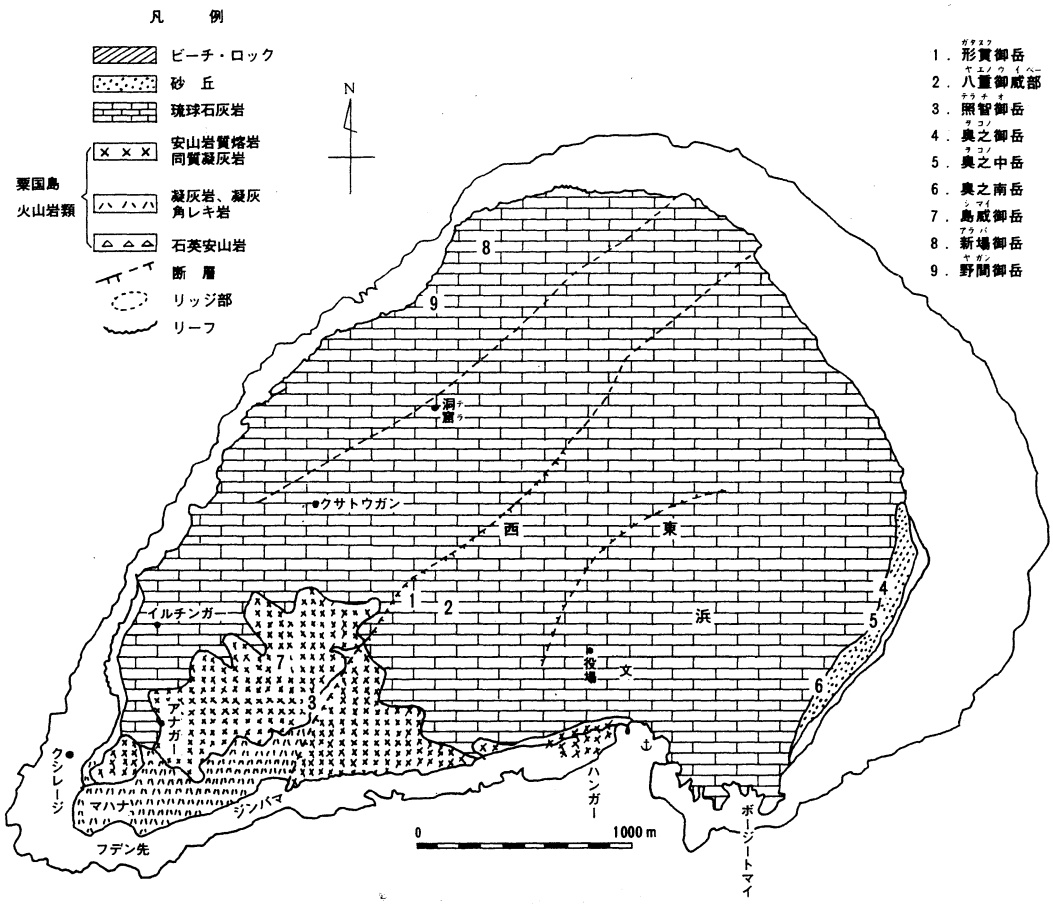

粟国島の地質図及び御嶽の位置を示す

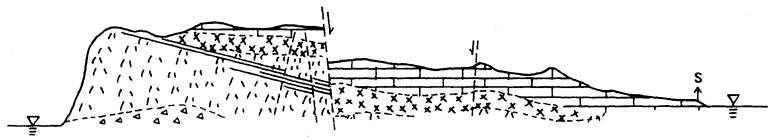

島の東(右側)西方向における模式的地質断面図
(断面図の模様は、図２を参照のこと。Ｓは砂丘)

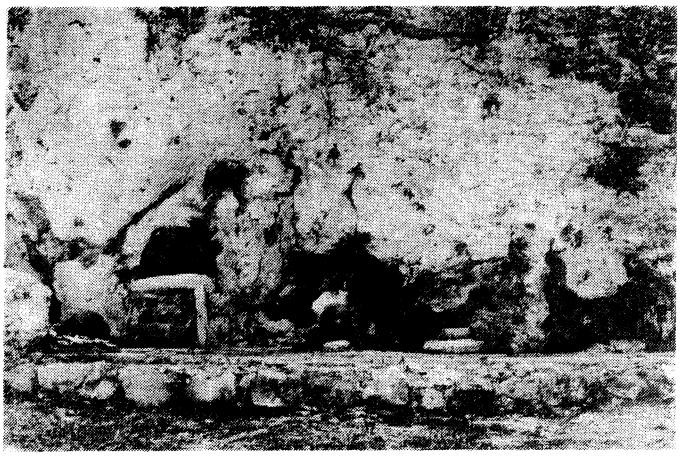

ミルクガマ

右　ミルクガマ　中　ガダヌク御嶽
場所　俗称　ウガン　神名　コバモイツカサ

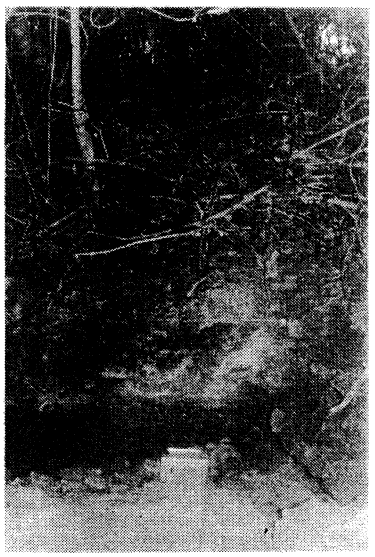

ヌル嶽

ウガン

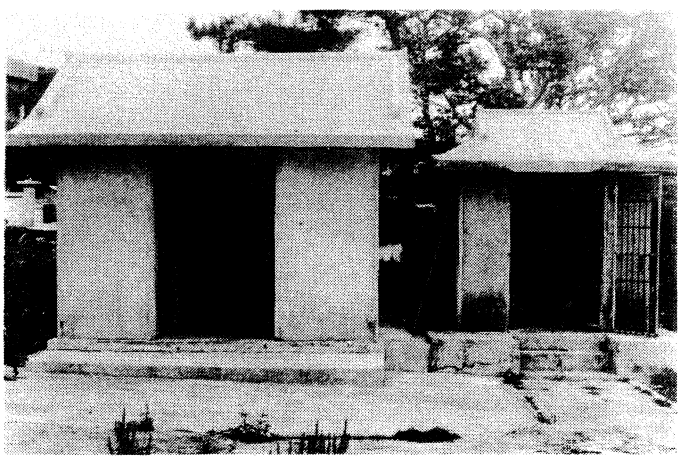

八重大中

イビガナシー　神名　マキヨウツカサ

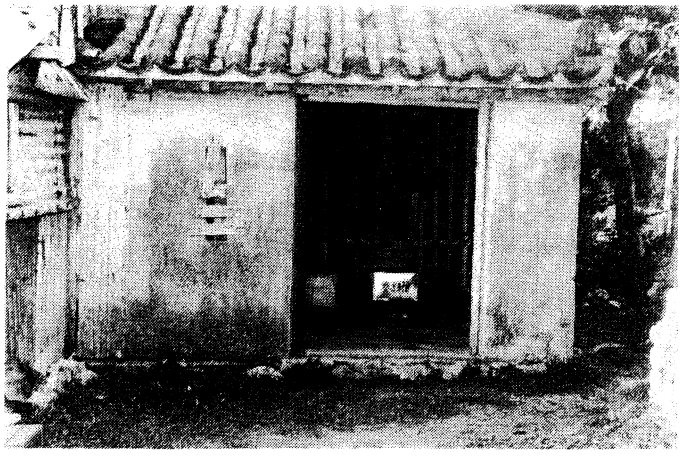

宮小

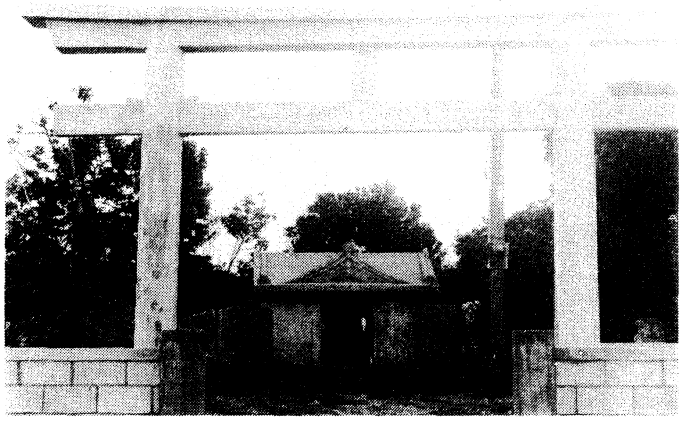

観音

場所　浜部落

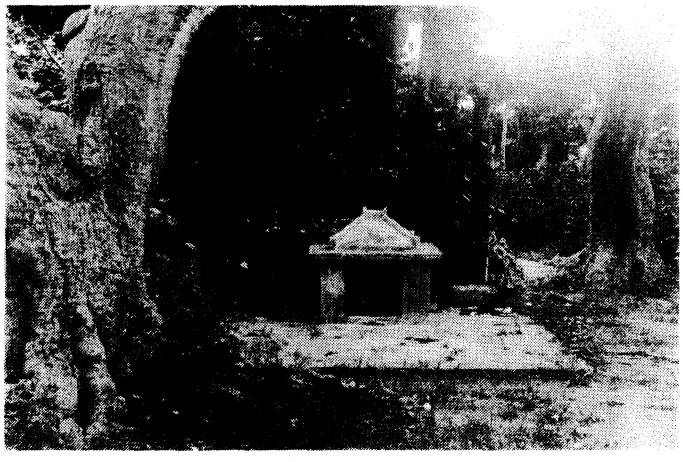

チヤガーガ

ツヤの祠　川畑ツヤ
場所　浜部落

神名　テヨイコムラジ
場所　俗称　ウーグ

大嶽

神名　ワカツカサ
場所　俗称　ウーグ

中嶽

神名　タケノコモラジ
場所　俗称　ウーグ

南嶽

第三章　部落時代

第一節　部落社会の形成発展

西部高台地（第一段丘）に点在する貝塚や、御嶽と拝所が多く存在する点から考察すると、二つの段丘が隆起し平地を造り、現在の部落を構成し台地の草戸原から、低地の便利な地域に移住して、いつごろに部落を造ったかは資料もなく判明しないが、尚敬王時代元文二年（一七三七年）の村落の新設という資料によると、泊渠が部落の発祥地と推察出来る。どこの血縁団体が先住したかは分らないが、西字に大屋（ウフヤー）という屋号から推察すると、本島地方の根屋に相当すると思われる。この西字の大屋は後継者もいないが、子孫であるアガルマ一門が、この大屋を拝んでいるようである。

先住人が草戸原や島原から、いつの世に泊村に移動して泊村を構成したかは知らないが、人口は希薄であった事は古い歌によって想像される。

シンマからうりてぃモーンダカリ
ユミバ五（イチ）キブイ
北大村（ニシウフムラ）やチントキブイ

歌の要旨は、屋号モーン渠は五軒で、その北の大村とは、もと港であったというガーイ渠を指して泊村と称し、この泊邑も十軒であったという意味である。結局台地から島下りして泊村を作り、その後モーン渠に分散したが、両方合計しても十五軒であった。

尚敬王以後尚泰王まで、粟国島は八重村といっていた事が、神里節によっても分る。

扱ても世の中不思議ある
粟国八重村神里が
作物しみりば人まさい
……

それから幾百年後に現在の東部落へ発展したのでしょう。東部落が構成された当時の歌謡に

ハンタン渠や新んだかり　読みば五きぶい
北村ヤうふさハンタのけえり村小
キンキンダカリやモーンダカリ
読みば五きぶい
北ぬ大村やちんとときぶい

屋号解説

「キンキン」とは三叉路の事
「モー」とは芝が一面にはえた野原の事
「キンキンだかり」とは三叉路の集落
「モーンだかり」とは芝生がある処の集落
屋号「キンキン屋」は三叉路の地名
「モー大屋」は芝生がある野原名

現在の西部落から東部落に発展し人口が次第に増加するに伴い浜部落に発展移住したかは史料はないが伝える処によれば、浜部落西北の丘、謝花原に最初人が住んでいたとの事である。この証拠に謝花歌謡がある。

(1)　謝花しすたりが、うちべかいいもち
　　潮時取いはんち、戻どていもち

(2)　謝花しすたりが、ぬいみせる馬や
　　ちみや綾ちまみ、真黒かんじ

この歌謡は謝花原に妹が住んでいて兄は草戸原邑から馬にのって、潮時を見計らって妹の住家に来て休んでから海に行ったり来たりしていたとの事である。

この謝花原からいつ頃とは分らないが、浜部落南西一角に新しく移住して来た処が現在のミイージン渠である。この固有名詞を付けてミイジという旧家が今でも残っているが、実際謝花原から最初に移動して来た人はサテイ家であったとの事である。

浜部落はミイジン渠を根拠に次第に東北に拡大して部落が発展したようである。

明治四十一年島嶼町村制によって行政区が分けられるまでは西、東は八重村として一部落であったが、町村行政上道路で分けられ西、東の二ヶ部落とし、浜は浜部落として現在の三部落となった。

(一) 各部落に於ける一門と屋号

浜部落

安谷屋一門、新地(ミイジ)一門、サボーチ一門(トマンジ)、川畑一門、城間一門(イシンミイ)、カナグシク一門(山内)、山城一門、屋宜一門、伊良皆一門、クバシチ一門、チャタン一戸、チカザン一戸、東(アガ)リヤマーヤ、西(イ)リヤマーヤ二戸は他の門中と合祭。

東部落

小嶺一門、マルー一門、イムイ一門、ユージイ一門、ナガブリー一門、ンドーン小(グヮ)一門、大田一門、クルビラー一門。

西部落

ジッチャク一門、アガルマ一門、アサト一門、モージ一門、ミイダイ一門、クチナ一門、イキントー一門、仲城一門、サジユー一門、アガリサク一門、仲本一門、チンナミー一門、アサギ一門、内嶺一門、ンネー一門 以上。

第四章 按司時代

第一節 按司とノロの出現

日本本土で天皇制を固め中央集権的支配体制を確立したのは七世紀頃で、聖徳太子の企画せる十七条の憲法に基き律令制政治を実施した結果であった。その頃の沖縄は、まだ過渡期の部落時代であった。沖縄が琉球と呼ばれるようになったのは、察度が明帝に貢租してからのことであるといわれている。沖縄と呼ばれるようになったのも、聖徳太子の奈良時代に遣唐船が南

路を取って沖縄に寄港したことにより「阿児奈波島」と呼ばれている。完全に沖縄と呼ばれたのは、新井白石の「南東風土記」によるといわれる。

沖縄が隋と交渉をもったとされた頃、沖縄を含む南島は、日本本土とも交渉を持ち、八世紀の頃までに南島人は朝貢し、又日本からも使の派遣があったといわれている。七一四年（和銅七）奄美、信覚、球美等の島人五十二人が入貢している。信覚とは現在の石垣で、球美とは久米島といわれている。その頃沖縄本島は勿論以上の島々にも諸部落を統一して権力を持っていた領主がいたと考えられる。八世紀頃は日本の遣唐船も南島即ち沖縄を経て中国と交渉を持っていたことが実証され、即ち七五三年（天平勝宝五）三隻が阿児奈波島に寄港している実蹟があり、阿児奈波が日本の文献に現われた初めとされている。

平安時代の中期十世紀頃本土では、聖徳太子の律令制度が崩壊し唐との外交が断絶され、沖縄との公的交渉も遮断されていた。其の頃沖縄では按司という権力者が部落時代に代って現われたといわれる。部落時代までの生産手段は鉄製農具ではなかったが、石器類でも生産は増大もしたが、これまでの血縁団体は地縁団体とも融合して勢力の分裂統合が行われるようになると、その中で最も武勇がすぐれ智恵のある者は、根人を含めて勢力を増大し数部落又は一間切を統合して、土地と人民を独占支配する政治的、社会的、経済的権力者となった。これが即ち按司である。その頃は十世紀頃といわれそれから十四、五世紀まで続いている。

按司にならんとする根人や武力者は、その手段として鉄器輸入のことに専念し、政治的経済的勢力を増強確立するために、農具や工具を造り軍事的支配力を増強する為の武器の輸入を計ったといわれる。（中山世譜）

斯かる点から良き港湾に恵まれた者が優位を占めた。浦添、読谷山、中城、勝連、佐敷、今帰仁、屋嘉比等は立地条件に恵まれ、有力按司としての条件に恵まれたといえよう。

牧港を領し浦添按司となった察度は、牧港に入港する日本商人から鉄器を買取り、農具を製造して農民に与え信望を得て浦添按司となり、十四世紀には王統を確立したのである。「按司は中国の諸候の如し」「野を画し郡を分け郡毎に按司を置き、村に酋長を置き良く戦う者を以て充てる」（中山世譜）

これが即ち武力を以て土地と人民を支配した按司で、按司は大親、世の主、チヤラ、太陽等といわれていた。その按司達を支配する按司襲が王、又は大世の主で最も霊力高い太陽であった。領主たる按司が居住する場所が城である。多くは小高い丘の上に位置して石で囲い、守るに安く、攻めるに難き位置に築かれた。現在知られている古城趾は、沖縄全体で百五十あると

いわれる。大体十一世紀から十四世紀までに築かれたものらしい。

按司はその支配する各村落に掟を置いた。掟は物言（モノイイ）ともいわれ、其の任務は耕作農民の代表者となって部落民の統制と租税を徴収することであった。按司時代の貢租制は明らかでないが、米・麦・粟等を上納しその外、布・魚介物を納め夫役にも従事したことでしょう。按司は武力保持者であると共に、其の所領の自己所有地と権力を利用して開墾をなし、直営の外、農民をして経営せしめた大地主でもあった。相当の従者を擁護し、それ等の間には土地を媒介として強固の封建制度を樹立するまではいかなかったようだ。不思議にもその頃は、日本本土の鎌倉、南北朝、室町時代で守護、地頭や大名たちが武力を振っていた時代であったようだ。按司をして地位を安定強固にし領民との和の協力を支援したのは「オナリ神」の霊力の賜でもあった。そのオナリ神の根神は、按司の支配する全域の根神を支配する神女となった。これがノロ（祝女）である。ノロは「ノロクモイ」或は「ノロクメ」とも言い、ノロは「祈る」或は「祈る人」「宣る人」でクモイは敬称である。ノロの発生は十四世紀以後英祖王統時代に確立されたといわれる。ノロは「ニライカナイ」のお通し役で「火の神」を通して、或はお嶽を拝んで「領主の繁栄、村落の平和、五穀豊穣、航海安全」等を祈った。城内には必ず祝女が祈るお嶽が設けられてあった。

按司時代は城時代ともいわれ、各按司が権力争いの時代で、従って按司は強力の部下を養護し身の安全と領民守護の為強固の城塞を建築したらしい。本村に八重川城という二十坪内外の城趾が残されている。こんな小さい寒村に按司が常住していたとは考えられない。それでも往時八重村を統治する為暫定基地として築城したことでしょう。東側の城壁には監視窓も造られてあったらしい。城主もはっきりしないが何でも瀬長按司が建造したとの説もあるがはっきりした定説ではない。城の位置は昔八重村の西方絶壁の岩上の険所で守るに易く、攻めるに難き適当な位置にある。城の北側の洞穴には泉のように水の溜る小池（エー川）もある。併し大正期に新川（大正池）を造る時に城壁の石は全部取去られ、今では根跡しか残っていない。

第五章　王国時代

第一節　王統成立の変遷

(一)　舜天王統の成立

日本で源平が争っていた頃、保元の乱（一一五六）に敗れた源為朝は伊豆の大島に流された。一一六五年その大島を脱出して幾十日か航海の末、沖縄北部の今帰仁運天港に漂着し南部高嶺の大里按司の妹を娶って生まれたのが舜天といわれている。（中山世鑑）

舜天は武芸に優れ成人して浦添地域を支配する領主となった。浦添は農耕地に恵まれ且牧港という良港を持ち、貿易を盛んにして領主の富強を増すに条件が具備していた。舜天も他の領主のように鉄塊を日本から輸入し、農器具を作り農民に与え生産の増強を計り、武器を作り戦力を増強し領民の信頼を享け、周辺の按司を統制して、浦添地区大世の主即ち一一八七年に舜天王として沖縄で初めて王統を樹立した英雄でした。

舜天の死後は其の子舜馬順熙が王位につき、久しからずして孫の義本が後を継ぐことになった。義本は在位僅か十一年で王位を英祖に譲ることになった。義本王は有徳の王であったが、即位の翌年から引続き飢饉や疫病が再々流行し多数の人命を失った。それは王の不徳の致す処だと決心し、当時徳望の高かった英祖に王位を引継いだ。義本王は五十四歳で隠遁し、行方不明のまま死所も判らないが、義本王の由縁者によるか、有徳を慕ってか、本島内に義本の墓が四ケ所もあるとのこと。尚一説には奄美地方にも義本王の子孫があるとのこと。舜天王統は三代七十三年で断絶することになる。

(二)　英祖、察度王統の成立

英祖は浦添恵祖の主（按司）の子で、高貴の徳を持って生まれた人で「中山世鑑」には母が上帝のことを夢見て妊娠したので、後世の人は天子といったとある。沖縄には国王や按司を太陽（テダ）と讃えた「オモロ」は数多くある。義本王の後を継いで王位

につき善政を布くと英祖に英祖日子（テダコ）という神号を贈っているが、その誕生伝説や太陽信仰から名附けたことでしょう。

英祖は一二六〇年（文応元）三十二才で位につくや、領内を巡視して境界を正し、耕地を均分して領民に与え農事に精励せしめた結果、生産は増大し貢租も順調に納まり領内がよく治まった。英祖の政治、経済的施策は周辺の按司に模範的な示唆を与えた。従って英祖の政治力は一層強化し、周辺の諸島からも入貢するようになった。即ち一二六四年には久米島、慶良間（粟国、渡名喜を含む）、伊平屋等一二六六年には奄美大島等の諸島からも入貢するようになった。その為諸島を治める機関として公館を泊村に置いた（後の泊御殿）。又諸島からの貢納物を収納する公庫を公館附近に建てたという（後天久聖現寺）。

各地域の按司が周辺の按司の勢力を抑え統一する運動を展開していくが、これは権力意識の高揚に伴い、統一組織化する王位の強化の手段であって、鉄制武器の出現により一層強化されていった。

従って三山の王と領内諸按司との間には、形式的な主従関係が成立していた。而し三山の王がその支配的地位を強固にするには、諸按司を自己の機関内に深く組入れなければならなかった。義務の強化はその組入れの重要素で即ち貢租と軍役が主内容であった。

三山の各王は全島併呑を目標に幾度か交戦しあった。そのため常時兵力の増強補給が必要とされた。それには親衛兵の外に諸按司の率いる兵も投入されたことでしょう。斯様にして三山は分立闘争を繰り返した。

英祖王統も五代で終わるが、その主な原因は南山や北山と戦い疲れた上に、五代目の西威王の母が権力を欲しいまゝにして、政治が乱れがちになり復興することが出来ないので、その頃中山配下で最も信望を高めていた浦添按司察度に王位を譲ることになった。察度は謝名の奥間大親と羽衣伝説上の天女との子である。舜天や英祖王に次ぐ名声高い善政を布いた。即ち領内の牧港に入港する日本商船から、鉄塊を買い取り武器を製造し国内統一の基礎を固め、又農器具を製造して農民に与え生産を高める外、中国明帝に貢租して貿易を盛んにした王であった。その子の武寧王は暴政で信望を失い、遂に一四〇六年（応永一三）佐敷按司尚巴志に亡ぼされ二代五十八年間で終わっている。

㈢　第一尚氏王統成立と北山の滅亡

察度王の子武寧を亡くした尚巴志は、父思紹を王位につけ、父思紹王を援け王政の強化を計った。思紹の父は鮹川大親で伊平屋出身である。佐敷は耕地豊かにして良港馬天を持ち、又近くに与那原の良港にも恵まれた所である。与那原港には鉄塊を

満載した日本船が良く出入りした。巴志はこの鉄を買上げ農具を製造し百姓に与え、察度と同じく生産力を高め、又武器を製造して武力の強化も計った。その頃北山は怕尼芝、珉、攀安知と王統を継いでいた。政治力も経済力も弱まっていた。攀安知は武勇を恃んで暴虐であったが、重臣の本部大原は又剛勇でその臣下も強く、居城今帰仁城は自然的な要塞の地で攻めるに難き処であった。それで攀安知は大原と謀り中山併呑の計画を樹てていたようで、又一方中山の方でも何とか剛勇を誇る攀安知を征討する計画を練っていた。その折、北山配下の羽地按司から攀安知の作謀を知らす急使が来たのである。思紹は好期来たれりと、巴志に北山討伐を命じた。巴志は直ちに諸按司を動員して作戦計画を練り、搦手に名護按司を道案内役として山手から、大手には浦添、羽地、国頭按司等二千七百騎を配し、羽地寒汀那港を渡って、海側から攻める計画のもとに中山軍を合体して進攻したが、要塞の地に築かれた城だけに一撃には討ち取ることは出来なかった。城の北方の懸崖は空虚であることを知り、崖から攀じ上り、大原を味方にして打入り作戦に成功した。剛勇を誇った攀安知も力及ばず敗戦落城し、遂に北山領域は中山に併合され、巴志は今帰仁城に北山監守役として、次子尚忠を置き北山地区の按司の監視や抑制を行なわしめた。王子監守制は以後も続いていたが、尚円王統になると重臣制となり、後年尚真の三男詔威が北山監守に任ぜられてから後は、その子孫の世襲となり、一六六五年（寛文二）尚質王の時代まで続いていたが、慶長十四年の薩摩侵攻によって城郭の一部も破壊されたままに廃止となった。それは監視の必要もないからでした。

北山滅亡五年後の一四二一年（応永二）巴志は父思紹の後を継ぎ王位についた。それから約十年後の一四二九年（永享元）巴志は南山王他魯毎を亡くした。約百年余りに渉る三山争乱の世を統一して平和な沖縄を築きあげるようになった。

第二節　中央集権の確立

第二尚氏の三代目尚真は偉大な政治家にして四十九年間という長期に渉り王位にあって総ゆる政策を改革し政治の安定を計った。

第一に各地域に散在していた按司を首里に集め住まわし、諸按司や家来がこれまで持っていた武器を取り上げ「武備を廃して平和国家宣言」し民治に力を注いだ。そして従来各按司の領地には、按司家重臣「按司掟」を琉球政庁から派遣して政治を行なわしめて、諸貢租の完納を計った。

第二には百姓の身分制度を確立し、王府と田舎百姓との結びつきを完結し貢租制度の強化を計った。

第三節　海外貿易と文化の移入

(一)　海外貿易の開始

沖縄が中国と正式交通を初めたのは、一三七二年（文中元）明の大祖の招諭を受けて、中山王察度が弟の泰期を派遣してからといわれる。その頃は日本も明と交通貿易を開始していた。その時から沖縄と日本との貿易上の交渉も開始されるようになった。沖縄にとって日本と朝鮮は明からの輸入品の転売先でもあり、又南方貿易品の再輸出国でもあった。そのために沖縄の船は、九州の坊ノ津、飫肥、博多、近畿の兵庫、堺、関東武蔵国大浦等にも出入りした。後は堺が中心となって盛んになるが、一四八〇年（文明一二）の頃には大内、細川両氏の海上権争いに禍されて、専ら坊ノ津と博多が中心となって貿易が行なわれるようになった。沖縄と南方諸国との貿易は、一四二〇年（応永二七）尚思紹がシャムに使者を派遣した時から始まったといわれる。その後一五七〇年頃にはシャムの外ジャワ、バレンバン、スマトラ、マラッカ、バタニ、スンダ、安南、ルソン等とも交易をするように発展した。沖縄の硫黄や中国、日本、朝鮮から輸入品を売り捌き、又南方諸国から輸入品は反対に中国、日本、朝鮮に高値で売りつけ莫大の利益を収めた。

(二)　外来文化の移入

察度王が中国に朝貢して二十年後の一三九二年からは、沖縄からの留学生も中国の大学国士監に送られるようになった。琉球王国時代にも引続きこの留学制度は継続されるようになった。留学生のことを沖縄では官生といっていた。官生は沖縄の政治、経済、社会、文化の発展に大きな役割をはたした。学問や思想では、漢字や儒教思想を沖縄にもたらした。その頃中国の福建省から閩人三十六姓が帰化した。これらは那覇の久米村に集居住することになったが、琉球王府の要人として外国との諸公文の文書作製、通訳、水先案内役として活躍し、儒教を伝へ沖縄の文化を一段と高めた。又官生を経て政治家になった人もいる。中でも蔡温は王族の子孫でないから摂政になれなかったが、多くの著書を初め偉大なる政治家として活躍し功績は大き

い。開墾の奨励、林業、治水、役人、農民の心得、社会道徳等、御教条は筆算稽古所の教科書として活用された。

十七世紀半ば頃までには、三十六姓は帰郷や廃絶した者もいて蔡、鄭、林、梁、金氏の五姓になっていた。明治初期頃薩摩侵略後は多くの士族と同じく居住人として北部地区に移動した者もいたようだ。

帰化人は道教も沖縄に伝えた。彼等が沖縄に移住する際、天尊像を持ってきて若狭村の廟を建てそこに像を安置して拝んだのが道教の初めといわれる。天尊は天上にあって、人間の善悪の行為を監視する元始神といわれ、その後更に天妃廟や竜王殿等も建てて風雨の調節、五穀の豊穣は天尊と竜王に祈り、航海の安全は天妃廟に祈るようにした。その信仰目標は現在の福禄壽の祈りであった。道教の祈願はノロや根神の祈願に通ずるものがあって沖縄の民衆の間に浸透して行った。又道教のうちに神仙道という不老長寿の術がある。竜の神を祭る詞竈もその一つである。その行事のうちの煤掃や、又人身中に常にあって人間の行為を監視している三戸虫が、師走の二十四日天に昇り、一年中の家人の善悪の行為を天尊に報告し、正月四日に帰るという伝説に基づき、一家の招福攘災を掌る火の神を祀るのもその行為で、当日竈は灰を篩い家中の煤塵を掃い家族中の悪事を敬戒し、深夜に至るまで七回香を炊く慣いである。家の前や角にヒンプンや石敢当を立てることも道教に関係があるので、悪鬼、悪霊の侵入を防ぐ目的のものである。石敢当は中国の人名で魔を除け凶を吉に化し危険を防ぐことが出来た人といわれる。沖縄本島には道教信仰の一つとして土帝君（トーチーク）土地公と転化したものであるが、道冠道服を着けた中国伝来の土地爺の像で、農業の神として信仰されたのがある。現在沖縄本島に十七箇所あるとのことである。この外に屋根に火難除けとしてシーサー（師子）像が飾られてある。又上棟式の時棟木に「柴微鑾駕」とか「福如東海広」紙銭等、これ皆道教関係の習俗が、沖縄人の生活に密着して残ったものである。

沖縄に仏教が初めて伝来したのは、英祖王の在位中禅鑑という僧が本土（京都といわれている）から那覇に来たので、英祖は浦添に極楽寺（後の竜福寺）を建立して、禅鑑をその寺に居住せしめその教を普及せしめた。又一世紀後の十四世紀後半にも、薩摩の坊ノ津から頼重という僧も来島し、彼は波の上に護国寺を開いて真言宗を伝道した。そして仏教は沖縄の上層階級に浸透していった。中でも尚泰久は仏法の明君といわれ、在位中十八世紀頃の史料によると、当時二十六寺中、十八寺は泰久王時代に建てられた臨済宗の寺院といわれている。

沖縄人は古くから、お嶽や火神と祖先に由縁のある自然物を崇拝し村落の子女は神女であった。そういう固有信仰の強い社会であったから、仏教も一般民衆には深くは浸透しなかったが、仏教の死者尊重の儀礼は、祖先崇拝の強い沖縄人の信仰生活

にも大きな変化をもたらしているといえる。

沖縄に神社が建てられたのは、一四五二年（享徳元）頃で熊野権現を祭る波の上、普天間、末吉、沖、識名、天久、金武の七社と八幡大神をまつる八幡社である。金武の金剛山三社は、日秀上人により観音寺と共に建てられたものである。沖縄では固有信仰の強いためか神道も仏教も同じく振わない。氏子組織もない神職は「オエカ人」として玉府から俸禄で生活していた。

外国貿易品のうち農民生活に関係深い輸出品は馬と芭蕉布である。輸入品では鉄器とう金と酒類であった。馬は昔から沖縄に棲んでいた島馬で、鳥島産の硫黄と共に明への朝貢品の二大品目であった。南方からの輸入品の主なものは蘇木（紅の染料）と胡椒の外に香料、染料、織物、酒類が多かった。う金は印度の原産といわれ薬科、香料として広く沖縄にも栽培されるようになり一六五一年（慶安四）からは砂糖と共に王府の専売品となり薩摩への貢納品となった。

泡盛の製法が沖縄に伝えられたのは、尚円か尚真時代といわれシャムの「ラオロン」という酒の製造法から研究発達して作られるようになったといわれ、ラオロン入りの南蛮甕と同じく、沖縄でも泡盛入りの容器も製造されるようになり、現代では沖縄人の生活嗜好品として繁昌し主産物の一つとして発展を続けている。

〔註〕　安里延著「海洋発展史」
　　窪徳忠著「沖縄の習俗信仰」
　　琉球国旧記
　　球陽
　　中山世鑑、中山世譜　　以上参考抜萃

(三)　琉球王統一覧

王統	世数	王名	即位年	退位年	備考
舜天王統　73年	一	舜天	一一八七　文治　三年	一二三七　嘉禎　三年	源為朝の子といわれている。いろは文字始まる。
	二	舜馬順熙	一二三八　暦仁　元年	一二四八　宝治　二年	舜天の第一子。
	三	義本	一二四九　建長　元年	一二五九　正元　元年	前王の第一子。即位の翌年より国大飢饉・疫病流行のため、英祖を摂政として王は隠遁した。

英祖王統　90年						
一	英祖	一二六〇	文応	元年	一二九九	正安	元年	天孫氏の後裔恵祖の嫡子、経界を正す。井田の法を用う。
二	大成	一三〇〇	正安	二年	一三〇八	延慶	元年	英祖の子。
三	英慈	一三〇九	延慶	二年	一三一三	正和	二年	大成王の第二子
四	玉城	一三一四	正和	三年	一三三六	延元	元年	大成王の第四子。諸按司戦乱起こる。三山分立。
五	西威	一三三七	延元	二年	一三四九	正平	四年	玉城王の第一子。

察度王統 56年						
一	察度	一三五〇	正平	五年	一三九五	応永	二年	奥間大屋の子。徳の厚い人で民服す。 波之上護国寺建立。支那留学生の初め。
二	武寧	一三九六	応永	三年	一四〇五	応永十二年		察度の世子。日夜淫蕩佐敷小按司に亡ぼされる。 冊封使始まる。

尚巴志王統　64年						
一	尚思紹	一四〇六	応永十三年		一四二一	応永二八年		鮫川大主の子、尚巴志の父である。武寧を伐った巴志は父を王位に即かす。
二	尚巴志	一四二二	応永二九年		一四三九	永享十一年		三山統一の英傑
三	尚忠	一四四〇	永享十二年		一四四四	文安	元年	尚巴志の第二子。
四	尚思達	一四四五	文安	二年	一四四九	宝徳	元年	尚忠王の子。
五	尚金福	一四五〇	宝徳	二年	一四五二	享徳	二年	尚巴志の第六子。那ハ～安里間の海中道路を作る。
六	尚泰久	一四五四	享徳	三年	一四六〇	寛正	元年	尚巴志の第七子。王が仏教信者で多くの寺を建立。越来王子と称す。
七	尚徳	一四六一	寛正	二年	一四六九	文明	元年	尚泰久王の第三子。国人に暗殺される。

尚円王統 410年						
一	尚円	一四七〇	文明	二年	一四七六	文明	八年	伊是名諸見の人、「金丸」と称し徳が高い人であった。
二	尚宣威	一四七七	文明	九年	一四七七	文明	九年	尚円王の弟。
三	尚真	一四七七	文明	九年	一五二六	大永	六年	尚円王の子。武器撤廃・殉死を禁じた。 中央集行の断行、円覚寺建立、八重山征伐。
四	尚清	一五二七	大永	七年	一五五五	弘治	元年	尚真王の第五子。大島征伐、首里城拡張。
五	尚元	一五五六	弘治	二年	一五七二	元亀	三年	尚清の子、俗に「チーグ王」で王位継承の問題が起った。
六	尚永	一五七三	天正	元年	一五八八	天正十六年		尚元の第二子。豊臣秀吉琉球を招諭す。

尚円王統 410年				
七	尚寧	一五八九　天正十七年	一六二〇　元和　六年	尚維衡の孫、薩摩に征服される。甘藷渡来。階級制度。
八	尚豊	一六二一　元和　七年	一六四〇　寛永十七年	尚永王の弟の第四子。砂糖生産のはじめ。
九	尚賢	一六四一　寛永十八年	一六四七　正保　四年	尚豊王の第三子。
十	尚質	一六四八　寧安　元年	一六六八　寛文　八年	尚賢王の弟。砂糖奉行設置。
十一	尚貞	一六六九　寛文　九年	一七〇九　寛永　六年	尚質王の第一子。
十二	尚益	一七一〇　寛永　七年	一七一二　正徳　二年	尚貞王の嫡子
十三	尚敬	一七一三　正徳　三年	一七五一　宝暦　元年	尚益の第一子。山林及び農業の法を布く。
十四	尚穆	一七五二　宝暦　二年	一七九四　寛政　六年	尚敬王の世子也。
十五	尚温	一七九五　寛政　七年	一八〇二　享和　二年	尚穆王の世子尚哲の子。国学創立、平等学校建つ。
十六	尚成	一八〇三　享和　三年	一八〇三　享和　三年	尚温王の世子、四歳で即位、同年死去。
十七	尚灝	一八〇四　文化　元年	一八二八　文政十一年	尚温王の弟の第四子、俗に坊主御主と呼ばれていた。
十八	尚育	一八二九　文政十二年	一八四七　弘化　四年	尚灝王の子。
十九	尚泰	一八四八　嘉永　元年	一八七九　明治十二年	尚育王の第二子。台湾征伐。廃藩置県、王は華族に叙せられる。

〔註〕「具志頭村史」抜萃

第四節　王国時代の行政

人口が増加し部落が拡大すると、各々の生活圏を守るために、境界の争いなどが起こると、部落の根人や祝女だけでは解決ができなくなった。そのために地縁部落を連合した強力な統制者が必然的に発生し、按司という力による支配者が出て、社会は治める者と治められる者とに、階級が分かれるようになった。按司は、幾つかの部落を連合した間切という一地域の土地と住民を権力によって領有し、領内に於いて、絶大な支配権を持つようになった。按司は、近親者や自分のために働いた功績者を配下に置き、間切内の部落部落を、これらに分与して支配させ、自分はこれらを統率して、間切を一区域とする政治社会、

要するに小国家が成立するようになった。按司は、領内住民に領有せる土地を分与して耕作せしめ、その生産の中から貢租を徴し、その上、労役までさせていたようである。尚、住民の中にもし按司の命に従わない者がいたらただちに制裁を加へた。こうして按司は、財政を豊かにして部下を養い、武備を整え、領内住民の治安を保ちながら、外部からの侵略に備へていたのである。

斯様な小政治社会が、群島内あっちこっちに発生し、又武力争いが各地域に起こるようになると、各按司は領内に城を築き、強力な武備を持ち、領土を拡張していくようになった。按司中の強い者は、弱い按司を征服し弱い按司は強い按司の下に、身の安全をはかるため進んで降りた。強い按司は、広地域を支配する大按司となり、即ちこれを世の主となった。舜天から英祖、察度までは、中部地域における按司を支配した主であり、北部は今帰仁按司、南部の島添按司は、いづれもその地域における世の主であった。

㈠ 按司掟

第二尚真時代（一四七七～一五二六）に各地方の間切にいた按司達を首里に集めて住まわすようになった時、その間切（所領）には、代官を置いて治めさせていた。これを按司掟といっていた。中央集権以前においては、各間切按司部の家老を「大やく」又は「大や」ともいい、家来のことを「掟」ともいっていた。当初間切派出の代官を、按司掟といったのは、按司地頭が首里に居て、按司家の家老役たる掟を、地頭代として任地に派遣して、従来通り領地を統治させていた。

「慶長の役」後は、薩摩によって、按司掟が廃止され、新たに地頭代理という公職が置かれるようになってから、地方制度も確立した。各地方ごとに、番所という役所が設けられる様になって、按司家と間切との関係が断たれた。この番所制度設定と同時に、按司掟が政府の公職たる地頭代に代った。それは、一六一六年（慶長十六）の事で、薩摩に対する貢租の関係から、諸制度が変った結果であると思われる。

㈡ 番所の役員組織

慶長の役は此まで各間切に派遣されて居た代官按司掟が廃止され、新たに地頭代職が置かれ、地方に番所が出来たのは、慶長十六年（一六一六年）尚寧二十三年である。

(1) 地頭代

現今の村長に相当し番所の長である。琉球政庁の物奉行同吟味役の指揮監督を受けて、その諸令達を執行し、間切内の役政全般を指揮監督するのは、勿論地割制に基く耕地の分配、林野の総保護を司っていた。地頭代は文子、四人捌理を経て村（字）の夫地頭を勤め、更に総耕作当か、総山当のいずれかを歴任した者の中より、功績顕著なる者を選んで琉球政庁が任命、任期は三年であった。位階は親雲上で黄八巻を許されていた。地頭代は地頭地と称する役地を間切より与えられ、その収益を役俸として貰っていた。役俸の年額は年代によって、地頭毎に変遷はあるが、およそ六〇俵であった。

庶務を司る者に首里大屋子、大掟、南風掟、西掟、文子の役職があった。

(2) 首里大屋子

現今の助役に相当し、番所に於いては、地頭代の補佐役であり、庶務の総元締めであった。位階は親雲上で黄八巻を許されていた。年期は二ケ年が原則であったが、後任の選出難の時代にはその制限はなかった。

(3) 大掟、西掟、南風掟

この三者は、現今の収入役或は書記の職を司り、位階はなく青八巻であった。

(4) 大文子

大文子は四人捌理、総耕作当、総山当に従属し、その指揮を受けて事務を分担し、現今の書記に相当する者であった。役俸は年間五俵で、その上、人頭税は免ぜられていた。任期はなく掟に欠員があれば掟に進み、位階はなく八巻も許されてなかった。

(5) 相付文子

相付文子は脇文子とも言われ、現今の書記補に相当する。大文子の下で事務に従事し、役俸はなく人頭税が免ぜられていただけであった。任期はなく大文子に欠員があれば、それに進んだ。大文子も相付文子も、地頭の任命であった。仮文子は、臨時に事務の手伝いをしたり、給仕の任に当たったりしていた。以上の四捌理や文子の採用の方法と昇任の順序は村学校（又は筆算稽古所）を卒え、或は首里の御殿で奉公を終えてきた者の中より、相付文子に採用され、又は仮文子に採用され、以後功績順位で大文子、西掟、南風掟、首里大屋子の順で昇任した。

(6) 総耕作当

総耕作当は、間切全般の農業指導監督に当たると共に、各部落の耕作当の指揮監督をなした。間切に於ける農業の最高責任者であった。

(7) 総山当

総山当は、間切内全般の山林の保護経営に当たると共に、各部落の山当の指導監督の任に当たった。間切に於ける最高責任者であった。総耕作当や総山当は、間切よりオエカ地と称する役地をえられ、役俸の年額は五〇俵であった。尚、総耕作当、総山当に適当な人物がいない時は、仮耕作当、仮総山当が置かれる時もあった。

財務を司る者に勘定構がいた。

(8) 勘定構

間切内の貢租上納の取立並びに入越と称し、各部落、各個人から一ケ年中の上納受払いの計算役であり、琉球王庁の任命であった。

(9) 小横目

現在の駐在巡査に相当し、間切内の治安維持に当たった。

以上が番所に於ける役職であった。

(10) 夫地頭

百姓中より任ぜられる地頭という事である。任期は三ケ年で、琉球政庁が之を任命し、任期が終わると、間切の耕作当か総山当のいずれかの職に就く事が慣例であった。位階は親雲上で黄八巻を許され、役俸は二〇俵であった。夫地頭は、一定の職責はなかったが、部落民と地頭代の間に立って、その斡旋の労をとり民治の円滑を図る補助機関であって、総耕作当や総山当と共に、間切の元老と称すべき者で、間切の重要会議に出席し、地頭代の諮問に応じたのである。

(11) 掟（現在の区長）

夫地頭を補佐して、部落の行政に当たる者であった。部落行政の直接の責任者で、掟の任期は四ケ年で、琉球政庁の任命であったが役俸は不明。

(12) 頭

夫地頭や掟の下に在って部落行政の世話をする者で、部落民の推薦で地頭代がこれを任命し、一定の任期はなく、部落より

役俸として年五、六俵を受けていた。

(13) 耕作当

番所の総耕作当に従属し、部落の農事の指導監督の任に当たった。任期は無く地頭が任命した。

(14) 山当

番所の総山当に従属し、部落民を指導監督し山林の経営並びに保護の任に当たった。任期は無く地頭が任命していた。耕作当、山当は臨時に置かれた職で役俸は不明である。

(二) 粟国島番所の役職構成

(1) 役職構成

役職名	員数	職種名
地頭代	一人	
総耕作当	一人	原の総取締役人
総山当	一人	山林の総取締役人
仮主取	一人	総耕作の補助役

役職名	員数	職種名
夫地頭	一人	公租公売の取扱い事務相談役
首里大屋子	一人	地頭代の補佐役で庶務の総元締役
大掟	一人	収入役
掟	一人	雑役

(2) 粟国島番所の報酬と役名（明治十三年現在）

粟国島番所の報酬	役名
雑石 五石四斗一升一合七勺一才	地頭代
四石四斗二升九勺九才	夫地頭
三石二升一合三勺七才	首里大屋子
三石三升七合二勺五才	大掟

粟国島番所の報酬	役名
雑石 二石七斗一升五合五勺八才	東掟
二石七斗一升五合五勺八才	泊掟
二石六斗九升八合四勺九才	目差

(3) 歴代地頭代屋

西部落
　ウザシチ大屋、モー大屋、イキントー大屋、仲里大屋、シチャベー大屋
東部落
　仲間大屋、イムイ大屋、デークーチュラ石垣大屋、ナーカ大屋
浜部落
　トマン門大屋、屋宜大屋、山内大屋
　以上の地頭代の中には夫地頭の家柄もあろうが判明した世代は不明。

第五節　王朝時代の農民生活

農村民とは、現代の表言であって、王朝時代には田舎百姓と言われていた。百姓という言葉は「耕作に従事する人民」「田舎者」「農民」などと説明されている。昔の沖縄の百姓とは耕作に従事するものという意味よりも大名士族に対する身分上の区分、即ち百姓は大名士族に支配される最下級の人民という意味の方が、日常生活上に強く反映していた。

一七四九年（尚敬三七）に書かれた蔡温の「独物語」に「御当国当分二十万人罷居り候」とある。この頃首里が三万八千人、那覇（泊、久米を含む）一万八千人であったから、十三万人は労働力の中心人口の百姓と見てよかろう。そうすると、この十三万人が五四三の村、部落に住み、三万六千町歩（二五七万八千アール）を耕作して二十万人の生活を支え、更に薩摩への貢物及び、日支両属という特殊な政情に基づく外交的、儀礼的、国費並びに王府の費用、役俸のすべてが、田舎百姓の肩にのしかかって来るのであった。だから昔の沖縄の政治はこの国費や薩摩への年貢、王家や諸大名の知行役俸等の諸上納物取り立ての為の百姓支配の工夫と、それの酷使、実践がそのすべてであった。それで、制度即ち身分制をはじめ、土地制度、税制、法制、行政機構等すべての総力を百姓の全能力を発揮せしめ、諸納物を期限通り完納させることに結集する仕組になっていた。

王朝末期の学者で喜舎場朝賢は、琉球見聞録に、長い間薩摩に人質となって大和風の教育を受けた尚豊王（一六二〇～一六四〇）は、王位についてから甚だしく薩摩を嫌うようになった為、薩摩の感情を害して、とうとう薩摩の使者のもたらした拝領の茶を飲んで即刻絶命した。又斯様にして薩摩の怒りに触れて、打首の刑に処せられた三司官（北谷親方朝暢）があったり

したので、琉球国人は戦慄して、薩摩の命令には絶対服従するようになった。尚敬王（一七一三～一七五一）もかつて蔡温の献策で、支那風の政治をやり始めたが、薩摩人が之を不快に思っているとの風評を耳にして、早速日本風の政治に改め、その上日本芸能を奨励して薩摩の誤解を解く事ができた。

尚泰王（一八四八～一八七二）もかって「我国に落度があって清朝の咎めに逢うことがあっても、どうにか弁解することができるが御国元の譴責に至っては一片の紙片と雖も馬鹿にはできないと慨嘆した。これは蔡温が尚敬王に申し上げた忠言でもあり、口から耳へと子孫（代々の王）に伝えられた遺言である。云云という意味のことが書かれている。（伊波普猷氏琉球歴史物語）

琉球に対する薩摩の支配は、絶対的で其の指示令達は至上命令ともいうべきもので、絶対に背けないものであった。だから王、摂政、三司官等最上層部の統治者が、薩摩に逆らうことは命をかけることであった。

蔡温は斯から政情下に於ける、政治の円滑なる運営を期する為、根本的方策は先ず以て一般民衆に、琉球の政治事情、特に薩摩関係に於ける琉球の立場についての正しい認識を徹底せしめることにありとして、自ら起草した御教条の冒頭に「琉球の立場」と題し。「…御国元（薩摩のこと）の御下知（命令）に相随い候以来御国中（琉球全体）萬事御思召通り相達し御政法風俗まで漸次引改まり今以て上下萬民安堵目出度き御世に罷成候儀誠に以て御国元の御高恩を蒙り件の仕合冥加至極（有り難い極み）の御事に候右の次第前代の事にて無案内（分ってない）の方もこれあるべく候間各納得の為申達し候此儀篤と其の意を得、老若男女共有り難き仕合と存じ奉るべき候」と述べて全住民が、平和に幸福に暮らせるのは、全く薩摩の御支配の御蔭であることを銘記して深く感謝せよと強調している。又田舎百姓の心得として、百姓は農耕に全力を尽くして、滞りなく上納を完納することが其の職分であって、この職分を果たすことは子孫の繁栄になったものと訴えている。

御教条は全住民の国民生活、社会生活、道徳生活の指針たることを内容とし、文面は単に之を教示する体裁になっているが、右教条御調べの上（王摂政、三司官が充分検討したこと）申し渡し候諸士びに、田舎諸島の末々の者迄具さに拝承奉るべき者也と結んで、摂政、三司官の連署を以て評定所（内閣）の名に於いて之を発布した。毎月一日と十五日は全島各間切毎に、百姓の直接の指導監督機関たる地頭代を始め、番所捌庫理、各村の掟、耕作当、頭を番所に参集せしめ、検者下知役に之を講述せしめて、趣旨の徹底に努めたのである。昔の百姓は、平素封建的訓練が行き届いていてお上の指示令達に対しては、命令に従うことを百姓の本分と心得ていたので、御教条は現代の法律以上の法的効果を発揮して、その日常生活面に具現した。教条

が上下内外から、如何に重要視されていたかを語ると共に之によって、昔の田舎百姓の日常生活の状態を窺い知ることができる。

(一) 身分制度

沖縄の身分制度は、按司時代に発生して人間の身分は生まれながらにして天意によるものと考えられていた。十六世紀尚真王時代の中央集権によって、身分制が制度化されたようだ。十八世紀を経て社会生活の発展に伴い整備強化された。

首里、那覇の都市地域には、支配階級である大名や士、町百姓が住み地方諸間切、諸島には被支配階級の百姓、即ち農民と僅かな奉公人が定住するように、身分と職業、居住地域を固定するようになった。これは結局支配階級の社会的特権を長く維持する為に設けられたものであった。

身分の種別は大まかに次のように分けられていた。

一、大名、親方、士、百姓の四にに分けられる。

(1) 大　名

大名とは、王子、按司、親方の三つに種別された。王子は国王の子と兄弟である。後代では按司の中で勲功あるものは摂政を勤め王子の位を受けることが出来た。摂政になると六百石領地として一間切給され、王子は一代限りで、其の子は按司となった。摂政の跡目は三代まで三百石、一般の按司は二百石を領地として一間切を給され、代を経ると逓減され、六代目には四十石、八代目からは脇地頭となった。

王子が新しく地頭になる時には、按司の中の代を経たものの領地を取り上げて新しい王子に給した。その結果、按司は時代と共に国王の一族だけで占めるようになり、三山時代の按司たちの後孫で明治時代まで残ったのは、国頭按司だけであったようだ。昔は、按司の子は按司地頭にしたようだが尚真王時代から二男以下は士にするようになった。これは王府財政にもよるが、島津の指令でもあったようだ。

(2) 親　方

親方は士から出世した大名で、三司官を勤めるものは四百石、大夫（進貢副使）を勤めたものは四十石領地として一間切を給され住居は殿内と称えていた。親方の名は一代限りであるが子孫は親方家として地方領地を給された。役職として総地頭、

又は脇地頭となった。親方は八代までも知行を、九代では領地を取り上げられ脇地頭にされるものもいた。

(3) 士　族

士族の階級は、(1) 王子　(2) 按司　(3) 親方　(4) 親雲上　(5) 里主親雲上　(6) 筑登之親雲上　(7) 里之子　(8) 若里之子　(9) 筑登之　(10) 筑登之座敷　(11) 仁　屋

以上の通り十一等に分けられていたようである。その士族にも上士と下士とに大別されていた。上士は里之子筋目といって按司親方の直系で、代を経たもの又勲功あって脇地頭となって一村を給され、地行十五石を給されていた。

下士は筑登之筋目といって諸役所の事務を掌る筆者であった。普通、「筆者奉公人」といわれ知行持に対して「無高の士」ともいわれた。

(4) 百　姓

尚貞王代（一六七〇年）に系図座が設けられ、士以上は総て家譜を現わしてその出身を明らかにした。即ち士の資格登録をしたのであった。それ以外の住民で系図を持つことを許されなかった人々を無系といった。無系で町に住む者を町百姓、田舎に住む者を田舎百姓といった。

尚寧王代（一六一一年）に、諸間切の按司掟を廃して、地頭以下村の役人を土地の百姓から任用するようになり、田舎農村の統治に協力する階層が新しくできた。これは田舎百姓の中の特権階級ともいうべきもので、その在職中は役俸が給され、衣服、かんざし、履物等士の中間待遇を与えられていた。

(二) 身分表示の手段

十八世紀の頃まで服装や髪の形は、男女共髪を結い、かんざしを差し、衣服の仕立ても今日とは違って、かんざしや衣服の生地、縞柄等で身分が判明できるようになっていた。「具志川市誌」による身分表示は、つぎのとおりである。

(1) かんざし

王　子	金（竜頭刻）	妻	金（葉形彫）	士	銅（水仙花彫）
按　司	金（履益子彫）	〃	銀（〃）	百姓	真鍮（〃）
親　方	金（金花銅柱）	〃	銀（〃）		

妻	銅（葉形彫）	
〃	木（〃）	

(2) 八巻（伯）サアジ

大名は紫、士は黄、赤、百姓は緑、青。尚真王時代は一丈三尺の伯で南方のターバン式で頭にグルグル巻いていた。尚寧王代に冠形（ハチマキ）になった。

(3) 衣　服

大名は絹物、士以下は木綿であった。但し芭蕉、麻は一般的に使用されていた。又、士族平民の別は縞柄で判別された。

(4) 履　物

下駄は士以上、草履は鼻緒の材料、作り方などで身分によるきまりがあった。足袋は王子と按司は白足袋、親方以下は黒足袋、百姓は禁止されていた。百姓も草履だけは許されていたが、下駄は禁止されていた。一般百姓は跣足であった。日傘は雨の日でも許されず、ミノやクバ笠を使用していた。又、筑登之以上でなければヒゲをのばすことは出来なかった。

(三) 身分と役職

総地頭である按司、親方は諸座（諸座所）の長官である奉行に、脇地頭級は副官である中取、評定所の十五人役（表十五人）につくことができた。平士は諸役所の事務を司る筆者（書記）となるので、筆者奉行人ともいわれた。役職に対しては役俸が支給された。役職は家柄によって限定され、当人の力量や人格上の個人差は軽く取り扱われた。

(四) 身分による制限

(1) 屋　敷

上士（脇地頭）十二、三間角　下士（平士）十間角　百姓　九間角

(2) 家　屋

建坪数に應じて酎酌され家の面積に制限があった。

大名　二十二畳半以下　上士　十二畳以下　下平士　八畳以下　百姓　六畳以下

百姓は瓦葺禁止（明治二十二年瓦葺解禁）

(五) 田舎百姓に対する諸制限

(1) 財源の涵養と其の変動を防ぐ上から、田舎百姓の都市への転出は、十代尚質王代一六四五（承応三）年から禁止した。十三代尚敬王代には、更に厳重に取締り、他間切、他村への転住も厳禁された。

(2) 昔は王府の諸細工人は、田舎百姓の中から技能のあるものを採用し、これ等は首里、那覇に転住したものもあった。尚敬王代一七二五年以来は、士に諸細工に従事することを許し、田舎百姓は之を禁止され、専ら農村に閉じこめられてしまった。

第六章　古代社会の貢租制度

第一節　税制の沿革

按司時代の税制については、「球陽」に「天孫氏の世、税制あることなし、只国に一事あれば索を以て人頭に廻し定めて一尺となし、以て稲米を束ねてこれを名づけて一束といった。以て稲束一束を又は粟束十束を朝廷に貢ず、後年に至り国中の男女みな毎年稲束一束又は粟束十束を王廷に貢ず」とあり。

それを察度王統になって合理的に体系化し、被支配階級の租税能力、生産能力に応じて徴収することにした。そして貢租制度は、支配者の権力の確立に応じて、生産物の収奪に移行した。併し収取関係の主体は、按司と彼の領地民であり、三山の名主にしても、又三山を統一した第一尚氏にしても、支配下の按司を通して、どの程度徴税権を行使し得たか疑問とされている。尚真が全按司を、首里に集居させた十六世紀になって初めて、貢租制の全島的な体系化が整えられたのではないかと言われている。南方貿易からの後退は、自然国内収取の強化を計らねばならなかった。

按司と領民の旧来の収取関係を基礎としての貢租制度であったことは、按司の重臣按司、掟を知行地に派遣し、徴税の責任者としたことや、又按司時代のままの地域別徴税率が、国王末期まで続いていたことでも推察出来る。この制度は、後年薩摩の琉球入りまでも同じ制度で加重された。徴税責任者は、按司掟から、地頭代に代るが最終的には、薩摩権力の代弁者たる国

王が掌握することになった。貢租は田地方は米、畑地方は粟、麦、黍、大豆、小豆と定められ粟以外は、米の半額対比で調達されていたようである。

㈠　貢租の種類

(1)　本税たる本租、人頭税

(2)　付加税たる賦米、荒欠米、掛増米、牛馬銀代米、在藩出米、浮得出米

(3)　特別税たる浮得税、夫役銭

本租は、地頭地、おえか地、百姓地等に賦課した。本年貢で検地した結果に基づくもので、各高一石に対し田は七斗五升六合から二斗一升まで、畠は二斗五升から九合までの大きな開きがあった。税率のことを代といった。人頭税は宮古、八重山の人民に課した租税であって十五才から五〇才までの男女に、人頭に割りつけた。

王朝時代に於ける粟国間切の貢租は粟であったが、基石高は七二七石であった。（全耕地面積は四百町歩）

特別税の浮得税は、検地帳に記入されていた芭蕉苧以下十一種の植物と舟、綱、塩屋等の三種の物件に課されていたが、粟国の税額は不明である。

夫役銭は按司時代に、按司が領民を自由に使役したことの遺制である。十五才から五〇才までの男女の田舎百姓中有位者、間切役人、廃疾者、以外の者は王府に使役されるきまりになっていた。月五度を原則としていたが、一六六七年、尚賢時代に使役を止め、高一石につき米一升五合を徴収することになった。一六七九年からは、正頭夫一人につき金一貫文を徴収するようになった。これを日用銭といった。

翌年から都下制が布かれ、首里から五里以内にある島尻十五間切と中頭五間切は一ヶ月五日遣（ソカイ）、国頭方は四日遣、伊平屋等の離島は二日半遣の六等級に分け、十分夫は一日一貫文（女子は半分）という割合で、現金徴収することに改まった。

百姓は地頭にも夫役銭を納めることになっていた。これを作得夫銭といった。男女は一日一貫文、女子は五百文の割合で総地頭に年一日分、脇地頭に二日分、納入した。その外に間切村役人に対しても年二回宛耕耘、田植、取入、精米等の労働に従事させられた。又、請地夫銭というのがあった。これは、請地を持つ士族が負担したもので、高一石に対して二貫文を負担したものでした。そのうち一貫文は王府に、一貫文は請地所在の村に納入したものでしたが、後には村に納めるものは免除されて明治の御代となる。

地頭への作得夫銭は、現金で徴収することはなく雑物といって、地頭の日常生活に必要な野菜類や魚、肉、薪、炭等の調達を、自領の間切、村に命じ定代で買上げることで相殺した。定代というのは、所謂公定価格のことで番所や村屋には「諸品定代帳」が必ず備えつけてあった。

王府も又所望物として、間切や島にしばしば手形入れを行い、その代価は夫役銭で相殺した。そのため間切や村では、王府や地頭から手形入れがあれば、何時でも首里に運送出来るよう、平生から貯蔵又は養殖していたらしい。粟国浜村では港内東側（クルシン小）に網袋に入れて囲いしてサザエを養殖していたようだ。西村、東村ではヤヒジャ港で網袋に入れて夜光貝を養殖していたらしい。

雑物は斯様にして間切か王府に対し、負担を支払う為にも利用されていた。併し雑物代は夫役銭や作得夫役銭から差引くことになっていても、間切や村では手形入の品物は、時下で買い集めたりしたので、その都度「カブリ」即ち損失を生ずるのが普通で、その「カブリ」は結局夫役銭納付義務者である百姓の負担を増すだけでした。

貢租の納期は、蔵方からの手形次第で米は八月中、麦は四月中に固定していた。もし、各村に於いて貢租並びに公費未納の時は、担当の捌理、文子をその村に派遣し完納しない時は、該村人民の家財、家畜類等引揚げ日限を与え期間経過の後は公売の上、未納金にあて、爾後未納の虞れある者又は、無資力の者は村中協議の上、持地引揚げる等の罰則で取締られていた。（各間切内法）

又地人中貢租その外上納物未納の時は、夫地頭、掟、頭にて本人不在と雖も、直ちに作毛、家財、家畜類を引揚、売払い未納に差向け残余があれば、本人に返し、もし不足を生ずる時は、妻子を売らせ又は親類に及ぼし、それでも不足する時は、与中、村中、間切中に及ぼしこの上未納の虞れある者は、現地引揚げ他へ掛替させることなどあって、滞納者個人の親類、与、村、間切の順序で連帯責任で支払うよう厳格の処置が講ぜられ、百姓は身動き寸余の油断も出来なかった。

(二) 冊封

冊封とは、支那の皇帝が琉球国王を任命することで、王の代替り毎に、勅使を遣わして首里城で冊封の式、即ち王の即位式を行なわした。之を御冠船と称え、皇帝の勅使を冊封といった。正副二人が、凡そ三百人の随員と二百程の護衛兵に守られ、やって来るので、総勢五百人が渡来する事が普通であった。冊封使の琉球滞在は、普通半年位であるが、時には九ケ月に及ぶ

事もあった。

冊封使の渡来は、先王の諭祭と現王の冊封のためで、諭祭は崇元寺で行い、冊封は首里城で行なわれ、何れも国王一世一代の国家の大式典であった。

冊封使の滞在中に、七回の大饗宴が催されるのが普通で、その上帰還するまでの食糧の提供など、冊封使接待の総費用は実に莫大なものであった。

慶応二年（一八六六）尚泰王の冊封の時の費用。

一、冊封使一行四三四人の沖縄滞在一三六日、帰航三〇日、合計一六六日の食糧

記

一、米一、一四八石三斗三升、豚肉一〇六、〇七一斤、これだけの肉を得るに一、四六〇頭（百斤豚の生豚）を要した。

一、総費用銀三、三三八貫五八三文

(三) 江戸上り

薩摩の支配下に置かれて後は、将軍の代るごとに嘉慶使、王の即位には謝恩使を江戸（東京）に遣わす例になっていた。これを江戸上りといった。冊封に次ぐ王一世一代の国家的大儀礼であって、随って其の国費も莫大なものであった。

江戸上りは、尚賢四年（一六四四）から、尚泰三年（一八五〇）の最終回まで凡そ二百年の間に十七回もあった。それには、正副四人と随員併せて総勢一七〇人が、十ケ月に亘る大旅行であった。其の時費用が最高額三百五万六千貫文であった。そのため、往時の田舎百姓はその負担に苦しめられていた。

(四) 王世子の薩摩滞留及び諸使節の上国費

前記のように、冊封や江戸上りは其の費用が巨額に上るものではあるが、それは国王一代一度の行事であってつまり臨時費であった。

慶長の役後は、代々の王世子は御国元（薩摩）の政治、経済、社会、文化、其の他の国情を親しく見聞体得するため（実は薩摩の強制による人質であった）若干年間薩摩に滞留するきまりになっていた。其の費用もすべて沖縄の自弁であった。又、

年頭慶賀政情報告、或は陳情や謝恩、其の他島津一家の慶弔時にも、使節を上国せしめた。之等公式の使節は按司や親方が任ぜられるので、其の随員や航海関係者数十人以上に上る多人数の長期（半年乃至一ケ年半）に亘る旅行であり、又其の折々に適応する進物の調達や使節其の他への報酬などの為に、多額の費用がかかるので、王府の財政を脅かすものであった。これらの諸経費も百姓の負担であった。

第二節　役人の不正搾取

公儀への上納物は、心付役といって、納入者から納品の一割五、六分の心付（添銭又は添米、麦、豆）を取って、それを己の役得（報酬）として、玉府任命の役人が取扱った。その役人は、十数年も無給で忠勤したものの中から、年功によって任命された。其の任期は、一ケ年と限られ、心付役は三十三役八十一人の定員であった。例えば一等収役、砂糖座役五人、米蔵座役四人……五等収役、銭蔵座四人、用意蔵座役一人というふうに配置されて、各々その所管関係の上納品を取扱った。この役についたら任期一ケ年で、一家族が楽に暮らすことができる資産をつくるものもいたという。其の搾取の辛辣さが察せられる。

明治十二年一月（一八七九）新政を謳歌し、ひそかに之に協力した（琉球政府要路の動静を探訪して処分官に密告するなど）首里の一士族大湾朝功が、松田処分官配下の官吏末弘直哉、高山政元両人宛の書簡（誓約書）の中に当時の王府役人の不正行為を次の様に報告している。

一、納品ハ何品ヲ論セズ升目斤目公平スルヲ緊要ナルガ、役人慾深クシテ三斗二升ノ米ヲ三斗五升取リ、百斤の定物ヲ百二、三拾斤ヲ取リ是一。

一、品物代納モ、時ノ相場ニテ納ムルヲ当然ナルガ、是亦不正道ニシテ、二円五、六〇銭ノ米ヲ三円或ハ四円モ取ル是一。尚忍ビ難キコトコソアレ、五、六〇銭ノモノヲ四円モ取ル是一。

一、人夫諸雑物（野菜、卵、薪等）代、昔ノママ定代ニテ行フ是一。

前出評定所から、発せられた不正搾取禁止に関する令達も効を奏せず、ただ形式に過ぎなかった事に、廃藩置県前の大湾書簡に指摘された事実明らかである。

第三節　田舎百姓の身売

王府による生産管理は、生産力の低さと相まって、農民を常に慢性的飢餓状態におとしいれ、疲弊した農民の姿はとくに大風、旱魃には極度にあらわれるのである。大風と旱魃が続くと貯穀はおろか、海山の緑と思われるものはすべて食いつくして、路傍に死者を出したり窃盗が横行し、社会秩序が大きく乱れた事もあった。王府は蘇鉄原野を設け飢餓のそなえとした。農民の生活は、毎年苦しくなる一方で、農民が弾力的に対應が出来なくなったのは、負担過重が大きな原因であった。王府への定められた貢租の外、諸地頭に対する労力提供、手形入と称する現物調達など農民は再生産のための余力すらない状況であった。玉府の農事強制のほかに農民を泣かせたのは、年貢徴収に当たる役人の横暴であった。役人達は穀物や諸雑物を取納する時、ひそかに斤目舛目をごまかして徴収したり、又役人の中には百姓地の内、地味の良い土地を勝手に奪取したりして、疲弊した農民においては天災、人災はさらに農村荒廃に、いっそう拍車をかけた。そのために、お授け地の質入、売買、甚しい事には、身売も横行し、男子は糸満へ漁夫として売られ、女子は遊廓へ遊女（ジュリ）として売られるありさまであった。吉屋ツルが、仲島の（ジュリ）に売られ、那覇に連れられて行く途中、嘉手納と読谷山を結ぶ比謝橋で歌った有名な琉歌がある。

恨む比謝橋や情ねん人の
　わん渡さと思てぃかけてうちゃら

昔の遊廓は、那覇西村の辻、東村の渡地、泉崎の仲島、此の三ケ所にあったが、明治四十二年（一九〇九年）仲島、渡地の遊廓が辻に合併された。此の三ケ所の遊廓は、沖縄社会の交際場として繁栄した。青年（ニーセ）や壮年等が盛んに歌った歌がある。

辻のいんど豆　かでぃんちゃんな二才（ニーセ）た
かでぃやんちゃしが　味やうびらん
かーぎの悪さや　取って投ぎ投ぎ
サー浮世の真中

此の歌を聞くだけでも、辻遊廓が社交場として、利用されていたことが分る。

第七章　土地制度

第一節　土地の種類

王政時代土地は田舎百姓人員に割り当てられて耕作するようになった。

粟国島の土地制度は、沖縄本島一般と何ら異なる事はない。土地は私有地でなく百姓は間切より割当てられた土地を耕し、それに対し一定の租税を納めていた。土地の種類は左記の通りである。

百姓地、地頭地、オエーカ地、ノロクモイ地、仕明請地、仕明知行地、払請地。

㈠　百姓地

畑は、農民に割当て分割して耕作されて、一定の租税を納めさせて、十年毎に分配の割換えする土地である。粟国島は明治、三〇年まで人頭割りで、男女出産と同時に於いて割当て資格があった。割当てについては、男一人三分、女二人で三分の（割合$\frac{1}{4}$）土地を割当て耕作することになった。これを地割という。百姓地は私有地でなく共有地として、四十八地（人）に分割耕作していた。（個人割当ての基準坪数男二人でも女四人でも半地、此れを二倍して一地、要する坪数は三分地は五升蒔、半地は一斗蒔、一地は二斗蒔、しかし瘠地は一升蒔を増して分配したとの事。坪数、麦一升蒔は四〇坪の計算）

(1)　分割地耕作地名

全耕地は四十八人の代表者に地域別に割当てた。

①アカチャ　②トム地　③フカマジ　④エー地　⑤ミナトヌ地　⑥キサ地　⑦前地　⑧トマイエ地　⑨ババ地　⑩ナコージエー地　⑪ンナグ地　⑫トマン地　⑬シンザト地　⑭ンナグジエー地　⑮ハナグシク地　⑯ハンタガマ地　⑰クバ地　⑱イサイエー地　⑲アカチャ地　⑳ベニ地　㉑ウナコー地　㉒ニシンザ地　㉓ウッチ地　㉔ウトマンジ地　㉕ハンタカマ地　㉖フカマ地　㉗ナコー地　㉘トヌチ地　㉙ハンタバマ　㉚ミーヂ地　㉛クチナナコー地　㉜トマンジ小　㉝オーガチ地　㉞カチ地　㉟毛地　㊱大メージ　㊲トーヤマエー地　㊳テクグ地　㊴トマンジ　㊵サトヌシトマンジ　㊶クシチャトマンジ　㊷ミンチュバ

バ地　(43)カマン小ババ地　(44)エートヌチチ　(45)サトヌシ小地　(46)大トヌチチ　(47)メージィ小　(48)シンザト小地

土地割当て業務は康照十八年一六七九年延宝七年（尚貞十一年）開始、業務担当で来島した職人は西原親雲上、伊波親雲上、島袋親雲上の三氏で島滞在六ケ月で終了。

(二)　地頭地

地頭地は、元は百姓地の一部であったのを割当て、その収益を按司地頭、総地頭、脇地頭の三者に役得として与へるものである。地頭地の収益の方法は、土地から生産される収穫物を三等分し、その一部は土地を耕した百姓に与え、残り二分の中より一部は租税、一部は地頭の役得とした。

(三)　オエーカ地

オエーカ地は、間切番所の役人又は部落の役人の在職中耕作の権利を与え、収穫の中から百姓地と同額の租税を納めさせて、残りを役得とした。（作物の二分の一は税、残りは吏員の所得）

オエカ地は、役人自ら耕作した人もいたし又、小作させていた人もいた。

(四)　ノロクモイ地

ノロクモイ地は、神職に在って神女にその在職中耕作の権利を与えた土地で、収益の中から百姓と同額の租税を納めさせ、残りは役得とした。

(五)　仕明請地

仕明請地とは、個人又は団体（部落）が開墾した土地で、開墾者は中央政庁より請地状をもらい耕作し、売買譲渡の権利を与えられていた。

(六)　仕明知行地

仕明知行地とは、百姓が耕作出来ない時は政庁に返納した。これを更に個人に払下げて耕作させた。

(七) 払請地

払請地とは、租税を完納できない場合、政庁が御手入処分として土地を取り上げて売却し代金は村に下附した。

第二節　土地整理と地租税

沖縄は、明治十二年（一八七九年）に廃藩で一新したが、土地制度並びに租税制度は、旧態依然として旧王国そのままであった。租税制度の改正は、地割制度を廃して、土地の私有権を認める必要があった。これは租税の個人負担と参政権を付与する目的であった。そして、住民に参政権を与え、社会住民の福祉を増進する目的からであった。

政府は、明治三十一年七月に臨時沖縄土地整理事務局制を発布し、明治三十二年沖縄土地整理法を制定し、年度開始と共に事業に着手し、従来割当て土地は、私有地となり耕作人名儀となった。土地整理の目的は、全く土地所有権の認定及び地価を査定し、租税基準を決定した。土地を測量し、各地目ごとに付き所有権を移転継承の規定を作定し、且つ一筆毎にその形状面積を測定し、各筆相互の関係位置を製図し、明治三十六年（一九〇三）六月大事業を完成した。昭和二〇年、米軍上陸により土地台帳、土地図面等は、米軍が持ち去りその後、返納して貰えなかったので、戦後（昭和二十五年）土地の再測量を実施、土地台帳、土地図面等を再調整し、昭和二十六年（一九五一）郡島政府知事、平良辰雄氏の認定により錯誤なきを認め、従来通り所有権が確定された。（小字数八三ケ字）

土　地

種別	面積	備考	種別	面積	備考
宅地	一〇六、四二四坪		池沼	一三三坪	
畑	一、〇二〇、〇五九坪		雑種地	二、五三三坪	
原野	八四五、二六九坪		墓地	一、九五三坪	
山林	二、三五六坪		拝所	一、五五三坪	
保安林	七三、六六八坪		其の他	三〇五、二〇五坪	道路、護岸、桟橋。
溜池	三、五七五坪				

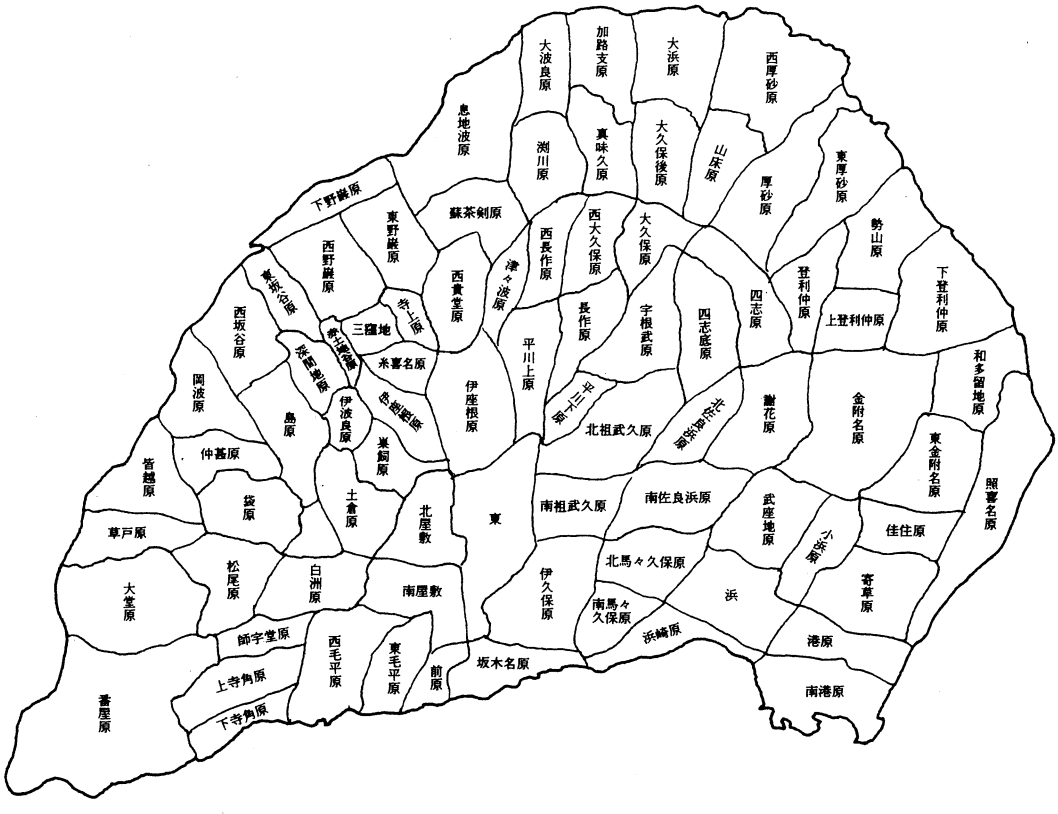

〔付記〕

昔私有地確定後、個人の土地交換用語

一、ヤトクル

自分の宅地内に他人の土地を含め、その代りに自分の土地を他人に与える事。

二、ヒンチゲエイ（変地）

自分の土地の側にある他人の土地を自分の土地一つに合筆して、自分が他にある土地を相手が希望する土地と交換する事。

第八章　薩摩の侵略と沖縄統治

第一節　慶長の役の因果

七代尚寧王の治世三十二年間は、実に琉球国王の運命の一転換時を割した重大事件が二つ起こった。

一、産業界の革命を来たした甘藷の伝来、製糖法及び木綿織物の伝習、一つは日支両属政策を採らねばならない様になった有名な慶長の役であった。

二、本土に於いては、秀吉が明国を征するために先づ朝鮮征伐を企てたことであった。秀吉は薩摩をして出兵の代りに琉球から七、五〇〇人、十ケ月分の食糧を肥前の陣屋に送るように命令した。国内では大騒ぎとなった。支那留学生を主とした支那崇拝黨と、薩摩留学僧の系統たる親日派と両派に分かれて激論となった。支那崇拝黨の頭領謝名親方を明国に遣わして急を告げしめ、一方には兵糧の半額だけを送る事になった。ところが征明の作戦は、秀吉の死に依って中途で引きあげる事になった。

結局、支那黨の説が勝を制し、明国からは冊封使が来る。どんなに請求しても残りの兵糧は送らない。度々来た薩摩の使者には、非礼を加える事もあったので、薩摩は戦闘準備三ケ年間遂に慶長十四年出兵となった。薩摩兵三千人を百隻の船に分乗し、樺山、平田の二将が引き連れて先づ那覇港に攻め寄せた。然し、防備が厳重で上陸する事は出来なかった。退いて運天港から上陸し、海陸二隊に分かれて首里城に攻め寄せた。琉球の方でも謝名親方が総大将となって激しく戦ったけれども、琉球はもろくも惨敗降服し、尚寧王以下大小の役人百余名は、捕虜となって薩摩に上る事になったのである。ところが、不思議にも薩摩へ行って見ると一同大いに歓待されたのである。

翌十五年、島津家久と苦楽を共にしながら海路大阪に入り、京都を経て東海道を通り、駿府で家康に、江戸で秀忠将軍に謁し、到る処で大いに歓待を受け、帰路は中仙道から大阪を経て鹿児島に帰り、翌十六年には、愈々十五ケ条の誓約書を出して帰国する事になった。けれども、もう元の琉球国ではなく、形のみあって実質のない琉球国となっていたのである。王の留守中二年余に本島は勿論先島、其の他各島の隅々まで測量され検地帳ができて、貢租の額も確定し、薩摩の命令に従わねばならないようになった。

(一) 検　地

検地とは、田畑を検照して段別を確定することである。琉球に於いて検地が行われたのは、慶長十五年（一六一〇年）である。島津氏は、竿入奉行伊知重房等十四人、役人一六八人を派遣し、地方の村立段別、石高を定め、翌十六年（一六一一年）五月に大事業を完了し、検地帳二七〇余巻を作製し、琉球王国の知行八九、〇八六石と定めた。但し、奄美大島五管は、薩摩管区内になったので除外された。

検地は秀吉の文禄検地の定規に従って行ったもので、これを京竿とも言った。その方式（検地）は、村立を各五等に分かち上木、牛馬の員数より屋敷及び屋敷畠に対する免税取り扱いに至るまで、すべて旧慣に準じて行い特別に作ることはなかった。又故意に軽重することはなかった。

この検地の記録を検地帳と言い、一名「名寄帳」とも言った。その結果琉球王の知行高を決定し、翌年（一六一一年）に左の知行目録を交付した。

琉球国知行目録

一、悪鬼納（オキナハ）　一、伊江島　一、久米島　一、伊勢那（イゼナ）島　一、計羅摩（ケラマ）　一、宮古　一、八重山　一、登那幾（トナキ）

竿入帳とは、島津氏は一六〇九年、琉球入りの後直ちに検地を行った。これを慶長の検地と言い、この際の土地面積の測量台帳のことを竿入帳と言い、これは名寄帳を編成するに必要な基本調査であって、土地の種類、田畑の上下縦横の間数、坪数、石高を明らかにした。粟国村の割当て石高寛文十二年（一六七二）耕地面積四百町歩、積高七百二十七石。

(二)　間切制度の確立

琉球に於ける旧王国時代より、一九〇八年（明治四十一年）の特別町村制を施行するまでの間、現在の行政区画のことを間切と称えていた。天孫氏「始めて野を画し間切を置く」と言う旧記の説明をする事はできないが、その起原は甚だ古く、間切の語は岡山県にある「輪切」と同じ語のように思われる。神を一にし血縁を同じくする人々が集まって邑を作るという意味で、日本本土の古語である。間切はもと按司地頭、惣地頭の領した区域をいったもので、琉球では英祖王の時、検地を行ない間切制を定めたとのことである。

(三) 向象賢と蔡温の経歴

向象賢は羽地朝秀の唐名で、尚質王の従兄弟にあたる人で、後で功によって王子の位を与えられた人である。一六五二年に羽地間切の惣地頭職となって家督相続したのである。家督相続直前（一六五〇年）初めて中山世鑑と言う琉球史を著わした。当時琉球は治者の興亡の後をうけ、其の上、島津氏の琉球入り等があり、尚円王以前の文書記録は失われてないが、彼は各方面から史料を集め、古老の口碑など参照して、漸く中山世鑑を編纂し、自国の立場を知らしめた功績は実に大きいのである。彼は七ケ年政治生活（摂政役）をつとめ退いて、更に二ケ年の活動をつづけたが、一六七五年五十九才で此の世を去った。

蔡温は具志頭文若の唐名で、一六八二年当時総理唐栄司の「久米村総役」を務めた三十六姓の一人、志多伯親方（蔡鐸）の二男として久米村（唐栄）に生まれて、幼少の頃は兄、蔡淵と異なってなまけ者であったが、ある夜友人に侮辱されて発憤し読書に精励して、めきめき抜群の成績をあげ、弱冠にして早くも郷学の師匠に抜擢され、間もなく進貢存留通知の役をかねて留学生として福洲に派遣され中国では、主に実学を学びながら、仏典も研究する機会に恵まれた。帰国後、彼は財政経済の方針を定め、林政の基礎をきずき、農政を刷新し、河川を改修し、土地の境界を正し開墾を奨励し、産業を盛んにした。又、人倫道徳を説くと共に封建の俗弊を打破して、士族と雖も商工業に従事することを奨励するなど、数多く著述をした。両者とも往時の大政治家であった。

(四) 行政区画の変遷

室町の末期三代尚真王が出て、各按司部を首里に集居せしめ、各間切には按司掟を派遣して統治せしめ、所謂中央集権の政治体制を完了した。

琉球国旧記巻二（一七三一年）に取納奉行の条下、往昔七代官として次のようにかかげてあるが、これが行政機構の始めである。

一、首里代官（真和志、南風原、西原間切）
二、東代官（大里、佐敷、知念、玉城間切）
三、島尻代官（具志頭、東風平、摩文仁、喜屋武、兼城、真壁、高嶺、豊見城間切）

四、浦添代官（浦添、中城、北谷間切）
五、越来代官（越来、読谷山、具志川、勝連間切）
六、今帰仁代官（金武、名護、羽地、今帰仁、国頭間切）
七、久米代官（久米、慶良間、粟国、渡名喜島）

代官制の起原については、旧記にも明記されてないが、少なくとも慶長検地以前のものであることは確かである。但し、代官という名目は、鎌倉時代の守護代のことであるからこれにならったものであろう。この代官制が万治三年（一六六〇年）に改訂されて次の四管区になった。

一、島尻代官（真和志、南風原、大里、知念、玉城、東風平、具志頭、真壁、摩文仁、兼城、高嶺、喜屋武、小禄（一六七二年新設）、豊見城、佐敷）
二、中頭代官（西原、浦添、宜野湾（一六七一年新設）、中城、北谷、読谷山、越来、美里（一六六四年新設）、具志川、勝連、与那城（一六七六年新設）
三、国頭代官（恩納（一六七三年新設）、名護、羽地、本部、今帰仁、大宜味（一六七二年新設）、国頭、金武、久志、伊江、伊平屋）
四、久米代官（久米、慶良間、粟国、渡名喜）

この四代官制は旧記にでているが、羽地仕置の一つに属することはいうまでもない。

一七二八年尚敬王時代に、四代官を廃して取納奉行を置くことになった。

(1) 島尻取納奉行……島尻十五間切
(2) 中　頭……中頭十一間切
(3) 国　頭……国頭十一間切と久米島、慶良間、粟国、渡名喜

第九章　県政時代

第一節　廃藩置県と間切行政

日本では一八六七年（慶応三）永年の幕府政治から時代の趨勢に鑑み、幕末の将軍徳川慶喜は大政を天皇に奉還し、新しく明治政府が樹立された。そして一八六九年（明治二）に完全に版籍も奉還され、一八七一年（明治四）には廃藩置県が断行された。それで近代的な絶対主義国家の基盤が強固に樹立されたのである。廃藩置県前まで沖縄は引続き鹿児島県の管轄下に置かれていた。

明治五年九月十四日、明治天皇の詔勅により「尚泰を封じて琉球藩主となす」これによってこれまで形式的には中国の冊封、実質的には薩摩の属領としての王国から新しく日本の一藩として統治されるようになった。この年に起こった琉球人の台湾遭難事件（那覇から宮古島へ帰帆中の貢納船が暴風にあい、台湾の東海岸に漂着した。乗組員六十九人中五十四人が生藩人に殺害された）それが原因で明治七年日本政府は中国の了解を得て、台湾の生藩を討伐した。

明治八年（一八七五）には内務省の松田道之が来島し、琉球処分の予告というべき次のような政府令を正式に伝達した。

(1) 爾後清国に朝貢使慶賀使を派遣し、藩王代替後の冊封を受ける事禁ず。
(2) 藩内一般に明治年号を用いる事。
(3) 日本一般の刑法を施行する事、その調査の為担当官吏三名を派遣する事。
(4) 学事修業事情通達の為少壮年十名上京せしむ事。
(5) 藩制を一般府県に準じて改める事。
(6) 謝思の為、藩王上京すべき事。
(7) 福州の琉球館は当然廃止すべき事。
(8) 鎮台分営を設置する事。

以上の令達をめぐって藩庁では、動揺混乱し(3)、(4)、(5)は受け容れられるが、外は拒絶又は実施延期させようと以後三年八ケ月に

渉って日清両政府に陳情や哀訴を繰り返したが、日本政府はことごとく退け明治十二年いよいよ琉球処分を決定、再度松田道之を処分官として派遣した。松田処分官は警察官一六〇人、軍隊四〇〇人と共に三月二十五日那覇に着き、三月二十七日首里城に乗り込んで藩王代理今帰仁王子に「明治八年五月二十九日並びに同九年五月十七日付を以って御達し条件、これある処使命を奉せず実に差し置き難き次第に立ち至り依って廃藩置県仰せ出され候条此の旨相違候事明治十二年三月十一日大政大臣三条実美」の令達書を朗読して交付した。此に依って幾百年間に渉り尚王家に据られて来た統治権は、藩王尚泰から明治政府の手に移り所謂廃藩置県の歴史的変革が実現した。更に松田処分官は実施事項として

(1) 土地人民及び一切の書類を引渡す事。

(2) 尚泰は東京に居住する事。

(3) その出発までは首里城を退去して、中城御殿に留まることを命じた。

依って尚泰王は首里城を退去して中城御殿に移り、五月二十七日旧藩吏や随員一行等と共に上京の途に就いた。明治十二年四月沖縄県が設置され、初代県令鍋島真彬が赴任した。県庁は那覇西村に内務省出張所を仮県庁として庶務課、学務、租税、衛生、記録、出納の六課が設けられ構内に警察本署、裁判所が置かれ他県同様の機構になった。

こうした事態を旧支配階級や士族社会の人々を一大恐怖の渦中に陥れ、処分反対の強硬論者を益々硬化させ清国の来援を待ちつつあくまで政府に抵抗すべく、新県政への非協力をさけび続けた。その為に政府は置県後の行政面では出来るだけ急激なる改革を避ける所謂旧慣墨守主義で対処した。

九月には那覇警察分署が設置され、翌十三年六月には首里、中頭、国頭、久米島、伊平屋、宮古、八重山、那覇の八行政地区に分け各地区には区役所を置き屬官を配置して各番所、村屋を監督させた。粟国は久米島役所管轄でした。

間切と村の行政は其の監督と命令がこれまでの琉球王府から沖縄県庁に移っただけでたいした変化はなかった。

地頭以下の役人は改めて辞令を交付され、従来からの地位役職が保証された。間切の組織は地頭の下に夫地頭、首里大屋、掟、耕作当、山当等の職員が構成され間切と村の行政を担当して居た。

置県後の諸制度のうち司法警察と教育制度は重点的に進められた。司法警察は置県後の新政反対運動に対処するものであり、教育制度の早期実施は「忠良なる臣民」の育成が急務とされたからである。警察は警察本署の下に那覇首里に警察署、東風平、越来、久米島、宮古、八重山に警察分署、各間切には駐在所を置き、警官を配置して治安の任に当たらせたのである。

沖縄に於ける小学校は明治十三年頃まで島尻に十校、首里に三校、国頭一校開設され、明治十四年までには那覇二校、中頭一校、八重山一校がそれぞれ設けられた。廃藩と共に従来の身分制度は自然に廃止された形となり、王と王子は華族、士は士族、町百姓と田舎百姓は平民として他県同様の族称が適用された。

又、首里王府の統治機構が解体されたのでこれを構成していた大名、士の按司地頭、惣地頭、脇地頭等それまでの領地や知行を受けていた三六〇余の家禄持と役人凡そ一七〇〇人が当然その職位、地位を失い失業した。これら大量の役職員が一時に離職したので生活難に追い込まれ、当時の俗謡に「あわりちりなさや廃藩の　士族（サムレー）笠に顔かくち　馬小曳（グヮヒ）ちゅさ」斯様にして士族たちは小資本で商売を始め、或は農村に入って居留民となり、又は人に雇われて馴れない筋肉労働に従事するものもあった。又、開墾社を組織し首里、那覇の同志を募集して開墾地のある久米島の大原や先島方面に移住した者もいたようである。

第二節　廃藩による尚泰王

察度王が明国（支那、現在の中国）の招諭を受けた頃、島津貞久は薩摩及び南海十二島の地頭職であった。

尚巴志は三山統一し、明の宣徳五年（一四三〇年）に使いを明に遣わし、又本土とも交易を続けた。

以来琉球王国の名を以って、支那に接近し、本土に疎遠なる有様を呈したが、慶長十四年（一六〇九）二月島津義久は、軍を派遣して大島、徳の島、永良部島、与論島を討ち、三月下旬沖縄に着いた。四月一日に運天に上陸し、那覇を奪い首里城にせまり全島を鎮めて、同年五月五日尚寧王以下を捕虜にして、那覇を発し凱旋し、こうして沖縄を薩摩の属国にしたのである。

島津氏は戦争に勝ったが、琉球王国は破壊せず、実際は薩摩に隷属させながら、相変らず支那からの冊封を受けさせて、支那とはあまり接近もさせず離隔もさせずに、宙ぶらりんの位置において、長い間支那との密貿易に琉球を手先に利用していたのである。

その後、二七〇年余すぎて、明治八年五月時の内務大臣松田道之は、沖縄に赴いて命を伝え、同年七月十四日清国の関係廃絶、藩制改革等令達を説明しこの布達で沖縄は多少動揺があった。明治十一年三月二十五日に到り、琉球処分官松田道之、木梨精一郎等警部、巡査及び兵士を満載した新潟丸は、廃藩置県の大命を携えて悠然として那覇に顕われ、越えて二十七日藩王

及び首里、泊、久米在住の士族へ伝達し、同月三十一日に首里城の明け渡しとなった。五月二十七日には、藩王尚泰王が上京し、愈々廃藩置県の実が明らかになったのである。

尚泰王は上京の折り乗船する際に、見送りの大衆に向かって歌を次のように詠まれたそうである。

戦世んしまち　みるく世んやがて
　嘆くなよ臣下　命たから

(一)　琉球王国最後の国王　尚泰

尚泰王は、天保十四年十八代尚育の第二子として生まれ、嘉永元年六才で王位を継ぐ。嘉永三年最後の江戸上り、慶応二年最大の冊封使を迎える。明治五年藩主に封じられ、同十二年琉球処分により廃位。同年東京へ移され侯爵従三位に叙せられ私邸を賜わり、累進して従一位となり、明治三十四年八月九日五十九才で逝去。

(二)　沖縄県設置

明治十二年五月五日鍋島直彬氏が初代県令として赴任、那覇西町の県庁で琉球藩政府から事務引き継ぎし、新たな県政がスタートした。人事機構は「県令の外、書記官、属官、警察官等合わせて一二二人」の内、沖縄出身者はわずか二十四人で、あとはすべて他府県人が赴任していた。

廃藩置県の処置は、当時深刻なる波紋と影響を与えたが、次第に間切島の吏員等も初めは嫌われた形勢にあったが、既に旧藩の首脳部に就任した者がいたので、それぞれ人を派遣して慰撫せしめた結果、状勢は逐次好転し旧役職名に依り、改めて辞令の交付を受け、検査下知役の如きも元のまま存置された。そして、従来通り間切には番所を置き、番所には地頭代以下見習の文子に至るまで吏員を置き、間切内の各村には村屋を置き、村屋には掟を置いた。粟国では間切が小さい関係が掟はいたが、別に村屋はなかった。

租税その他の財政に関しても、ただその所属を替えたのみで、賦課法から取り扱いの手続きに至るまで、藩政時代と殆ど異なる所はなかった。

廃藩置県はただ支配権が、首里の藩庁から新しく那覇に設けられた県庁に移り、役人が首里那覇人と、大和人と入れ替わっ

たというに過ぎなかった。

明治二十九年から明治四十一年に至る十三ケ年間で、郡区が編成され、区及び間切に特別の自治機関が設けられ、徴兵令が施行され、土地整理が行われ、税制が改正され、一般地方制度に向かって準備が着々と進められた。明治四十一年から大正八年に到る十一ケ年間で那覇、首里の区制が改正され、間切が村となって特別県制及び特別市町村制が施行され、二区三郡に衆議員の選挙法が実施された。大正九年には、特別県制並びに特別市町村制が徹廃されて一般市町村制が施行された。

(三) 郡制実施

明治十二年二月廃藩置県の革新に続き、同年六月島尻地方各間切番所に在勤官として、県属一名を派遣し、検者下知役の職務を取扱わしめた。(検者下知役は藩政時代に各番所の事務を監督指揮する藩庁の派遣官である)

明治十三年六月島尻地方十五間切の在勤官を廃止し、島尻役所を開設し、役所を東風平間切の番所内に置き、十五ケ間切番所の事務を監督指導せしめた。又久米島、仲里間切、伊平屋島の各番所内に久米島役所、伊平屋役所を置き、慶良間在勤官を廃止して、那覇役所の所轄に移した。而して久米島役所は其の後仲里間切儀間村に置き仲里間切、具志川間切、粟国及び渡名喜の両島を管轄せしめた。

明治十四年十二月伊平屋役所を廃止し、之を那覇役所の所轄にした。

明治十五年十二月久米島役所所轄であった粟国、渡名喜の両島を割き那覇役所の所轄とした。

明治十九年四月東風平番所内にあった島尻役所を那覇役所内に移し、那覇役所所長と島尻役所所長を兼任させた。

明治二十六年十二月久米島役所を廃止、那覇役所所轄とした。

明治二十九年三月区制の施行と共に、第十三号沖縄県郡制編成に依り、管轄下の各役所を廃止し、同時に各郡に郡役所を置いた。それまで那覇役所の所轄であった伊平屋、粟国、渡名喜、慶良間、鳥島を島尻郡の区域に編入した。それで島尻郡役所は、本島地方十五ケ間切、久米島、慶良間諸島、渡名喜、粟国、伊平屋諸島、鳥島並びに大東島を管轄し、那覇区長は島尻郡長を兼掌する事になった。

その後、明治三十七年四月小禄間切の垣花、真和志間切の牧志を割き、那覇区に編入した。

明治三十九年十月南風原間切の内新川の一部を割きて首里区に編入した。

而して、明治四十一年三月になって本県に特別町村制が敷かれ、これまでの間切や島を町村と称し、沖縄島嶼町村制により、自治行政が実施された。島尻郡長、那覇区長の兼職を廃して、各独立の郡長区長が置かれるようになった。この時、兼城間切の内糸満が独立した。その後、大正十五年郡制廃止により役所は廃止された。（島尻郡誌より）

㈣　間切島規定

明治三十一年十二月勅令第三五二号を以って、間切規定が公布せられ、間切島吏員及び間切島会の組織職務権限等が規定され、同三十二年一月より実施された。間切島会は、間切島の住民の中から、各村の総代が選挙した議員によって組織され、その権限は間切税の賦課、予算の議決することであった。この間切島会の組織が、町村自治の基礎を樹立するようになって、次第に自治民権思想が発達した。

㈤　特別市町村制並びに一般町村制実施

明治四十一年沖縄県及び島嶼町村制が施行されて、間切島規定という所謂手習草紙的の自治制は徹廃され、ここに普通町村自治制に向かって更に一歩を進めたのがこの特別町村制である。この制度により、間切又は島を村に改め従来の村を字に改めた。間切長が村長、村頭が区長に改称された。収入役が特設され町村会の組織や権限も議員の資格及び選挙方法等も徐々に完備するようになった。普通町村制と異なる点をあげれば次の通りである。

一、助役はないこと。
二、町村長、収入役は知事之を任免し、書記は郡長、島司之を任免すること。
三、町村長は名誉職ではないこと。
四、委員は名誉職なるも郡長、島司之を任免すること。
五、町村長の権限は狭いこと。

以上の通りで、ここで委員は村頭と称し、今日の字区長の職能をもっていた。この特別町村制の実施と共に、町村吏員の俸給の国庫補助は一切廃止された。

大正九年（一九二一年）一般市町村制が施行され、この改革によって新たに助役職が設置された。

㈥　断髪と徴兵令の実施

明治十二年の置県以来、明治政府の下で行われる県政を拒否したり清国の救援に期待をかけていた頑固党と県政に協力し、これを推進しようとする開化党との対立抗争は、明治二十七、八年の日清戦争で日本が勝利を占めたことで一応の決着がついた。これは戦勝の結果台湾が日本の領地となり、北白川宮能久親王が乗った軍艦が中城湾に入港したことによって日本の実力が実証され、頑固党の認識を改めさせたからである。更に明治二十九年の一月には置県後清国へ琉球の救援を訴えに行っていた旧藩の使者二十六人が鹿児島経由で空しく帰って来たのを見て、頑固党は初めて目が覚めた形となった。この年から沖縄県に徴兵令の一部が施行され、即ち師範学校の卒業生が六週間現役兵として入営するようになった。一般県民にはまだ徴兵制度は布かれてなかったが開化党はこれで他県並みになったと喜こんだ。又開化の意志表示ともいうべき断髪運動は日清戦争以前から始められ、地方では県からのすすめに従い学校の生徒たちは断髪をしていたが頑固党の大人たちはそれでもなかなか切ろうとはしなかった。一般県民に徴兵制を布くためにはどうしても断髪を断行しなければならなくなり、明治三十年には断髪令が施行され、明治三十一年一月から愈々沖縄県にも徴兵令が施行されるようになった。

徴兵令による第一回の徴兵検査は、明治三十一年の五月に実施された。適令者は明治三十一年寅年生まれの青年たちからであった。頑固党や旧支配階級による徴兵忌避等も予想されていただけに徴兵事務の取扱いについては慎重に進められた。当時の新聞もこのことについて次のように報道されている「徴兵に応ずるには国民の公的義務にして之を免れんために種々の画策をなす者は則ち義務を破りたる者にして国法上の制裁即ち刑罰を受くるのみならず身体検査を受けずして、直ちに徴集せらるの不利益を蒙ること過日の紙上に警告したる通りなれば適令者は宜しく熟察して、苟くも徴兵を免れんとするが如き背法の所為なきよう注意し、又其の父兄に於いても子弟を監督して不心得なからしむるよう心掛け肝要なり」尚島尻郡内の徴兵適令者は一〇七二人であったが、右のような警告や村役場から指導が行われたにも拘らず喜屋武、摩文仁両村で四名の代理受検者が発覚しそれで起訴され処罰された。

粟国村では幾人が受検したか資料がないため不明であるが、沖縄本島の地方では合格者が決定すると小学校教員が中心になって入営までの期間に普通語を教え、住所氏名から簡単な手紙が書ける程度の文字の練習其他予備教育を行ったようである。粟国村から第一回合格者で知られているのは字浜の小橋川蒲氏、伊佐栄昌氏、糸数蒲戸氏、字東の安里蒲氏等で伊佐栄昌氏

宮里牛氏は日清戦争に出陣し金鶏勲章の所持者で功名は高かった。一番兵隊といわれこの年の合格者は入営するに当たっては、夫々の部落や村から盛大な送別を受けて入営したものでした。島尻郡では入営前の十月に他の郡区よりも先に「島尻郡軍人優待会」を組織して郡内の各村長を召集して会則や入営兵に対する優待の方法等協議決定して、遺家族等の後顧の虞をなくするよう講じられていた。「優待会」会則は二十二条からなり、会長を村長として現役兵や満期兵に対しては上等兵で退役又帰休兵に対しては、十五円以上二〇円の物品を寄贈、上等兵にして下士官適任証書を持参せる者には十五円以上二十五円同等の金又は物品を贈与。一等兵として満期又は帰休兵に対しては、五円以上の金又は物品を贈与する等の優待策を講じていた。

第三節　粟国村行政の変遷

尚巴志が全島統一後、第二尚子三代の尚真王は諸按司を首里に集め、按司家の家老が按司掟となり、按司の変わりとして各間切に派遣して、間切行政監督をするようになった。

薩摩入り後の慶長十六年（尚寧二十三年）按司掟を廃し間切の各地方には番所を設置し、番所には新たに王庁任命の地頭代職を置いて地域の行政執行に当たらしめて、その上には間切に代官制があって、各番所の行政監督をさせていた。

粟国島も尚寧王二三年慶長十六年番所を設置するようになったが、番所は久米島代官の管轄にあった。番所は、浜部落の泊（今の浜川氏宅地）に設置されていたとの事だ。そして王庁任命の初代地頭代が任命された。一七三七年（尚敬二十五年）元文二年粟国島に八重村と浜村とを新設、一七三八年（尚敬二十六年）には在番を置いて行政に当たらしめた。

明治十二年（一八七二）四月廃藩置県に伴い琉球藩は廃止となり、沖縄県設置と同時に八重村は廃止し西村、東村が新設され粟国島は三村に分画された。

明治十三年六月島尻地方間切官が廃止され県、県内行政区画編成により粟国島は久米島間切所轄から明治十五年六月、那覇管轄に移された。

明治二十九年四月区制施行と共に粟国島は島尻郡役所の所轄に置かれ、島司に與那城菊太郎氏が任命され、明治三〇年四月沖縄県間切島吏員規程が発布勅令第五十六号により、地頭代職以下全員廃職され、新たに島司を明治三十二年間切規程により初代島長に與那城菊太郎氏が任命された。

明治三十六年土地整理完了と同時に西村、東村、浜村を廃止、区制施行され字西、字東、字浜と改称された。

明治四十一年三月市町村制が布かれ、間切廃止自治行政実施、粟国島は粟国村に改称された。

明治四十二年四月沖縄島嶼町村制施行と共に粟国村として発足し自治制が施行され、初代村長に初代島長であった與那城菊太郎氏が再任された。

明治四十二年番所は廃止され役場となり、役場は村中央に当たる字東現在の敷地に建設され、行政事務を執行する事になった。

大正九年四月一日、一般町村制が施行され村長は初めて議会で選挙され、行政区を字西、字東、字浜に区分され各字に区長を任命した。

昭和二〇年六月九日未明、太平洋戦争で米軍機動部隊は軍施設もない粟国島を包囲し、艦砲射撃と機銃掃射を行ない、約四万人の米軍が上陸したため村民は混乱に陥り行政事務は停止となった。

昭和二十一年四月一日軍政府任命村長に末吉達幸氏が就任、行政事務を復活せしめ七月一日村政委員十二名を選出し、委員組織により村長選挙と予算議決をなさしめ行政運営を再建する事ができた。

昭和二十三年二月から地方自治法が施行され、二月一日村長選挙、二月八日村会議員選挙が施行され戦前同様行政態勢が整ったのである。

(一) 歴代三役

代数	職名	氏名	就任年月日	退任年月日	備考
初代	島司	与那城　菊太郎	明治二十九年		明治二十九年区制施行と共に島尻郡編入され島司任命。明治三〇年間切吏員規定により島長に改む。
	島長		明治三十二年		
一	村長	与那城　菊太郎	明治四十二年四月	大正三年三月二日	明治四十一年沖縄県島嶼町村制施行による郡長命
	書記	泉川　具志堅　代三			
	〃				
	収入役	小嶺　近吉			
二	村長	上原　次郎	大正四年四月		郡長任命

三	書記	具志堅代三	大正九年七月	
	〃	石川	大正十二年六月	
	収入役	伊良皆得徳	大正十三年四月	
	村長	上原次郎	大正九年五月	
	助役	小嶺良雄	大正八年十一月	
	収入役	上原朝栄	大正五年八月	
	〃	浜川栄久	大正八年十二月	
四	村長	浜川信吉	大正十三年十月	
	助役	崎山嗣成	大正十三年十月	
	収入役	新里栄文	大正十三年十二月	
五	村長	友利仁三郎	昭和三年十一月	
	助役	福本武治	昭和七年五月	
	収入役	仲里秀雄	昭和四年二月	
六	村長	宮里治昌	昭和六年三月	
	助役	浜川栄久	昭和十年七月	
	収入役	仲里秀雄	昭和八年三月	
七	村長	浜川栄久	昭和十年七月	
	助役	仲里秀雄	昭和十年七月	
	収入役	長浜栄秀	昭和十年七月	
八	村長	仲里秀雄	昭和十四年五月	
	助役	末吉達幸	昭和十四年九月	
	収入役	仲里善栄	昭和十四年七月	
九	村長	末吉達幸	昭和十七年二月	
	助役	安里雄好	昭和二十一年八月	
	収入役	仲里善栄	昭和十七年七月	
十	村長	仲里秀雄	昭和二十一年七月	
	助役	安里雄好	昭和二十三年四月	

三	書記	具志堅代三	大正十三年六月	自治法施行議会にての選挙による初代
	〃	石川	大正十三年四月	
	収入役	伊良皆得徳	大正八年十一月	
	村長	上原次郎	大正十三年十月	
	助役	小嶺良雄	昭和七年四月	
	収入役	上原朝栄	昭和二年五月	
	〃	浜川栄久	昭和六年三月	
四	村長	浜川信吉	昭和十年六月	
	助役	崎山嗣成	昭和十四年三月	
	収入役	新里栄文	昭和十四年五月	
五	村長	友利仁三郎	昭和十四年六月	
	助役	福本武治	昭和十六年十二月	
	収入役	仲里秀雄	昭和十七年	
六	村長	宮里治昌	昭和二十一年七月	戦後退職（郵便局就任の為退職）
	助役	浜川栄久	昭和二十三年三月	
	収入役	仲里秀雄	昭和二十三年二月	終戦後民生委員推薦による知事任命
七	村長	浜川栄久	昭和二十四年三月	
	助役	仲里秀雄		
	収入役	長浜栄秀		
八	村長	仲里秀雄		
	助役	末吉達幸		
	収入役	仲里善栄		
九	村長	末吉達幸		
	助役	安里雄好		
	収入役	仲里善栄		
十	村長	仲里秀雄		
	助役	安里雄好		

	収入役	仲里善栄	昭和二十一年七月	昭和二十二年二月	
十一	村長	上江洲宏	昭和二十三年三月	昭和二十四年五月	
	助役	与那嶺昌俊	昭和二十四年四月	昭和二十五年七月	
	収入役	末吉保雄	昭和二十三年三月	昭和二十四年五月	
十二	村長	安里雄好	昭和二十四年五月	昭和二十五年八月	
	助役	金城栄一	昭和二十五年八月	昭和二十六年七月	
	収入役	仲里剛	昭和二十四年五月	昭和二十六年四月	
十三	村長	与儀俊雄	昭和二十六年二月	昭和二十七年五月	
	助役	上江洲宏	昭和二十六年八月	昭和二十七年五月	
	収入役	宮里景義	昭和二十六年五月	昭和二十七年五月	
十四	村長	仲里剛	昭和二十七年六月		自治制による村民投票初代村長
	助役	新里朝良	昭和二十七年八月		
	収入役	宮里平堂	昭和二十七年十一月		
十五	村長	仲里剛	昭和三十一年八月		
	助役	新城實	昭和三十一年十月		
	収入役	末吉善蔵	昭和三十一年十二月		
十六	村長	仲里剛	昭和三十五年八月		
	助役	新城實	昭和三十五年十月		
	収入役	末吉善蔵	昭和三十五年十二月		
十七	村長	仲里剛	昭和三十九年八月	昭和四十三年七月三十一日	六月・七月村長の職務代理（民政府辞令）
	助役	新城實	昭和三十九年十月	昭和四十三年七月三十一日	
	収入役	末吉善蔵	昭和三十九年十二月	昭和四十三年七月三十一日	
十八	村長	新城實	昭和四十三年八月一日	昭和四十七年六月以降継続	昭和二十七年六月以降継続
	助役	宮平平堂	昭和四十三年八月十日	昭和四十七年六月以降継続	
	収入役	上地幸雄	昭和四十六年二月一日	昭和四十七年六月以降継続	
十九	村長	新城實	昭和四十七年八月一日	昭和三十一年十月以降継続	
	助役	宮里平堂	昭和四十七年八月一日	昭和三十一年十月以降継続	

収入役	上地幸雄	昭和五〇年二月一日		
二〇 村長	新城實	昭和五十一年八月一日		
助役	宮里平堂	昭和五十一年八月十日		
収入役	上地幸雄	昭和五〇年二月一日		
二十一 村長	城間善功	昭和五十五年八月一日		
助役	上地幸雄	昭和五十五年八月一日		
収入役	照喜名廣光	昭和五十五年八月十三日		

(二) 歴代正副議長

歴代	職名	氏名	就任年月日	退任年月日	備考
初代	議長	新垣信光	昭和二十三年	昭和二十四年	
一	議長	宮里和明	昭和二十四年	昭和二十五年	
	副議長	安谷屋寛吉	昭和二十三年	〃	
二	議長	屋宜宗栄	昭和二十五年	昭和二十九年	
	副議長	渡口精一	〃	〃	
三	議長	小嶺辰寿	昭和二十九年	昭和三十二年	
	副議長	屋宜宗栄	〃	〃	
四	議長	新里栄太郎	昭和三十二年	昭和三十七年	
	副議長	玉寄栄一	〃	〃	
五	議長	小嶺健次郎	昭和三十七年	昭和四十一年	
	副議長	新里壮介	〃	〃	
六	議長	玉寄栄一	昭和四十一年九月	昭和四十五年九月	
	副議長	安里武烝	〃	〃	
七	議長	玉寄栄一	昭和四十五年九月	昭和四十九年九月	
	副議長	安里武烝	〃	〃	
八	議長	安里武烝	昭和四十九年九月	昭和五十三年九月	
	副議長	上原信栄	〃	〃	
九	議長	玉寄栄一	昭和五十三年九月	昭和五十七年九月	補欠による議長
	副議長	宮里侑昇	〃	〃	

昭和四十三年八月以降継続
昭和四十三年八月以降継続
昭和四十六年二月以降継続

(三)　部落の状況

粟国村は三部落（字浜・東・西）によって構成されている。

字西・東部落は古い関係と地域的にも道路で区分してあるだけで血縁的な一帯感が考えられる。したがって巫女や行事の司祭者が多く出て、儀礼祭司も浜部落より多い。

字西・東部落は明治の初め頃までは、八重村として一つの部落であったと伝えられている。そして現在でも字西・東部落は言語、生活、慣習等一致の点が多い。お互いに同一部落の者として意識的に認めている様で、字西・東部落には陸（アギ）と呼び、浜部落には浜と呼んでいる。

西部落が東部落より古いと思われる点は、西部落には村全体の拝所として、八重大中（イビガナシー）及び宮小その他の拝所や遺跡が多い。文化的な行事については、西・東部落は共に一致した処がある。浜部落内には観音の拝所しかない。

東部落は村の中央にあり、学校、役場、郵便局、診療所の公共施設が集まっている。

西・東部落は土地が広く火山岩層の真土で土質がよく、昔から農耕は楽に出来その上生産量も浜部落よりは豊かであった。

浜部落は琉球石灰岩層の真土と砂地で瘠地が多く特に、西・東部落以上に労力を要しても、生産量は少ないので生活も楽ではなかったようだ。

西・東部落は昔から生活にゆとりがあったから芸能方面にも多趣味の人が多いが、浜部落の人は日常生活に追われ秀出た人は少ない。而し、戦後各部落ともラジオ・テレビ等の電化製品もあり、今生活も向上し、三部落とも生活は向上している。

各部落の人口動態

明治六年四月三〇日以降　昭和五十三年四月三〇日までの状況

記

明治六年　八重村・浜村　二ケ村（大蔵省調）

戸数　二六〇軒（家持）　人口　男　一〇一四人　女　一〇二三人　総計　二〇三七人

本調査は地割制により地割を受けた納税者のみ。

明治十三年　西村・東村・浜村（三ケ村）　沖縄県調（久米島間切時代）

戸数　六五一軒　人口　三九九一人

内訳

西村			東村			浜村		
戸数	人口		戸数	人口		戸数	人口	
	男	女		男	女		男	女
二四八戸	八〇六人	八二六人	二一七戸	六四〇人	五〇六人	一八六戸	四九九人	五〇六人

明治十六年（一月現在）　戸数　同　人口　四〇八三人

内訳　男　一九九七人　女　二〇八六人

大正二年（沖毎大三・五・三〇調）　人口　五三一二人

内訳　男　二六五八人　女　二六五四人

年度	大正九年	大正十四年	昭和五年	昭和十年	昭和十五年	昭和十九年
人口	三一一六人	二九五一人	二九七九人	二八九三人	二七六八人	二八〇三人
戸数				七一四戸	六九八戸	戸数同じ

（大正九年以降人口減は那覇、大阪へ出稼者が年々増加したため）

年度	昭和二〇年	昭和二十一年	昭和二十二年	昭和二十五年	昭和三〇年	昭和四十五年
人口	三四四五人	三六二六人	四八四五人	二七三八人	二三九二人	一五二二人

（昭和二〇年以降人口増加は昭和十九年十月十日米軍が那覇空襲したため那覇在住者が次々と帰還したため）

（昭和二十五年以降人口減は出稼者増加による）

	昭和五十三年四月三〇日			昭和五十四年四月三〇日			昭和五十五年四月三〇日		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
西	一六六	一八三	三四九	一五九	一八四	三八三	一五八	一六九	三二七
東	一七九	二四八	四二七	一九一	二五一	四四二	二一三	二六九	四九二
浜	二〇三	二三三	四三六	二〇二	二三〇	四三二	一九四	二二六	四二〇
計	五四八	六六四	一二一二	五五一	六六五	一二五七	五七五	六六四	一二三九
世帯数	一三〇	一四一	四三六	一二六	一三九	四二六	一二八	一三八	四二三

※人口減は終戦後毎年逐次那覇及び県外出稼ぎ者が増えたため。

(四) 各字歴代区長

字名	代数	氏名
西	一	照喜名朝信
	二	照喜名喜徳
	三	玉寄牛
	四	宮里盛保
	五	照喜名朝幸
	六	内嶺茂政
	七	岸本亀吉
	八	照喜名繁
	九	内嶺茂政
	十	新里員章
	十一	岸本英助
	十二	内嶺茂政
	十三	仲里代元
東	一	小嶺健蔵
	二	徳平
	三	仲里福三
	四	城間盛順
	五	赤嶺真牛
	六	上江洲恵輝
	七	山里雄紀
	八	福本敏男
	九	安里宗幸
	十	豊村幸徳
	十一	山里雄紀
	十二	新城真永
	十三	赤嶺栄昌
	十四	新城真永
	十五	新川盛光
浜	一	末吉寛行
	二	伊佐栄昌
	三	金城良昌
	四	伊良皆喜次郎
	五	山城政信
	六	大城芳雄
	七	安里盛松
	八	山城政信
	九	与那成功
	十	山城政信
	十一	与那城信光
	十二	新城正功
	十三	安里武蒸
	十四	

(五)　昔の村内法と戦後の村内法

(1)　昔の村内法（粟国島内法）

第一条　諸達類到達シタル時ハ直ニ吏員中合議スベシ若シ受付タルモノニ於テ之ヲ合議ニ付セス事務差支ヲ来シタルモノハ過金拾銭申付ル

第二条　諸達ニヨリ期限アル書類ヲ進達スル場合ニ於テ無故基限ヲ経過シタルトキハ主任者ヘ過金弐拾銭申付ル

第三条　凡人民ヨリ差出ス所ノ諸願何等受付タルトキハ直ニ吏員中合議ス若シ受付タルモノニ於テ之ヲ延滞シタルトキハ過金弐拾銭申付ル

第四条　租税徴収ニ際シ不正ノ度量衡用ユルカ又ハ不当ノ斗立ヲ為ス等有之ニ於テハ基掛リ員ヘ過金四拾銭ヲ徴シ職ヲ退カシムヘシ

第五条　吏員に於テ徴収シタル租税ヲ私借シタルトキハ料金四拾銭ヲ徴ス若シ返済スル能ハサルトキハ財産ヲ引揚ゲ之ヲ公売シ過剰アレハ本人ニ返付シ職ヲ退カシムヘシ

第六条　前条ノ場合ニアリテ本人財産私借高ニ応セサルトキハ親類ニ及シ尚応セサルトキハ民損ニ帰ス

第七条　総耕作当以下各村掟目差迄年中五日ノ引籠リ迄ハ勉励賞与トシテ金参拾銭ヅツ文子金弐拾銭ヅツ相与ヘ且年中十五日以上欠席ノモノハ金参拾銭宛ノ料金ヲ申付ル

第八条　貢租及民費不納ノ者ハ本人ノ拒否ニ不拘家財引揚公売ニ付シ不納金ニ充テ尚不足分ハ親類与中ニ弁償セシム

但シ後来不納ノ患アルモノハ特地引揚他ニ掛替ヲナス

第九条　小麦真綿黍豆ノ類年々諸上納物皆納不任内売買致シ候モノハ料金六拾銭ヲ徴ス

第十条　諸上納穀類ハ宰領人出発ノ前日迄ニ掟文子ヨリ当日次渡出船ノ当日役々立会船積可致筈ニ付若シ当日次渡候ハマ掟文子金弐円宛ノ料銭申付候上右穀類紛失ノ分ハ弁償セシム

旧地般積入帳ハ船方等者ニテ物品無遺漏明記シ出帆前日ニ於テ宰領人ヘ引次グベシ若シ延滞致シ宰領人ヨリ申出候ハバ右筆者一人ニ付金弐円ノ料銭

第十一条　百姓地壱地ニ付弐坪宛唐芋植付毎年壱地ニ壱斤宛貢租同様相納那覇ヘ於テ売却其代金ヲ以テ民費及貯蓄金ニ充ツベ

キ筈ニ付毎年三月耕作当巡視若シ植付無之モノハ壱坪ニ金六銭ノ料銭

第十二条　村内道路毎月一日、十五日掃除不致モノハ壱坪ニ付金六銭ノ料金

第十三条　租税上納ノ際宰領人ヘ引渡シタル後ノ不足ノ生ジタルトキハ基宰領人ノ自弁ニ帰ス

第十四条　租税ヲ那覇ヘ運搬ノ際烈風ノ為刎荷ヲ為シタルトキハ船頭ノ証明ニ拠リ損害ニ係ル分ハ民損ニ帰ス

第十五条　他人ノ仕立タル芭蕉唐芋ヲ盗取リタルモノハ多少ニ拘ハラズ金壱円ヨリ多カラス金拾銭ヨリ少カラサル過金ヲ申付ケル

但シ芭蕉ノ葉モ本条ニ仝シ

第十六条　井泉近傍ヘ大小便致シ或ハ牛馬ヲ繋グモノ金弐銭以上壱円以下ノ料金

第十七条　焼酎持下販売スル者料金六円其商人ヘ借宿為致候者モ仝断

第十八条　吏員及島民共焼酎五升以上持下候者ハ本人及ビ積入候船頭モ金弐円宛ノ料銭

但シ無拠入用ニ付五升以上持下候節ハ番所ヘ申出承認ヲ受クルモノトス

第十九条　諸祝儀及祭祀ノトキ親族ノ外人数相催シ馳走致候儀倹約ノ趣意ニ悖リ風俗ニモ関シ候ニ付金四円ノ料金ヲ徴ス

第二〇条　吏員共公用ニ付出覇ノ節ハ滞在四〇日ヲ過グベカラズ若シ四十日以上ニ渉ルトキハ経過日数ノ手当支給不致候上壱円以上五円以下ノ料銭

但シ御用ノ都合又ハ便船ノ都合等ニヨリ不得止四〇日以上滞覇致シ候節ハ役所ヘ申出認可ヲ受ケ此場合ハ日当ノ半額ヲ給ス

第二十一条　地船格護方不行届シテ洩所出来或ハ船具等紛失致シ出船ニ差支候節ハ主管主取文子壱人ニ金弐円宛ノ料金

第二十二条　当島交通ノ船舶アルトキハ掛リ役目ヨリ早速分署番所ヘ可申出若シ見後シ等有之節ハ料金弐拾銭申付ル

第二十三条　地船当津口碇舶中風波起リ候節ハ地頭代主取又ハ文子ノ指揮ヲ受ケ三ケ村人民ヲ召集シ格護方隨分入念若シ掛リ役目ニ於テ其手続ヲナサス破船又ハ損所等出来候節ハ役目召迦シ料金六拾銭申付

第二十四条　御用ニ付那覇或ハ渡名喜島ヘ飛船差立候節ハ掛役目ヨリ加子並ニクリ船等早速相賦リ候テ番所ヘ屈出然ル後何時ニモ出船ニ差支無之様致其勘弁無之節ハ料金四拾銭申付

第二十五条　畑方印部土手及積立石相破候者ハ即々修繕致サセ候上金弐拾銭以上弐円以下ノ料銭

但シ屋敷内並ニ畑方ニ設置ノ土手切崩候節ハ其屋敷主及畑主本文ノ処置ヲナス

第二十六条　耕作当ニ於テ時々前条印部土手巡視致シ破損所有之節ハ速カニ修繕可申出若シ延引スルトキハ壱円以下弐拾銭以上ノ料銭

第二十七条　土手敷踏荒シ又ハ下草剝取候モノハ壱円以下弐拾銭以上ノ料銭

第二十八条　麦粟黍並豆類又畜薯其他野菜盗取候者ハ貝類ノ多寡ヲ不向男女共科金参円以下四拾銭以上申付候上ハ重浜ヘ日晒八日以内三日以上ノコト

但シ童子共麦豆ノ類苅取焼喰候者ハ四拾銭以下弐拾銭以上ノ料銭

第二十九条　蕃薯ノ葉摘取ルモノハ料銭六銭

但シ流形人ハ料鞭五ツ可召行候

第三〇条　諸作毛ノ中ヨリ踏通リ候者又ハ牛馬牽通り候破諸作毛此ニ少ナカラモ喰ヒサセ候者ハ弐厘日原廻リ申付候事

第三十一条　庭鳥人ノ作物聊爾致シ候ハバ其主料銭六銭申付候事

第三十二条　通行ノ便利ヲ好ミ他ノ畑ヨリ踏通リ候者耕作当ニ於テ見付候ハバ料金拾銭申付弐厘原廻リノ者見付候ハバ原次為致候事

但シ通路下宜所ハ其畑主料金拾銭

第三十三条　牛馬ヲ山野放置諸作毛ニ聊爾為致候者ハ六拾銭ノ料金申付且縄切レ牛馬モ右同断

但シ弐銭ノ原廻リニ被見付候ハバ原次為致候事

第三十四条　牛馬飼方ニ付其場主居ナカラ不気付ニテ諸作毛聊爾為致候モノハ料鞭五ツ相行候コト

第三十五条　蕃薯堀取跡ヘホクルメ蕃生立候トキ主ヨリ印部差置候ニモ不拘之ヲ苅取ルモノハ弐銭原廻申付

但シ印部無之分ハ此限リニアラス

第三十六条　豆カツラ蕃薯カツラ盗取ルモノハ弐銭原廻申付

但シ他ノ豆カツラ蕃薯カツラ自己の地所内へ這入シ候分ハ本文ノ限リニアラズ

第三十七条　枯粟黍豆カツラ盗取ルモノハ料金参拾銭以下拾五銭以上申付

第三十八条　羊放飼仕候者ハ現羊引揚ゲ料金四拾銭相納候節差帰シ候事

第三十九条　原廻之者共原次ノ砌リ乍越度口能ヲ構作糺或ハ惣耕作主取糺申出候節ハ取糺ノ上越度ノ者四拾銭ノ料金付候事
但シ此場合ハ原廻ノ儀作当ヘ引揚候事
第四〇条　牛馬羊道路繋置往還ノ支障ニ相成候モノハ料金弐拾銭申付候事
第四十一条　屋敷内諸野菜作立サルモノハ耕作当見出次第料鞭十以下相行候事
第四十二条　蘇鉄葉並ニススキカヤ苅取ルモノハ弐銭原廻申付候事
但シ麦豆ノ類持越ニ付カンスナ用及芋カツラ印部用且道路差障候分ハ此限リアラズ
第四十三条　蘇鉄実ノ儀ハ毎年旧八月耕作方ヨリ通知次第可取入若自儘ニ取入レルモノハ料金壱円以下五拾銭以上三円以下申付候上ハ重浜八日間日晒ノコト
第四十四条　蘇鉄伐取候後其高ツメ山残置候ヲ盗取ルモノハ料金拾銭
但シ墾用ニ大分畑方盗入レ候者ハ料金弐拾銭以上六拾銭以下申付候事
第四十五条　蘇鉄シン伐取ルモノハ料金四拾銭又童子供徒ラニ折拾候モノハ料金拾銭申付候事
第四十六条　蘇鉄枯葉苅取ルモノハ料金六銭
第四十七条　原出ノトキ墾持運バザルモノハ料鞭五ツ或ハ料金六銭申付候事
第四十八条　サル浜ヨリハアマコブマデ溝浚不行届ノ方ハ料金四拾銭申付候事
第四十九条　磯辺土帰シ石及ヒイサ子ツナウ其他ノ森土帰シ石割取ルモノハ料金弐拾銭以上壱円以下申付
第五〇条　官許ヲ不得シテ山野開墾スルモノハ速ニ相閉サセ候上料金弐拾銭以上弐円以下申付
第五十一条　クワンノロノ上ヨリミナト原迄蘇鉄敷ヨリ砂堀取ルモノハ料金拾銭以上四拾銭以下申付
但シ南ノ御嶽ヨリ渡地原迄ノ畑ヨリ砂堀取ルモノハ本文ニ準ス
第五十二条　山野ヨリ土堀取自分の畑へ入レ候モノハ料金拾銭以上六拾銭以下申付
第五十三条　山野ヨリ下草剝取ルモノハ料金六拾銭
第五十四条　畑方アブシ石取崩シ或ハアブシヨリアシツレ土添テ鋤取モノハ拾銭以下六銭以上ノ料金申付候事
但シ牛馬飼用ニ付アシツレ葉計苅候分ハ本文ノ限リニアラズ
第五十五条　首路敷切細メ畠ニナシ候モノハ料金壱円申付候事

第五十六条　原道又ハ村内ノ道路小石散碍ヲナスモノハ料鞭五ツ或ハ料金六銭

第五十七条　百合草ノ芋道路ヘ捨置クモノハ料金拾銭以上四拾銭以下申付

第五十八条　畑方ノ小溝イク相畳ルモノハ料金六銭

第五十九条　畠方及ビ蘇鉄敷境目混乱双方紛議ヲ生シ主取糺申出候節ハ糺方ノ上越度ノモノ料金五〇銭以上六円以下申付

第六〇条　春秋役々廻リ見ノ節原マ並ニ道路小溝等荒ミ置候モノハ壱坪ニ付料金三銭

但シ構ノ本耕作当ハ九拾銭宛原構ノ耕作ハ六拾銭宛料金申付候事

第六十一条　小麦蒔入方ハ毎年時節見計番所ヨリ三日前通知次第蒔入可申筈ニ付若シ相背クモノハ六拾銭以上六円以下ノ料金申付候事

第六十二条　御嶽々ヨリ諸木伐採スルモノハ弐拾銭以上壱円以下ノ料金申付候事

但シ枝葉苅取ルモノハ拾銭以上六拾銭以下

第六十三条　御嶽々ヘ牛馬ヲ繋グモノハ料金拾銭以上弐拾銭以下申付候事

第六十四条　御嶽々ノ枯木及ビ枯アダン葉ハ番所薪木用ニ充ツベキ筈ニ付之ヲ伐採スルモノハ料金拾銭以上三拾銭以下申付候事

第六十五条　御嶽々ノ側及ビ坂成ノ所我儘ニ切込畠作仕候モノハ料金弐円申付候事

第六十六条　アダン伐採スルモノハ壱本ニ付料金弐銭葉苅取ルモノハ三尺丸キ壱丸ニ付料金三銭

第六十七条　ミナト原ヨリヤシキ原迄ノ磯辺ヨリ砂堀取ルモノハ料金拾銭

但シ浜崎ヨリクワノウ前迄本文仝断

第六十八条　南ノ御嶽ヨリ渡地下リ口迄砂堀取ルモノハ料金弐拾銭以上四拾銭以下

但シ銭浜モ本文仝断

第六十九条　ヲクノ森ヨリナクキ堀取ルモノハ料金弐拾銭以上四拾銭以下

第七〇条　塩垣中垣我儘ニ切除キ候モノハ料金弐拾銭以上四拾銭以下

第七十一条　御嶽獷リニ出入スルモノハ料金拾銭以上弐円以下

但シ珍敷鳥有之節ハ構ノ役人ヘ申出ベシ

第七十二条　御嶽々ノ側へ縄ヲ提ゲ候者及ビ血染縄干候者料金拾銭以上弐円以下
第七十三条　御嶽ノ前ニ於テ牛馬羊抔殺シ候者料金五拾銭以上弐円以下
第七十四条　海毒草ノ類ヲ入捕魚スルモノ役々文子横目ハ役儀招迦シ人民ハ料金五拾銭以上弐円以下
第七十五条　人民役々村所等ノ諭示ヲ汲受ケザルモノハ壱円以上六円以下料金
第七十六条　前数条ノ料金ハ道路修繕諸木植付費其他耕作当山当心付等ニ充ツ
第七十七条　料金ハ所轄役所ノ認可ヲ得テ支出スルモノトス
第七十八条　本法ニ照シ処罰スルトキハ所轄役所ノ許可ヲ得テ執行ス

(2)　戦後の村内法

第一条　本村は純然たる農村なり仍って農作物の被害防止するため、左の各号に犯したる者は規則に基づいて処罰す。
一、他人の野菜、甘蔗畑に濫りに立入りたる者
二、他人の農作物を荒し又は盗取したる者
三、道路を通らず耕作地を横断する者
四、降雨のため道路の通行困難を理由に耕地を濫りに通行する者
五、牛馬を連行中又は放畜に依り耕作地を荒らしめ又は作物に被害を与えたる者
六、原野及び荒蕪地と雖も耕地の点在する処において牛馬を放飼い又は繋いだ者
七、他人の畑に害草や害石を持込みたる者
八、畑茅（俗称アンダ茅）を濫りに刈り取った者
九、野良猫を無断で捕獲したる者
第二条　本村は林野殊に乏しく造林の余地広汎なり以って造林を奨励し愛林の念を深からしむるため、左の各号に犯したる者は規則に基づいて処罰をなす。
一、山林及び原野に焚火をなし、又は放火をなしたる者
二、保安林地帯並びに村有林、民有林野を盗伐し造園地帯の苗圃に濫りに立入りしたる者

三、他人の原野より無断で盗伐及び搾取をなしたる者
四、造林地帯の村有地を無断で開墾したる者
五、保安林地帯浜辺（俗称ウーグ）一帯より村当局の指定許可をなしたる箇所以外より砂を運搬したる者

第三条　本村は飲料水井戸が少なくそのため共同用天水を以って飲料水の補給をなす状況なり殊に設備不完全なる結果、水質は勿論衛生上不潔なる状態に鑑み井戸周囲を浄化さすため、左の各号に犯したる者は規則に基づいて処罰をなす。
一、井戸周囲において洗濯又は蔬菜類及ビ水浴をなしたる者
二、井戸の周囲に家畜を立入らしめ又は繋いだ者
三、井戸の周囲で不潔な行為をなし又はなさしめた者

第四条　本条は前条の飲料水設備不完全なるが故に衛生上不潔なるため犬の飼育を禁止する。但し、これに違反をなしたる者は規則に基づいて処罰をなす。

第五条　本村は農道を改修する箇所遑なき現状にして稍もすれば狭路さえ侵害し水路を祖害するを以って左の各号に犯したる者は規則に基づいて処罰す。
一、水路なき農道に濫りに水路を開溝せる者
二、農道を侵害し、耕地を編入したる者
三、農道及び水路に害草や害石を放棄したる者

第六条　本村は一般に道路の幅員狭く歩行困難にかんがみ仍いて往来の便を計るため左の各号を犯したる者は規則に基づいて処罰す。
一、道路において牛馬を繋ぎ又は放飼をなしたる者
二、手綱を取りたると雖も濫りに道路において飼育する者
三、運搬当時と雖も手綱を取らざる者
四、部落内において乗馬をなしたる者

第七条　本村は宅地近隣に種苗園及び蔬菜園を有し播種期収獲期において家禽類の取締を行なわざれば収益も水の泡にきするものにして特に家禽類に依る被害は甚大なるに鑑み理由の如何、態系の如何を問わず厳守に取締りをなし、左の各号を犯し

たる者は規則に基づいて処罰す。

一、家畜、家禽類の放飼いにより諸作物に被害を加えた場合

第八条　本村は農業に次ぐ準漁村なり周囲海に面し魚類の集棲区域にして漁業の将来性あるに鑑み法の定むる魚獲法を以って行うは至当なるも薬品・火薬・毒草を用いて魚獲するは違法なるを以って違反者は村民全体で厳重なる処罰を以って望む

第九条　本村は戦前において豚の無病地帯なるも戦後自由に移入せしめたるため豚疫発生に依り村経済に大きな損失を蒙り乃って村外からの豚の移入を禁止する。但しこれに違反をなしたる者は規則に基づいて処罰す。

第十条　本村は耕地面積狭少にして荒廃地の消を計るため害草の博採の恐れある諸作物の他市町村よりの移入を謹み他人の耕地に迷惑にならぬよう山中に処理しなければならない。但し、これに違反をなしたる者は規則に基づいて処罰をなす。

第十一条　村有の養魚池より無断に魚を捕獲したる者は規則に基づいて処罰をなす。

第十二条　村内法を広く知らしめ以って農産物の保護育成を計るため村に三名の常設員を置き野良の監視に当たらしむ処で怨から出て常設員に対し危害を加えたる場合は規則に基づいて処罰す

(3)　粟国村内法規則

第一条　本村は農業、水産業を以って生産業の基盤をなし村民経済及び食生計を維持しているため諸農産物及び水産物の増産奨励と保護育成並びに之に関連した諸施策、防風、防潮、灌水、土砂崩れ防止林等の増植保護、農道の保全、蘇鉄の保護育成、野鼠駆除に伴う猫の育成、衛生施策その他各号を犯したる者は各号に規定される過怠金又は之に準ずる規則に依って処罰をなす。

第二条　農作物の被害を防止するため左の各号を犯したる者は各号に基づいて処罰をなす。但し公務執行者はこの限りにあらず。

一、他人の野菜畑及び甘蔗畑に濫りに立入りたる者は金壱弗以上拾弗未満の過怠金若しくは一日拾仙の礼又はその両罰に処す

二、他人の農作物を荒らし又は搾取したる者は金壱弗以上拾弗未満の過怠金若しくは一日拾仙の礼又はその両罰に処す

三、道路を通らず耕作地を横断する者は金壱弗未満の過怠金若しくは一日拾仙の礼又はその両罰に処す

四、降雨のため道路の通行困難により耕地を濫りに通行する者は金壱弗未満の過怠金若しくは一日拾仙の礼又はその両罰に

処す

五、牛馬を連行中又は放畜に依り耕作地を荒らしめ又は農作物に被害を与えたる者は、金壱弗以上拾弗未満の過怠金若しくは一日五拾仙の札又はその両罰に処す

六、原野及び荒蕪地と雖も耕地の点在する処において放飼い又は繋いだ者は金壱弗以上拾弗未満の過怠金若しくは一日五拾仙の札又はその両罰に処す

七、他人の畑に害草や害石を持込みたる者は金壱弗以上拾弗未満の過怠金若しくは一日拾仙の札又はその両罰に処す

八、畑茅（俗称アンダ茅）を濫りに刈り取った者は金壱弗以上拾弗未満の過怠金若しくは一日五拾仙の札又はその両罰に処す

九、野良猫を無断で捕獲したる者は金壱弗以上拾弗未満の過怠金若しくは一日拾仙の札又は両罰に処す

第三条　村有材及び民有林野を擁護するため左の各号を犯したる者は各号の規定に基づいて処罰をする。

一、山林及び原野に焚火をなし又は放火をなしたる者は金拾弗以上弐百弗未満の過怠金に処す

二、保安林地帯並びに村有林民林野を盗伐し造林地帯の苗圃に濫りに立入り苗木及び植木に被害を与えたる者は金拾弗以上五拾弗未満の過怠金若しくは一日五拾仙の札又はその両罰に処す

但し己人有保安林にして下枝伐採を必要とする者で村長の許可を得て係員立会いの上伐採したる者はこの限りにあらず

三、他人の原野より無断で盗伐及び窃盗をなしたる者は金五弗未満の過怠金若しくは一日拾仙の札又はその両罰に処す

但し所有者でありても旧九月五日以前に無断で赤みを取る事は出来ない

四、造林地帯の村有地を無断で開墾したる者は金壱弗以上拾弗未満の過怠金若しくは一日拾仙の札又はその両罰に処す

五、保安林地帯浜辺（俗称ウーグ）一帯より最満潮より九米を越えた処から砂を運搬したる者は金壱弗以上拾弗未満の過怠金若しくは一日五拾仙の札又はその両罰に処す

第四条　飲料水の浄化を計るため左の各号を犯したる者は各号の規定に基づいて処罰をなす。

一、井戸の周囲において洗濯又は蔬菜類及び水浴をなしたる者は金壱弗以上拾弗未満の過怠金若しくは一日五拾仙の札又はその両罰に処す

二、井戸の周囲に家畜を立入らしめ又は繋いだ者は金壱弗以上五拾弗未満の過怠金若しくは一日五拾仙の札又はその両罰に

処す

三、井戸の周囲で不潔な行為をなし又はなさしめた者は金壱弗以上五拾弗未満の過怠金若しくは一日五拾仙の札又はその両罰に処す

四、犬を飼育したる者は、金壱弗以上拾弗未満の過怠金若しくは一日五拾仙の札又はその両罰に処す

但し病人の薬用として必要とする場合は村長より許可書を受け持ち入れることができる。この場合は三日以内に処理しなければならない。

第五条　農道の侵害を防止し水路の便を計るため左の各号を犯したる者は各号の規定に基づいて処罰をなす

一、水路なき農道に濫りに水路を開溝せる者は金壱弗以上五拾弗未満の過金若しくは一日五拾仙の札又はその両罰に処す

二、農道を侵害し耕地を編入したる者は金壱弗以上拾弗未満の過怠金若しくは一日拾仙の札又はその両罰に処す

三、運搬当時と雖も手綱を取らざる者は金壱弗以上拾弗未満の過怠金若しくは一日拾仙の札又はその両罰に処す

四、部落内において乗馬をなしたる者は金壱弗以上拾弗未満の過怠金若しくは一日拾仙の札又はその両罰に処す

但し急用者又は不具者老人等にして歩行困難とする者はこの限りにあらず

第六条　宅地内種菌圃において家畜、家禽類の被害を防止するため左の各号を犯したるものは各号の規定に基づいて処罰をなす。

一、家畜に依り諸作物に被害を与えたる場合は金壱弗以上拾弗未満の過怠金若しくは一日五拾仙の札又はその両罰に処す

二、家禽類に依り諸作物に被害を与えたる場合は大にありては金参拾仙、小にありては金拾仙の過怠に処す

第七条　薬品・火薬・毒草等を用いて魚獲をなす者は直ちに駐在に通報しなければならない。

第八条　無断で村外から豚の移入をなしたる者は金五拾弗未満の過怠金に処す。但し獣医の証明書を持参の者はこの限りにあらず。

第九条　害草博採の恐れあると思われる作物を他市町村より移入したる者は金壱弗以上拾弗未満の過怠金若しくは一日拾仙の札又はその両罰に処す

但し村の奨励品種にありては当局の許可に依り移入許可するものとす

第十条　村有養魚池より濫りに養魚を取る者は金壱弗以上五弗未満の過怠金若しくは一日拾仙の札又は両罰に処す

第十一条　常設員に対し危害を加えたる者は当時の損害賠償並びに村常会で以って制裁を加えるものとする。

第十二条　本規則運用者は常設員、区長、村産業係を以って運用しこれを村内法規則取締委員会と称するものとす

第十三条　本規則により処せられた不服の者は三日以内に取締委員会に申し出ずることができる。

但し不服の申し立てなき場合は承認したものとみなす。

第十四条　本規則に一日拾仙と五拾仙札とあるのは習慣により原廻り札であって同罰を犯した者が見当たるまで一日拾仙及び五拾仙を乗じて計算し一回二〇日で取上げ請算するものとする。

附　則

本規則は一九五九年八月二〇日より施行する。（昭和三十四年）

第十章　アメリカ施政権時代

第一節　太平洋戦争と沖縄戦

昭和六年に行われた日本の大陸侵攻作戦満州事変は、更に規模を拡大し、昭和十二年には判然と日支事変と化し、中国大陸を制圧する野望に燃え、戦時体制は逐年強化されるようになった。そして昭和十三年には国家総動員法という法律を発布し、総ゆる金融機関の資金を初め資材、労務、物価、賃金、施設等総ゆる経済活動を政府がこの法律によって自由に統制し動員出来るようにした。これによって生産は軍需一本に集中され、国民生活に必要な物資は最少限に切りつめた。そしてその反面軍需生産資金や戦費を補填する為に、国民の税金は加重され、それに貯蓄は強制され公債が割当てられる等で、国民生活は逐年悪化した。昭和十五年米内内閣の後を受けた第二次近衛内閣は「大政翼讃会」を発足させて、これまでの政党は解散させた。それで各府県には大政翼讃会支部を結成させ、知事が支部長として強力な体制を作り、日本は愈々世界を相手とする太平洋戦準備を整えたのである。昭和十六年（一九四一）十二月八日東条内閣は遂に米・英を主力とする太平洋戦の宣戦布告をした。隣

組、部落会、町内会は毎月幾度か常会を開き、生活物資の配給、公債の割当、古鍋、古金等の軍備資材の供出、出征兵士の見送りや英霊を出迎えたり、防空演習、食糧増産、其の他国民生活のすべてのことを決定しこれを実行した。回覧板は常会の決定事項を伝達し、これによって国民は一人残らず統制下で戦争遂行に協力したのである。

戦争はハワイ真珠湾の襲撃に始まり、昭和十八年半ばまでは不意討作戦で相当の効果を挙げ、国民は戦果を誇りにしていた。併しミッドウェー海戦で英米の主力に敗北し戦局は逆転し、昭和十八年の十一月から昭和十九年の一月にかけて、中部太平洋の守備陣が崩壊し次々とアメリカの主力軍に奪回され、同年の七月六日には、南洋諸島の主陣地サイパン島が奪取された。サイパン島には沖縄人が三万人余も出稼ぎして住んでいたが、殆んどが米軍上陸で玉砕したので、沖縄県民に殊の外悲劇をもたらした。

次のアメリカの戦略は、沖縄か台湾、本土攻撃に向けられたので、沖縄防衛体制は一層強化され、学徒は動員され、男子は陣地の構築に女子は出征看護婦として戦務についた。斯かる状勢下で昭和十九年十月十日には、那覇市が大空襲を受け一日のうちに焼野原と化し軍民一五〇〇人が死亡した。其の他軍需品の損害も莫大なものであった。那覇港では三日三晩も油が燃え続けドラム缶の破裂や弾薬の爆裂等、実に悲惨なものであった。十一月になると日本大本営は、フィリッピン決戦に備えて第九師団を沖縄から台湾に移動せしめた為、沖縄の防衛体勢は弱体化し軍民の間に不安と動揺を与えた。

昭和二〇年三月二十三日以降アメリカ軍の艦載機千数百機が、沖縄の港湾や飛行場を使用不能になるまで爆撃や銃撃で破壊し、それ以後は毎日沖縄全域に渉り空襲があり、住民は余儀なく洞窟や防空壕に避難生活が続けられた。粟国でも同じ状況下で生産活動は中止、避難壕への食糧運搬等で苦惨を嘗めた。

フィリピンが陥落すると主力を沖縄攻略戦に転じた。昭和二〇年三月二十六日米軍は慶良間島に上陸を開始し占領した。最早沖縄全域の制空圏は米軍の手に移り、全域の離島も毎日の様に機銃射撃を蒙るのが常で火災も各部落頻繁と起こった。

翌四月一日には嘉手納海岸一帯から沖縄本島上陸を決行し、其の当日の情報は、沖縄本島から西方粟国、慶良間群島に至る広大な海面や、沖縄本島南方沖まで洋々たる大海原は視界の限りアメリカの艦艇で蔽い、各艦艇から発射する巨弾や空を蔽う米機の爆弾投下の響きは、実に全島に及び噴火山上の光景そのままであったと報ぜられている。こうして沖縄攻略は六月二十三日まで八十四日間にわたる沖縄守備隊の死闘は繰返されたが、日本軍の貧弱な武器装備では立ち打ち出来ない戦線は、浦添丘稜を奪取されてから後退の一途を辿り、五月二十七日には軍司令部も首里本陣から南部に撤退した。守備軍は摩文仁ケ丘ま

で追いつめられ、手も足も出し様がなく、六月二十三日沖縄戦は敗戦の終結を告げた。牛島司令官と長参謀は摩文仁ケ丘で自決し、島田知事も自決した。軍と共に郷土を死守した防衛隊や県民学徒隊等十五万人も犠牲になって沖縄戦は終り、沖縄の地上には星条旗が掲げられた。

終戦を迎える状況下にあったアメリカの補強軍の機動隊は、昭和二〇年六月九日には防備施設もないこの粟国島に上陸してきた。

(一) アメリカ軍の粟国上陸と終戦処理

沖縄本島主陣地の崩壊に鑑み予備隊を補強する必要なきを認め、久米島や粟国の周辺離島に目を向け上陸を試みた。機動部隊の艦艇は島を包囲し、正規の戦闘体制で先ず艦砲射撃を行い、艦載機で警戒掃射し、東海岸から戦車で歩兵地上部隊と共に上陸を六月九日午前五時決行した。島に抵抗の部隊が皆無であることを知り、全機動部隊約四万人が上陸して来たのである。不意を打たれた村民は生か死かの混乱状態に陥った。食料も蘇鉄より外なく飢餓寸前のこともあった。米軍は上陸するや要所要所に防御陣地を構築し、住民に安堵の念を与え軍兵占部から軍食糧の米や缶詰を配給する等宣撫工作に主力を注いだ。米軍は約六ケ月駐屯して引揚げた。

(二) 戦争当時の行政概況と村民の生活

昭和十八年からは、戦時体制が強化され村民の生活は苦しかったので、食糧の確保には苦労した。

昭和十九年十月十日那覇市の空襲以後は、島に帰る人が増えて、昭和十九年の人口が二八〇三人だったのが、終戦後の昭和二十二年の調査では四八四五人に増加していた。

粟国村は昔から米は那覇から移入しているので、非常米として余分に蓄えて置く必要から、那覇市の空襲後は毎月輸送隊の船で配給米を運んで貰ったので、村は助かった。それは何時交通遮断されても困らないようにと配慮したからである。

昭和二〇年三月二十三日午前七時突然米軍は粟国村を空襲、村民は無我夢中に家を飛び出し、自然洞窟や墓に避難生活を余儀なくさせられ行政は中断された。

㈢　空襲中に於ける村の被害状況

三月二十三日死者、浜九名、東三名、西一名。三月二十八日、農協全焼。四月一日、学校全焼。四月二日、陽久丸全焼、家屋被害なし。

食糧は多量に保管していたので、三月二十四日保管米全部を役場職員、三区長総動員で東部落の北端にある屋号イジャニシャ大屋安里豊造氏宅に移動保管して置いて、毎月配給日と配給場所を決めて、各字区長立会いの上役場職員と農協職員が配給して、食糧には余り不自由はさせなかった。

一番行政上心配したのは、昭和十九年二月最後に徴庸人を陽久丸で那覇市に送りだしたが、この徴庸は海軍の山根部隊に配属され飛行場整備に当たった。又先に伊江島に徴庸された者と合計すると二百数十名でした。彼等は皆、沖縄戦に巻き込まれ、戦死者七十七名の犠牲者を出したのは、実に国のためとはいえ遺族に対し申し訳ないと思っている。

空襲は四月中旬頃からは穏やかになったので、村民は安心して各家庭に帰って生活していた。ところが、六月九日未明突然米軍海兵隊は十数隻の軍艦で島を包囲し、艦砲射撃の掩護下で上空では偵察機で機銃掃射をさして戦車は戦車砲を発射しながら上陸を敢行したのである。

当時島では在郷軍人、国防婦人、警防団が駐在巡査を先頭に竹槍訓練をしていたが敵が急に上陸したので不意を打たれ、武器なき住民は抵抗不可能を知り避難壕で状況の推移を見守っていた。

当日上陸作戦で艦砲や戦車砲で飛行機による機銃掃射で死傷したのは、浜部落で五十六人、東、西部落はいなかった。家屋については三部落共に家屋の損失はなかったのである。

米軍が上陸してから、郵便局長屋宜宗保氏と教員をしていた長女ヨシ子さんも西部落で銃殺され、又東部落では水産学校生の小嶺安道君と與那嶺俊彦君が学生服を着けているのを日本軍と見違えられて銃殺、又吉繁幸氏も警防団服を着けていたので軍協力者と見破られ共に銃殺されたのである。何故、無抵抗の良民まで銃殺するかと憤慨もしたが、ただ戦争の悲惨を感じ残念でした。

米軍は上陸すると村民を捕虜し、全部学校裏の東伊久保原に集容され集団生活をさせられていたが、さらに六月十二日には全員浜部落に移動させられた。その理由は羽地村の捕虜収容所に移動の予定であったらしい。携帯品は衣類と味噌だけその他

は一切持つ事は出来ないと注意され、村民は移動準備をして待機していたが、七月一日羽地への移動中止という命令が来たとの事で、村民は全員字西・東部落に移動させられた。食糧も不足してきたので各自も家畜を屠殺したり、又軍命により家畜を屠殺して村民に配給したりしたので村の家畜は全滅状態となった。屠殺された家畜は次の通りである。

豚二一〇三頭、山羊二四七二匹、牛一二七頭、馬一一四頭。

もっとも困った事は、上陸後の米軍は民家の茅葺に放火したり、瓦葺の家屋の柱、床、壁板等を薪に使用するため破壊した。そのために全壊した家三十九戸、半壊家屋二〇二戸。全焼家屋、西三戸、東三戸、浜三十三戸でした。

(四) 米軍上陸後の各部隊駐屯状況

米軍駐屯軍本部は粟国村役場　隊長ペーイン少佐

部隊名	場所	部隊名	場所
戦車隊	照喜名原一帯	民病院	西部落与那嶺盛雄宅周辺
野砲隊	長作原一帯	飛行場	イホーラ原、スカイ原、土倉原、
陸軍	前原一帯		イチュキナ原一帯
無線隊	番屋原一帯	コースカー部隊（施設隊）	ンナグシ原
軍病院	白洲原一帯	食料品置場	南馬場久保一帯

上陸数日後、隊長ペーイン少佐は村長末吉達幸氏と対面して次のように伝達す。

一、伊平屋に上陸したら粟国島には日本兵が四〇〇人駐屯していると聞いたので四万人上陸させた。

二、伊平屋で粟国島の村長名、青年学校の教官名、国防婦人会長名、警防団長名、総べて調査してきた。

三、今後絶えず連絡するから村長の住所を一定すること。

四、行政区を三〇班に区分し班長三〇名、巡査三〇名採用して行政、治安に当たらしめるよう命令。

村長末吉氏は早速班を編成し班長三〇名、巡査三〇名を採用して村行政、治安事務に従事させた。

数日後、村長末吉氏は日本兵捜査のため軟禁状態におかれて居た。本部勤務の大尉と村長末吉氏との一問一答が次の通り行な

われた。

◎マハナでの第一回目尋問

大尉　君は村長としては歳が若過ぎるが日本軍との関係、又は日本政府との関係はないか。

村長　日本軍とも政府とも関係はない。

大尉　君は日本人でないか。又君の妻は日本人ではないか。

村長　私も妻も日本人ではない。二人ともこの島で生まれ、この島で育った者です。

大尉　この島に日本軍は何名いたか。

村長　日本軍は一人もいない。

大尉　君は特殊の任務を持ってはないか。

村長　持ってない。

◎軍本部での第二回目の尋問

大尉　この島に日本軍はいないと言ったが、四〇代前後の男は皆断髪している。又足は巻キハンしている。特に男の子供等は軍服姿をして居る、子供時代から軍事思想を普及させているのか。

村長　断髪や足に巻キハンをしているのは、野良仕事に邪魔にならず仕事がやりやすいからだ。子供達の軍装姿の洋服は、那覇の古着商人から一括購入すると、古着の中に混入してくるのでこれを適当に配給しているので別に意味はない。

◎浜部落観音前での第三回目の尋問

大尉　君は日本兵はいないと言ったが証拠品がある。

村長　証拠品とは押入れの中にある銃剣の事ではないか。その銃剣は錆ている。錆ている銃剣で戦争が出来るはずはない。

と云うと、大尉は早足で車から銃剣を取出してきて、村長末吉の前に銃剣を突き出した。

村長　これは日本兵の死体が漂流してきた時に死体は埋めて、銃剣は取って役場の押入れに置いてあったものだと興奮していう。

以上尋問が終わっても村長末吉は、興奮したまま大尉と向かい合って立っていると、最後には大尉もやっと納得し、疑いもようやく晴れた様子でした。その後は、仲良く仕事も相談し合うようになり、事務も遂行する事ができた。

而し事実は航空兵が二人いた。彼等は米軍上陸一週間前に、本部村沖の米艦艇を撃破の目的で沖縄にきたが、機械故障との事で島の北海岸に不時着し救助されて彼等は西部落の宮里和明氏宅に匿い、食糧は西部落民から麦を供出させて世話していた。

しかし、米軍上陸後浜部落への村民移動の際、村民と混えて歩行させたが「色が白い、村民とは違う」と見破られ捕虜にされ、校庭南側の畑に金網で囲いされていたが、その後飛行機で本島に連れだされたとの事である。

その翌日、小林という朝鮮人の二世に呼びだされ、ベーイン隊長の前に連れられて行ったら、隊長は苦笑して「もう事は総べて解決した」というだけでした。私は何知らぬ顔をして黙っていたら、隊長は雑談して私を帰しその後は、軍関係は総べて終了した事になった。

私等は八月十五日の終戦は知らなかった。昭和二十一年十月二十三日米軍本部から食糧調査のため、マウエン中尉と通訳の東條二世（東京の人）が来島した時、マウエン中尉が日本は敗けたよと話していたが、私等は信じられない、まさかと思っていた。中尉はガリ版刷りの日本新聞を持ってきて、村長この字が読めますかと見せた。それは、終戦の模様を書いた記事でした。記事の中に日本天皇が云々の記事を書いてある処を指して、君はこの字を知っているか、自分（中尉）は読めるよと自慢していう。中尉は東京に七年間いたとの事で、日本語も充分話せる中尉でした。

食糧調査に対し村の要望は、食糧事情については、現在農耕は充分できず食糧は配給米では不足して居たので生活は苦しい。是非増配して貰うよう訴え、尚、元日本兵に徴用に行った者が未だ数名残っているから、早急に帰してもらうよう要望したら、中尉は喜んで引受け、翌月二月分から米は増配され、村民の生活も以前より楽になった。

二月十五日コースカー部隊は道具引揚げのため来島したので、この機会を利用して兵舎のコンセット建物トタン葺を学校々舎に払い下げて貰うよう交渉したら、軍も喜んで払い下げてくれた。村民は総動員で運搬して、仮校舎を建て生徒を喜ばしたのである。二月二十一日、日本軍徴用関係者二二四名帰ったが、全員の帰島はできず未だ未帰島者もいたので、幸いに三月十六日石川駐屯軍本部から再び食糧調査のため、アーレン中尉と通訳の金城二世（沖縄の人）来島。食糧調査の結果、食糧事情は未だ悪いので増配は確約するから「公務に働く班長や巡査は現在給料はないので配給物資から少し特配して与えて、生活に支障をきたさないよう働かしなさい」と指示して三月十七日帰隊されたが、配給米は口約通り実施された。十月二十三日浜部落民は、各自の家庭に帰されやっと元通り一家族円満な楽しい生活が出来る状態になったのである。十一月五日、米兵本部も他の部隊と共に引き揚げ、翌年三月十五日にはコースカー部隊（施設部隊）も最後に引き揚げた。島はこれで本当に元の静か

な村の姿に戻って村民も喜んだ。

昭和二十一年四月一日、軍政府任命により再び村長に末吉達幸氏が就任し行政事務を復活せしめ、七月一日には村政委員十二名選出し委員組織により村予算も議決して、村政も運営するようになった。

昭和二十三年（一九四八年）二月、地方自治法が施行され二月一日村長選挙、二月八日村会議員が選挙され、戦前同様元の行政状態が整ったのである。

戦争中に於ける戦死者、陸軍一二三人、海軍二十五人、軍属徴用含む七十七人。

(五) 米軍統治下中視察に来島された高等弁務官と知事及び立法院

一九五一年四月　三〇日　立法院安里積千代氏、安谷屋周良氏、新里銀造氏来島。
一九五八年四月　九日　立法院平良幸一氏、上原重蔵氏、新川仁助氏、大田昌知氏来島。
一九五九年十一月　大田政作行政主席に任命（一九六〇年八月三日、アンドック民政官と共に来島）。
一九六〇年二月二十六日　立法院長嶺秋男氏、上原重蔵氏来島。
一九六三年一月　十七日　立法院安里松徳氏来島。
一九六三年一月二十四日　マーキュウ民政官、瀬長副主席来島。
一九六三年四月　三日　立法院宮平長義氏、砂川昌誠氏、知花英夫氏来島。
一九六五年三月　十八日　ワトソン高等弁務官来島
一九六八年九月二十六日　アンカー高等弁務官来島（台風見舞いのため）。
一九六九年二月　三日　屋良朝苗行政主席来島、二月四日小中学校々庭に於いて生徒に訓示。
一九七〇年十月二十三日　ランパート高等弁務官来島。

(六) 歴代高等弁務官

初　代　ジェームス・E・モーア中将
二　代　ドナルード・P・ブース中将

三代　ボール・W・キャラウェイ中将
四代　アルバート・ワトソン中将
五代　フェルディナンド・T・アンカー中将
六代　ジェームス・B・ランパート中将

(七)　歴代主席

就任年	職名	氏名	備考
一九四六年（昭和二十一年）	諮詢会長	志喜屋孝信	
一九五二年（昭和二十七年）	主席	比嘉秀平	
一九五六年（昭和三十一年）	〃	当間重剛	
一九五九年（昭和三十四年）	〃	大田政作	
一九六四年（昭和三十九年）	〃	松岡政保	
一九六八年（昭和四十三年）	〃	屋良朝苗	

(八)　粟国村更正会結成

一九五一年（昭和二十六年）三月、与儀俊夫氏が無投票で村長当選。村行政事務に従事していたが、一九五二年（昭和二十七年）五月突然退職。其の後村長に立候補する者がいないので、民政府は臨時村長に仲里剛氏を任命し、村行政を担当させていたが、其の間粟国村行政は停滞状態。財政運営は行き詰り、職員俸給は不渡りという行政のありさまであった。

村有志はこの現状をしのび難く村政建て直しのため、村行政すべてに置いて臨時村長仲里剛氏と協力して立派な行政を運用さすべく村更生会を結成したのである。

村更生会々則

一、本会は粟国村更生会と称す。

二、本会員は本会の主旨に賛同する者を以って組織す。

三、本会は村民の相互扶助、親睦、福祉増進並びに行政の安定を計る事を目的とす。

四、前条の目的を達成するため、左の事業に対して活動するものとす。

(a) 経済的地位向上のため、農業改良改善増進運動

(b) 貯蓄奨励運動

(c) 納税奨励運動

(d) 就学奨励並びに校舎復興促進運動

(e) 生活改善運動

(f) 保健衛生強化運動

五、本会は各種団体事業に協力するものとす。

六、本会は村当局と連絡を保ち、公益事業に関しては率先して活動するものとす。

七、本会は次の役員を置く。会長一人、副会長一人。

八、会長は本会を代表し会務を掌理す。

九、副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは会務を代行す。

十、本会の事業は総会の決議によって施行するものとす。

十一、本会の事務所は粟国村　番地に置く。

十二、本会員は毎月十六日会合するものとす。

十三、本会の会費は会員で負担し、その都度徴収するものとす。

十四、本会は一九五二年（昭和二十七年）五月一日より施行す。

会員　仲里秀雄　末吉達幸　仲里　剛　上原良昌　伊佐永篤　新里朝良　屋宜宗栄　安里雄好

仲里善栄　新里栄太郎　仲里和雄　城間好子

本会より中央政府に対して陳情書提出、その内容のあらまし

(1) 交付金増額

(2) 農業経営の振興について

(3) 換金作物の栽培奨励（養蚕業含む）

(4) 換金家畜奨励
(5) 林業振興
(6) 産業経済指導員駐在派遣
(7) 土木港湾事業
(8) 学校校舎建築
(9) 無線設置
(10) 航路問題

会員は毎月総会し、村内に於ける各種事業に対し協力しその結果は村長に申告し、村長は毎月更生会員と共に各字常会に訴えて、各協議事業に対して奨励していたが、行政が落ち着いてきたので一九五四年（昭和二十九年）四月二日会員協議の結果解散す。

右各陳情書写しを別紙の通り添付しますので御参考に供して下さい。

村更生会　主席へ陳情書提出

(1) 陳情書

本村は沖縄本島を去る三〇海里、東支那海に孤立する周囲三里からなる島でありまして、村行政区の構成は三ケ字よりなる一村をなして居りまして、戦前の総人口は在籍六千有余人。村在住二千八百余人、那覇二千有余人、大阪其の他に一千有余人が出稼者として居りましたが終戦後は村外から帰還して来たので、村の総人口は四千人近く居たのでありますが、二、三年前より経済的に恵まれない村に於いては衣食に困難して居りますので、次々那覇や其の他へ相当数の転出を見たのであります。現在は三一二六人の人口を有して居ります。村民は至って純朴でありまして、あらゆる悪条件と闘い続けて来たのであります。戦前戦後を通じて一ケ村として立派に行政が執行されて来ましたが、最近に至り行政が不円滑になり村民は混乱する状態になったので勢い嫌遠する止むなきに至ったのであります。

民政府中央政府におかれましては、本村のために色々と御配慮を頂し其の上再度に渉り調査団を派遣下さいまして、本村の実情を御調査して下さいました事に対しましては、村民は責任を感ずると共に御礼を申し上げる次第であります。当村には数々の諸事業があるので御座いますが、現在の経済力では其の完遂は困難な状態でありますので、政府におすがりして本村永遠

に明朗な村としての基礎を築かして下さるよう御願い申し上げます。なお村におきましては村民一丸となって村の復興に努力し、明朗な村に致し度いと誓うので御座います。

政府におかれましては御詮議下さいまして、別紙諸事業の御援助御指導を御願い致しまして、此処に我々は村民を代表し陳情致します。

一九五二年（昭和二十七年）八月五日

粟国村民代表

村　長　仲里　剛　　更生会長　仲里　秀雄　　郵便局長　末吉　達幸
校　長　上原　良昌　　教　頭　伊佐　永篤　　農協長　新里　朝良
更生会役員　仲里　喜栄　　〃　安里　雄好　　議　長　屋宜　宗栄
議　会　新里栄太郎　　青年部　仲里　和男　　婦人部　城間　好子

主席　比嘉秀平　殿

(2)　平衡交付金の増額について

本村の財政は戦前に於いては、出稼者からの送金と家畜等の移出に依って維持されてきたのでありますが、戦後産業面の不振と日本等からの送金が謝絶し村財政に大きな欠陥を出した訳であります。村民としましても総ての悪条件の克服に努力しましたが、日常の生活すら粗食に甘んじなければならぬ迄に行詰った状態であります。一九四八年より一九五二年迄の諸税金が合計四七八、二三〇円が未納のままになって居りますので、此は一戸平均七〇〇円余りの負担となっております。昨年度は幸いに平衡交付金の御陰で村民負担も軽減となり感謝致して居る次第で御座います。然し乍ら此の未納諸税金が高額になりましては一時納入は現在の経済から見ますと困難な状態でありまして、其の上五十二年度分を加算すると益々負担過重となり、村行政運営に支障を来たしはせぬかと憂慮するものであります。

納入面の打開対策も年分払いの計画を立てて居りますが、此の計画遂行と産業面の復興を見るまではなんとか政府におすがりする外、術もなく平衡交付金の増額をお願いしまして村民の負担を軽減して、早く村の財政が立直るよう努力致し度いと思いますから政府におかれましては、特別御詮議下さいまして平衡交付金の増額をして下さると共に、村行政が円滑に執行出来るよう御指導御援助を御願い申し上げます。

(3) 農業振興について

本村の地層形成は、南西の標高九十六米の火成岩層の腐植土地帯より逐次南北に環状丘陵の砂質土地帯と仝上砂丘に囲る砂質土よりなる乾燥地であります。

① 耕地面積二七〇町歩
② 農家戸数六四六戸
③ 可働人口一五三四人
④ 平均農家面積四段歩強を経営する自作及び小作農業経営である。
⑤ 耕作物は主食たる甘藷が六割作を中心として、大豆が三割作で雑穀一割作の割合で耕作されて居りますが、一九四八年頃より甘藷がバイラス病におそわれて一九四九年三月軍民両政府に陳情致した処、調査団を派遣下さいまして其の指導に依り村民一体となり駆除に力をいれたのでありますが、其の効なく生産はだんだんと減少致しまして皆無の状態にまで惨状を来たしめたのであります。一昨年頃無病地より種芋の購入をし苗床の設置を要望し計画もしたのですが、経済の不如意から其の実現をする事が出来なかったのであります。

幸いにして種芋購入の助成金を頂きまして早速苗床の設置をし健苗に更新致しました結果、其の成績は良好で有りまして今では其の八〇%程度の駆除状況を見て村食糧経済上喜ぶべき現象であります。然しながら是が徹底的駆除は永久的種苗の更新と苗床設置等の指導奨励やら実に多事多端であります。栽培法の御指導と徹底的駆除を得る迄は引続き政府の助成を御願い致します。

(4) 換金作物の栽培奨励

古来当村には換金作物として栽培されている物は、大豆にして雑穀其の他蔬菜物にしても自家用程度しか栽培されてない状態であります。

指導宜しきを得れば三時間から五時間程度にて那覇市場に搬出可能の条件下にありますので根菜、果菜類の栽培をして是れを共同出荷によって村経済復興に寄与し得るのであります。戦前は換金作物として甘藷作三〇町歩以上栽培され、盛況期には九〇〇挺余りも出荷歴がありましたけれども、戦後種苗の僅少と戦禍に依る製糖器具の亡失のため生産は皆無の状態に至ったのであります。

糖業復興が要望され、昨年郡島政府の助成に依りまして与儀農事試験場より中間苗団の設置をさせてもらいましたが、旱魃等の悪条件に依り是が育成を見る事が出来ず遺憾して居ります。何卒糖業復興の御指導御援助を御願い致します。

(5) 養蚕について

本村の養蚕については旧藩時代、綿糸の割当てがありまして綿糸を上納した関係上、昔から飼育して居りまして特に戦前は蚕種会社より原蚕種を飼育せしめて年六〇〇貫の生産をして居りましたが、戦後は糸繭を年一〇〇貫程生産して居た訳でありますが船便が不定期の関係上、蛾を出す事があり飼育者も段々飼育量が減った訳であります。桑苗園の設置と設備等の完備を計れば戦前以上の生産向上を見るのは明らかな事でありますので、左記各項につきまして特別の御詮議を下さいまして設置下さるよう御願い致します。

記

一、桑苗園の設置について
一、共同養蚕室設置について
一、乾繭室設置について
一、駐在指導官常置について

(6) 百日根について

百日根につきましては、戦後甘藷のバイラス病や豚丹毒に依る経済破綻の為換金作物として一昨年頃より栽培を要望されて居たのでありますが、種子の入手難に依り其の実現を得る事が出来なかったのであります。昨年十二月、十五万球の種子が入荷致し四〇人程希望者に栽培されて居りますが、未だ其の種子代も未決算の状態であります。今年七月掘取った処、植付の時期におくれて品関係や技術面の為か其の成績は余り良くない様でありました。其の面の専門家説によりますと指導如何によっては、百合栽培には非常に適して居るとの事を聞いて居りますので、今後左記の事項御指導を得られれば年六〇万球の生産可能は充分ある訳であります。何卒此の面御指導を御願い申し上げます。

記

一、種子の自給できる迄、抵利資金の長期借入
一、販路面の永久的打開

一、技術面の指導育成並びに栽培に関する一切

(7) 換金家畜について

本村は戦前戦後を通じて村経済の基礎をなす物は家畜でありまして、戦前は牛五二七頭、馬三一四頭、豚二一〇三頭、山羊二四七二頭を飼育し豚は如何なる零細農家でも飼育して居たのであります。

今年六月現在、飼育されて居る家畜の数を見ますと牛二十九頭、馬七十八頭、豚七七九頭、山羊一一四〇頭で数においては尚戦前に及ばない状態であります。豚は戦前より換金家畜として飼育奨励され無病でありまして、年四五〇〇頭の移出を見まして村財政の大半が対照となって居りました。然し乍ら其の対照となる可き豚が、一九四九年春頃より発生流行した豚丹毒の為に相当数の大・中・小の豚を失い、資金面や飼料面又は病原の為段々飼育数が減少して益々村経済振興に邁進する事が出来ませんので左記事項御指導御援助を御願い申し上げます。

記

一、品種の改良改善について
一、防疫の実施指導
一、豚舎改善の助成について
一、豚生体値下がりに依る価格の調整について

(8) 林業振興について

山と云えば蘇鉄を想起する二八〇町歩原野でありまして、毎年襲来する暴風に対する耕地、農作物の保護上、造林の必要を痛切に感ずるものであります。五〇年、百年の大計のもとに丘陵地帯や沼岸地帯の保安林地や各一〇〇坪内外の林地を育成し、農繁期や梅雨期等の薪炭に又は建築資材の一助に植林を実施指導を得られれば村の発展に寄与する事大なると思います。処々に造林の形跡を見て居りますが今後木麻黄、想思樹、ギンネム等を先行林として主木其の他を植林し、村の緑化を計れば耕地農作物の防風、防潮、旱魃よりの保護育成並びに土地利用、経済振興上礎地を造る事と信ずるのであります。何卒此の面の御指導御援助を御願い致します。

(9) 産業経済指導駐在官派遣について

古来当村には此の面の技術者がなく、産業指導面に支障を来たして居ります。他町村にはそれぞれの技術員が配置され、農

業経営、農家経済の向上に拍車がかけられて居りますが、従来当村には其の恩典に浴せず、昔その儘の農業が営まれ村民の遺憾とする処であります。政府におかれましても色々の御事情も御座いましょうが、今回機会均等の立場から又は強力な産業の御指導、施設面の指導連絡官として駐在官を派遣下さいまして本村産業振興育成下さるよう御願い致します。

(10) 土木港湾事業について

終戦後各部落より各一線の耕地農道の改修工事が行われて居りますが、主要耕地や部落を連結する農道はなく、昔その儘の姿を留めて居ります。将来耕地の隘路であります農道の開拓は、植林振興並びに港湾事業と航路問題共に本村四大事業であります。

港を門戸とする本村は、戦前政府の助成に依りまして五〇米程の防波堤の築造を見て居りますが、是の延長工事も戦争のため中止になったのであります。毎年襲来する暴風期になると幾多の運搬船や刳船等が破損し、交通、文化、経済上非常な影響を及ぼして居るのであります。水産業の不振も資金面や技術面の欠如もありますが、第一漁場近くにありながら漁港としての不完備で暴風に対する不安から水産業の不振を来たしたのであります。昨年のルース台風に依り三七〇米の護岸は破壊され、暴風の都度波に因って部落道路まで破損されて居る状態であります。附近住民は暴風の都度安全な処に避難して居りますが、何度も不安におそわれて居る次第であります。現在の当村としましては、自力経済にて此の大事業の完成は不可能であります。現在不振の水産業の振興又は本島との交通、文化交流、産業面の育成等政府の御援助を受ければ充分出来ると思います。何卒政府の特別の御詮議下さいまして防波堤の延長工事、護岸復旧工事を助成下さいまして、本村に於ける総ての面に向上させて下さる様御願い致します。

(11) 学校校舎建築について

戦前本村の学校経営は在籍児童数は高等共に六八〇名、教員十三名を以って営まれ、木造建教室で何不自由なく教育が行なわれ多数の生徒が上級学校に進んで居た訳でありますが、其の校舎も米軍空襲に依り焼失し、教育面に非常な支障を来たしたわけであります。幸い軍からコンセットを払い下げて貰い、それを改造致しまして仮校舎にし、辛うじて教育が実施されて居ります。現在の児童数は初等部三八五名、中等部一五一名、初等部教員十一名、中等部教員七名を以って不自由ながら教育が営まれて居ります。毎年各種高等学校へ数多く進学して居ります。仮校舎も暴風の度毎に吹倒され教育に支障を来たし、父兄は其の度毎に四、五日も建直しに懸命になって居る有様であります。其の不自由の最中に昨年政府の御配慮に依りまして、煉

瓦建一棟二教室の恒久校舎が出来、村民も非常に喜んで居る次第であります。而し其の校舎も一学年しか収容出来ない状態であります。

昨年、切角当村に校舎の割当てがあり村民も非常に喜んで居たが、当時の村長與儀俊夫氏は村の財力枯渇を理由に割当て校舎を断り、他村へ廻されたので村民は非常に憤慨して居たが、幸いにして那覇に於いて村出身の有志が後輩のために校舎建築期成会を結成し奔走して居るとの朗報を聞き、村民も喜んで校舎建築に一層協力態勢をして居ります。村民は経済的には恵まれないが、教育方面には非常に関心を寄せて居りますからこの際恒久的校舎を建設し、今後良き人材養成の見地からも是非共恒久的建物の校舎を優先的割当を御願い致します。

(12) 無線設置について

本村は村内生産については衣食を足らす事が出来ない島で、昔から那覇へ出稼ぎして居りましたが、大正七年頃から大阪其の他の県へ出稼ぎして数千人余りの数になって居りますが、彼等出稼ぎ者より送金に因って村経済を維持して来た状態であります。其の送金を定期的に運航する便船によっての送金のみでありましたが、昭和十六年七月粟国村郵便局に無線電話の設置をみまして通信為替に依る送金が日々増し、村民の便利は一躍進んできたのであります。特に諸官庁は勿論、一般民が急を要する場合は非常に便利になり離島苦も忘れかけて居たのであります。

戦争の為に其の施設も破壊され、其の後の本村民の不便は数多くありますので、是非一日も早く無線設置を実現し、離島苦より全村民を御救出下さいまして日常生活にも安心を与えて下さるよう御願い申し上げます。

(13) 航路問題について

本村は昔から那覇を中心として交通に依って日常経済及び生活を維持して居る訳でありまして、戦前（昭和十五年）村経営の村有船四十二トンの洋型二級船に依って那覇と本村間を月五回運航して居たのであります。其の船舶も空襲により焼失し、戦後村民の本島との交通は皆無の状態にて非常に困って居た訳でありましたが、一九四七年頃より米軍払下げの船舶にて月三回位の運航をして居りますので交通の不便は幾らか緩和されましたが、最近に至り其の船舶も腐汚致し航海途中村民は心身兢々たる有様でありまして、木造船の必要を感じて居る訳であります。依って村としては村営航路を経営しまして村民の航海中の便利と安全を期すると共に、村航路経営に依る利潤を以って村財政の緩和も計り度いと存じますが、現在の村経済状態では其の実現をみる事が出来ないのであります。然し乍ら此の有様を此の儘放任しておきますと交通、文化、経済上には支障を来

たすと共に村民の不安は益々高まる一方であります。

離島の足は船に依存する外術なく、今後村営航路の計画を実施しまして村交通、文化、経済の発展を期すると共に村民をして安心して交通が出来る様にしたいと思います。此の計画実現の場合は、事業資金の融資等御指導と御援助の程御願い致す次第であります。

(14) 漁港に対する陳情書写

陳　情　書

本村は、沖縄本島を去る四万三〇海里、東支那海に孤立する周囲三里からなる島でありまして、現在人口三千人余りを有して居ります。

昔から当村は、那覇を中心として日常交通、文化、経済を営んで居りますが、港の不完備のため暴風の度毎に幾多の運搬船や漁船、刳舟等が破損又は沈没、座礁と相当数の損害を蒙ったので御座います。又、水産業の不振になった理由も折角漁場が近くにあり乍ら漁港としての不完備で漁船が保護出来ないのが水産業減退の原因であります。

大正六、七年頃は本部村や慶良間方面から当村に鰹漁船が七、八隻も漁業期間中は滞在し、当村にも二隻の漁船を有し鰹漁業に従事した事もありますが、然し当時より暴風時に対する不安は益々加わり、防波堤の築造を要望し続けてきたのであります。幸いにして昭和十一年頃政府の助成によりまして、長さ三九間半、巾二間半の防波堤築造をみたのでありますが、是が延長工事も昭和十八年予定して居ましたが、戦争のため中止のやむなきに至ったのであります。

港を門戸とする当村においては港の完備が充分であれば、那覇其の他との交通、文化、経済は向上し現在不振の水産業の復興育成をみる事が出来たので御座います。

又、近年暴風の度毎に他町村の漁船が犠牲になった例は数あります。当村近海出漁中の漁船が、急に襲来する暴風時の避難港としても充分利用出来るのであります。特に昨年ルース台風に因り三七〇米程の護岸も破壊され、暴風の度に附近住民は心身兢々して居り其の都度部落道路まで破損しつつある現状であります。

此の様な悪条件克服には港湾の施設完備が急務と思いますが、此の大事業完遂は当村の経済力では到底其の実現は望めないので御座います。此の際防波堤の延長工事の助成を政府にお願いする外術がないので、今後当村の産業経済の増進と交通文化の向上又は海岸附近住民の不安皆無、尚当村近海出漁中の他町村漁船の暴風時の避難港として寄与出来る事と思います。政府

におかれましては特別の御詮議下さいまして、是非防波堤の延長工事を実施して下さるよう此処に我々は村民を代表して陳情致します。

一九五二年九月

村　長　仲里　剛　　教　頭　伊佐　永篤　　議　長　屋宜　宗栄
農協長　新里　朝良　　区　長　安里　盛松　　郵便局長　末吉　達幸
更生会長　仲里　秀雄　　会　員　仲里　喜栄　　議　会　新里栄太郎
校　長　上原　良昌　　青年部　仲里　和雄　　婦人部　城間　好子

(九)　国務大臣中山貞則来島

一九七〇年（昭和四十七年）五月十九日、国務大臣中山貞則氏は沖縄の復帰対策実施調査のため沖縄へ来島なされたついでに六月二〇日粟国村にも寄られ、島の状態について細事に御調査なされ、又村当局も将来に於ける村行政に対する要請書を村長新城實氏は提出したのである。

来島者　国務大臣　山中貞則　　鮎川課長　　水井参事　　守谷参事　　岸事務官　　加藤総務部長
岡島参事　　竹内課昌　　乙守秘書

提出要請書

① 港湾の整備強化及び航路事業について
② 簡易水道の整備について
③ 医療対策について
④ 航空路開発について
⑤ 観光開発について
⑥ 通信設置及び交通時間について
⑦ 郵便局庁舎の建設について
⑧ 粟国小中学校の要請書提出について

(十) 日本復帰

大和世の幕明けまさに世替わりである。占領に続いて二十七年間も米軍の支配のもとに受難の歴史を歩んできた沖縄は、一九七二年（昭和四十七年）五月十五日午前零時を期して、日本国憲法に基づく地方自治体の地位を取り戻し、県民はその実質はともかく形の上では日本国民としての主権を回復した。

この日、初の県議会が招集され、必要な県条例を可決、これを屋良新知事が署名公布し新しい県政が正式に発足した。市町村や国の出先機関も、それぞれ開庁開所式を行ない、世替わりの第一歩を踏み出した。しかし、県民が反戦平和と豊かな県づくりのために拒否し続けてきた米軍の基地はそのまま残存し、全琉八十七ケ所の提供が日米合同委で決定され、それに伴い軍用地の強制収容法が自動的に適用され、自衛隊の駐留が強行された。

政府はこの日、東京と那覇を結んだ復帰記念式典を行ない祝賀ムードを盛り上げたが、二十七年間に渡る要求が実現したとはいえ、県民は複雑な気持で復帰を迎えた。即ち問題を残す基地存続に不平がみなぎっていた。

(1) 自衛隊基地機能を肩代わり

防衛庁は施政権の移管に伴って、一個師団相当の兵力総七千人を沖縄に配備しているが陸・海・空の三自衛隊が配備され、米軍基地では十五日に沖縄駐屯自衛隊の編成式と基地開設式が行なわれた。

(2) 県庁正式に発足

屋良知事は直ちに県行政部門を担当する部長及び次長の首脳陣に辞令を交付し、「この日は沖縄の歴史的転換の一瞬である。復帰の内容について県民は不満不安があるとはいえ冷静に受け止めている。沖縄は長い異民族支配から脱して憲法で保障される地方自治体としての地位を回復した。県庁職員の任務は自治を確立し育てていき、すべて県民が復帰して良かったといえる社会を建設し、福祉を向上させることである。協力を要請す」と訓示した。引き続き新しく掲げられる「沖縄県庁」表札の除幕式を行なった。

(3) 平和で豊かな県づくり

屋良知事は、沖縄復帰に当たり次のような声明を発表した。

「国民の皆様、沖縄は本日祖国に復帰した。心からこれを喜びたいと思う。顧みれば戦後二十七年に及ぶ沖縄の祖国復帰への

道のりは長くまことに困難なものであった。あらゆる苦難に堪え、たゆまぬ努力を続けてきた百万同胞のご苦労をねぎらうとともに、よくこのことを成しとげた国民各位に対し心から敬意を表する。日本復帰を実現した我等県民は沖縄を平和の島とし、わが国とアジア大陸、東南アジア、さらに広く太平洋圏諸国との経済的文化的交流の新たな舞台とすることこそ、この地に尊い生命を捧げられた多くの方々の霊を慰める道であり、沖縄の祖国復帰を祝うわれわれ国民の誓いでなければならないと信ずる。政府は沖縄の自然と文化を生かし励ましつつ平和で豊かな県づくりのため、沖縄海洋博覧会の推進をはじめ、沖縄の開発発展を国民的課題として今後とも積極的に取組む決意である。沖縄の祖国復帰が実現した今日、世界の平和と繁栄のため貢献しうるよう最善を尽くすことを誓う。」

(4) ドルから円へ通貨交換

米国の施政権下円からB円に、B円からドルに沖縄県民は復帰不安の中で又、米ドルから祖国の円貨への交換が、復帰の日から行なわれることについて複雑であった。

通貨交換は沖縄住民を対象に、昭和四十七年五月十五日より、全琉一九〇ケ所の金融窓口特設交換所で一斉に始められた。交換ルートは「一弗三百五円」で、二〇日までの六日間に亙った。沖縄で流通している一億ドル前後の通貨が総入れ替えされ、同期間中は国際通貨史上でも稀な円とドルの併用流通が実現した。

流通ドルは四十六年十月八日時点で確認したものが一億三百十万ドル、その後の増加分を考えると一億一千三百万ドルと推定されていた。昨年十月八日に確認された個人の現金預貯金、五億六千九百万ドルは旧レートとの差額が補償されるがそれ以降ふえた個人、法人のドル資産などは差額補償がなく三百五円で読み替えられるため、沖縄経済の規模や購買力はそれだけ縮少し、このような通貨切り替えは復帰後の経済活動に深刻な打撃を与えたのである。

(ヒ) 復帰後の行政機構と職員配置状況

(1) 行政機構

総務課――庶務　戸籍　民生　年金　家庭奉仕　衛生　国保　船舶　老人身障

助役

経済課――農林　水産　畜産　港湾　統計　失対　養蚕　土木道路

税務課――税賦課　土地台帳　家屋台帳　滞納整理　車輌登録　其の他税務

収入役――歳入歳出　一般予算　決算　物品出納　備品管理　財産記録・保管　現金　有価証券等

議会――事務局

農業委員会――農業主事

選挙管理委員会――非常勤書記

監査委員会――非常勤

消防団――非常勤団長

(2) 職員の配置状況

課名＼職名	課長	係長	主事	教育長	総務	書記	幼稚園教諭	司書補	事務局長	船員	使丁	給仕	評価員	計
総務課	1	1				10				8	1	1		22
経済課	1	1	1			5								8
税務課	1					1							1	3
議会事務局									1					1
診療所						1								1
教育委員会				1	1	1	1	1						5
計	3	2	1	1	1	18	1	1	1	8	1	1	1	40

給　　食　　室

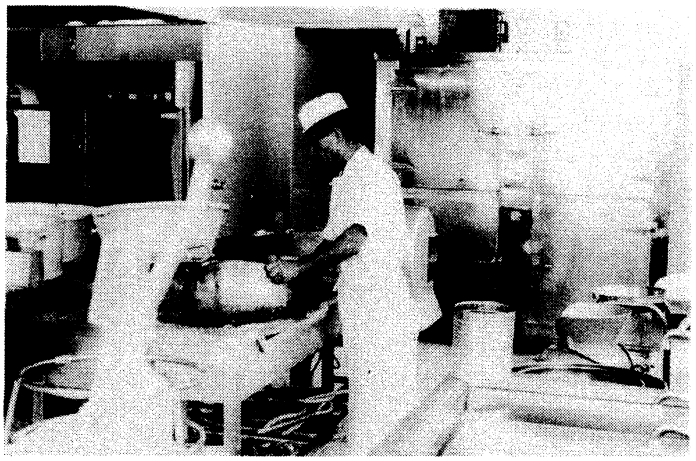

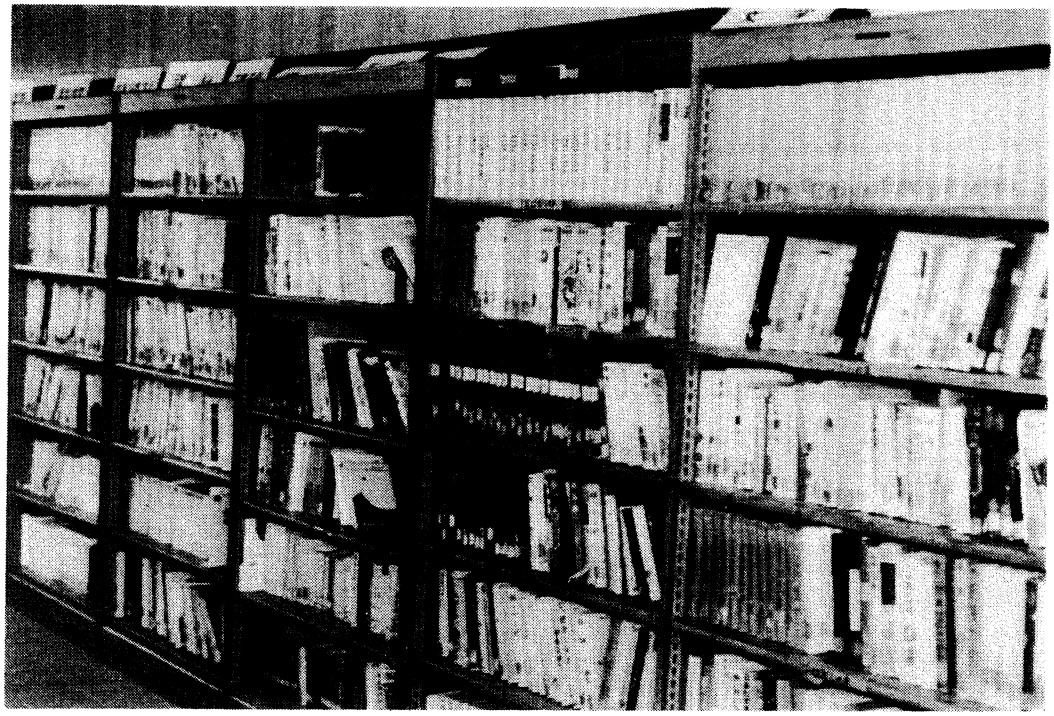

読　　書　　室

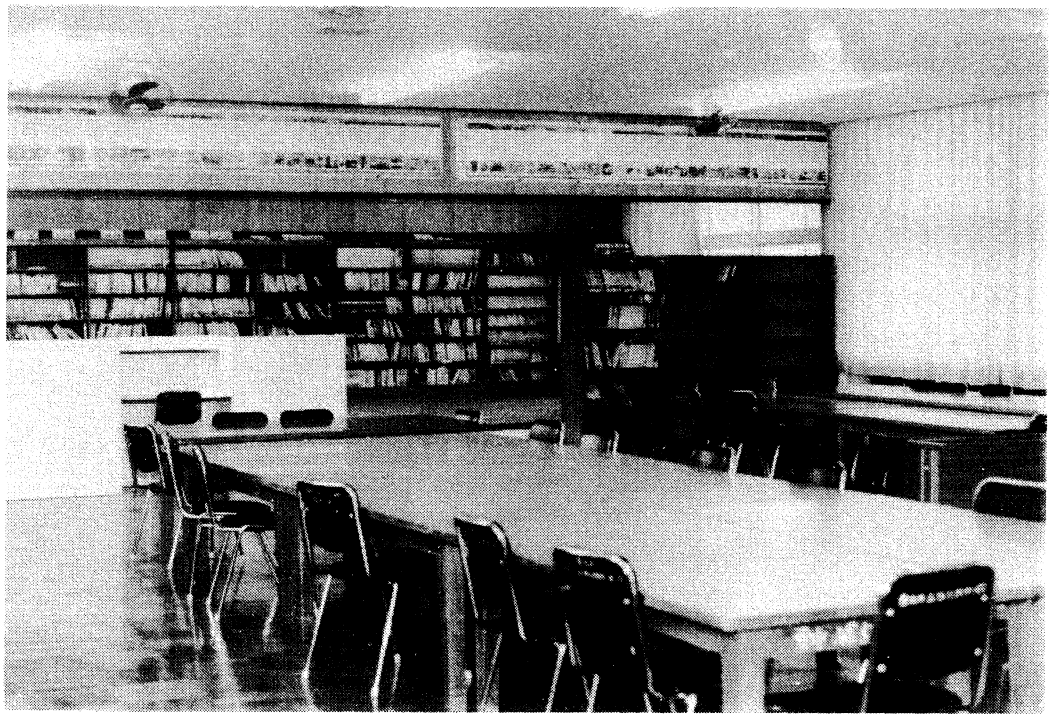

第十一章　教　育

第一節　王国時代の教育文化概観

㈠　本邦文化の発達概要

凡文化の発達は言語―文字文化の発達に源流を発し、それが常に創意研磨され建設されていくものと思う。日本の文化は遠く、遣隋使以降にもたらされたものと言われる。日本文化の骨子は中国文化の流れを汲んで建設されたもので、其の中国文化は漢字文化で、漢字が中国で発達したのは紀元前十五世紀頃殷の時代に甲骨文字として発達したようだ。其の漢字が日本に伝来したのは、西暦二八五年百済の王仁（ワニ）が論語と千字文を持参して来たのが初めとされ、それ以来日本人によって研究され、西暦五〇〇年頃には所謂万葉仮名の平仮名文字（以いい）として成立し、言語詩歌の表現手段として活用されるようになった。西暦五三八年佛教の伝来と倶に、中国から渡来した名僧等により、日本は益々漢字及び仮名文字が創作され、西暦六〇四年には聖徳太子の十七条の憲法が成文法として制定された。七〇一年には大宝律令、七十二年には、日本の歴史書古事記が編纂され、更に七七〇年頃になると万葉集、八三〇年には竹取物語の片仮名文字が造成され、九〇五年には古今和歌集が編纂され、九三五年には今日の日本文化の基礎をなす平仮名が発明完成した。要約すると今日の輝かしい文化は奈良時代の宗教文化として発達し、平安時代に完全に日本文化としての花を咲かせ結実し、今日の隆盛を極めたといえよう。

㈡　沖縄王朝時代の教育文化

沖縄も古代から中国を初め東南アジア及び日本本土との交流接触によって、総ゆる文化の刺激を受け自然に教育の必要性を痛切に反省したに違いない。併し古代社会では住民は一部の支配権者への絶対奉仕が強要され、多くの住民は支配者の奴隷的存在であったことは、どの史書でも窺知出来ることである。而るに時代の進展に伴い一般庶民にも学問の自由と個人の尊重が認められ、教育制度も完備し万民等しく学問に政治に参画し、社会発展に貢献出来るようになったのは、明治維新の賜で全国

民の等しく欣幸とするところである。

次に沖縄の教育の発展過程を窺って見よう。

(1) 国学明倫堂の設立

第一尚氏以前の教育は、中国から渡来した僧侶や察度王統以来明国へ派遣された官生たちの帰還によって発達した。中国式では学舎を設ける前に孔子廟を創設し、孔子の聖志を崇拝する信仰的教育が先行された。一六七四年聖廟が久米村に建設され、同域内に公教育機関としての明倫堂が建設されたのが沖縄で初めての教育施設であった。併しその明倫堂で学習できるのは、当初久米村に居住する三十六姓の帰化人の子弟のみに限られていた。後世になって首里王族の子弟も久米人の割愛で入学できるようになったが、一般庶民は絶対に入学できなかった。それは当時は王庁の公務員養成が目的で、特権階級のみの教育機関であった。教科書も中国との外交文書の取扱い要領と四書、五経を中心として用いた。講師も二種に分かれ講解師と講談師でした。

明倫堂ができて二十三年後、尚敬王時代に一般庶民の子弟教育の為に、国学（大学）創立を計った。併し久米村の役人は、国学建設によって久米村子弟の王府公務員や、官生の独占権の侵害を虞れ反対した。一七九八年尚温王即位を契機として、国学創設を実現した。尚温王は英明で「海邦養秀」の額を書き残して夭逝したが、其の額は現在の首里高校にあった。国学の定員は講談課程が一六〇人官話詩文課程が四〇人でした。入学資格は首里三平の平等学校（高等学校）卒業した者で十七、八才で入学し七、八年を最長在学年限とされていた。学生も首里、那覇に居住する士族の子弟のみが入学を許されていた。首里三平の平等学校の卒業生から選抜していたが、按司や地頭の子弟は無試験入学の特権もあったようだ。

(2) 平等学校の設立

西暦一七九八年国学創立と同時に設立された学校で、国学が大学高等教育であるのに対し、平等学校は中等教育であった。所在も首里だけに建てられ、真和志の平等学校、南風原の平等学校、西の平等学校といった。講師は講談師匠、文筆師匠、算術師匠で、入学資格は村学校修了者で、年令は十五、六才までで、修業年限は五、六年であった。教科は村学校で学習した小学、四書、五経で講義と素読で、その外習字と算術が加えられ、毎月一日と十五日には、揚字といって清書と作文が課せられ三司官を経て国王にまで出された。

(3) 村学校の設立

村学校は純粋の初等教育で年令は七、八才で入学し、十七、八才までも在学したらしい。一番初めに建てられたのは那覇の泉崎の村学校で、首里は一八三五年で那覇より遅れて建てられ、一般地方には建てられなかった。

(4) 筆算稽古所の設立

古代社会では百姓庶民の教育は等閑にされ所謂「民は知らしむべからず、よらしむべし」の政策で、支配階級の士族のみが学問はすべきものだと考えられていたからである。併し時代の進展に伴い、庶民にも学問の必要があることが認識され、番所の近い所に各間切とも筆算稽古所を設け、教科書は蔡温の御教条や六諭衍義等の読、書、算盤を教えていた。師匠には本島の他間切では首里、那覇の下級士族が招聘され役名は掟加勢といわれ、給与は各間切で定められ金銭給与、米雑穀給与や田畑を与え又は夫役等であった。管理は各間切では地頭代、離島では在番がやったらしい。何時頃から開かれたかはっきりしない。八重山史では、乾隆十七年（一七五二）、名護市六〇〇年史では天明二年、久米島では延宝二年（一六七四）学校所ができたと大岳小学校七〇周年記念史にあり、国学や平等学校の設立は一七五八年で、泉崎の村学校は一八二四年で地方では早く筆算稽古所ができていたことになる。往時粟国は久米島の管轄であったから、久米島より後にできたであろう。初めは各間切に設けられたが後には各村（字）にも設けられたらしい。浜部落では屋宜様宅、西部落では新里様宅（ムッテー）と言われているが師匠ははっきりしない。伝えによると師匠ンメーといって各戸を廻って食事を与えられていたようだ。多分、流刑士族ではなかったかと考えられる。古来、寺や僧侶のいない島だから、葬式に使っている俗に後生旗（ぐしょうばた）といって白紙を二、三枚継ぎ合わして旗字といって（語諸行無常外三梳）や、位牌に使う造花や龕、天蓋につける南無阿彌陀仏等の仏式葬儀文句等も教えていたようで、各字の好事家により今に伝承し活用されている。

(5) 御殿奉公

五百年代の中期から百姓平民に御殿奉公といって、自分の間切の地頭や脇地頭宅に奉公し、主家の旦那の御供、庫理係、道具係、子守等を勤め余暇に読書算や作法を学び、奉公を終えて他日村へ帰る時認められて、村役人や地頭代にまで出世の道があったらしい。併しそれには、十八才の時番所で行なう選考試験に応じ優秀で指名を受けた者が奉公に出されたようだ。年期も長いのは二〇年も奉行し、奉公中食事の外は自弁で莫大な費用がかけられたようだ。従って経済も豊かな家の子弟でなければ行けなかったらしい。

㈢　王朝時代の教育行政

現代のように行政機構が整い政治、教育、産業、経済と整然たる機関があるのではなく、教育施設の管理権は御鎖之側と日帳主取（次官級）という行政機関のもとで外交、貿易、教育等の最高権力者として所管した。国学、平等学校、首里那覇の村学校の職員給与は藩庁から支出していた。平等学校の諸経費は各学区の士族の禄高に案分して賦課徴収し、首里那覇の村学校の諸経費は村内から醵出したようだ。

第二節　県政時代の教育

㈠　教育の普及と発達

日本本土では明治五年（一八七二）に学制を発布し、従来の封建制度を根本的に改革し欧米先進諸国の諸制度、文化、思想を導入し所謂文明開化と旧体制改革を目標に富国強兵、殖産興業を盛んにする教育制度であった。この趣旨に基づき、近代国家発展の根本は国民教育の振興にあるとの観点に立って、「邑（むら）に不学の戸なく家に不学の徒なからしめん」と標榜し推進した。沖縄でも王府時代首里に最高学府の国学があったが、これは王府の職員養成が目的であった。尚首里三平等には夫々平等学校、首里、那覇には村学校があって、主として儒学（孔孟の教）を講義していた。間切や島には番所の近くに筆算稽古所があって「読み、書き、算」を教えていた。これも間切、番所の吏員を養成するのを目的とした施設であった。

近代的国民教育が行われるようになったのは明治時代からである。明治十二年（一八七九）廃藩置県後の県政方針は、沖縄県民の日本人化を主要命題とする日本的思想を養成する根本手段は、教育普及と民力涵養を主眼として殖産興業を主軸とする施政方針でした。

初代県令（現在の知事）鍋島県令は明治十三年（一八八〇）県庁内に会話伝習所を設け、旧学校（平等学校）の生徒の中から優秀な者を選抜して入所せしめ、県学務課員が職務の余暇を利用して「沖縄対話」を教科書に使用して、普通語と小学校課程の教科書を伝習させ、その修了生を各学校に配置する方法を講じた。これは急場しのぎの手段であった。同年四月には沖縄

県師範学校を創立し、義務教育の普及に伴う教師養成を目的として開校した。それに平行してその年に首里に三校、島尻に十校、国頭は伊江島に一校の小学校を設立された。

二代目の上杉県令は、鍋島県令以上に教育を熱心に奨励し、着任した年の明治十四年（一八八一）に県内の小学校設立、区域を定め且つ学務課員を各間切に派遣して、学校開設の急務を説き開設計画を調査せしめた。そして其の年那覇に二校、中頭一校、八重山に一校が設立された。この年から初めて師範学校の速成課を卒業した本県出身の教員も出て、夫々の学校に配置され教育に従事することになった。

明治十五年になると、久米島に二校、分校一が設立され、更に国頭に九校、中頭に十一校、島尻に三校、伊平屋と伊是名に各一校と分校四校、宮古に一校が新設された。それで県下の小学校は合計四十五校と分校が五校と発展した。又県令はしばしば師範学校や附属小学校（一八八二年に開設され）師範学校生徒の教育実習校を訪れて学校視察をしたが、一八八一年巡回視察に際しては必ず小学校に立寄って児童を激励し、且自ら試験を行い成績優秀な者には報償金を与える等した。

小禄間切の番所では間切吏員に告諭して「学問は一生の財本となるべきものなれば、子弟幼稚の時に父兄たる者より誘導して勉強せしむべし、人智開けざれば兎角役人の職掌も勉まらぬもの、汝等よくよく注意して子弟をして就学せしめよ」と、他間切でも同じ趣旨を告げ殊に小学校未設置の地頭代には早急に設置を促した。

このように年を追うて小学校が開設され、一般庶民の教育に対する理解と普及に伴い、師範学校で養成する教員数では到底人員を充たすことは出来ないから、明治十五年以来鹿児島県を初め九州各県から教員を募集し、教育に当たらせることになった。その結果大正中期まで他県人が校長級を占めていた。このように他町村では学校設立に懸命に努力が続けられた。生徒の年令は七、八才から二〇才位まで長幼混雑し、中には好学熱心な妻帯者もいたとのことである。生徒は皆結髪して帯を前に結び裸足で通学していた。教師も師範学校卒業生は生徒と同じように結髪して銀簪を二本さしていた。而しその頃までは「百姓に学問は不要」とする者が多く、各間切では児童の募集には手をやいた。それで児童の就学を各村に強制的に割当てる外に、児童には金品を支給したり、書籍や文房具を貸与したり、在学期間中はその家の夫役や公費を免除したり、或は卒業後は間切役人に採用する資格を与えたりして勧誘等したが、実績をあげるのは困難であった。

次は参考の為に各間切の児童割当法を示すと

1、各村（字）の戸数に応じて按分率により割当

(イ) 村は割当を受けたら貧富を考査し、多く富者の子弟を就学せしむ

(ロ) 村集会の上抽選法により当選者の子弟を就学せしむ

2、勧誘的補助法

生徒たる間は一般の夫役及び公費を免除し、生徒学年に応じ卒業の上は筆者、掟、文子等の資格を与えること。

女児の就学奨励は尚更困難でした。「学業は女子の修むべきものにあらず、文字は女児の習うべきものに非ず」の思想が徹底し、「男女七才にして席を同じゅうすべからず」の儒学思想で男女共学にも混乱があったようだ。併し明治二〇年には、沖縄で初めて二人の女児がトップを切って国頭小学校に入学したとのこと、何れも役人の子女であった。

当時教師の俸給は県負担になっていた。教育行政の監督権は役所長で、島尻郡では東風平にあった島尻役所で、其の下に各間切には補助機関として学務委員が任命された。学務委員は、一八七九年教育令に基づくもので沖縄県では置県早々その制度が採用された。学務委員は間切吏員から選ばれ、一八八〇年改正教育令でも存続された。市町村制を施行せざる沖縄県の学務委員は、一八九四年（明治二十七）の勅令第十一号により、小学校設立区域毎にこれを置くこととなり、委員に関する費用は関係区域の負担とし、委員の組織任免其の他必要なる規則は地方長官が定めて文部大臣の認可を受けることになっていた。委員制は更に一九〇〇年小学校改正令施行規則に基づく県の小学校に関する規則で改正された。教育の実際は一八八二年（明治十五）以来小学校教則によって行われた。その規則によると小学校を初等、中等、高等に分ち、初等には修身、読書、習字、算術の初歩、会話、体操。中等には初等に地理、歴史、図画、博物、物理の初歩を加え、高等は当分置かないことになっていた。初等と中等の修業年限は各三年で六階級に分ち、各級の修業は六ケ月とされた。

本土では一八八六年（明治十九）小学校令が改正され、尋常科四ケ年、高等科四ケ年を就学年限として、尋常小学校を義務制とした。又、僻地では区町村費を以て簡易小学校を設けることが出来るようになっていた。この小学校令は沖縄県にも同時に施行された。租税や其の他の制度は旧慣尊守の県政方針で延期されたのに、教育制度だけは本土と同時に実施された。これは日本教育が国粋主義の思潮にのって国家主義を急ぐため、沖縄県民が速やかに忠良なる臣民として活躍出来るのを期待してのことであった。

一八九〇年（明治二三）小学校令が交布され、小学校を尋常小学校と高等小学校とに区分し、義務教育である尋常小学校は修業年限三ケ年又は四ケ年とし、高等小学校は二ケ年又は三ケ年とした。この小学校令の第一条には「小学校は児童の心身発

達に留意して、道徳教育及び国民教育の基礎並びに其の生活に須要なる普通の知識、技能を授くるを以て本旨とする」と小学校教育の目的が明示され、近代学校教育としての制度を確立すると共に、それに伴う諸方策が実施された。この規則は昭和十年の国民学校令が公布されるまで、約五〇年間我が国の初等教育の基本として活用された。

明治二十三年十月三〇日教育勅語が発布され、国民の実践すべき道徳の大綱を示し、これまで混沌とした道徳教育が常にこの教育勅語に帰一するようになった。これによって「忠良なる臣民」を育成する根本理念が確立した。勅語の謄本は全国の学校に公布され、更に明治二十四年六月「小学校祝日大祭日儀式規定」の制定により、学校の式典には必ず勅語を奉読し、教育の基本方針を徹底させることにした。即ち国家主義を体し義勇奉公の精神を高揚した。

明治二十七、八年の日清戦争の勝利は、県民に一層日本国民意識を高め就学率も伸びた。

沖縄は廃藩置県まで日支両属の形で政治が行われていたが、置県と共に完全に日本に専属した。これまで支那を崇拝していた頑固党も、支那は頼むに足らずと諦め、思想的にも転換し進んで新教育を受けるようになった。生徒は皆断髪して生徒らしくなった。

明治三十三年（一九〇〇）小学校令を改正して其の施行規則を定め、小学校の修身科の目的を改正し日本地理と歴史を廃止し、兵式体操を削り仮名の字体を一定し、変体仮名を廃し漢字数を制限し、又修業と卒業を試験の方法によらないことにした。

明治三十一年四月、これまで「生計困窮、経済不如意」と学校設置の延期願いを続けてきた粟国村でも時代の覚醒の波に振い起ち、時の島長与那城菊太郎氏は自宅を解放して学校を開設することになった。同時に現学校敷地五二二坪を購入して、学校敷地と決定、明治三十三年には、同敷地に瓦葺四教室を建設し、順調に教育が出来るようにした。

明治三十四年（一九〇一）県令第九号を以て「小学校に関する規定」が定められ、小学校の設置及び廃止、教科及び編成、設備、就学、教員検定及び免許状、職員、授業料、学務委員等に関する内容が指示された。同年四月から沖縄県で義務教育制が実施され、県当局は学齢児童の調査、免除、猶予の外は郡間切、学校当局と協力して就学義務の強制的な遂行に努力した。

明治三十六年（一九〇三）小学校令の一部改正で国定教科書を採用した。

明治四〇年（一九〇七）義務教育の期間が延長され六ケ年となり、同四十一年から実施科目の整備、女児の為に裁縫を加えた。又高等小学校の年限を二ケ年とし、場合により三ケ年とすることが出来るようにした。これは日露戦争の勝利は、教育の普及徹底の効力によるもので、日本軍国主義的発展は教育を措いてないと政府が認定した結果によるものでした。

明治四十一年からの義務教育延長実施は、国家主義教育の拡充を目的としたものであったが、国民の自覚と共に児童の就学率の上昇は学級の膨張となり、従って教員の増加は教育財政を脅かすものがあった。その為に資格者教員で補充できないで、無資格教員を大量に採用することになった。それでも成員を充たすことは出来ないで、師範学校では本格的に二部授業の研究が積極的に進められ、各地方でも実施したが、一般教師や児童及び父兄からも歓迎されず、大正六年頃から全面的に廃止された。

参考の為に沖縄県の就学率は次の通りである。

年号	一九〇〇(明治三十三年)	一九〇一(明治三十四年)	一九〇六(明治三十九年)	一九三七(昭和十二年)
就学率%	五〇%台	七〇%台	九〇%台	九十九%台

※女児は一八九七年(明治三〇)十五%台、一九〇七年(明治四〇)九〇%に飛躍している。

粟国村でも大正の初期から、父兄の教育熱と児童の向学心も高まり、中等学校へ進学する者も現われて来たが、中等学校に入学するには、尋常科を修了し高等小学校を卒業しないといけないから、島に高等科はなくその頃まで島尻にも糸満に唯一の島尻高等小学校があるのみ、同校は寄宿舎を持ち、離島や各間切からの進学生を収容していたらしいので、時の村長上原次郎氏は議会の協讃を経て粟国村人材育成のため、村予算から他の高等小学校に進学するものに月額三円、中等学校に進学する者五円、高等、大学へ進学するものに十五円を学資援助金として支給するようにした。大正十年以前の中等学校卒業者は皆この恩典に浴して卒業した。大正末期までに粟国村で中等学校卒業者は師範学校五、女師一、中学一、農林一、水産六、工業一、商業二、女工芸二、合計十九人で半数は教職に、他は実業界で活躍し後輩を刺激し夫々の功績を残した。

大正五年村に高等小学校が併置され、高等科卒業の三割が中等学校に進学するようになると村は学資援助の支給を廃止した。切角待望の高等科が村に出来たが、尋常科卒業の高等科への進学は義務制ではないからその頃までは、女性の高等科入学は昭和初期までは少なかった。昭和七、八年頃から父兄も児童も覚醒して、尋常科卒業の八、九割が男女とも入学するようになった。

大正三年に勃発した第一次世界戦争は五年目に終結した。日本は直接戦斗に加わらない反面、経済的には飛躍的に発展し、好景気をもたらした。所謂「戦時成金」を続出し、社会生活には大正デモクラシー思潮が繁栄し、結果は個人主義、自由主義思想が慢延し労働争議や社会主義団体組織を促進した。

沖縄でも砂糖相場が七円内外から一躍六〇円台まで暴騰し、鰹業も盛んになり、帽子、織物業等各種副業の発達活況を呈した。反面物価は騰貴し一番困ったのは奉給生活者で中でも教員が困った。何しろ砂糖一挺の代を取る高給教員はいなかったから、職業転換等も盛んに行われた。そこで内閣直属「臨時教員会議」で決議した「市町村義務教育費国庫負担法」が公布され、大正九年から市町村と半額国庫負担で教員俸給が支給されるようになった。斯かる状勢下粟国村では学級増加や校舎拡張が迫られ、昭和十三年現校地に南向きの十教室と作法室、職員室等壮麗な檳木造りの校舎が完成した。その頃小学校は各学年二学級編成、高等科は一学級編成で職員も二〇人の大世帯学校となった。

第一次世界大戦で異常な大景気をもたらした日本経済は、終戦後世界的経済の大恐慌時代を迎え其の恐慌の嵐は昭和の初期まで続き、工業界では労働者の失業、就職難の世相をかもし物価の急落で農業恐慌となり日本経済を危機に陥れた。この嵐の影響で沖縄でも経済窮迫の時代となり、農山村では教員俸給の不渡り二、三ケ月は普通で停滞分割払いが行われ、教員生活は不安に晒された。住民も税金滞納が累積し予算執行が困難になった。このような生活窮乏と社会生活の不安は、必然的に思想の困乱を招き、関係当局は思想善導思想統制が強化され、殊に教員には強く当たり、本県の教育界からも十七人の思想犯で休職処分者を出した。又政治的にも政党内閣とこれに反対する軍部右翼との衝突が頻発し、昭和六年満州事変、翌七年の五・一五事件、昭和十一年の二・二六事件、とうとう昭和十二年には支那事変と戦線を拡大し日本の非常体勢が続けられ、軍備の拡張、軍事費の増大等戦時経済体勢の中で「国民精神文化」「国体の本義」を基盤として教育が推進された。非常時意識の高揚される中、更に県当局は「教育綱領」を公示し努力目標とし、①国体の本義と敬神崇祖の徹底　②標準語の励行　③学校体育並びに社会体育の徹底　④日常生活訓練の徹底　⑤団体訓練其の他教師の研修等を挙げ、実践活動を徹底的に推進するよう指示した。各学校でも努力目標に添って戦時教育を進めているうち、昭和十六年小学校令を改廃し「国民学校令」が発せられ、校名も粟国村国民学校と改称した。国民学校令第一条に「皇国の道に則りて普通教育を施し、国民の基礎的練成をなすを以て目的とす」即ち具体的には「教育勅語の趣旨を奉体し教育の全般に亘り皇国の道を修練せしめ、殊に国体に対する信念を深からしむ」という趣旨に基づき教科も国民科、理数科、体育科、実業科の四科目に統合再編成され実施された。

昭和十六年十二月八日斯かる体勢の中で太平洋戦は勃発し、「一億一心」「必勝の信念」のもとに「堅忍持久」「滅死奉公」の戦時生活下で教育が続けられるうち、常に敵の不意を打ち緒戦では大戦果をあげた日本も南方ミッドウェー海戦で敗北して以来、敗戦の一路を辿り、遂に沖縄が決戦場となり校舎の施設全焼し、昭和二〇年三月戦時下の軍国教育に終止符が打たれる

ことになった。

(二) 社会教育の発展過程

(1) 古代の社会教育

廃藩置県後の沖縄は県政方針として、明治廿年代まで旧慣尊重の藩政時代の地方制度や間切及び村の内法によって社会生活は規制されていた。

明治二十八年、日清戦争勝利を契機として沖縄の軍事的位置等からして、何時までも沖縄の旧慣温存政策を固守することを変更する建議案が帝国議会に提案可決した。其の結果、県政改革を主張する開化党と藩政復活を望む頑固党の対立は激化し、如何にも深刻なものであったかを知る。「開化断髪やなまや威張らちょけ　黄色軍艦の入らはでむぬ」という歌まで作られていた。然し戦争の結果は日本の勝利で、頑固党の夢は破れ、それで沖縄は急速に国家主義体制の中に繰りこまれ「日本帝国の一地方」として人心も漸く統一の方向に進むようになった。

斯かる状勢下で県民教化の重役を果たしたのは、県教育会であった。学校教員を中心に日清戦争勝利を契機に、機関紙「琉球教育」を発行すると共に地域社会の学校生徒の父兄母姉を対象に毎月一回通俗講談会を開催し、家庭教育、衛生教育、忠臣、孝子、烈婦等の歴史的講談を実施した。首里や那覇から順次地方離島へも巡回式に行われるようになって、社会教育として小学校教員を中心に継続され、従って教員の「部落配置」も強力に行われた。

明治三十一年（一八九八）沖縄に徴兵令が施行されると適令者を対象に「壮丁教育」が実施されるようになり、更に同年九月には「入営すべき現役兵員に課する教育要項」が定められ、各小学校長に「教授方然るべく御取計らいこれありたき旨」の通達が発せられ、その教育課程は凡そ次の通りであった。

1、軍人に賜わりたる勅諭の大意講義
2、平仮名、片仮名を覚えしむること
3、住所、番地、氏名、生年月日等の数字を漢字にて書き得るようにすること
4、書状発送等の書き方及び発送方法等を覚えしむること
5、普通語をよく遣えるようにすること等

徴兵令の施行により国の軍事的要請は、学校教育を社会教育と総体的に点検保持が要求されるようになった。

明治三十二年壮丁数四六八八人中の七十二%が読み書きを知らない無学者であったという。斯かる点から観ても壮丁や青少年の予備教育は、絶対的に社会教育の信条であった。それで入営前の十一月三日の天長節を期してどこの町村でも村役場が中心となって壮行会を催すのが通例であった。又各部落でも縁故者を中心に激励会を催し、餞別を贈る等の送別会が行われていた。それだけに本人及び家族の援護策も講ぜられていたので満期除隊に際しては、部隊名、階級、氏名入りの記念杯等を部落民に配ったものでした。併し第一回の徴兵検査が行われた年から時折徴兵忌避で脱走（清国や台湾）する者も現われ、その年には十一人の首里、那覇の士族が多かったが、不幸にして暴風に遭い宮古に漂流し捕えられて刑に処せられた。徴兵忌避の刑は重禁錮一年、罰金三〇円以下又は禁錮六ヶ月、罰金十五円以上でした。明治三十一年から大正十四年までの徴兵令違反で告訴された者は七七四人で、年平均四十三人でした。船での脱走は失敗が多いから中頃からは、銃を握る指等を切断しての忌避者も現われていた。その理由として多くの人々は、標準語が話せない、文字読書が出来ない、軍律が厳しい、断髪を強いられる、他県人と共同生活を危惧する、又入営すれば出征する、出征すれば戦死する等と考えすぎも手伝っていたようだ。併し入営後の沖縄兵は、他県人に負けるものかと強い気概で成績も良かったようだ。

明治三十七年から各兵科が徴募されるようになり、現役兵から郷里に送られる通信や帰郷後の行動は、県民の軍隊に対する認識を深めるに大きな効果があった。明治三十七、八年の日露戦争には三八六〇人が従軍し、其の勇敢な活躍は高く評価され、当村字浜出身の故一等卒伊佐栄昌及び字東出身の故宮里一等卒は共に金鵄勲章の受領者で名声高かった。

明治四十五年には在郷軍人会が組織され、兵役の義務観念と軍事思想の普及に努め、壮丁予備教育等に尽力し、徴兵忌避防止に大変な効果をあげた。斯くして日露戦役後は、国家主義的国民思想も高揚し、国民に「教育、納税、兵役」は国民の三大義務であることを認識徹底せしめ、地方自治制にも効果をもたらした。

このようにして、徴兵令施行前後から日露戦争の終わる頃までの社会教育は通俗、講談会や壮丁教育等のように教育会を中心に学校教員が活動の主体をなしていた。一方県に於いても県政改革の立場からこれを推進し、県係員或は村の吏員を通して実践励行せしめた。その為に各村にも関係係員が設置されていた。学事には学務委員、衛生委員、産業には勧業委員等で、これらの委員は村内の関係役職員と協力して、学事奨励会、風俗改良会、貯蓄会、夜学会、青年会、母姉会の設置等又旧来から行われている「原勝負」にも各会の活動を促進する規定等織込み積極的に活動した。沖縄全体として青年会活動が盛んになっ

たのは、日露戦争後で夜学会や青年集会が開かれていた。

明治四十四年頃から母姉会が設立され、大正期になると修養団体として二〇才前後の女子会員は処女会と分派した。

大正九年全国青年会に下賜された令旨と団の内容改善に関する起定に基づき、従来の青年会を青年団と改称し活動内容も改善された。

大正九年県に社会教育主事が置かれ、県下市町村の社会教育を推進することになった。

大正末期から太平洋戦争に至るまでの国内体制と軍事的要請で開設されたのが、青年訓練所と青年学校であった。青年訓練所は大正十五年「青年訓練所令」が公布され、同年七月一日から全国一斉に訓練が開始された。青年訓練所は国民、公民として須要な実際的訓練を施すのが主眼であった。訓練期間は十六才以上の男子を対象に四ケ年間として、訓練時数は小学卒業者には八百時間としそのうち四百時間は軍事教練に充てられていた。この訓練所令と共に「青年訓練所に於ける教練査閲に関する件」が公布され、現役将校に教練査閲を行わせた。その為教練指導員には在郷軍人が多く採用されるようになり、軍事教育に特に力を入れた。斯様にし修養機関としての青年団と、職業教育を施す実業補習学校と、更に公民教育、軍事教育を実施する青年訓練所によって、小学校から軍隊に至るまでの国民教育の体制が完成したのである。当時日本の全青年層の八割が勤労青年であったので、実業補習学校にも青年訓練所に入らない者がいて、就学督励が重要な問題となった。

昭和十年、実業補習学校と青年訓練所を総括する「青年学校」が開始され、昭和十四年「青年学校令」により青年学校への就学は義務制となった。斯くの如く勤労青年教育の変貌は、戦時即応体制の強化という国策に基づくものであった。

太平洋戦争の前哨戦ともいうべき支那事変の長期化に伴い、「国民精神総動員運動」が展開され、部落会、隣組等の下部組織も結成され、社会教化団体の統合による指導、市町村の各種常会のもつ社会教育的機能の発揮も強調されるようになった。

昭和十五年「新体制声明」による国民運動となり、非常時体制下の国民組織として「大政翼賛会」が成立し、翼賛会は各県支部の下に市町村常会、部落常会、隣保班を末端組織として、重大なる事局に処し産業、経済、文化等各方面に亘り高度国防体制の確立を期し、以て「万民翼賛の実を挙げる」ための国民総動員組織であった。そして昭和十六年十二月八日の太平洋戦に突入し、昭和二〇年八月十五日敗戦の終結を迎え、戦後再復興の時期に当面したのである。

粟国村では青年補習教育として、夜学校が農閑期を利用して毎週月、水、金曜日の午後から二時間程度、国語、算術、職業教育など。女子には裁縫、家事を加え、小学校の教員から適任者を委嘱して行なわれた。その流れは、昭和の初期まで社会教

育の中心題目として行なわれた。

(2) 戦後の社会教育

戦後の社会教育の方針としては、近年総ゆる分野に於いて社会情勢が急激に悪化し、人間生活に大きな影響を与えている。このような社会状勢の悪化に対応して、各人の個性や能力を最大限度に啓発する為にも、人々は総ゆる機会と場を利用して、生涯学習するとの観点に立って、これからの人間生活の生涯各期に於ける学習の機会と場を出来るだけ多く提供すると共に、指導者の確保と養成及び学習内容や方法の改善等社会教育の諸条件の整備拡充を計ることを基本目標として次のように実施されつつある。

1、婦人会の結成と活動促進
2、青少年団体の育成組織
3、各地域子供の会の育成組織
4、ＰＴＡ団体の育成と学級開設
5、老人クラブの結成と学級開設
6、社会教育委員の設置
7、文化保護委員の設置
8、体育指導委員の設置と活動強化

以上を重点施策として社会教育行政の態勢強化と指導者の養成が主眼点となって行なわれている。其の具体的な領域努力点としての成人教育は

1、婦人教育学習機会の拡充を計る。
イ、婦人学級家庭教育学級の設置促進
ロ、婦人教育に関する学習内容に就いては年間二〇時間以上実施
ハ、家庭教育に関する学習に就いても二〇時間以上実施する

2、ＰＴＡ学習活動を盛んにする。
イ、ＰＴＡ指導者を県外に派遣し、其の成果をＰＴＡ活動に生かしＰＴＡの活発化を計る
ロ、ＰＴＡの目的性格を明らかにし、ＰＴＡが単なる学校後援団体にならぬよう活動促進を計る
ハ、ＰＴＡによる成人教育の為の学級講座を開設促進する。

3、青年教育振興
イ、青年団体指導者を対象に青年団体活動に必要な基本的態度及び知識技能を修得させ、リーダーとしての資質向上を計る。

ロ、青年団体のリーダーを県外に派遣して、各地域に於ける青年教育の現状や青年団活動の状況及び教育や文化、産業等につき視察研修、交換会、講義を通して団体活動に必要な知識、技能を身につけることにより青年団活動に於ける中堅的リーダーとしての資質向を計る。

4、少年教育振興

イ、各字に地域子供の会を設置促進し、子供会活動の指導助言に当たる

ロ、子供会のリーダーを県の主催する行事に参加させ、リーダーとしての知識技能を身につけさす。

5、高齢者教育

イ、高令者学級の開設奨励と高令者学習の促進を計る

ロ、高齢者の学習意欲を高め効果ある学習運営をする為学級長、学級生の研習会に参加

ハ、高齢者学級は年間二〇時間以上開設す

6、公民館活動の促進

イ、中央公民館の施設、設備の拡充

ロ、公民館活動の効率的運用が出来るよう公民館主事の設置促進

ハ、公民館々長研修会を開き、指導者の資質向上を計る

7、社会教育委員の設置、文化財保護委員会設置促進、体育指導員の設置、活動強化等が配慮されている。

8、粟国村に於ける具体的実施要領

学級名称	粟国村老人学級	実施機関	粟国村教育委員会
開設期間	自 昭和　年四月 至 昭和　年三月	開設場所	粟国村中央公民館

実施期日	学習課題	学習内容	時間	学習方法
月　日	開級式、老人の体力	老後の健康管理	二	話会、実技体育
月　日	福祉行政に就いて	行政のあり方について知る	一	講義と話合い
月　日	老人の健康	食生活と休養	二	講義と話合い

月	日	映写会	視野を広める	二	フィルム
月	日	法律概論	基本的人権、選挙、遺産	二	講義と話合い
月	日	村文化財と沖縄史	文化財の理解、人類の発達史	二	講義と話合い
月	日	社会見学	先進町村、名所旧跡	二	見学と意見交換
月	日	レクリエーション	レクにより老後を楽しむ	三	実技
月	日	老人学級の持ち方	各部落が自主的に学習できるよう	二	講義と話合い
月	日	閉講式	学級反省、レクリエーション、歌の練習	二	話合いと実演

備考　1、此の実施要領は年間を通して午後から二、三時間程度実施
　　2、学習課題は学級員の希望を検討して実施案を作製すること

第三節　粟国村学校教育の発展

(一)　廃藩置県から学校開設までの過程

王制時代の農村民は、子弟の教育というより王府への上納物を納めるのに精いっぱいであった。又譬、学問をして智性を磨き教養を高めたいと希望しても、教える師なく、英智に富んだ古老の教えを耳よりの学問として修得するより外に研学の道は鎖され、殊に女児に至っては等閑にされた時代であったといえよう。又他町村のように廃藩置県早々から学校を建てたにせよ、資源、資材に恵まれないこの島では、日々の生活でも自給自足を十分果たすことは困難で他町村と同じく主食は芋で麦、粟、大豆も作られたが、殆んどが上納物として納め、自分で作った物を自分等が食べることが出来なかったのが、古代社会に於ける百姓生活の実態ではなかったでしょうか。主食物の甘藷も毎年襲来する台風や潮害、旱魃等の災害で十分食を充たすことは出来ない、その為に毎年春になって植付ける甘藷も七、八ケ月経過しないと食糧として掘れないから、原野に豊富にある蘇鉄の実や茎を調製、乾燥、水浸、醗酵等の過程を経て臼に杵で割って篩(ふるい)を通した細粉を炊き、或は野菜を入れ雑炊にして飢を防ぐ食料とするのが常で、この生活状態は太平洋戦争の終わるまで続けられていたのが当村民の生活の実態であった。今日のよ

うに他町村や他府県に出稼ぎに行けない往時の村民の生活は、実に筆舌で表現出来ない程貧困でしたから教育に関心も薄かったようである。現代のように国家の保護により生活が保障されない時であったので無理もなかったと思う。それで生活困苦、経済不如意、貧困に喘ぐ当村では県当局の強力な勧誘に拘らず、経済不如意貧困を唯一の理由として時代の黎明も無視し、ひたすらに学校設立延期願いを続けていたようであった。

他町村では明治十五年頃から二〇年頃までに各間切に一、二校を建て日清戦争の大勝利を経て、国家、国民意識の高揚に教育の重大を一層認識し、教育施設の拡充、優良教員の招聘、校地校舎の拡充を計る等懸命の努力を続けている最中漸く時代の波に目を醒まし、明治三十一年他町村に遅れること十五、六年後に民間を借りて学校を開設したという。当時の初代校長は他町村出身の高安発幸氏と、職員には浜出身の浜川信吉氏と他村出身の比嘉氏と三人で共に教育に熱心で、部落毎に復習所を設け児童及び未就学児を集め補習教育をやり、父兄からの信望も厚かったようだ。その為就学児童も年々増加した由、校舎は当初与那城菊太郎氏宅を借り授業していたが、明治三十二年現在敷地に瓦葺二教室を建設し、翌三十三年、前年の校舎に続けて二教室と職員室が増築された。不足教室は東の小嶺様宅や譜久本様宅を借り授業を続行し、明治四十二年茅葺校舎四教室が建てられたので、民間を借りずに校地内で授業が出来るようになった。校地は当初五二二坪であったが、児童数の増加に伴い明治四十三年二三九坪を拡張し、更に大正六年に八一九坪を購入拡大し、戦前までの総校地一五八〇坪で校名も粟国尋常小学校と命名された。

明治三十四年尋常小学校が四ケ年制の義務教育が実施され、尋常科卒業生が更に自由に入れる四ケ年制の高等科が設置されると、校名も粟国尋常高等小学校と改称された。

明治四〇年小学校令改正により、尋常科が二ケ年延長され、六ケ年制の現行義務教育制が実施され校名も粟国尋常小学校と改称され高等科は廃止となった。その頃から中学校や高女に進学するには、小学校六年卒業してから受験が出来るよう全国共通の入学資格が定められた。

当時村には高等科が設けられてないから、高等科卒業を入学資格とする師範学校や各種実業学校に入学せんとする者は、那覇や他町村の高等科を卒業してから進学したのでした。それで時の村長上原次郎氏は、村の人材養成の目的で議会の協讃を経て本島の高等科に入学する者に毎月三円宛の村費学資援助金を支給し、更に中等学校に進学する者には毎月五円宛の学資援助金を支給することにした。村の中等学校卒業の先輩は皆この恩典に浴した。併し時代の進展に伴い中等学校への進学者が多く

なったので、昭和五年四月から学資援助も廃止となった。後に高等学校や大学に進学した者に対しては月額十五円宛支給していたが、昭和十四年後は進学者がいないので廃止となった。大正末期までに村出身の中等学校卒業者は師範卒五、女子工芸二、農林一、水産六、商業二、女師一、中学一、工業一の僅か十九人であったそのうち七人は教育界に他は実業界に活躍した。

大正五年新小学校令により村に宿望の二年制の高等科が併置となり、校名も粟国尋常高等小学校と改称された。それ以後は高等科卒業者の約三割が各中等学校に進学するようになった。高等科は義務制ではないから小学校卒業で、更に進学を希望する者が入学するので二、三年は一、二年復式で授業が行なわれていた。就学児童の増加に伴い大正六年瓦葺四教室が新築され、同十四年にも瓦葺三教室と校長住宅が増築され、更に昭和十三年には瓦葺十教室が新築され茅葺校舎は完全に解消された。その頃になると小学校は各学年二学級編成で、高等科は学年一学級編成で教室の外職員室、作法室（裁縫室）等もあって授業も渋滞なく実施されていた。校地の北側には東西に十教室、南側に三教室、西側に四教室のコの字型の校舎の中に校庭、運動場があり狭くはあったが運動会も学芸会も中庭運動場で行なわれていた。運動会には直径三、四〇米、周辺一二〇米の楕円形に杭を打ち縄を張り、学年別の遊戯や競技は円内で、徒歩は学年なりに円周を一回乃至三回位走らせ、上級や青年の持久走には周辺を五、六回廻した。昭和初期から野球が行なわれるようになるとボールによって年間四、五百枚の窓ガラスが割られ修繕費が重なる等で思う存分に体育や競技も出来なかった。その上体育や競技の際は教室と運動場が接近しすぎるので、授業の障害損失は計り知れなかった。

第四節　アメリカ施政権時代

㈠　米軍上陸と学校開設

昭和二〇年八月十五日（一九四五）日本は詔勅により、敗戦の終戦を迎えることになるが、当村では終戦前の六月九日アメリカの混成機動部隊約四万人が上陸することになった。彼等にとっては沖縄全域が戦場であったから最初飛行機による偵察爆撃をなし、艦砲射撃の援護下に上陸用舟艇で東海岸から上陸し、抵抗部隊のないことを確認し、要所要所に防御陣地を構築し配備についた。上陸当日飛行機よりの爆撃や上陸部隊の銃撃により、非戦斗員である村民男女老幼九〇人が犠牲になった。

戦争を知らない村民にとって、永遠に忘れることの出来ない戦争の惨事である。それから米軍は約六ケ月間本村に駐屯した。当時村民は貯蔵食糧も食い尽くし、蘇鉄食の飢餓寸前にあった。これを知った米軍は軍兵站部倉庫から軍貯蔵食糧の米や缶詰、豆類を住民に無償で配給し、同時に共同作業班を結成し食糧になる甘藷の植付を督励し、自力で自給生活が出来るよう奨励した。住民の治安維持の為警官を任命し、安寧秩序を計ると共に、村長を任命し行政機構を整え児童教育の為には、学校教育の復活を計った。斯様にして昭和二〇年七月七月十六日、十五才以下の学童六五三人と生存元学校職員を集め、教育係将校指導のもとに、焼土と化した学校敷地で開校式を行なった。校舎は全焼だから学校敷地内露天又は木蔭を利用し、焼け残りの伊久保の民家一部を解放し十四学級をつくり、当分午前中算、読、英、体、音等教科目とし日課表を定め授業を開始することになった。校名も粟国初等学校と命名し、八ケ年制の男女別の学級編成で初代校長に字西出身の上原良昌氏が就任した。翌二十一年三月には修業、卒業式を行ない、八年卒業生三十一人を送り出した。

昭和二十三年学則改正により、初等学校六年制、中等学校三年制の義務教育制に改変された。九ケ年の義務教育制度のもとに小中学校併置校として校名も粟国小中学校と命名された。職員の給与は当初現物給与でしたが、昭和二十一年七月から県費支弁の現金給与となった。その頃から村民の生活も落ちつき、那覇や大阪にも自由に出稼ぎが出来るようになり、家族ぐるみの引越しが増えたので、児童数も暫減し各学年共二学級編成であったが、昭和五十一年度からは各学年とも一学級編成に激減し、他町村同様都市集中により過疎化の一途を辿るようになった。

(二) 幼稚園の開設

終戦後幼稚園設立の機運が高まり、父兄の要望により昭和二十一年（一九四六）開園することになったが、職員の給与は父兄の負担で村からの援助がなかったので経済的に維持することが出来ず、惜しくも年末には閉園することになった。併し村では昭和四十七年度に国庫補助を得て、同四十八年幼稚園教室が竣工したので、四月から村費負担で公立の幼稚園を開設することになり、満五才児を対象に二十六人が入園し爾来堅実の歩みを続けている。

(1) 園児状況及び職員

園　児

	昭和四十九年	昭和五〇年	昭和五十一年	昭和五十二年	昭和五十三年	昭和五十四年	昭和五十五年
男	十	十五	十四	五	八	十	八
女	九	十五	九	九	九	八	六
計	十九	三〇	二十三	十四	十七	十八	十四

職員

氏名	赴任年月	退任年月
大城涼子	昭和四十八年四月	昭和四十九年三月
大城恵子	昭和四十九年四月	昭和五〇年三月
新城るり子	昭和五〇年四月	昭和五十二年三月
新城幸子	昭和五十二年四月	昭和五十三年三月
新城常子	昭和五十三年四月	

第五節　戦後の学校後援状況其の他

(一)　保護者会（ＰＴＡ）結成

学校は終戦日を待たずに、前記のように早々開校されたが、授業用白墨はマハナの凝灰岩（俗称コーンチ）を使用し、黒板は米軍が提供したベニヤ板を利用し、何とか間に合わせの授業は出来たが、其の他の消耗品は皆無の状態でした。行政機構も形は整ったが、何しろ戦時中で、住民の生活秩序も安定してない時でしたので、学校としては父兄に援助を求めるより更生の道はなく、一九四七年四月早々保護者会結成と総会を開き、児童教育の実状を訴え、毎月Ｂ円二〇円宛支出し、学校運営に協力を求め教育を推進していくことにした。一九五二年（昭和二十七）教育委員会が設けられ、村民税と教育税を別個に課し学

校運営に尽力したが、徴税も思わしくなく、学校管理機能を果たすことが出来ない時でしたので、保護者会の援助は其の効大なるものであった。

(二) 協伸会

戦前及び戦後那覇市に生活基盤を築ける村出身の先輩有志が、学校後援の目的で会長伊佐伝一氏を中心に協伸会を結成し、終戦から一九五七年まで母校の児童生徒を激励する意味で運動会や修業式、卒業式に賞品を贈ってもらった。物資欠乏の折でしたので児童、父兄、職員の感激は大でした。

(三) 図書及び教具の寄贈

字東出身の真栄里氏は図書館充実の為数十冊の図書と書棚を贈った。玉寄米吉氏、新城三郎氏、大阪の津川中学校はそれぞれ日本地図、赤嶺茂夫氏は世界地図。日本歯科大の久野吉雄氏は学習百科辞典。リーツキューリクは映写機。与那城弘氏、上地景信氏は原色百科辞典。城間重光氏、野村代武氏は児童図書。上地景常氏、照喜名政氏は一般児童文庫。上地幸一氏、伊佐善三氏、上地トシ氏は児童文庫。山城喜文氏、安村善太郎氏は算盤及び雑誌。上原仁雄氏、大田信助氏は万国旗。大阪村人会はオルガンとテレビ。山城勝行氏、末吉幸吉氏は運動会のためのロープと笊を贈られた。

特別寄贈、伊佐三郎氏は三百万円を育英会資金として寄贈、上原良昌氏は金六万円を図書贈入資金として寄贈、与那雄好氏は学校環境美化のため南洋桜等百本余を寄贈された。

(四) 鵬洋会

東京に在住する本村出身の安谷屋信一氏を会長とする鵬洋会は、一九四八年から一九五八年まで進学者激励賞として、小・中学校優秀の卒業者各一人に対して、国語辞典を寄贈された。

(五) 伊佐文庫

元教頭伊佐永篤氏は永年教育界に従事し、一九六六年母校で定年退職するに当たり、記念として金百弗を贈り、其の年利を

中学校最優秀卒業者（進学者）に激励賞として贈って数年間実施したが、高校進学者が准義務教育程度の九十七％に向上したので、昭和五十五年より、学校図書館に伊佐文庫を新設し、年利で古典文学や文学賞付作品を買って図書館の充実を計ることにした。

(六) 掲示板の建設

校門を入ると二つの掲示板がある。其の一つは終戦後二十二期及び二十三期卒業生の寄贈で、一つは本校を卒業し、那覇商業を経て大阪の商事会社に活躍していた故浜川共一郎氏の贈ったもので、現在児童生徒の作品やその他の掲示資料を掲げ、一般供覧に効果的に利用されている。

(七) 時鐘と太鼓

終戦後は酸素ビンで時報していたが、終戦後の小中学校卒業記念費で購入したもので太鼓と共に永年愛用されていた。

(八) 便所の建設

戦争の為校舎は勿論便所もなかった折、アメリカ民政官が学校を視察し、施設の貧弱なるを看破し、弁務官資金で費用一切を支出して校地の西北角に建設してあった。

(九) 農工具室建設

終戦後の学校は施設が貧弱で校具格納室がなかった。それで窮余の一策として生産科担当の伊佐永篤氏は、民間の土地を借り、村の甘蔗中間苗圃を依托経営し、其の収益金で便所の東隣に用具格納室七坪を建設してあった。

(十) 校内運動場の教材園設置

開校以来一九六七年まで運動場として利用してきた校庭は、永年運動会や学芸会に各種の演技披露し父兄を喜ばせた処でした。一九六八年校地拡張と共に新しい運動場が設けられたので、今は朝礼場として利用している。其の余剰地は教材園とし

て活用され季節的な草花が、少憩の時間に目を楽しませ学校の雰囲気を潤している。

(ヒ) 気象観測所の設置

一九五五年沖縄気象庁の施設で学校に建設されたもので、理科教育の一環として元職員安里寛吉氏が観測に当たり教材にも利用していたが、現在は役場構内に移され役場職員が観測している。

(ニ) 校庭の榕樹

校庭の榕樹は、元学校用務員仲里朝清氏が、学校周辺の垣として挿木してあったものを裸な運動場に移植し、運動会には杭として利用し、常時は木蔭に遊べるようにとの目的で高等科農業担任の伊佐栄徳氏が根掘りにして移植したもので、今や繁茂し十平方米の蔭を作り休憩時の憩いの場、笑いの場として利用されている。季節毎に新緑を添え、永遠に樹令の尽きるまで印象的に残るでしょう。その東側の一本は、昭和四十七年沖縄が日本復帰記念として、元本校職員内嶺善徳氏が親類宅からもらい受け移植したもので、やがて大木となり美化と憩いの場となることでしょう。

第六節　教育制度の変遷

昭和二〇年（一九四五）日本は太平洋戦争に於いて、ポツダム宣言を無条件で受入れ敗戦を迎えた。連合軍指令官マッカーサーが乗り込んで来て、占領政治を約六ケ年行なうことになった。そして軍政に基づき諸制度の根本的改革を断行した。教育に就いては民主化をモットーとして、一九四五年（昭和二〇）ＧＨＱは軍国主義教育を禁止し、日本人を民主主義的に再教育する方針を樹て、軍国主義者、国家主義者を教育界から追放し、十二月三十一日修身科と日本地理、歴史を授業停止の指令を発し、一九四七年（昭和二十二）教育基本法を公布し、同年四月から六・三・三制を発足させた。八月一日軍政により文教部長山城篤男氏を任命し、教科書編纂所を設け、教科書編纂を初め各町村毎に学校の建設と児童の就学を督励し教育の復旧を計った。同時に教員再訓練と教員養成の目的で文教学校を創設し、各学校に教員を任命した。

どこの町村でも校舎は焼失してないから青空教室、テント教室、コンセット教室で授業が行なわれた。教科目指定で注目さ

れたのは、初等学校一年から英語を本教科としたことでした。一九四八年から本土の六・三・三制を採用し、初等学校を編成替えして、初等学校六年制と中等学校三年制に区分し、九ケ年間を義務教育とした。又学習も従来の男女別の教育から男女共学制を実施し、教科書も本土のものを使用することになった。教育行政面では一九四九年文教部の諮詢機関として、中央教育委員会、又全島十地区に区委員会と教育長を置いた。一九五〇年これまでの視学制度を改め指導主事制がとられ、教育管理と指導面が区別された。一九五二年軍政府は布令第六号を以て琉球教育法を公布し、教育が一般行政に左右されない自立性を目指した地方分権を明確にした。中央に教育委員会と教育長を、地力行政毎に教育委員会と教育長を置き、教育予算と教育人事を掌るようにした。又一九五三年教育一般目標と小中学校教育課程が示され、これまで実施していた小学校の英語を廃止した。

教職員会長屋良朝苗氏が中心になって、校舎再建の目的で戦災校舎復旧募金運動が全国的に展開され、相当の資金が集められていた。軍政府では早急に全琉に本年度内で六五九教室を建てる大巾な建築計画が樹てられ、各町村に割当てることにした。それ以来年度計画でコンクリート校舎が次々に建設されるようになったので、教職員が集めた資金は各学校の教授用備品購入費として配分されることになった。

(一) 校　歌

作詞　新里朝彦
作曲者　不詳

一、青き海原　果て遠く
　島の緑も　色映えて
　登る朝日の　みひかりを
　希望と高く　仰ぎつつ
　日々に楽しく　やすらかに
　学びの道を　我等ゆく

二、白波けたてて　堂々と

マハナの断崖　そそり立つ
なごむ心の　ゆかしさは
ウーグの浜に　しのびつつ
強くやさしく　おおらかに
学びの道を　我等ゆく

三、遠き伝えは　神の島
勤勉進取の　血に燃えて
咲くやでいごの　朱の花
親のおしえを　たたえつつ
島の栄えを　ひたぶるに
学びの道を　我等ゆく

この校歌の作詞は当村字西出身の故新里朝彦氏の作品である。氏は東京豊島師範学校を卒業し、東京白金小学校で長年教鞭をとり出世された方である。幼い頃の故里の思い出で忘られず郷土愛、母校愛の泌み出た歌である。作曲は氏の友人の音楽学校の先生に作曲してもらったようで、昭和十七年校歌として設定された。永遠に故人の心情が偲ばれるでしょう。

(二)　歴代校長

歴代	赴任年月	氏名	出身地	備考
一	明治三十一年四月	高安発孝		
二	明治三十三年四月	真栄平我邑		
三	明治三十六年四月	嘉数宇志		
四	明治四〇年四月	金城徳助		

五	明治四十五年四月	兼島信悠	
六	大正三年四月	諸見里朝賢	
七	大正五年四月	宮平文雄	
八	大正九年四月	城間岩太	
九	大正九年九月	松本忠栄	
十	大正十三年四月	喜友名英保	
十一	昭和三年四月	有満与吉	
十二	昭和八年四月	祝嶺春栄	
十三	昭和十年四月	松村真興	
十四	昭和十一年四月	金城仁吉	
十五	昭和十四年四月	大城理秀	
十六	昭和十八年四月	比嘉正義	
十七	昭和二十一年四月	上原良昌	
十八	昭和三十六年四月	山城幸吉	
十九	昭和三十九年四月	森田吉雄	
二〇	昭和四十二年四月	中村英助	
二一	昭和四十五年四月	上原幸雄	
二二	昭和四十八年四月	大城善栄	
二三	昭和五十一年四月	津嘉山清	
二四	昭和五十三年四月	玉城繁	
二五	昭和五十五年四月	喜名盛範	

(三) 歴代教頭

歴代	氏名	赴任年月	転出年月	出身地	勤務年数
初代	伊佐永篤	昭和二十一年三月	昭和四十一年八月	粟国村	二〇年四ヶ月
二代	永山清幸	昭和四十一年九月	昭和四十四年八月	東風平村	三年
三代	浜川秀主	昭和四十四年九月	昭和四十七年九月	粟国村	三年
四代	上原興栄	昭和四十七年十二月	昭和五〇年三月	糸満市	二年三ヶ月
五代	大城道吉	昭和五〇年四月	昭和五十二年三月	東風平村	三年
六代	宇垣用康	昭和五十二年四月	昭和五十五年三月	那覇市	三年
七代	宮城光男	昭和五十五年四月		名護市	
八代	新城英男	昭和五十七年四月			

(四) 戦後の校舎建設と校地拡張の過程

戦前の学校建物はどこの学校でも木造瓦葺の平校舎でした。昭和二〇年終戦後の校舎は全琉的に茅葺、トタン葺等の仮校舎で漸く授業は出来ていたものの、暴風銀座といわれる沖縄では毎年やって来る暴風毎に被害を受け、授業に支障を来たすことが多かった。それで戦後の本校舎は全琉、コンクリート建築方法が改定され、政府は県下各学校の校舎建築計画を樹て、一九五一年から建築用資材、大工賃、輸送費等含めて政府負担、負請式入札制で建築工事が進められるようになった。併し粟国村の初年度割当て校舎は煉瓦壁瓦葺二教室一棟が割当てられたが、砂利や砂、人夫賃等は含まれてなかったので、村では砂利、砂、人夫を各字各戸に割当て奉仕作業で建築に協力して漸く竣工することが出来た。戦後初めての頑丈な校舎で、風雨に倒壊する等の危険性もなくなり、安心して授業が出来る喜びを実感したものでした。併し屋根が瓦であった為、一九五七年の大暴風に瓦は飛ばされ、硝子窓は破損する等の大被害を受け遂に撤去することになった。其の後コンクリート葺に統一され、今や都鄙の別なく同型校舎が建築されるようになり、暴風に対する被害もなく授業が安心して出来るようになった。

一九五二年に割当てられた校舎は四教室一棟で、この校舎からは全費用政府負担で工事費請人によって竣工されるようにな

った。其の後一九五四年に四教室一棟、一九五五年にも四教室一棟、一九五六年四教室、一九五七年には前年建てた校舎の上に二階四教室が割当てられ、狭い校地に二階建として建築され立体的に利用されるようになった。一九五九年に一教室一棟、一九六八年には二階構想の中学校理科教室、一九七七年には前年建てた中学校の理科教室の上に小学校理科教室が竣工した。一九六八年には体育館と幼稚園教室が割当てられ竣工した。一九六九年に技術家庭科教室と図書館が建設され、全校舎がコンクリートの壮々たる校舎が完備され、普通教室十九、其の外の特別教室等校舎施設としては殆んど完備された理である。

尚政府は沖縄県特別措置法で、戦後建てられた二〇年以上の校舎は、昭和五十六年度までに再建改築計画が樹立され、一九七七年度には終戦後割当て煉瓦校舎の跡地に普通教室、音楽室等を含む管理棟が建設されることになった。又職員の為に一九六五年度以降教員住宅が六棟も建設されたので、これまで民間を借りていた外来職員も全員が安心して教員住宅で生活することが出来るようになった。

終戦後建てられていた十九教室の校舎、便所、農工具室、水タンク、風呂場等全部破壊撤去し、その跡地に昭和五十四年度までに現在のような立派な校舎に改築され、図書館、視聴覚教室、特殊教室等の特別施設の校舎は各教室とも水洗便所付で、各校舎との間は渡り廊下で結ばれ、実に立派な学校環境が整備され今後は内部施設として教授用具の充実を計るのが課題であろう。

校地は明治三十一年の開校から昭和二〇年戦争終了までは、全校地が一五八〇坪で校舎木造平家だから、狭い校地に三校舎がコの字型に建てられていたので、面積は益々縮少され中庭、運動場は僅かしかなかった。それでもその狭い運動場で体育競技も年中行事の運動会や学芸会も行なわれて来たが十分体育演技は出来なかった。殊に昭和初期から盛んに行なわれた球技等にも殆んど願望は達せられなかった。野球になるとボールは校外に飛んで行き或は周囲の校舎の窓ガラスを破損し、年々四、五百枚の硝子窓を修復せねばならぬ多大の損害を受けていた。単に物質の損失ばかりでなく、窓を明ければ体育や競技の騒々しさが眼下に耳下に響き学習上の阻害損失は漠大なもので、往時島尻郡下の教育テストの結果は最下位で通していたのでも肯かれる程である。時代が進展し校舎もコンクリートの高層二階建てになったが、特別教室等の建設で旧校地では建設出来ないようになり、一九六八年小学校七〇周年、中学校二〇周年記念事業として校地の拡張と運動場新設の機運が到来し、教育委員会（委員長・伊佐永篤）は村当局及び議会有志に訴え、理解と協讃を得て校地購入計画を樹立し民有地四一一七坪を銀行起債一五、六一九、〇〇〇円を借りて購入し、同年十一月運動場開きを行ない、記念式典として教育功労者の表彰及び運動会、祝

校舎配置図

校地　五、二八〇㎡
理科教室用地　二、七〇九㎡
運動用地　一二、七〇五㎡
校地総面積　二〇、六九四㎡

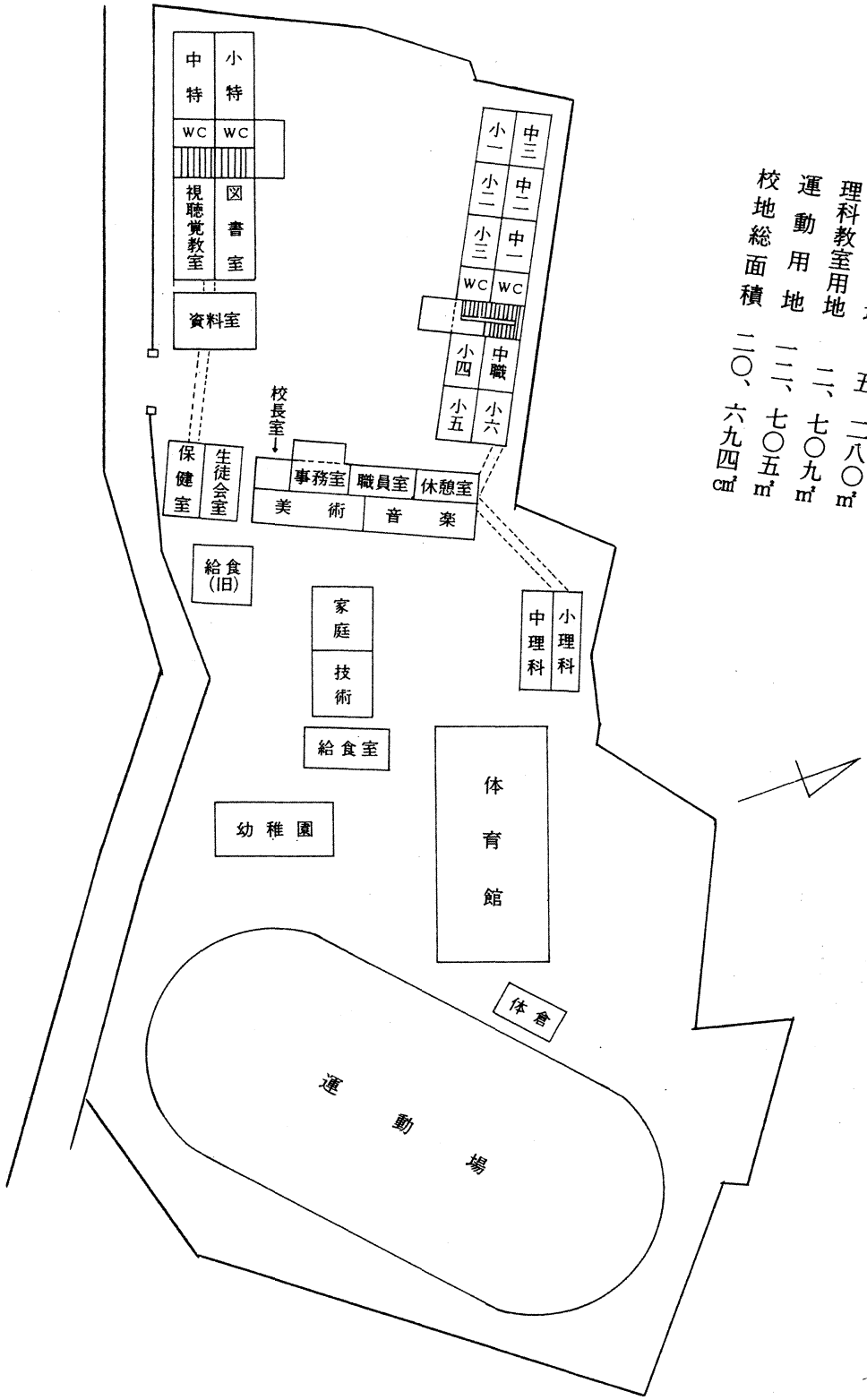

賀舞踊等が盛大に催された。運動場は旧校地の東側に隣接し、給食準備室、技術家庭教室、小中学校理科教室、体育館、幼稚園教室、教員住宅等が建てられている。広大な運動場は百米の直線コースがとられ、二〇〇米のトラックはこれまでの校庭運動場とは異なり、学習上にも支障はなく総ゆる体育競技が存分に出来るようになった。運動場の一角に建てられた用具室は、村内及び那覇、阪神、京浜に活躍する同窓有志の寄附によって建設されたものである。新設した運動場の周囲は木麻黄や榕樹、夾竹桃で緑化と蔭を作りつつあるが、一九八〇年恰度小学校八〇周年、中学校三〇周年祝賀式を挙行するに当たり、記念事業としてブロック塀で囲むことになった。校地全体をブロック塀で囲み環境整備が稍々整いつつあるが、今後は更に校地の周辺も桜や南洋桜、夾竹桃等の花木で美化したら素晴しい美観を添えるであろう。

戦前造られていた校門は、校舎改築工事のため車の運搬出入りに不自由を来たしたので破壊され、一九八〇年校舎改築終了と共に新しく近代的な校門に改装され、本門、小門を造り大変恰好良い装備で出来ている。

校舎の東端に建設されている給食準備室及び食堂は、一九八〇年に建設されたもので、学校給食の完全実施上理想的な設備といえよう。

(五) 戦後の学校給食開始

昭和二十四年（一九四九年）台風と共に、これまでの主食作物として植えてあった甘藷が、甘藷茎象虫のため植付二、三ケ月頃から茎の尖端から萎縮し塊根（芋）を全然作らず枯死して収穫皆無となった。戦後間もない頃で村民の経済も豊かでないから、仕方なく蘇鉄食で腹拵えをして飢えを凌いでいる間に、段々と村民は勿論、学校児童生徒も栄養失調状態に陥りこれを伝え聞いたアメリカ軍社会事業部並びに民政府社会事業部が協力して援助計画が確立され、村民の食糧自給緩和策と共に学童栄養補給の目的で、主食物として、米、麦、大豆、割豆、食油、ミルク等を約六ケ月間無償贈与を受けることになった。村では其の間に、甘藷品種の更新目的で無病町村から健全芋苗の移入を計ると共に、芋茎象虫の殺虫剤としてヘプターを村耕地全面に散布し駆除に努めた。其の効果は顕著に現われ二、三年で甘藷の収穫も復活してきた。学校では政府の指示に基づき、毎週月・水・木・金の四回一人当たり一五〇〇カロリー程度の昼食を学校で給食することにした。其の後はアメリカ軍の資源局より、小麦粉とミルクを毎月無償で配給を受けることになり、学童全員に学校で昼食を継続することにした。二、三年後はアメリカの宗教団体からも援助を受けたので、学校ではパン加工施設がないから、原料を加工業者に委託して製パンしてもらい、

加工賃として弗時代だから小学生二十五仙、中学生三〇仙を徴収して給食を続けることにした。

一九六二年弁務官資金により給食準備室が建設されることになったので、教育委員会では加工設備を整備し、加工人夫を雇入れ今日まで引続きパンとミルク給食を実施している。現在では国庫により給食補助金が支給されているので、児童生徒からは加工賃としては徴収していない。今や他市町村の学校では完全給食が実施され、副食物は勿論週二、三回程度の米食もしている。幸いに一九八〇年当村に於いても給食準備室及び食堂が政府補助金で建設されることになったので、これを契機として一九八一年十二月十五日より完全給食が実施されることになった。

(六) 歴代教育委員長

歴代	氏名	任期
一	仲里剛	昭和二十七年～昭和四十二年
二	伊佐永篤	昭和四十二年～昭和四十六年
三	仲里秀雄	昭和四十六年～昭和四十七年
四	照喜名政福	昭和四十七年五月～昭和四十八年三月
五	上原英昌	昭和四十八年～昭和四十九年
六	与那盛幸	昭和五〇年～昭和五十一年
七	安里寛吉	昭和五十一年～昭和五十二年
八	上原英昌	昭和五十二年～現在に至る

(七) 歴代教育長

歴代	氏名	任期
一	仲里秀雄	昭和四十七年～昭和四十八年
二	末吉達幸	昭和四十八年～昭和五十二年
三	安里寛吉	昭和五十二年～現在に至る

(八) 歴代PTA会長

歴代	氏名	就任年月	退任年月	出身地	勤務年数
初代	仲里秀雄	一九五二年五月	一九五六年四月	字西	四年
二代	末吉達幸	一九五六年五月	一九五七年四月	字浜	一年
三代	新城実	一九五七年五月	一九五九年四月	字東	二年
四代	新里栄太郎	一九五九年五月	一九六一年四月	字浜	二年
五代	赤嶺栄昌	一九六一年五月	一九六九年四月	字東	八年
六代	宮里平堂	一九六九年五月	一九七一年四月	字西	二年
七代	照喜名広光	一九七一年五月	一九七五年四月	字西	四年
八代	与那盛幸	一九七五年五月	一九七九年四月	字浜	四年
九代	上地幸雄	一九七九年五月		字浜	

(九) 在籍児童生徒の変動状況

学校別	学年別	性別	年度別 一九四八年	一九五〇年	一九五二年	一九五四年	一九五六年	一九五八年
小学校	一年	男	五〇	五四	二二	三〇	三五	四四
		女	四九	四一	十七	三四	四八	三一
	二年	男	五四	四二	三一	三六	二九	五〇
		女	六〇	三七	二九	三二	三一	四〇
	三年	男	六二	三八	四一	十八	三二	三一
		女	四六	三九	二九	十二	三五	四七
	四年	男	三八	五一	三七	二八	三四	三〇
		女	四三	五〇	三四	二五	三一	二七
	五年	男	四五	五二	三二	三三	十九	三三
		女	四八	四二	三一	三一	十三	三五
	六年	男	四八	三二	四六	三五	二八	三六
		女	四七	三六	四一	二八	二三	二九
中学校	一年	男	四一	三九	四一	二九	四〇	二二
		女	四二	三七	二五	二八	二六	十八
	二年	男	五一	四八	二二	三五	三七	二五
		女	三四	二四	二三	二九	二四	十九
	三年	男	三三	二六	三〇	三七	二〇	三九
		女	十二	八	十	十三	十七	二二
合計			八〇三	六九七	五四一	五一三	五二二	五七八

一九六六〇	二八	三六	四九	二八	四二	三一	四九	三七	三三	四五	二七	二七	三二	三〇	三四	二七	十九	十一	五七五
一九六二年	二九	三五	三八	二八	二八	三六	四六	二七	四二	二六	五〇	三六	三三	四二	二四	二七	三二	二九	六〇七
一九六四年	四二	三〇	三七	二一	二八	三六	三七	二六	三二	三一	五〇	二四	四〇	二五	五〇	三四	三二	三四	六〇八
一九六六年	三〇	二五	三〇	三二	四一	三二	三五	二二	二九	三五	三六	二六	二九	三二	四二	二七	四〇	二一	五四三
一九六八年	三二	十六	三一	二四	三〇	二五	三〇	三〇	四一	三一	三五	二五	二六	三四	三五	二六	二八	三二	五三一
一九七〇年	二〇	十九	二三	二三	三一	十六	三一	二三	二八	二四	二九	二七	四二	二九	三四	二二	二二	三四	四七六
一九七二年	十八	十六	十四	二四	二一	二〇	二三	二〇	三二	十五	三二	二二	三〇	二七	二七	二四	四一	二九	四三九
一九七四年	十七	九	二〇	十一	十九	十七	十二	二四	十八	十八	二三	十九	二八	十五	三〇	二二	二九	二五	三五六
一九七六年	十五	十四	十一	七	十八	八	二〇	十	十	十七	十一	二四	十九	十七	二三	十九	二八	十五	二八五
一九七八年	六	十一	十五	七	十九	十五	十	七	十六	八	二〇	十	十五	十八	十一	二三	十七	十八	二五〇
一九七九年	七	九	四	十一	十四	八	十六	十五	十六	七	十六	八	二〇	十	十五	二〇	十一	二四	二三一
一九八〇年	十一	十	十一	九	九	十一	十三	十	十七	十六	十	七	十六	九	二〇	十	十五	十九	二二三
一九八一年	十一	二	六	十	十二	九	十二	九	八	十一	十三	九	十六	十五	十	七	十八	八	一八六

備考　一九七〇年以降各学年ともこれまでの二学級編成から各一学級編成となる。

第七節　学校教育と家庭環境の今昔物語

明治末期から昭和の中期までは、沖縄全域の教育施設である学校の校舎は、殆んど瓦葺で町村の大小によって小学校と高等小学校は独立校として設置され、離島や僻地では併置校として建設されていた。当村の児童数は平均五〇〇名でしたので、併置校でも義務教育実施するにはそれ程不便感はなかった。職員の給与は半額国庫補助でしたので、村は財源を勘案して学級編成し年々財源力と比例して学級編成の増減をなし、多い年は六十五人まで一学級に詰込み授業したものでした。従って教室も児童数や予算の増減によって二教室を仕切り、三教室に充てる等貧弱町村の財源やりくりで窮屈な授業を実施したことも再々でした。教授用具の施設としては尚更村経済の貧富の差が目立って現われ、殊に理科教育実験用施設等に至っては殆んどノー

ト指導に終止したことが多かった。

時代の進展に伴い実業教育が重視されるようになると、女子教育には裁縫科が、高等科では其の外に農業科が必須科目として課せられるようになり、経済力豊かな町村では明治末期から、貧弱町村である本村では大正中期から夫々専任教員を置き、学級担任しながら裁縫や農業の職業教育を週五時間程度実施したものでした。農業指導には学校独自で他人の耕地を借りて、蔬菜栽培や村の換金作物の甘蔗中間苗圃を依託経営し、自力更生し相当の実蹟と効果をあげた。本村の山といえば蘇鉄林ばかりですから、今丘陵地帯に残存する相思樹や木麻黄は往時の農業教育の一環として植栽したものである。

教育といえば今日のように文化の進んだ時代ではなかったから、学校任せで父兄は殆んど教育に無関心の状態であった。社会教育も発達してない頃でしたから「子供を学校に只出せばよい」といった調子で、学習用具の整備も顧みられない、教科書でさえ全部持っている児童は少なく、中には教科書の一、二冊かノートは勿論石盤さえ持たない児童もあったので、教育の普及徹底も効能に薄く、大正中期までに中等学校卒業者は僅か十二名にすぎなかった。学童も学校の課業を終え家庭へ帰ると、農村ですから夫々の家庭の分担作業が課せられてあるので遊ぶことも出来なかった程家事手伝いに奮斗したのであった。それは今日のように経済が豊かで米食する時代ではなく、三度の食事は専ら甘藷で、麦、粟を補充食料として生計を維持していた時代でしたから、よくも皆頑張ったものだと感嘆せざるを得ない。

大正初期までは村の住宅も瓦葺は十三軒程で殆んど茅葺で七坪から十二、三坪位の部屋を寝室及び居間として兼用した生活でした。大正末期から昭和中期にかけて、経済界の発展に伴い瓦葺に逐年改築され、戦後は村に茅葺は三、四軒程に残っている。又近代では年を逐うて瓦葺もコンクリート葺に改築されつつある現況である。

照明施設も今はどの家庭でも電灯の二～三個は設備されているが、戦前まではどんな裕福な家庭でもホヤランプ位で、貧困な家庭では昔ながらの豆ランプで一時を照らした時代だから、夜間の家庭学習といったら父兄でも石油の節約を苦慮したもので勉強も容易ではなかった。又家庭での学習用机としては皆無で、寝間や居間で莚の上で横になり、本を読み書きするのが普通の姿でした。稀に父兄や本人の工夫でソーメン箱の空箱を利用した家庭の児童は恵まれた方でした。今日どの家庭でも市販の学習机又はテーブルを見ると隔世の感がする。児童生徒の服装も、大正末期までは和服の筒袖で帯も女は前、男は後に結んでいた。履物等も殆んど用いず裸足での通学で、父兄が那覇に出稼ぎしている家庭の児は、運動靴等チラホラ履いていたのを散見した。大正中期後は服装も洋服へと変化発展を見ることができたが、今日のような制服姿は終戦後で、靴や草履をはかな

いのは見当たらず実に素晴しい学童姿である。昭和の中期位までは中学校を卒業すると、其の年内に那覇へ出稼ぎや進学する者も殆んど半々でしたが、昭和四〇年頃からは殆んど八〇%が進学する傾向で、父兄も本人も向学心に燃え教育一色塗で通しているようで、村の将来の発展に大きな明るい期待が持てる現象である。

昭和二〇年以前までは沖縄に高等学校は一校もなく、大学に至っては実に夢の様で話を聞くだけでした。大正末期から他県に出稼ぎが盛んになるに伴い、村民の視野も開け本土の高校や大学に進学する者も現われるようになった。本村で他県の高校を経て大学に初めて入学し卒業したのは、字浜出身の屋宜宗真氏が初めてでした。太平洋戦終了後は、学制の改革に伴い沖縄にも昭和五十七年までに県立高校五十六校、私立高校二校、国立大学一校、私立大学三校、県立大学一校が設立されている。若き希望に燃える青少年には進学に恵まれすぎた時代といえよう。

第八節　粟国村育英会

前にも触れたように、大正八～九年頃までは村中等学校卒業は僅か十二、三人であった。この人たちも大正四、五年頃から村より学資援助金として一人三円乃至五円宛、毎月援助を受けて漸く卒業した人たちである。それは中等学校といったら本島にしかない。其の上毎月島の家計から送金するということは至難なことであった。それで進学した人々の家庭を見ると親が公務員か、そうでなければ父親か兄弟が本島に出て、卒業するまで働かなければ経済貧困の本村では容易なことではなかった。時代の進展に伴い本島を初め他府県に出稼ぎするようになり、経済も少々豊かになって来ると各中等学校に進学する者も増加の傾向に鑑み、昭和五年中等学校への学資援助も廃止となった。併し高校や大学に進学する者には月額十五円宛援助を続けていたが、大正十四年これも廃止となった。其の後間もなく日本は大陸進攻作戦を計画し、太平洋戦争へ突入し、戦備に追われ教育も戦時態勢で疎になった。昭和二〇年終戦となるや、学制改革により高等学校を初め大学も沖縄に設置されるようになり、平和産業が盛んになると経済も豊かになり、沖縄本島に企業や職場が増え、高校や大学に進学する者も多くなった。

元来沖縄は医療機関に恵まれない所で、村では戦前、戦後を通じて永いこと無医状態が続いた。それで多年村民は何とか村出身の医者が欲しいと念じていた村当局や有志が相計って、大学殊に医学に進学する人々に学資援助をしようと昭和五〇年粟国村育英会を組織し、其の目的に添って資金調達に懸命な努力を続けている。資金調達には村予算よりの補助、有志及び篤志

家の寄附金を充てることにしている。

(一) 育英会役員

会長	末吉達幸	監事	宮里侑昇
副会長	上原英昌	〃	末吉信輝
理事	玉寄栄一	評議員	内嶺茂政
〃	安里寛吉	〃	島袋栄正
〃	山城義信	〃	照喜名広光
〃	上原信栄	〃	上江洲昌得
〃	玉寄稔	〃	末吉英開
〃	安里武烝	〃	与那盛幸
会計	岸本勇吉	〃	赤嶺栄昌
監事	新里壮介	〃	山城栄篤

第十二章　人物史伝

第一節　人物史伝

(一)　與那城親雲上の功績

尚灝王二十六年（己丑）粟国島八重村の与那城筑登之等の善行を褒嘉して各々中布を賜ふ。

粟国島は上届申年より亥年に至るまで兇荒踵を接し、百姓等日食維れ難きの秋に在り。兼ねるに疱瘡の時行を以てし窮益々窮を添へ、已に飢餓に及ぶ。是れに由り賑せしむ。

該与那城等、令に遵ひ、銭を給して以て残生を活す。其の数、千貫文より千八百九十貫文に至りて止む。是れに由りて各中布二端を賞賜して以て其の行を表す。（琉陽より）

(二)　バルチック艦隊を発見した奥浜氏

奥浜氏は当時二十九才の働き盛りの青年であった。山原船宮城丸の船頭として乗組み、船主宮城次郎に使われて、明治三十八年五月二十四日、宮古行雑貨を積載して那覇港を出帆した。奥浜船頭は勇猛果敢で粟国村に生まれたが、海事に馴れ船主の信用も厚かった青年であったが、今回も那覇バルチック艦隊来航につき、那覇警察の注意もあったが怖けず、宮古行きを決行したのである。愈々出帆に及び那覇警察水上派出所よりの注意を受けて出帆した。

一、露国艦隊は目下回航の由なれば、航海中軍艦らしきものを発見せば、最寄の警察又は役場等へ届け出る事。

二、海上に箱形のもの発見せば、夫水は水雷なれば危険につき接近せざるよう注意する事。

船頭は敢然出帆を断行して愈々那覇港を出たが、その日も暮れ翌くる五月二十五日の払暁朝霧の深く垂れこむ中を航行中、にわかに島影を発見した。宮古にしては余りに早く着いた感があったが順風で相当風が強かったので、幾分疑念を抱きながらもこの島に向かって航行した。

暫くして軍艦の本舷に接近しているのを見て、大いに驚き前日の警告を思い合わして狼狽したが、沢山の軍艦が群がっているので茫然としている外には何もなす事が出来なかった。軍艦はこの山原船の様子を見て異様に思ったが、そのまま何の事もなく引返して去ったので、一同は安心して胸を撫で下ろした。

バルチック艦隊は、山原船を見て日本船に違いないと思い、発覚を恐れて撃沈させんとまで思ったらしいが、接近して見れば島旗も百尺虫印になって支那青竜旗に酷似するので、船印は支那人の渡航者と思ったが、髪は結髪して赤い、言語は沖縄語をするので、日本人ではないと思って何の事もなく引返したものである。丁度夜明け方なので、宮城丸も西へコースをとって行く中に夜も明け、宮古島が見えるので大急ぎに航行を続けて、宮古に着くや否や早速駈けだして警察署に申し出で、宮古署では事重大なので種に尋問を重ね、万一虚言な時はその罪軽からず真実を申せよとの事に、奥浜も首に賭けても真実詐らなき事を申し出たので、警察は地図を展げてその行き方向を説明し、請書を作製して捺印を求められた。その時奥浜は生憎く印鑑を持参しないので押すことが出来ず、帰帆の順風まで滞在することになったので、印削を新調し後日捺印して手続きは了えた。奥浜のこの一報は実に貴重な報告であった。久松五勇士によって八重山に渡って行く頃には、九州まで行って漸く決死によって八重山局より電信報告せられる頃には、既に信濃丸によって報導せられ、既に作戦に移って先陣の功を失したのである。遅かりし一時間、奥浜及び久松五勇士の赤誠に対して余りに惜しいことである。

奥浜は世を去る時、宮古で請書に捺印する新調の印判を遺族に渡した。その時遺言してこの印判は自身が首を賭けて重大な役目を果たしたるものだから、他日の役に立つ事があろうと遺された。その遺族は教育界に身をおき、教育報国を念じて父の尽忠の赤誠をささげている。

第十三章　風俗習慣

第一節　風俗習慣

㈠　子宝をさずかる祈願

子どもが出来ないと年中行事の旧六月二十六日のヤガン折目の時、祝女をたのんで妊娠祈願をする。旧九月一日浜グーシー、旧九月十五日アギグーシーの時、門中のクディーをたのんで祈願をする。その他上ノ川ノ水をのむと子どもができるともいわれている。

㈡　妊婦と夫

妊婦と夫は禁忌があった。それは立派な子供が産まれるため、又は難産からまぬがれるための祝法であった。たとえば食物についてタコ、イカをたべてはいけない、生児に黒いあざができる。牛や馬の手づなをまたいではいけない、十二ケ月過熟児が生まれる。欠けた食器から食事をしてはいけない、兎唇が生まれる。首に手拭きをかけてはいけない、出産の時逆児が生まれる。バナナやイモの二つくっついたものをたべてはいけない、双児が生まれる。夫に対しては、生き物の血をとってはいけない。妊婦は忌中の家にいってはいけない。ガンをかついではいけない。

㈢　出　産

出産はジル（地炉）が近くにある裏座でされた。難産のことを「ハラグワサン」という。このときは桁につなを吊し、後から男の人が腰をおさえて産婆の手助けをした。産室には魔除けとして、綱をはりめぐらした。産婦のことを「ワカジーラムン」というて四、五日はおかゆと夏は鮮魚、とうふ、鶏肉などをあげた。赤子にはカンソウ（湯をかけると甘い汁が出る）の汁を脱脂綿で乳首をつくって吸わしたが、その後は氷砂糖を溶かして吸わす。

へそのことを「フス」といい、昔は産婆がマヴー（からむし）や木綿糸で結び、ハサミかカミソリで四糎位の長さに切る。一週間でへそが脱落するので、菌がはいらないようにマーキュロで消毒して、その後四、五日はテンカフをつける。かわいたへそは子供の髪といっしょに紙に包んで保管し、学校へ出る頃に見せると忘れはしないといわれている。産水をンブミジと称し、ンブガー（産井戸）は現在、東はハンガー、西はヤマトガー、浜はウェノカーからくんだ。潮のひく頃を見計らって吸みにいった。ヤマトガーは以前は泉水になっていたので、水をくむときは「スーノミジンアクノミジストンカイナイミソーリ、カーミジクマビラ（産水を汲みますので、潮水や悪水は外に寄って下さい）」といって、三回手で水をはらって手桶で汲んで桶に入れた。産水は産婦が食事をする前に汲んでくる。母親か姉妹が産婦の額に三回水撫でしてそれから乳の上にも三回水撫でする。それは泉のように乳が出るようにとの意味である。

生後一週間は産婆が浴びせた。カイ（体脂）のある赤子は卵の白味をハンカチにつけてカイをおとした。赤子の吹き出物は、フーチバー（よもぎ）を湯につけて浴びせた。浴びせた後はナベのススを額につけた。魔除けの意味である。胚盤を「イーヤ」といい、家の後の軒下に埋めた。うめる人はだれでもよい。埋める時は大笑いする、これは子供が明るい子になるようにとの意味である。

産飯をンバギーといい、その日に炊く。戦前は麦に粟を入れた飯とトウフ汁を来客にあげた。ンバギーは最初にチーアンマーを招いて産婦といっしょに食べさせた。その時使うはしはワカジーラウメーシといって、クシチ（すすき）でつくったものを使った。使ったはしはススキの葉で包んで軒にさしておく。これは生まれてすぐは裸だから体をかくすという意味である。その後は来客にもンバギーをあげた。

吉日をえらんで子供を家から出す（ンザシハジミ）。その日は母親か祖母が赤子をだいてナー（庭）に出て、もっていたウブク（茶碗に山盛りしたご飯）をそなえ、東の方をむいてンザシハジミヤイビーン（出しはじめです）といって、ヘラで三回土をほりおこす。

(1) 命　名（ナージキ）

七日以内に行ない、名前には童名と和名がある。童名は家庭での呼び名、和名は学校での呼び名であった。男は松、蒲、蒲戸、蒲太、亀、樽、牛、次良、三良の名をつけたのが多かった。女子にはマツ、カマダ、カマ、ウシ、ウサ、ウト、カミ、カマドの名が多かった。何れも大正の初期からは、童名と和名が併用された。昔は男の子には祖父、叔父の名前、女の子には祖

母や叔母の名前をつけると健康になると喜ばれた。大正時代には、名前を三つかいて火の神の前でもみくじて同じ名前が三回あたるとその名前をつけた。そしてクジであたった名前を火の神と祖先に報告して健康を祈った。

(2) 満　　産

満産は一週間のうち吉日を選んで行なうが、六日目に行なうか、三〇日満産をした。これは子供の健康祝いである。

(3) 夜伽ぎ（ユートジ）

出産した日から七日乃至十日間、親せきや近所の人がジロ（地炉）にかれたガジュマルやソテツをもやして、産婦の腰や復部を暖めた。現在は、中ジョウトウを飲んで腹をあたためる。夜伽ぎの間は魔除けとして、赤子の枕元にハサミやサン（すすきをサン結びしてある）をおいた。

(4) ジルビチ

生まれてから七日か十日位すると、潮どきを見計らって綱をとりジル（地炉）の火をかたずけて、産室を掃除して他の室へ移す。

(5) 初散髪（ハチガニー）（ハチウンカミ）

初めて髪をきることをハチガニーといって、カノエの日に産髪（ウンカミ）をきる。その日はウブクをつくって二つの膳にそなえ、「カニーヤヤビーン」という、みなでたべる。今日は初散髪をします。悪いものは追いはらいますので、ハサミかぶれしないようにお守り下さいと、三個カコービー（布の火縄を頭上で三回まわして、ハサミで両耳のそばをなでながらきる。カコービーを頭上でまわすのは火で悪いものを追いはらって、ハサミかぶれしないようにとの意味です。髪毛はヘソといっしょに保管しておく。

(6) ハチアッチー

産後はじめて外出して、親せきや母方のところに行くことをハチアッチーという。吉日と行ける方向を易者やものしりにたのんで占って行なう。行くところがきまると、ごちそうを準備してむかえる。

(7) 誕生祝い

一年目の誕生日に行なう。潮の満つ時をはからって一番座にソロバン、本、金、ウブク、ハサミ等をならべ、何をとるかによって将来を占った。夜は親戚が集まってお祝いをする。

(8) 赤子について

生まれてじきは着物をつけさせず、母のきものをほどいたものでまいた。明治のはじめ頃は、クンマー（襟のない着物）をよその家からかりてきて、その子のように元気であるようにと、あやかる意味でつけさせた。二、三ケ月になってはじめて着物をつくるが、それもクンマーと称し木綿で襟をつけないで縫った。始めて袖を通す着物は、襟の方をムーヤバーヤ（家の中柱）に合わせてヌチェーナガナガート（命は長いように）、チノーミーク、ミーク（着物は新しく）と三回となえてつけさせた。

赤子にヘームン（胎毒）があると、肩、背、顔などをカミソリで傷つけて血を出した。虫下しには、ナチョウラ（海人草）、ンザナ（よもぎ）と鶏肉を煎じて飲ませた。

(四) 生年祝

生まれ年の干支に当たる年に誕生日を祝う。即ち十三才、二十五才、三十七才、四十九才、六十一才、七十三才、八十五才、九十七才がトシビー（誕生日）にあたる。本土から伝わった旧八月八日を八十八才の米寿の祝いとしている。トシビーつまり生まれ年は厄年だという古老の考え、即ち古来の伝統的な考え方で、生まれ年は厄年で万事が忌み慎むべき年で、その翌年をハリヤク（晴厄）といって家内だけで内祝いをした。女子の十三才を十三ウユエー（十三祝い）といって、実家でやるのはこれが最後だといって盛大に祝う。特に六十一才以上も盛大にお祝いをする。八十八才をトーカチ（斗かき）という。その名の由来は、お祝いにはトウカチをかざり来客にはそれを配った。八月八日には未明に近親者が集まり、白衣をつけさせてねかした。その儀礼は、服装その他、葬式の死者になぞらえてやった。おじいさん、おばあさんは高令であるので、あの世にひきとって下さいとの願いであった。しかし、今日ではこの風習もなくなって、健康長寿を祝っている。九十七才は、カジマヤーといって白寿のお祝いをする。

(五) 婚礼

昔は縁談がまとまると、女方へ約束の品を持って行く。これを水盛又は「中しまし」と言う。婚約成立後一ケ月以内に吉日を定め、夫方から酒肴を携えて、妻方で両家の親兄弟に媒介人、女方の親戚知人を招いて、酒宴を催す。これを根引（ニービチ）きという。

それから数日後夫の友人が集まり、夫を誘い、不意に新嫁の家へ引張り込む。これが婿連れである。その後二、三日過ぎて妻の友人が十二、三人で水汲みや薪取りをし、新嫁を夫方へ連れて行く。これを「新嫁連れ（ミーヨメソーイ）」という。この日夫方では酒肴を用意してもてなす。その後夫婦は互いに両家を出入りし、子供が出きるまで、各自の家に住み、夫方の再促によって嫁入りしたようである。

(六) 葬　祭

葬式の事を茶毘（ダビ）と言う。死者が出る時は近隣の人が集まり、造花や白位牌、棺等の準備から、台所では飯や豚肉等の準備がなされる。死者は仏だんの前で体を西方に向け、膝を立てて寝かす。亡者は爪や頭髪を切り、死体を温湯で浄め衣類を着替えさせる。死者の浴水桶は必らず底を落とす。棺が出きあがると死者を納め、白布を以て、面を被う。棺の中に手拭、煙草、櫛油、針糸その他菓子等を入れ冥界での用に充てる。傘は竹で造り白紙をはり、履物の緒を白紙で巻き、準備が終わると棺を龕に乗せ、葬列はタイマツを先頭に墓に行く。途中部落外れのシマンシで龕を下ろして休す。これは冥界の出向者と交代する意味であるようだが、亡者に故郷の見納めをさせるとの説もある。墓に着くと、棺を墓に納め、礼拝して帰る。途中池や海水にて手足を洗い浄める。葬列中、女は皆白衣を頭にかぶる風習が残っている。

(1) 家　浚（やーちりみ）

葬式が終わると、帰宅後魔除けとして、穢払いの意味で龕をかついだ人が棺を造った板切れを焼き、小石を以て死者の出た戸口より内に向かって打石し、それに合わせて台所ではマナ板を包丁でたたく。

(2) 別れ浴（わかれあみ）

死者が息を断った時、側にいた人が死者との別れとして、海水にて肩の上から左右後方にはじく、之を別れあびという。その前に、死者が使用した敷物や衣類等をもっこに入れ、戸口より龕をかついだ者がもっこをかつぎて、婦女と共に浜に下りてゲーシを取り替し、衣類等を海水で洗いそれが終わると海水を持ち帰る。

(3) 墓　参　り

葬式の翌日は、午前と午後の二回、花と水を持ち墓参りをなす。朝は死者の姿を棺をあけて見る。

(4) 七日の法事

初七日は墓参りして法事をなし、その後も七週まで法事をなす。百日目には法事をなし死者の冥福を祈る。

(5) 年忌祭は

三年忌、七年忌、十三年忌、二十三年忌、二十五年忌をそれぞれ旧の七、八月頃にほとんど法事がなされている。最近は一年忌も行なっている。

(6) 洗骨

棺のまま死骸を外に持ち出し、遺族や近親の者が水洗いをなし、骨壺に納め、永久に墓に納められる。この日は親戚や知人等が集まり墓庭でお供えものをなし、後にそれを配りて食す。家に帰りても盛大に弔いをなし、当日は七月エイサーの歌を亡者は喜ぶと言われている。

(7) 喪服

葬式後その家族は一週間、親戚は三日間家に籠りて喪に服す。その間近親の者や知人より食物を給し忌中女の外出は、風呂敷で顔をおおい、クバ傘等をかぶりて他人に顔を見せない風習がある。

(七) 墓(ハカ)

墓のことをハカ、ウハカ、シンジュなどという。墓地はイザニ原(ウヘージ)、番屋、寺角(ヤヒシャ)等にあり、このうちウヘージは神墓があり部落の古い墓である。墓地は番屋、寺角等は凝灰岩(コーシチ)でほり抜きに適して丘段上の地にほり抜いて造られている。

墓は門中墓ではなく寄合墓が多く、門中より別に墓掘りに参加した人は共同で墓を使用する。墓造りは、昔は毎年雨期の三月～四月を利用して門中を中心として共同で墓造りをした。道具はテブタを利用して、十五年あるいは二〇年という長期計画をたてて作業にあたった。時には六〇～七〇年もかかったのもあった。墓を新築するにはユタの家にいって、着工の日を取りティーンダティを行なう人のサー(相)をあてて決めてもらう。最初にティーンダティを行なう人が墓主(シンジュウフヌシ)となって、その人の遺骨は墓内の奥上段に祀られる。墓主がなくなるまでは墓は使用しない。また完成後、三年三月三日は、たとえ墓主であっても墓に入れてはならないとされ、墓の側にヌリダチという仮墓をつくって葬る。従って、該当期間を経たあと洗骨して新墓にうつす。墓祭りは柱が出来たときナカユーエーを行ない、完成したときスビユーエー(完成祝い)を行な

う。その時は豚をころして供えご馳走をつくり盛大に祝う。

(八) 入　墨

入墨のことをハジチという。明治十年頃は、結婚前後には手背の入墨を完成したという。本島では十八世紀以後にはじまったという。尚益王の時、役人をあつめて入墨禁止を審議したが、昔からのこの習慣は神の深意によるものであり、廃止するとよろしからずと答申ありて、結局入墨をつづけることになった。（県史）

婦人の入墨禁止令は、明治三十二年十月二〇日だが、その後大正始めごろまで針突をつく者がたえなかった。本島では七才頃に最初の針突を入れた。その時には中指と薬指の第一関節と第二関節の間に小豆大の針突を入れ、結婚前と結婚後に入墨を完成した。本村におけるハジチは、明治十八年以後の方は針突をついてない。ハジチは結婚したしるしとして結婚後について主婦としての貞操を守った。

昔、遊女（娼婦）は入墨をしない風習があったので、一般婦人は入墨をしないと娼婦と誤り見られ、軽視せられる慣れもあったという。

第十四章　衣・食・住

第一節　衣・食・住

(一) 衣　生　活

着物には日常着をヒージーチヤー、仕事着をシクチサーといって六、七寸程の平袖（男物はてっぽう袖という）、丈は膝までとなっている。これらは、ウワージチン（晴着）の古くなったものを利用した。以前までは女がヒジャイウチャーシ（左前）、

男がニジリウチャーシ（右前）であったが、現在では皆ニジリウチャーシにつけている。

特殊着として嫁入着、赤子の服、死装束があげられる。嫁入着は、ヤータチジンとして親から紺地をかってもらった。生まれたばかりの赤ちゃんは、明治末期前までクンマーといって襟、袖のない一つ身をつけさせた。後になってンマリジンマーともいった。死装束は、死者の沐浴がすんだ後裏返しに左前に着させる。枚数は三枚、五枚、七枚の奇数枚で、六十一才以上の女性にはウフカカン（下ハカマ）、男性にはンマバカマ（ハカマ）といって大きなハカマを着せた。一番下からンバン（日モメン亦はサラシ）、シチャジー、ナカジー、ウワージ（長さは足首まで）という順に着せる。またタビの時は、位牌をもつ長男は白いバサーを着せた。

夜具や履物などの類には次のようなものがある。ふとんはフクター（古い着物）を寄せ集めてつくった。

機織については、大正初期頃までヌヌバタといって地元で布がつくられ、明治末期頃まで地機が盛んであったが、大正初期より高機になった。布の種類には芭蕉布、木綿（カナ）、絹布、苧麻、カジチンの五種類がある。芭蕉は各々栽培しているので芭蕉布をつくった。木綿は那覇から切端をかって糸をほぐしておった。絹布といっても上等な布ではなく、まゆは那覇に売った。昔は黄繭種（島の蚕）といってまゆは品位のおちたのが出来たので自家用として使った。カジジンというのは、ユーナ（おおはまぼう）のせんいであったもの、また木綿の切端を合わせてつくったものがウジョウジンというものである。ウジョウジン等は水洗い、バサージンはカタバミの根をゆでた汁であらった。

赤い色を出すものにはトウジン（モロコシ）の実の皮、ガジュマルの根がある。クービ（つるぐみ）の皮、ハナキリブーの根の皮、シブアカキの皮や福木の皮などを水に入れて煮ると黄赤色が出る。シブアカキの皮は網や三味線の張を染めた。黒や紺は藍色からとった。

(二) 食生活

沖縄の甘藷は、十七世紀の始め南支那から伝来し、はじめは藩藷芋（ハンスイモ）と呼んでいたがンムと呼んでいる。それ以前の主食は、麦・粟で米は王朝への貢納品として生産された。

本村には米はなく、粟を生産して貢納品とした。いもが奨励されてからは芋を常食とし、他に麦（大麦・ハダカ麦・小麦）や粟等であった。飢饉の時はソテツを食用とした。芋の品種にはタイワン、シルクラガー、ナーフヤー、ナガハマー、ハチア

カグー、トウンムー等があった。調理法は普通、煮芋や焼芋であるが不作して生活に困るときは、皮のままオカラをまぜてンムニーを作った。

食事は普通三食制で、朝食にはストミティムンと称して七時、昼食はメーシビ又はアサバンと称し十二～一時、夕食はアシーと称し七時～八時頃とる習慣があった。三時頃間食をとることをマドンムンと称した。農繁期で人を雇用する時は、畑にいもとお汁、お茶をもっていった。副食物としては大根、ニンジン、ニンニク、ノビルの根菜類、苦瓜、ヘチマ、夕顔、冬瓜、カボチャ、カズラ、ヨモギ、ボタンニンジンなどがあり、大根の葉は漬物にした。トウフは各家庭で正月、節句、折目、お祝い、祭日に客のもてなしにつかわれた。正月には各戸、豚一頭屠殺して肉は塩漬けにして、旧五月までつかわれた。折目のことを節句といってその時は、先祖にそなえるのは麦や粟飯が多かった。正月の豚肉は麦苅などイーマールー（ゆい）につかわれ、油は油つぼに入れて毎日少しずつ使われた。

ソテツの実採集は、昭和十六年以前には三区長が秘密裡にソテツ採集日をきめ、その決定した未明にドラ鐘をならして村民にしらす。村民はかねて準備した採集用具をもって採集に行く。児童生徒も二、三日は増産休として家庭の手伝いをした。ソテツ採集日は昭和十六年より、毎年旧九月五日を一斉収穫の日ときめて現在までつづいている。

塩はハンガーに個人所有の塩田（ヒレー）があって、夏の炎天に塩分の多くふくんだ塩水を汲んで四枚ナベにたく。濃度は、煮たいもを塩水に入れて調べる。塩分が多いと芋はよく浮く。

味噌はソテツの実でコージをつくる。これはソテツの実（タンナー）を二つにわり、これを乾燥させ乾燥したものを水槽（トウジ）に二、三日入れ、三日後に水をとりかえる。乾燥したら臼（チチウーシ）に入れ杵（アジン）でつき、こまかくして澱粉にする。これをふるい（ユイ）で粉をこしておく。鍋の上にクシチー（コシキ）をおき、布をしいてその上から粉をまき、その上から水をまいてしめらしてから蒸す。蒸したものをミーソーキーにとって、箱に指の一節位の高さまで入れる。夏なら三日位で熱気してコージを生ずる。コージが出来あがると大豆をにて、塩とコージをまぜて練る。ねったものを一升に塩一合の割で臼に入れてつく。これを甕に入れて保存し四、五ケ月後から使用する。古くなるほどやわらかくなる。

旧十二月八日のムーチーは、トージン（モロコシ）をうすでひき、皮と粉を分かしこれをふるい（ユイ）に入れ、ふって水を加えて練る。練ったものを竹製のミーベーラを鍋にしいて、その上に月桃（サニン）、くばの葉などで包んだもちを蒸す。

ムルニーについては、いもとコージを7対3の割合で（コージは多いほどよい）うすでまぜながらつく。これをカメに入れ

て保存しておくと、十五日乃至二〇日位すると飲めるようになる。

蘇鉄の利用については、ソテツの実（タンナー）と幹（シディク）とに区分され、実は包丁で二分し乾燥させる。乾燥したものを水に浸して三日程古いものは五日程してザルにとり出し乾燥させる。それをうすについて粉にし、ソテツ飯や雑炊等にする。幹はユクティ（たたき）で手ごろの大きさでたたき乾燥させる。四、五日程水にひたしておくが水を二、三回かえ、これを再び乾燥させて箱に入れておくと十日位で蒸発して腐蝕するのでこれをほして樋などに貯える。これを煮て味付けして食用にする。ソテツの茎の芯については、芯を包丁やカンナで削ってこまかくうすくけずる。これをニンブク（敷物）又は床をつくり発酵させ、発酵したものを臼でつき、ザルに入れ水をとおして澱粉とかすを分かち澱粉をとる。

蔡温は農務手帳を公布（一七三四年）、ソテツの実と茎の肉質部からデンプンを製する方法を指導し、飢饉に備えて日頃から植付けを怠らぬよう指示した。嗜好品として神酒の外、茶は大麦、チャーマーミ小を燻がして使用したタバコは自家用として栽培した。男のタバコ入れはカーフジョウ（皮）、キフジョウ（木片）、チンフジョー（角）。女のタバコ入れはチンダヌフジョウと称して、布でつくられたものを用いた。

(三) 住　居

旧藩時代瓦葺きの家は、農村では役場の建物しか許されなかった。明治、大正になっても農では瓦葺きの家は少なかった。沖縄の農家では、母屋と炊事場とは別棟になっているのが普通で、両棟のはなれているのと隣り合わせになって二つの軒を桶で連絡して雨天でも往復できるようになっている。

明治十二年琉球国王が廃せられ、沖縄県となるまでの封建社会では、庶民特に農漁民が瓦葺きの家をつくることは禁止されていた。家をつくるといえば、茅葺きの家をイーマールー（ゆい）でつくることであった。一六九一年（尚貞二十三）百姓の瓦葺きを禁止し、更に一七三五年（尚敬二十三）百姓の屋敷は九間角（約二八〇㎡）以内は無税、超過分に対しては坪叶（チブガネー）と称し、納税することにあらためた。一七三七年の制限令によって家は四間と三間の母屋（十二坪　九・三平方米）一棟と三間と二間（六坪　十九・八平方米）の台所一棟。何れもカヤで用材は槙木、木斛等の上質材は禁止された。廃藩置県まで続き、明治二十二年解除になった。屋敷は風あたりが強いので、屋敷をほりさげたところもあった。家敷は石垣でかこい福木、ガジュマル等を植え暴風対策とした。以前は母屋と台所は別々にしていたが、現在は一つにしている。母屋は茅葺きの家、瓦葺き

きの家寄棟であり、納屋は別々にした。

家の間取りはウフザー（一番座）、イリン座（二番座）、トングヮ（台所）、クチャ（裏座）に分かれている。台所はカマドの据えられた所は土間で、そのまわりは石に土をまぜてつみあげた。一番座が床の間で二番座は仏壇、クチャ（裏座）は普通穀物を入れるカメ類がおかれた。

穴屋は四隅に石をたてて後かべは土かべにしている。壁は土に水を入れ、これを粘って石を積んだ上に土をかぶせて積みかさねる。家を造って後の日に砂ゲーシをする。その時の祈願

ルーグースングン、ナガハマ、ナナスクヌ　カリヌカミサマ　ウカジニクヒナヤーチクヤビティ　マンヌ　シリガフードゥヤイビール。

解「七浜七海にたずさわっている竜宮の神様のおかげで、すばらしい家がたちました。感謝いたします。」

門のことをジョウといい、はじめて門をあけるときは、三夫婦（ミミートンダ）がそろった人をたのんで門をくぐる。

門のつくり方には二通りある。一つは役職にあった人の門と一般の家の門である。前者の構造は屋敷かこいを幾幅かあけ、門とした形でヒンプンが立てられ、昔時は上座側は役人の通り道、百姓は逆であった。ヒンプンは大きな石一、二枚でできていた。

家の裏側の壁は茅壁（カヤクビ）厚さ十五糎、これは四、五年に一回かえる。昭和年代で板かべにかわる。カヤは自分の畑のアゼにうえ、旧十月にかり入れる。カヤの供出は原組で出しあっている。これをコームエーという。この成員は四五〇人で、一軒から一〆（縄の八尺）束ねたものを六〆供出した。用材はイジュ、イークを用いた。イークは大島からとりよせた。

建築用材に関するお願い

茅のお願い

ヤマノカヤフンシトクカミニタボチ　サカイフクシャ　カヤヌウカミ

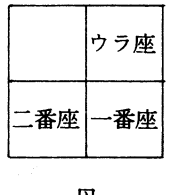

母屋（大ヤ）

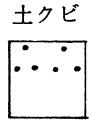

台所（トングヮ）

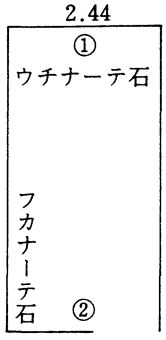

一般の門のつくり方

内ナーティ石には、まよけとして貝殻がおかれる。

註「山の茅の精は床の間にいらっしゃった　福々しいことだ茅の神は」

木のお願

タキヌキーン　ヤマヌキーン　ウカジニ　クヒナヤーチクテ　ヤマヌキーンムテーリ　ワンヤサカリ

註「嶽の木、山の木　おかげでこんなすばらしい家ができました。木は繁茂私は栄えることだ」

瓦のお願

祭詞は茅のお願、木のお願と同じであるが、にぎり飯を三つ白い紙につつんで大工が屋根からおとすと、主人が着物のすそにナンジャ玉（銀玉）クガニ（金玉）ととなえながらすくう。

家造り

昔は茅葺時代家屋の建築は、旧の十月頃農閑期に行い、コー（ゆい）といって原組全戸から茅の割当量を出し合い労力奉仕で作業した。特に近親者は物品の援助もした。建築する前には主人の相生も占い、吉日をえらんで着手した。

テーンダティとは、家を造るとき最初に行う鍬入れの儀式である。筆、紙、墨、尺度その他大工道具を供え、酒肴を中柱に道具の使い初めをする。

裾付祝いとは柱や桁等の仕事がすみ、屋根を裾側から一通り付け終わると裾付祝いを行う。

屋中の祝いは屋根を半ばふきあげたらお祝いをする。

瓦家の御願は屋根を葺き終わったときに行う。簡単なご馳走をそなえて、ともさない線香を持って屋根に上がり、東方に向かって屋根の無事にふき終わりたることを謝し、裏側からお供え物をおろす。

瓦の棟上げ、この時板又は紙に次の文字を横書きして棟木に貼り、尚表に型取った塩の小さい包を中に、米の小さい包をその両側に並べて棟木につるす。

表　紫微鑾駕

裏　霜柱永軒雪桁雨之棟露の葺草

紫微は星の名、支那星学に言う紫微宮に当たる星天帝に配するものにして側に三台星あり、又は天帝の居所とも言う。

鑾駕は、星に同じ天子の車駕を言う。

屋根不葺

家族の者に妊婦ある場合は、家根葺きを締めないで出産後に葺くことになっているが、これは日本本土でも上古の風習にあるという。

家葺の時新築の家を廻って唱える言葉

葺上の祭儀

チーヤーマと言って新築の家の魔除けのためと伝えられている。チーヤーマーヤを内側の男が廻りながら次の文句を唱えてブーと塩水を口から吹き出すと、外側の男が新築の家を廻ってブーと呼応する。これを次の文句七回唱え終わってからお祝いを始める。

浜部落のチーヤーマ

ちやわーまわれ　此の殿内の建てたる四ちかちんばや　八ちかかなばい　石ちやか植どかぬちやが植ど
植えて留めて　植えてゆどみで　遊びんしゅんどー　踊いんすんどー　鯨んわんしゃー　あたくんわんしゃー
徳内んかい　鬼外んかい

第十五章　文　化

第一節　歌　謡

(一)　神里真牛口説

一、粟国八重村ウガンの前
　花にかかゆる美女（チュライナグ）
　ンザルマ（屋号）若者ふり捨てて

二、久米島若　好男子（チュラモノ）やてる
　潮の干りばど　海すがい
　ウジン（テル）くしじき　笊かさぎ
三、伊座根高坂とん登て
　うりからよいよい歩だりば
　きばし高坂ゆりかかて
四、きばし波路におりたりば
　銛引（ウジン）ぬじ　笊くひつき
　一さでおろしば面白や
五、二さでうるしば面白や
　平魚円魚かき取ゆい面白や
　潮んそい〳〵満っちちゅい
　きばし高坂とん登て
　かねら嬉し事　くねだ初め

(二)　照喜名節

粟国在藩津波古某の粟国婦人に対する態度にあき、在藩に居るところをさけて通り、津波古某の見るところを怖じて道も通った事を謡ったもので、粟国婦人の貞節の清らかなることをこの歌謡より発見されるのである。

照喜名節は一名むんじゅる節ともいわれているが、歌詞は簡単であるが曲は情緒纏綿たるところがあって、昔から乙女の純情に魅せられた端歌になっている。

一、照喜名ちぢからよう姉や
　麦稈（ムンジュル）平笠かぶるなよ　チハノコノ
二、津波古の主ぬ前が

なーうちほりよんどう　チハノコノ

三、麦稈平笠　美らものや
　美童まちぢにち据添(イーシテ)へて　ハナゾメヨ

四、花染め手拭や　前に結で
　二才惚らしもの　イーシシノ

照喜名節のちらし

一、甘藷(トウカンダ)のうまさや　唐甘藷　米のうまさや　はたけ米(マイ)
　米のうまさや　はたけ米　神酒(ミチ)つくてのまさや　しらはへー唐甘藷

二、あたり一つにしゆる刀豆苦瓜茄子糸瓜(タチワチゴーヤーナンビ　ナベラ)
　だいくのみから　しまゆる百なりつぶる

三、うく豆持たさよ姉(キ)や　くゝい帯もたせ
　うり持たさんどんあらば二度やらすんど

四、母(アンマ)やうえきやし　三(ミン)ちうちよてと御上(ウシャガ)ゆど
　私(ワッタ)や浜崎下りとて　うく豆もて食(か)まや

五、きんきんだかりや　もぅんだかり
　読めば五(イチ)けぶり　はんたけぶい

同上のかへし

安里八幡のへーイヒヤルガ　巻抱きゆる榕樹(ウスク)
夫(ウ)れだちゆるてばどへーイヒヤルガ　里とぬかんごと
甘藷(イモ)の葉にいぶしへーイヒヤルガ　竹の葉に抱かち
蘇鉄葉のごとにハーイヒヤルガ揃てあそば

(三)　むんじゅる節

むんじゅる節は一名さがや節ともいわれ、明治二十八年頃に玉城盛重氏の手により振付されたようである。

一、むんじゅる平笠　清らものや
　美童真ちじについ居して花染よ
二、花染手さじや前に結で
　青年(ニーセー)惚らしもの
三、照喜名坂からよう女よ
　むんじゅる平笠冠るなよ　津波古の
四、津波古の主の前が
　にや打ち惚りゆんど　津波古の
五、芋のうまさや　唐かんだ
　米のうまさや斗掻米(トゥカチメー)　神酒作ての
六、神酒造てのうまさや
　白はい唐かんだ　神酒作ての
七、里が張てきたる麦藁の笠や
　冠りわん涼しや　縁がやゆら

(四)草戸節

一、草戸から下りて　夜ふけてぃくりば
　夜から押す風や　な冷るさぬ
二、夜原押す風や　足からが入ゆら
　裾からど入ゆら　な冷るさぬ
三、わが草戸島や　瓢箪ない所
　赤皿の飯(シバイ)　ひなかおしる

四、わが草戸島や水欲さんねらん
　池小堀掘て　ふかち飲むん
五、草戸芭蕉ぬ　くが（苗）ひらなうちゅみ
　悪魔（ワマ）がいる中にくがのひゆみ

(五)　針突の歌

一、銭金やあてん　後生かいや持たぬん
　吾手にある針突　うりど情
二、針突突き手間や　吾が出じゃちきーぐと
　にかぬ尾類かにや　ちばて五貫
三、別りてや行きば　何さい情すが
　吾手にある針突　うりど情

針突に関する伝承は「大和じゅり」として内地人に連れて行かれるので、それを嫌って突いたということが普通である。しかし薩摩入り以前の文献にも青刺（イレズミ）の事が書いてあるので、古来からの風習であったようである。

針突が禁止されたのは、明治二十三年頃のことらしいが、婦人は明治二〇年頃まで指背と手の甲に入墨をしてこれを「ハジチ」といった。その模様は地方や島によって違っていたが、弓の矢手の甲には星形、杵形など単純なものが多かった。たいていは結婚したしるしとなっていた。

(六)　豊年の歌

この歌は旧正月三日（初原の日）、豊年祝として謡う。

一、初原に出て　おさち花見りば
　花や咲ち美らさ　実（ナイ）やしげき
二、初原に出て　原の底見りば

作り物作ぬ　なだるきよらさ

雨乞いの歌

旱魃が続くとお嶽や水源地や竜王加那志に祈願をかけて降雨を願った。

大嶽かきみせる　座しぬ前よ
精者(シジャ)が代や　雨ど欲しゃる　水ど欲しゃる
水雲下なて　雨雲上なて
三日内(ミッチャ)に雨降て　お給べめそうり
七日内に　降らちきみそうり　お願いさびら

(七)　神　里　節（神里口説）

一、さても世の中不思議ある　粟国八重村神里が作りしみりば人まさい
二、粟国原名の糸喜名に黍や沢山蒔きうきて　草葉二、三度取りたてて
三、丈の一様三尺に　一穂と残らん皆揃て　風んそいそい吹ち来りば
四、海や波立ち優るちは　風ん吹ちゅかに極めてど　鎌(イラ)くえじき棒かため
五、黍の畑によりかかて　鎌ひちぬぢ棒立てて　黍のはたばた巡(ミク)たりば
六、苅るか苅らんかやちかてど　止でん止まらんまじ苅とて　十穂ん二穂ん苅るうちに
七、天地とよます物音や　天の神様下りみ召ち　ぬがよ　百姓　物知らん
八、あねら青黍刈い取ゆが　風んそよそよ吹来りば　海や波立ちまさる
九、風に吹かりど際やてど　かねる青黍刈い取ゆる　時に荒りゆる風どやる
十、風に荒りゆる海どやる　今年風ねん戻て行け　二度拝だる天の神様
十一、二度に拝だる事やりば　天のてじるしたびみそり　親とん子とん話さびらん
十二、いやが願に願まかち　天の手印とらすくと　親とん子とん話しすな
十三、翌年末の三月にいやが畑のはたばたに　ぐるいめぐらち植えておき

卄四、翌年六月二〇日頃　わぬん天から下りてちゃい　いせに話さい聞かすくと
卄五、別れ暇うんぬきて　宿に戻ゆる事やしが　眼もと暗がて闇になて
卄六、明さ暗さん拝らん　やがて朋友（ドンピ）のはいかゝて　ぬがし神里んまに居が
卄七、神様の天からおりみそち　いせにお話拝だくと　今年風ねん戻て行き
卄八、宿に戻ゆる事やしが　眼元くらがで闇になて　明さ暗さん拝まらん
卄九、ぬがよ神里あんやらば　天に向かて御拝すれば　あかさ暗さん拝まりさ
三〇、天に向かて御拝さくと　明さ暗さん拝まりて　取ってふじゅくるさぐたりば
三一、天の手印おとちねん　元の糸喜名はち行きば　天の手印あいるすゆる　恨みてんちゃすがわ肝さらめ

(八)　島の歌謡

この歌謡は沖縄県史に粟国島の歌謡として集録されているが、現在歌詩として残っているのもある。

一、じゃはなすちたりがうちゅびかいいもち　すとぅちといはんち　戻てぃいもち
二、くさとてぃる島や　てぃぶるない所　ないやできらさい　イキヤーうしる
三、はんたんだかれーみんだかり　読みば五きぶい　にしむらうひさはんたのけーむらぐわー
四、きんきんだかりもぅんだかり　読めば五きぶい　にしのうふむら　ちんときぶい
五、粟国てぃる島や　行くむのーあらん　わらびぐち聞けー　神の島
六、浜とあぎ村や　森どひじゃみとる　水にわかさりてぃ　言葉かわてぃ
七、くまぬ庭花やあんちゅらさ　咲ちゅい　黄金森くさて　御孫前なち
八、ひーぐるま（蒸気船）運天に着きて　戦どーやー大和　しわー沖縄
九、戦世ん済まち　彌勒世んなゆい　なびくなよ臣下　ぬちぇー宝
十、親がなしお陰　くひなふどぅいたい　何んで親加那志　くちゃれさびが
十一、みち酒ぬ花に　知らん歌しみてぃ　明日物笑ぬ　出じしる筈ど
十二、歌ん知やびらん　節ん知やびらん　悪さあるくとー　ゆるてぃたぼり

十三、長道やむしる　石垣や枕　ちんどう蚊帳と思てぃ　ないや明かち
十四　畦越いしる水や　うやぎりば止まる　美童の肝や　うやぎならん
十五、あったるアングヮー美ら衣や　うかまぬ前から引ちすんち　洗てちりちゃくと暇ぬ無いらん
十六、島尻真壁ぬスンヌスー　妻売て尾類呼で叱らりてぃ　今からやさびらん許ちたぼり
十七、かんなぬーぬーくーみーや　島の親加那志わらびくち聞けー　島のへージュラー

(九)　世果報口説

くまぬ殿内ぬ成りたちや　委細に話さば聞ちみしょり
もとやかやぶち　なまになたぐとぅ竹葺ち住め家
前や銭蔵居しちきて　後や米蔵居しちきて
今年作たる毛作いや　稲む粟む出来やびて
蔵に積んちき積んあまち　余たる米粟酒たりて
七ぬ兄弟はい揃て　飲だい遊しだい面白や

(十)　麦　の　歌

粟国から下だる　麦摺(ムギシン)る石や
うりし摺る麦や　主前(シュヌメー)が食え物
千石(センゴク)の御知行の　ちちど　うえする

(十一)　家建の歌

茅のお願い
　山の茅ふんし　床間にたぼち
栄い福らしゃや　茅の御神

木のお願い

嶽の木も山の木もお陰(カジ)に
くひな家ちくて山の木やもてり　吾や栄かり
砂　返　し

竜宮すんぐん七浜七底の係りぬ神様
お陰にくひな家ちくやびて　万(マン)のしり果報どやいびーる

㈩ 船送り御前風

だんじゅかりゆしや　いらでさしみせる
船の綱とりば　風やまとも
くじゅゆいんくとし　旅のみちひるで
船はらちみりば　浪や静か
おもて花さかち　ともに糸はへて
これ程のみ風　今度はじめ

㈪ 琉　歌

うみわらびしかち　なまどうみしゆる
わんなちゃる親の　なさきしゆさ
このうちゃしゃゆえに　うちゃちゃぼんいして
ちぢまわすうちゃの　にゆいぬかばさ
ときわなる松の　かわること無ぃさめ
いつも春くれば　色どまさる
二〇日夜の暗さ　道迷てをたん

お情の宿に　しばしやすま
誠ある心我が持ちゃい居りば
神のお助けの　あるが嬉しや
まくとふみにじて　なすことのあらば
ぬんで此の世界に　義理ぬ有ゆが
さかいうとるいや　世の中のならい
平和ゆい外に　路やねさみ
堂や御万人ぬ　なまゆかんぶかく
三味線の言語れに　笑いふくい

第二節　豊年祝の歌

(一)　トーンサリ

この歌は豊年を祈願する「のりと」のようなもので、旧大晦日の晩に各戸を廻って歌い、豊年を祈願する。

とぅんさり、とぅんさり、たん茶仲泊じるーさんるーすんぬえーくーんまがくわんちゃーわったーでーびる。くまぬ門(ジョウ)からはいくいにーくいさびたくと、くまぬはんしーめーすーめーが、かりゆしうふじゃーゆうもちうふじゃーいっちくーくーさびたくと、いっちちゃーびたる。うふしゃーたーわったーだいびる、あきまどしぬうにげーぐとうんぬきらーうんぬかいみそーり。

一、んむがなさー作らしみそーら　みとぐたーゆとぐたーてんがしらうっちゃんね
二、んなむじがなさー作らしみそーら　いせーらかねーらからほうてあっちゅるあかんなざーひさぬごと　ちーはたかいにーはたかいちくらしみそーゆるうがふーだいびる
三、うふむじがなさーちくらしみそーらーくまぬはんしーめーすーめーが　あさゆといたててうさがゆる　ぶくぶくうふじ

ゃーちゃしんぬひじぬこと　つくらしみそーゆるうがふーでーびる

四、赤まみがなさー作らしみそーらー首里天加那志めーえーなじなたひつすーたんねー作らしみそーゆるうかふーでーびる

五、まみ小がなさー作らしみそーらあじゃんなとのえーぬかたんち

六、あわがなさー作らしみそーらー　みとんまんくわぬたにぬぐとすーらーぶってぶって作らしみそーゆるうがふーでーびる

七、とうじんがなさー作らしみそーらー　たんちゃからたき山に　赤うーどやーくびくびちひつすうたんね作らしみそーゆるうがふーでーびる

八、うふまみがなさーちくらーみそーら　いしちぬはらばーはたちぬはらばーしるが　かんうちほうたんねーちくらしみそーゆるうがふーでーびる

なんじゃみしだいまちあぎみそり　くがにみしだいまちあぎみそり　なんじゃぶんゆしみそり　くがねぼんゆしみそり

なんじゃまーすうさぎやびら　くがにまーすうさぎやびら　くれーくまぬひぬかんがなしーめー　しりますわかますうまーすでーびる　くれーくまぬうみんぐわぬめー　しりますわかますうまーすでーびる　百はたちまでぬしり　すわかますうまーすでーびる　くれーくまぬうみんぐわぬめー　しりますわかますうまーすでーびる

(二)　ふくようし

アンマーチョウジヤ　ナンジャナニカニ　クガネーククンカニ　ムチライティーフクライテーユーウサギテ　チャービタン

ワシタ　ワカミジン　カタラースナーレ　ワカイマーチェー　キールンターチ　キールンミーチ

キリムッチヌ　ユウベーチンジョウ　タンムリ　タカラヌビントゥ　ショウヌグトゥ　チムダイター　ナマダイター

タークヌフウケイ　イーチヌフーチュイ　ショウチュウヒクチヌ　チョウジュガヌサー

金持ち、長寿、幸福を祈った歌

豊村幸徳

第三節　芸能

本村には粟国独特の芸能は知られてないが、ムンジュル節は玉城盛重氏が歌詩を学んでふりつけしたと伝えられている。

正月は、戦前は舞踊、演劇、棒術も盛んで旧十二月にもなると、個人の住宅を借りて各原組毎に稽古をして、旧大晦日の日は各戸訪問してその踊りの一部を披露して、豊年祈願と健康祈願をした。現在は原組のクラブのある所はクラブで練習する。西、東の部落は旧正月三日、七日、十六日は宮小の前（ヌンドノチともいう）で棒術と踊り一部を出演し、各原組で演技を催した。浜は旧三日は各戸訪問して健康祈願、豊年祈願をして現在も続いている。西、東部落は各原組で現在やっているところもある。

当村の芸能には古風のものも見受けられると思うが、あまり知られてない。戦前、明治、大正の頃は草戸原組の組踊り、伊久保原組の組踊りも村民の目をひいたが、今はその伝承者がいない。都舞原の長者の大主、大浜原組のモドリカゴ、草戸原の松竹梅は現在でも有名である。

㈠ 棒踊り

樫で造った径一寸門外長さ六尺の棒を持って演ずるが、大体本村においては旧正月三日、七日、十六日に各原組で催された。男達が軽装して二列にならびその技のすぐれた者が一段とすすんだ。技を演じ払う跳ぶその技を見ただけでも壮大である。最近は本村でもあまりやってないが、特に前原組の「エイ小」「ウラアンヂク」、草戸原の「二人棒」「ミーヌチャー」、端田原「ウフエイ」「ウフハジク」は文化財として指定してほしいと希望もある。

本村における棒踊りの由来を述べると、昔唐船が漂流して大和川（地名）に到着し、その後何日かして食糧にこまりはてたので、前原組の人々が食糧をあたえ、そのお礼として棒術をおしえられたとの事で、棒のはじまりは前原組といわれている。

㈡ 歌劇

長者ぬ大主は本島でも謡われているが、特に本村では字西都舞原組が歌劇で評判がよい。

(1) 長者ぬ大主

大主

我（ワ）んどうくぬ島（シマ）ぬ百二十才（ヒャクハタチ）なゆる長者ぬ大主（チョウジャウフシュー）　恵（ミグ）みある御代（ミヨ）ぬ証（シルシ）あらわりてぃ

風ぬ声ん立たん波の声んねらん　十日越しぬ夜雨やふわ〳〵とぅ給てぃ
又作い諸作いん万々万作に給てぃ　首里御蔵納み那覇役所済まち
御万人ぬまじり楽どぅ嬉しさる　ホー願たぐとぅ叶てぃふくらしゃどあむぬ
聞きば原々ん踊いじーぬーすんち聞ちゃん　吾ー子孫んちゃに扇舞やちょーんしみて　目覚しゆすゆん

親雲上
　親雲上よー　筑登之よー

筑登之
　ふーさり主ぬーでーびるが

大　主
作い諸作いん万々万作に給てぃ　首里御蔵納み那覇役所済まち
願たぐと叶てぶくらさるあゆる　聞きば原々ん踊いじーぬーすんち聞ちゃん
孫ぬちゃーに扇舞やちょんしみてぃ　目覚しゆしみり

親雲上

筑登之
　さり主我達んあんどぅ思とーやびーる　御先なみそーり御供さびら

親雲上
　さてぃむ我島ぬ原ぬ原々　辿てぃ見ちゃりば五穀の生い立ち　見んそり人達
今年新米植ゑてぃ三日に白根差し込でぃ　葉や見ちゃりば菖蒲ぬ葉さみ
丈ぬ一様三尺五寸穂ぬ垂いよー一尺五寸　粒や読んだりば三百三十七粒くまとん
うりが御初や首里天加那志に刈やい　うしぎてぃ
余た残いやあぬ倉積んちきくぬ倉積ん込でぃ　積ん余ちょーてぃどぅあぬ家んくぬ家ん
甘酒辛酒たりくみしょーちゅてぃ　シャミと盃　歌と三味線弾きよーグー鳴りよーハチ　サッサ　ハイヤ

筑登之

さても我親(ワウヤ)ぬ九十九ぬ御祝(ウユウェー)　また孫(マガ)やつちーひち孫舞方(シマガメーカタ)　なぬぢゃ〳〵すし面白(ウムシル)むんさみ
まくと長者(チョウジャ)ぬしるしさみエー　いぢりむ人達(チュヌチャー)　拝(ウガ)でぃあやかり　サッサ　ハイヤ

終わると孫たちに依ってご前風の舞が行なわれ、舞終わると、

長者大王「ヤーディキタ〳〵」と扇をかざしあをぐ

「長者を先頭に親雲上と筑登之が舞台を一廻りして長者が舞台中央前に進み出て、句を口上（扇をもって身振り手振りで）する。親雲上と筑登之は後にさがり片膝を立てて座す（各々の口上を舞台でのべる）。長者は腰掛けに坐して皆の口上、孫達の舞を見聞す。終わると長者を先頭に孫達、親雲上、筑登之は舞台を一巡して幕内に入る」

(2)　ものしりあやぐ

一、さてぃむ世間ぬヨーちゅぬちゃ
　銭金儲けてぃあらちにさんぐと
　慎しでぃみそーりあらちに使れー
　泉の水ぬひなゆるたみし

二、くぐにてぃ余ゆし積むてぃいきば
　たとい一日五〇やてぃん
　百日五貫　ちりん積むれー
　山程重にてぃ大福なゆさ

三、油断とひんすやけーとない
　働ちいきばる銭金うえーきや
　宝ぬ兄弟ぐわー働ち男(キキガ)ぬ
　ひんすう者やしけーにねさみ

四、ちねーぬ栄いや村栄い
　村々里々栄てぃいきば　国ぬ栄い

さても世間の人々よ
金をもうけて荒使いせずに
つつしまれよ、荒使いしたら
泉の水でもなくなります。
税を納めて余ったのをためていくと
たとえ一日五〇（一厘）でも
百日では五貫にもなる。
チリも積もれば山程になって金持ちになる。
油断と貧乏は隣り合わせ
働くことこそ金持ちや
宝と兄弟のようです。
働き者で貧乏者は世間にいない。
各家庭の栄えは村が栄え
村々里々の栄えは国の栄えとなる。

やぐと世間の人ぬちゃや
働らち節約しみそーり

第四節　俚　諺

○物くいしど我御主
○御香ど孝行
○恩儀忘れー暗の夜
○仕事錦入り
○掃除や祈禱代り
○負債と疾病は隠すな
○借り八合　拂い一升
○チリも積もれば山となる
○家庭なれど外なれ
○男は肋骨一つ不足
○女三人よれば他人ごとをいう
○女のあがれー毬のたき上がゆん
○夫婦げんかは犬がもくわぬ
○四〇もどろち
○子産者と船持ちゃーや恥やねーらん
○容貌や皮どやる
○思い立ちど善い日
○知らん唐商いよか知っちょる棟商い

ですから世間の人々よ
よく働らいて節約して下さい。

○銭とや笑らーらんしが子とや笑われる
○兄弟からや他人の始まり
○昼寝貧乏　朝寝病
○朝起や祈禱代り
○病は口からど入る
○他人敬いど自分敬い
○急ぐカニの穴ねいらん
○もうきらば使い道知り
○愛する仲むちうて
○女のはてぃれー蛇なゆん
○昔やシトびれー今はユミびれー
○夫もちゃーすしゆか石もちゃーし
○年寄や宝
○六〇からやあむとの下
○神仏やてぃん願やちちゅん
○借いねー仏の面払いねー鬼の面
○朝みー口
○商と妾はたんかーまんかー

○田場大工
○無ん袖や振ららん
○物言らせーウフッチュ大人
○犬と猫マヤー
○女は生まれ一国　育ち七国
○夫婦はモチとカーサ
○人見ちチュン物知り
○浮世たいがい
○火のがんまれーするものやあらん
○難儀さーなんじようがらー
○吼える犬やくぅらん
○にぶうっちゃての早立身
○木の曲えちかーりーしが人の曲えちかーらん
○禍は口から
○むんどうや千貫せんがんし買うてんしてり
○銭や銭しどもぅけーる
○いちゃんだものやデー値高物
○人の情は松の葉しん包まりゆん
○つき肝どかなさる
○ぬすどの首の高さ
○餓鬼ガチのどクワッチーする
○立ちじちしゅせー立ちがりすん
○ひんがちゃせー大魚
○喰わぬ〳〵が七まかやー
○言いよぅんあれー聞ちよぅんあん
○夏や子育て冬や金儲けれ
○タカも舞れ烏も舞ぅゆん
○夫婦は岩の上にも立つ
○十人居ても一人しど親やする
○人はひらてしり　馬はのてしり
○ええきや坂のうりぬぶい
○打たん鐘や鳴らぬ
○ケラマー見ゆしがマチゲ（睫毛）見らん
○犬の歯にも蚤ノミ
○欲やしん　悪やするな
○しめーしっちん　物や知らん
○いいしどかかゆる
○かべに耳あり
○いじのんじらば手ひけ
○願ど幸い
○十の指やいぬたけーねーん
○頭の動きわど尾ジュウん動ちゅる
○借い着ゆか　洗い着
○世や世になれれ
○たかさる木のど風がかいやしゆる
○酔れー狂者フリムン

健康、病気、生命に関する俚諺

○どぅのどぅや　どぅしどしっちゅる
○柔弱者（やわらもん）にど　あくたんちちゆる
○六〇からや　あもとの下
○やーさあんまさ
○やーさどまぁさる
○病（ヤンメー）や口から入ゆん　禍は口から出ゆん
○老いてやなものー人間
○病そうてん　ものーまぁさみ
○やーさぐさみち

第五節　子ども遊び

(一)　マーイウチェ（毬つき）

ソテツのマーイブク（毬の毛の意味で、ソテツを包んだ毛状のもの）を集め、毬のように丸く#型、その他の型に刺繍してそれを道路や庭先などでうってあそんだ。

まりつきの歌

一（ティ）、二（ター）、三（ミー）、四（ユー）、五（イチ）、六（ムー）、七（ナナ）、八（ヤ）、九（ククヌ）、十（トゥ）と唱え、これを何度もくりかえした。

(二)　シマグヮークヮエー

円をつくり、その中にいくつかの境界線をひき、玉（ひらたいもの）をはじいて境界線を越えたら次々に進み、境界線を消して拡大してあそぶ。

(三)　チャンクルーケーセ

寛永通宝の銭が通用できなくなってそれを利用して、手のひらにのせて裏がえされたものは自分のものにした。

(四)　チップウキエー

マーイブク（ソテツについている毛状のもの）を取ってきて毬をつくり、野球と同じようにバットでうけて、一塁、二塁…ホームへはいる遊びで、ミットもないの学生帽のやぶれたものを利用し、手で受けても痛くないようにつくった。

(五) 石 けり

赤瓦の破片を一㎝平方位にして、左図のように順に入れ一から十まで入れたのが勝、①をとび両方のあいたところは両足を入れる。

例えば2と5に玉がはいっていたら1、3、4、6、7は片足とびをして8、9は両足を入れ10は片足入れて戻るとき自分の玉をとって出発点に戻り、出発点から次の番号へ入れて同じことをくりかえす。次の番号へ入れきれないときは、次の人と交替する。

⑩
⑨ ⑧
⑦
⑥ ⑤
④
③ ②
①

(六) アーギートエー

二糎丸味の親玉をあげて、拳大の石をとって親玉がおちてくるのを手のひらに入れる遊びで、男女まじえて多くとった人が勝となる。

(七) イットガヨ

一糎位の平たい玉（市販）を多数同時に分散し、玉と玉との間に指がはいるとこれらをはじいて「いっとがよう」といって一つとり、次のものも同じように指がはいると「にーとがよう」といって一つとり、次々に同じようにしてはじいていく遊び。

(八) トンダイセー

拳大の石を集め、鬼になったものがこの上に四つんばいになり、親鳥が卵を抱かえるようにする。まわりの者はこの卵をかすめとるのであるが、親鳥はそれをとられないように足で蹴る。蹴られた者は鬼になる。

(九) オーシートー（アーギートエー）

お手玉のことで、砂や小石を布切れに入れて、直径三糎位の球をつくり両手や片手で手玉にとり、次のように歌いながらあそぶ。

ヒトフタトナジューマントイトーイトゥイニージュイニージュイサンジュイ　サンジュイシージュイシージュイ　ゴージュイロクジュイロクジュイ　シチジュイハチジュイハチジュイ　クンジュイクンジュイヒャーク　ヒャークニトーイトゥイニージュイ……これをくりかえす。

(十)　マヤー（ねこ）ジュー（尾）フェー（振る）（子捕鬼）

一人の鬼に数人つなぎになったものが同じ向きに抱きあって、鬼は最後の尾の者を捕えるためにくるくるまわる。捕えられたものは鬼となって入れ替わる。

(十一)　カックェーグヮー（かくれんぼ）

隠れあいの意で、鬼になったものは一から十まで目をとじて、となえている間に他の者は隠れる。見つけたら人の名を呼んで一ミタ、二ミタといって最初に見つけられた者が鬼となる。

(十二)　ウチックヮセー（パッチリークヮエー）

粘土をねって円筒形にして高さ三～五糎位にし、底を薄くし裏返しをして地面に打ちつけると底が破れると同時に大きい音がする。そのとき大きく穴をあけたのを勝とする。

(十三)　ギーチャーオーエー（片足戦争）

片足をあげ、片手で足をにぎり（右足を左手でつかまえる）、胴体同志闘争する。片足を手ばなしたのが負けとなる。

(十四)　コールマーセー（コマまわし）

ガジュマル、ユーナ（おおはまぼう）の木の太い枝を三～五糎に切り、上部、平面、下部を円錐形にして芯に釘を打ちこむ。

遊び方はパチ（布切れ）をこまの側面にあててたたきながらまわす。こまどうし相手のものとぶっつけて楽しみ、相手のこまを倒したら勝となる。

(十五) 竹　馬

竹二本に足場をつかってそれに足をのせて竹の棒をあやつりながら歩く遊び。

(十六) イララクヮエー

一方の鎌を地面にさし他の方の鎌を一回転させて、相手の鎌の柄にきずつけて勝負をする。

(十七) チンナンアーセー

殻のカタツムリの渦巻きの頂点をあてて手のひらにのせて押し合い、他をおしつぶしたら勝となる。

(十八) ウァグァーコーンソーリ

他の子供を横にしその胴体を腰に両足と首を両手で支え、ウァグァーコーンソーリといって遊ぶ。

(十九) フニグヮーハラセー

クバの枯れた葉柄で小舟の型をとり、福木の葉などで帆をつくって、帆柱は竹串を用いて池などではしらせた。

(二十) アダン葉のカジマヤー（風車）

同じ長さの幅のものを用意して、二本を十字形にして風車をつくり、出来あがったら中央に細い竹を通して更に太い竹にさす。風に向かって走ると風車はクルクルまわる。

(二十一) ソテツの虫かご

一本のソテツ葉を中央より二本のサクを入れ、両方の葉を交互に折り曲げると虫かごができる。できあがった虫かごにセミ、バッタ、キリギリスなどを入れる。

㈢ ソテツの実の笛

実の上部を横に切り、中味をほり出して乾燥させると中がカラカラになって、その中の実をとり出せばりっぱな笛になる。

㈣ ソテツのまり

ソテツの上部綿のようなものをとってきて、乾燥させて糸でしっかり丸くかためてまく。

㈤ ツメ染め

ホウセンカを爪にそめる。葉を二、三枚とって石でつつき汁を出して、その葉を爪にのせて布でまくと爪は鮮やかな赤色に染まる。

ちんさぐの歌

ちんさぐぬ花や爪先に染みて　親ぬよしごとやちむにすみり

㈥ クバの小舟

クバの葉柄を十二糎位に切り、中味を削って舟型につくる。

㈦ フクギの葉のサバグヮー（ぞうり）

フクギの葉の大きいものでぞうりをつくってはく。

㈧ ササブネ

真竹（マダケ）の葉を両はしを折り曲げてささ舟をつくり、ため池などに浮かべて楽しむ。

㈥ パッチリー

二またの木の枝を使いゴムひもをつける。ゴムひもの中央に三、四糎位の皮をつけて使用する。

㈦ 水鉄砲

太い竹ひとふしと細い竹、布があればできる。太い竹の底に小穴をあけ、細い竹に布をまきつけ布を水に浸して水をすいあげて、これを押すと自由に散布できる。

㈧ 紙鉄砲

竹を銃身と柄にわけて切り、柄の竹に布をまいた細い竹をさし込む。弾は紙をつかい二弾入れて押すと発射する。

㈨ 竹とんぼ

十二糎位の竹ぎれ一本をナイフで削り、左右の羽のひねりかたに注意し出来あがったら中央に小穴をあけ、心棒にさし手でまわせば竹トンボはとぶ。

㈩ ブーブー（凧）

いろいろあるがカーブヤー、マッタクー、ヤマトダクー、台形型にして細い竹でつくる。

(11) コール（こま）

ガジュマルの木を五糎位切り上部の方から円錐形に削り、下方に細い釘を打ちつける。

(12) ビス（ホオズキ）

ホオズキの実の袋が枯葉色になるのをまって摘む。中の種をほぐし針などで口をあけ、少しずつ種を出すと空袋になる。これを口に入れてならす。

第六節　俗　　信

○元旦の時女は始めに行ってはならない。
○七月盆に髪を洗ったら白髪になる。
○旧八月に爆竹をならして魔を除ける。
○出産の家には夜おそくから行ってはいけない。
○妊婦は馬の手綱をまたがらない。
○妻が妊娠中は、夫は死人に手をふれない。
○妊婦のいる時は屋根はふかない。
○ガンに指さすと指がきれる。
○盆中に死んだ人は擦鉢をかぶせる。
○拝所から木を切ると神の祟りをうける。
○夜他所から帰って来た時は豚舎に巡る。
○カヤは二人でつらない。
○食物を箸から箸で受取らない。
○西枕しては寝ない。
○ムシロをうらがえして寝ない。
○ごはんを食べるとき箸をたてない。
○一本の箸で食事してはならない。
○寝ている子供の枕下にすわらない。又ごはんなどおいてはいけない。
○針をくれたり、もらったりしない。
○夜口笛をふいてはいけない。
○着物をうら返して着けない。

○新しい着物を着けるときは衿を柱にあて、衣は弱く体は強くといぅて着けさせる。
○櫛をなげて渡さない。
○漂うた木片を拾ったら祟がある。
○夜は箒を使ってはならない。チリを外にはいてはならない。
○赤子を夜外に出す時はナベのすすを額につける。
○着物を二人で縫ってはいけない。
○男女は膳一つからごはんを食べてはならない。
○ごちそうを他所に持っていくときはサンを入れる。
○ジャコウネズミが床の上に上ったら不吉。
○海に行くとき女に出合ったら獲物がない。
○飲む茶碗に芯がたつと吉。
○着物は子の日に裁つな（ねずみの害がある）。
○家の中に小鳥がはいると厄浜下りする。
○メス鶏がなくと凶。

第七節　名護親方（程順則）のいろは教訓歌

い　意見寄せ言や身の上の宝　耳の根を明けて　肝に留(と)みり
ろ　艫舵(ろかじ)定てど　舟も走らしゆる　寸法はじすなよ　肝の手綱
は　恥ゆ思詰り　朝夕物毎に　我肝治めゆる　要どころ
に　憎さある人も　憎さどんするは　肝の道筋や　広く明けり
ほ　螢火の影に　墨習てでんす　油断さん者ど　沙汰や残る
へ　下手からど習て　勝りいんしゆる　及ばらんともて　思案するな
と　年の寄ててやり　徒に居るな　一事どんすれば　為どなゆる

ち　智の座ある人や　世の中の手本　朝夕勤めとて　沙汰ゆ残す
り　利こん偽や　けしの花心　風や吹かねども　落てぬしげき
ぬ　ぬが苦しやともて　油断どんするな　あまく働ちの　仇になゆみ
る　瑠璃の玉ともて　肝の持てなしや　傷つかん間の　宝さらみ
を　男生まれてん　女生れてん　油断さん者ど　吾身持ちゅる
わ　我身に傷あらば　我身の傷直せ　人の身をそして　たみやねさみ
か　隠しかくさりみ　人の禍の　急ぎ改めて　吾肝磨き
よ　与所（ゆそ）の上の傷も　与所の傷とむな　我身の善し悪しや　定めぐりしゃ
た　誰も勤むれば　年寄ての楽よ　子孫（なしぐわ）よしことや　為どなゆる
れ　礼儀忘りらば　闇の夜の小路　我身どそくなゆる　歩みぐりしゃ
そ　すしらばん構な　誉らはんかもな　我肝思詰り　朝ん夕さん
つ　常に思み詰り　人の習はしや　童（わらべ）の肝ど　地幅（ちふき）さらみ
ね　妬き腹立ちや　怪我のもとでもの　義理ゆ思詰て　我肝責みり
な　なま童やてん　白毛かみとてん　重さ運たきや　肝どやゆる
ら　楽に素立つしや　苦しゃしゆる基　ものよ思詰みて　浮世渡り
む　胸にある鏡　朝夕思詰みり　ちりちむてからや　磨きぐりしゃ
う　惜しで惜しまりみ　玉の緒の命　若さたるがきて　すそにするな
ゐ　井の春になてん　人の花さちゅみ　としど寄てぃちゅる　油断するな
の　のはにある者の　肝たかのものや　花のさちぢらん　枯木心
お　重さ賢さや　生まれつきともり　油断より外に　とがやねさみ
く　雲や風たゆて　天のはて行ちゅい　人や肝すじど　浮世渡る
や　やせる者ともて　人ゆあざむくな　明日や身の上の　定めぐりさ
ま　勝るいたさともて　人そしら故か人劣りなたる　我肝うらみ

け　怪我の源や　酒と色好み　朝夕思詰り　按司ん下司ん
ふ　仏神でんし　肝の上の捌け　誠ゆか外に　神やねさみ
こ　黄金さち居てん　銀さち居てん　肝の持ちなしど　飾いさだみ
え　得手の者ともて　自慢どんするな　人のあざ笑や　毒どなゆる
て　手墨勝れてん　知能ざ勝れてん　肝ど肝さだみ　世界の習や
あ　あそびたわふりの　肝に染でからや　意見よしごとん　益やねさみ
さ　さかいうとろいや　夏と冬心　くいまわしまわし　のがりぐりしゃ
き　肝の根の責み縄　すそにしちからや　手墨学問も　ばかどなゆる
ゆ　欲悪の事や　ちり程ん持つな　ちり積てからや　山どなゆる
め　珍らしやる物ど　肝に逆(じゃく)するな　逆や人間の　怪我の基い
み　見なれ聞きなれや　覚らずに染ん　すそにある人の側に居るな
し　子孫よしごとや　油断どんするな　命撃がしゆる　いとなみともり
ゑ　絵書墨書や筆先の飾い　肝の上の真玉　朝夕みがき
ひ　人や物毎に我身　勝りともり　自慢する者や　馬鹿どなゆる
も　無理の銭金や　ばかどなてぃいちゅる　義理ゆ思詰みて　無理にするな
せ　世間立波に　渡る身の船や　肝ど楫でもの　すそに持ちゅな
す　勝りふ勝や　肝からどやゆる　念の入る者に　下手やねさみ

※この歌は名護親方（程順則）の作で我々の祖先の人たちは、この歌を生活の指針として広めていた。

第八節　雨乞の行事

雨が長い間降らない場合、村当局は祝女(ノロ)と区長に相談し、雨乞いの祈願として部落毎の若綱を引かし、尚雨が降らない場合は大綱を（村一円）引かして、それでも降らない場合は、壬生(みぶのえ)まれの女をして朝早く（人とあわないように）俗称大和ガーよ

り水を汲まして祝女の宅に置き、祝女、神女と壬生まれの女にその水を持たし、どら鐘を持って祝女宅より出て、俗称祝女殿内（宮小）で祈願をなし、その日より六日目迄毎日初日同様祈願をして、七日目は万願の日といって、祝女殿内に祈願して新城家（ジンクラ大ヤ）に控所。

第二回目は新城家（ジンクラ大ヤ）より、ンムニヤーを持って大嶽、中嶽、南の嶽を祈願して来る。

第三回目は区長、雇人（コーサク）と共に綱を持ち（左ヌイ綱）龍王つか（リュウオーブリー）（白洲原にある）へ行き、綱でつかを七回巻いて祝女が雨を降らすか、降らさないのかと云って、つかの岩をたたけば、神女の一人が中持ちして降らしますといって、その行事を済ませば、祝女は自らギヌチ嶽に行って祈願をしてくる。それから俗称龍王つか（リュウオーブリー）を巻いた縄を解いて、その縄を持って西の浜に行き、波打ち際に綱を西、東向きに置きそれから壬生まれの男がみの笠をつけて、観音前の浜から海に鍋を浮かべて紐で縛り、その紐をつかまえて海中より西の浜に引いて来る途中、西浜に置いてある綱をかけ声をかけて引く。鍋が西浜に着いたら綱引が終わる。帰宅途中、祝女、神女達が「龍王ガナシー雨タボリー」といって掛声をかけて帰る。途中道端の家庭から水を持ち出して祝女、神女達に水をかける。

この行事は、昭和二年と三十三年十一月に行われたことがある。（内嶺茂政説）

豊見城村に於ける雨乞の歌

竜王加那志雨たぼり　雨たぼり
雨欲しゃしとてど願やびる
畠のかず〳〵田のかず〳〵
雨欲しゃしとてる願やびる
御万人さぁにる　願やびる
竜王加那志　雨たぼり

第十六章　おもろ

第一節　おもろ

㈠　キートマーおもろ（粟国村）

	歌詞	訳文	備考
一	わがふしまゝなかい	ワガフシマ真庭に	
二	うちゆぶちくて	打ち呼ぶ〈鼓〉を作って	
三	うちゆぶなーぬ	打ち呼ぶ庭の	
四	なんぢやなしー	鳴り加那志	
五	うちゆぶちくて　ないぶちくて	打ち呼ぶを作って　鳴り呼ぶ〈鼓〉を作って	
六	あらばー神やれ	アラバー神　ヤレ	
七	あらばーしじやれー	アラバーシジ〈神〉　ヤレ	
八	くまが上に拝まち	くま〈部落〉の上に拝ませて	
九	まちが上にてぢらち	まち〈部落〉の上に手摩らせて	
一〇	すいみちぬ　うむり小や	スイミチ〈神女名〉の思い子は	
一一	うむり小ぬ　うまうえから	思い子の馬追いから	
三	うちあしびみせんどー	移り遊びなさるよ	
		（『ヤガンウユミ』）	

㈡　チャワントンマチガニ（粟国村）

一	ちゃわんとんまちがにや	チャワントン松金は	

二 いじち生りやてさみ
三 かしち生りやてさみ
四 いぢちぐわーば　なちょーさ
五 かしちぐわーば　なちょて
六 みふにふさ　てぃーちふさ
七 いじゅく欲さ　てぃーち欲さ
八 御船　はじきたり
九 いじゅく　はじきたり
一〇 大和旅　でー　ぬぶら
一一 やしる旅　でーぬぶら
一二 みがに　こーて　でー　ぬぶら
一三 てだま　こーて　でー　戻ら
一四 ぬぶてから　でー戻ら

意地気生まれであるから
かしち生まれであるから
意地気子を産(な)しているよ
かしち子を産しておいて
御船を欲しい　一つ欲しい
いじゅく〈船〉を欲しい　一つ欲しい
御船を　接(は)いで上げた
いじゅくを接いで上げた
大和旅　さあ上ろう
山城旅　さあ上ろう
新金を買って　さあ上ろう
手玉を買って　さあ戻ろう
上ってから　さあ戻ろう

（『ヤガンウユミ』）

(三)　国おもろ〈西ぬヒータ〉（粟国村）

一 西ぬひーた
二 うらばるゐ
三 りんかきる
四 しぬまぬに
五 やりどるも
六 ますみのーに
七 りんかきる

西の辺端
浦原に
実に掛ける
しぬ真庭に
であるけれども
真すみ庭に
実に掛ける

八 島ぶさうえ
九 親ぬるが
一〇 国ぶさぶえ
一一 親父が
一二 くだぬとほ
一三 とほひち
一四 まちゆぬやふ
一五 やふひち
一六 あからまく
一七 まくひち
一八 ちーるまく
一九 まくひち
二〇 あからのーに
二一 さす〳〵
二二 ちーるのーに
二三 ぬく〳〵
二四 島ぶさうえ
二五 親ぬるが
二六 国ぶさうえ
二七 親父が
二八 いち、びち
二九 だんなれ
三〇 な、ちびちゅ

島栄え
親祝女が
国栄え
親チチが
くだ〈部落〉の十帆を
十帆引いて
まちゆ〈部落〉の八帆を
八帆引いて
赤ら幕
幕引いて
黄色幕
幕引いて
赤らのーに
差す差す
黄色のーに
貫く貫く
島栄え
親祝女が
国栄え
親チチが
五つ人
誠になると
七つ人

三	だんなれ
三三	うんくわぎぬ
三三	ゆゝぬちゆらさ
三四	なゆくわぎぬ
三五	ふしぬちゅらさ
三六	うちゅぶなーぬ
三七	なんじゃなしい
三八	いらで取て
三九	すゝて取て
四〇	うちゆぶちくて
四一	ないぶちくて
四二	あらば神やれ
四三	あらばしじやれ
四四	まちゆが上に
四五	拝まち
四六	くまが上に
四七	てぢらち
四八	うちあしびみせんどー
四九	わたやしびみせんどー
五〇	なんぢゃちぶ
五一	うふさん
五二	くがにちぶ
五三	高さー

誠になると	
御桑木の	
節々の清らさ	
実り桑木の	
節の清らさ	
打ち呼ぶ〈鼓〉庭の	
鳴り加那志	
選んで取って	
すすて〈選んで〉取って	
打ち呼ぶを作って	
鳴り呼ぶ〈鼓〉を作って	
アラバ神　ヤレ	
アラバシジ〈神〉　ヤレ	
まちゆの上に	
拝まして	
くま〈部落〉の上に	
手摩らして	
移り遊びなさるよ	
渡り遊びなさるよ	
銀　壺	
多　い	
黄金壺	
高　い	

西	くばもんに
亖	うさがとーて
亖	がぢやぬくに
毛	くまがとーて
亖	ぶさがうえむゐむやがち
亖	うちあしびみせんどー
六〇	ないくむいと
六一	大神と
六二	うらちやうえに
六三	いちやたる
六四	しぬちやうえに
六五	ゆやたり
六六	うちあしびみせーんどー
六七	わたやしびみせんどー
六八	大和旅
六九	りー上ら
七〇	やしる旅
七一	りーかぢか
七二	上てから
七三	りー戻ら

＊「西東往復の国おもろ」とある。

	蒲葵森に
	押し上がっていて
	ガヂャヌクに
	踏み上がっていて
	押し合い盛り盛りながら
	移り遊びなさるよ
	ナイクムイと
	大神と
	浦行き逢いに
	行き逢った
	しぬ行き逢いに
	寄り逢った
	移り遊びなさるよ
	渡り遊びなさるよ
	大和旅
	さあ上ろう
	山城旅
	さあ退こう
	上ってから
	さあ戻ろう

（『ヤガンウユミ』）

(四)　タキモドシ（粟国村）

一　う神がなしーめーぬ　　御神加那志前が
二　年々　くぬやふかじしたに　　年々この家ごとの下に
三　うちりあしび　　移り遊び
四　わたいあしび　みそーらば　　渡り遊びをなさったら
五　六〇ぬうんしゃくに　　六十の御神酒に
六　六〇代むるずりー　がなみち　　六十代皆揃いを勤めて
七　うがまーいど　　拝んでこそ
八　へーとぅぬちじぬ　地ぬぶーぬ　　へートゥの頂の地の賦役人夫の
九　いにきさ　　少なさ
一〇　うひさぬうみちど　　多さの御神酒をこそ
一一　うんぬきやびーる　　差し上げます
一二　うさぎてる　うがむるはじやいびーしが　　押し上げてこそ拝むはずですが
一三　う神がなしーめーぬ　　御神加那志前が
一四　うんぬかたんでぃ　　その形〈代わり〉といって
一五　うたびんそーゆぐとど　　下さいましたので
一六　うがんのーち　うさぎあぎやびら　　御願直して押し上げましょう

（『ヤガンウユミ』）

(五)　千鳥落とすオモロ（粟国村西）

一　いちじかさ　うーびーよーち　　いちじかさ　うびよーち
二　まちじかさ　たーとーあーち　　まちじかさ　たとあーち

三　ちじゅやーぐわーがどぅ
四　神でぃん知らん
五　ゆしでぃん知らん
六　神がいーにいちょーてい
七　ひりちゃきてい
八　まいちゃきてい

千鳥がこそ
神とも知らないで
ユシ〈神〉とも知らないで
神の上に坐っていて
放(ひ)りつけて
まりつけて

（『沖縄民俗』十五号）

(六)　たきむどいうむい（粟国村）

一　ひー　んまひちぬさぶらめ
二　ひー　ぬじゃいちぬいしらめ
三　ひー　かみがとち　なたんどう
四　ひー　ぬしがとち　なたんどう
五　ひー　わがぬりま　ゆしてくう
六　ひー　わがたてま　ゆしてくう
七　ひー　なんじやくら　ふいたてり
八　ひー　くがにくら　うしたてり
九　ひー　はなびふわや　でぐぬちゆ
一〇　ひー　くんぢうゆや　さぬちゆ
一一　ひー　ひじやいとて　みぐらし
一二　ひー　たゆいとて　みぐらし
一三　ひー　うぶちみやらびぬよ
一四　ひー　たちゆいゆい　まちゆらど

ヒー　馬引きの三郎前
ヒー　御駄〈馬〉引きのイシラ前
ヒー　神の時になったよ
ヒー　主の時になったよ
ヒー　我が乗り馬を寄せて来い
ヒー　我が立て馬を寄せて来い
ヒー　銀鞍を振り立てよ
ヒー　黄金鞍を押し立てよ
ヒー　はなびふわはでぐの糸
ヒー　縛り緒はさの糸
ヒー　左取って廻らし
ヒー　手結い取って廻らし
ヒー　ウブチ女童が
ヒー　立ち寄り寄り待つだろうよ

一五 ひー　かくらうむしるがよ
一六 ひー　ちまるして　まちゆらど
一七 ひー　さんばしる　ちちやぎり
一八 ひー　たましだい　まちやぎり
一九 ヒー　いちゆしだい　かやぎり

ヒー　カグラウムシルがよ
ヒー　ちまるして待つだろうよ
ヒー　桟走る〈戸〉を突き上げよ
ヒー　玉簾を巻き上げよ
ヒー　糸簾をからげよ

（『島尻郡誌』）

(七)　うねーじやくうむい（粟国村）

一 ゆなぐしく　うちすゆいよ
二 うちゆまがに　ないかわて　やーひーおーひ
三 まちゆが上に　うがましやい　やーひおーひ
四 まちゆが上に　ちぢらしやい
　やーひおーひ　うへいー　へい
五 で　百さまでちきる　うんしやくどう
六 で　百とまでちきる　うんしやくどう

＊「神酒を授ける場合のおもろ」とある。

与那城御年寄りよ
うちゆまがに成り変わって　ヤーヒーオーヒー
まちゆ〈部落〉の上に拝ませて　ヤーヒオーヒ
まちゆの上に手摩らせて
ヤーヒオーヒ　ウヘイー　へイ
さあ　百歳まで付ける御神酒だよ
さあ　百年まで付ける御神酒だよ

（『島尻郡誌』）

(八)　初拝（はつうがんまーぬ）（粟国村）

一 ちゅーとぅまーぬ
二 なみうぃがーぬ
三 初がめー
四 ゆゑがめー

今日の日の
今吉日の
初拝みは
御祝い拝みは

五	うぢゅうでぃ	出　て
六	をぅがでぃ	拝んで
七	うぢゅうでぃ	出　て
八	てぃぢゅてぃ	手摩って
九	西どぅぬん	西殿も
一〇	東どぅぬん	東殿も
一一	かちゃーわーち	掻き合わして
一二	くぢゃーわーち	こね合わして
一三	あざしくまば	あざしくま〈部落〉を
一四	しちゅしちゅ	しちゅしちゅ
一五	くんでぃたーば	組手田を
一六	はちはち	はちはち
一七	ぶさちぬーん	菩薩花〈稲〉も
一八	うちゅるさば	打ち降ろしたら
一九	まちゅるさば	蒔き降ろしたら
二〇	にーんぜー	根を見ると
二一	いちむとぅ	一　本
二二	すらんぜー	稍を見ると
二三	むんみふしてぃ	百栄えて
二四	やすひふすてぃ	八〇栄えて
二五	ふーだりーば	穂垂れを
二六	うちゅるちー	打ち降ろして
二七	三月が	三月が

二六	でぃんたてー	実に立つと
二九	あちちにかみるち	あちちに戴き降ろして
三〇	うざにむちゅしてぃ	御座に持ち寄せて
三一	うざからあまたせー	御座から余ったものは
三二	うゐんまでぃん	御縁までも
三三	ういんから余またせー	御縁から余ったものは
三四	う倉までぃん	御倉までも
三五	う倉から余またせー	御倉から余ったものは
三六	う庭までぃん	御庭までも
三七	五月が	五月が
三八	でぃんたてー	実に立つと
三九	ふーだりーが	穂垂れを
四〇	まちゅるちー	蒔き降ろして
四一	うちゅるてぃー	打ち降ろして
四二	天にてぃる	天に照る
四三	てぃるくふわーが	ティルクファー〈太陽〉が
四四	みまぶゑーん	見守りも
四五	でぃんたてー	実に立てて
四六	だしなゑーん	養いも
四七	だんたぼーり	誠に下さい
四八	五月が	五月が
四九	でぃんたてー	実に立つと
五〇	せーちゅらーん	せー清らも

五一	うちゅるさば
五二	ないちゅらーん
五三	まちゅるてぃー
五四	又ぬ風
五五	ないふしてぃ
五六	ゆだぬ数
五七	ないふしてぃ
五八	天にてぃる
五九	てぃるくふぁーが
六〇	みまむぁーん
六一	でぃんたばーり
六二	だしまてぃーる
六三	てぃるすぃーが
六四	だしまぁーん
六五	だんたばーり
六六	やいやどぅん
六七	月とぅゆでぃ
六八	むる島ん
六九	ちちうゆでぃ
七〇	あわぐいぬ
七一	みなとぅぐち
七二	かきふしてぃ
七三	ちちふしてぃ

	打ち降ろしたら
	実り清らも
	蒔き降ろして
	股ごとに
	実り栄えて
	枝ごとに
	実り栄えて
	天に照る
	ティルクファーが
	見守りも
	実に下さい
	大島照る
	ティルスイー〈太陽〉が
	養いも
	誠に下さい
	ヤイヤドゥも
	聞き鳴響んで
	諸島も
	聞き及んで
	粟国の
	港　口
	掛け栄えて
	敷き栄えて

七四	ちがあぎてぃ	ちが〈枡〉を上げて
七五	ういみちら	うい満たそう
七六	ましあぎてぃ	枡を上げて
七七	ういあぎら	うい上げよう
七八	なはぬ里	那覇の里
七九	里主とぅ	里主と
八〇	綾瓶（くゎいん）持っち	綾瓶を持って
八一	でぃーふくら	さあ誇ろう
八二	玉瓶持っち	玉瓶を持って
八三	でぃーふくら	さあ誇ろう
八四	やゑがとぅし	来年も
八五	かふーぐとぅ	果報事
八六	あきまどぅし	明けま年も
八七	ふくいぐとぅ	誇り事
八八	なをぅゆゑん	何よりも
八九	ふくいぐとぅ	誇り事

＊曲は八月のおもりに同じ。正月に神人が初めて揃う時、とある。

（『琉球王朝古謡秘曲の研究』）

(九) おないじゃくおもり（粟国村）

一 ウーーへーイへーイ〈囃子、以下略〉	ウーへーイへーイ
きゆぬとぅきなをー	今日の時直り
二 なまがうぃになをー	今の上に直り

三	うふぐるがうにじりー	大男の畝切り〈畝のすべて〉
四	いちくたーがましじりー	いちく達の枡切り〈枡のすべて〉
五	いぬをぅいがなれー	同じ折になると
六	いぬちちがなれー	同じ月になると
七	まちりみちぎれーわち	祭り神酒を造って
八	ぬまうゑみちぎれーわち	飲み神酒を造って
九	やまみちぬまみなー	ヤマミチの真庭
一〇	わかりぶしまみなー	ワカリブシ真庭
一一	あやだむとぅちゅちゃい	綾だむと〈座所〉を打ち置いて
一二	あやぬまーしうちゅちゃい	綾の筵を打ち置いて
一三	すゆみちよ　うむりぐわー	スユミチヨ〈神女名〉　思い子
一四	あらばがみでぃんたてー	アラバ神が実に立つと
一五	あらばしじだんたてー	アラバシジ〈神〉が誠に立つと
一六	あらばがみでぃんたてー	アラバ神が実に立つと
一七	くばむいぬうまうゑー	葵蒲森の馬追い
一八	かじゃぬくぬうまうゑーが	カジャヌクの馬追いが
一九	んしゅぢけーみせーんどー	立派な招請をなさるよ
二〇	たまぢけーみせーんどー	玉招請をなさるよ
二一	あをぅびぢゃーんんすいなみてぃ	奥武樋川も据え並べて
二二	たまふぃぢゃーんなみするてぃ	玉樋川も並べ据えて
二三	いちちがなれー	同じ月になると
二四	いぬをぅいがなれー	同じ折になると
二五	やまとぅからくだゆる	大和から下る

二六 あかわんぬゆのーし
二七 くるぬしゃーぬんしゃく
二八 なかむらちうしら
二九 はたゆらちむらしら
三〇 しゅがむいしゅしたりー
三一 まだまむいしゅしたりー
三二 あわぐゐぬうんしゃく
三三 むしょーちかふーまさり
三四 うさがてぃかふーまさり
三五 むぢちだりしるなよー
三六 さしぶだりしるなよー
三七 神ぬちちゃらいらい
三八 ぬしぬまだまくみらいー
三九 すゆみちょ うむりぐわー
四〇 あらばがみだんたてー
四一 あらばしじでぃんたてー
四二 なでしゆぬ なでぃしざけん
四三 きむむゆぬ きむむざきん
四四 なんぢゃちぶ 黄金ちぃぶ
四五 たんかわーに うしゃぎてぃ
四六 はだぢみに うしゃぎてぃ
四七 うさうゑーむい むやがちー
四八 うちあしびみせーん

赤碗の世直し
黒塗りの御神酒
中盛らして差し上げよう
端寄らして差し上げよう
首里の森主したり
真玉森主したり
粟国の御神酒を
召し上がって果報勝り
召し上がって果報勝り
むぢち〈物憑き〉垂れするなよ
さしぶ〈託女〉垂れするなよ
神の力を得よう
主の真玉を込めよう
スユミチョ 思い子
アラバ神が誠に立つと
アラバシジが実に立つと
撫です〈桑の実〉の撫です酒も
木桃の木桃酒も
銀壺 黄金壺
真向かいに押し上げて
はだぢみに押し上げて
押し合い盛り 盛りながら
移り遊びなさる

四九 わたやしびみせーん　渡り遊びなさる
五〇 あきとまーがなれー　明けどまになると
五一 あきさゐーがなれー　明け去りになると
五二 てぃらみちちいぐまち　ティラ〈聖域〉三月賑わして
五三 みかび月とぅゆまち　三日日月鳴響まして
五四 てぃら四月とぅゆまち　ティラ四月鳴響まして
五五 くばむいにうしゃがてぃ　蒲葵森に押し上がって
五六 がぢゃぬくにうしゃがてぃ　ガヂャヌクに押し上がって
五七 なゆくむるとーふかめー　ナユクムルと大神は
五八 しぬちゃうぇーねーゆやたる　しぬ行き逢いに寄り合った
五九 んしまでぃあーちでやなしば　御袖合わせて誠になすと
六〇 くんでぃあーちでやなしば　組手合わせて誠になすと

（『琉球王朝古謡秘曲の研究』）

(十) りーじうむい〈うーへーいへーい〉（粟国村）

一 ウーヘーイ　ヘーイ〈各詩の頭につく〉　ウーヘーイ　ヘーイ
二 しゅゆみちよ　うむりぐわー　シュユミチヨ〈神女名〉　思い子
三 しまぶさーゆみしょーちょり　島栄えなさって下さい
四 くにぶさーゆみしょーちょり　国栄えなさって下さい
五 くばむいぬうまうぇーが　葵蒲森の馬追いが
六 がぢゃぬくぬにゅまうぇーが　ガヂャヌクの馬追いが
七 んしゅぢけーみしょーりゆんどー　立派な招請をなさるよ
八 たまぢけーうぇーみせーんどう　王招請をなさるよ

八 あふひぢゃーんすいなみてぃ　奥武樋川も据え並べて
九 たまひぢゃーんなみするてぃ　玉樋川も並べ揃えて
一〇 いぬ月がなれー　同じ月になると
一一 いぬをぅいがなれー　同じ折になると
一二 又ういちぇーや拝(をぅが)なびーんどー　又御行き逢いを拝みますよ
一三 にしぬひーだ　西の辺端
一四 うらばるーに　蒲原に
一五 でぃんかきーる　実に掛ける
一六 だんかきーる　誠に掛ける
一七 すゆみちよ　スユミチヨ
一八 うむりぐわー　思い子
一九 なでぃしゆぬ　撫です〈桑の実〉の
二〇 なでぃしざけー　撫です酒
二一 きむむゆーぬ　木桃の
二二 きむむざけー　木桃酒
二三 銀壺(ぎんじゃらぼ)ー　銀壺を
二四 うひさいらでぃ　大きさ選んで
二五 黄金ちぼー　黄金壺を
二六 高さいらでぃ　高さ選んで
二七 たんかわーに　真向かいに
二八 うさぎてぃ　押し上げて
二九 はたぢみに　はたぢみに
三〇 うさぎてぃ　押し上げて

三	うさうぇーむい
三	むやがちー
三	ゆさうぇーむい
三	むやがなし
三	うちあしび
三	みせーんどー
三	わたやしび
三	みせーんどー
三	あきとぅまーが
四	なれー
四	あきさいが
四	なれー
四	三日日月（ゆかび）
四	いぐまち
四	四日日月（ゆかび）
四	とぅゆまち
四	てぃら三月
四	でぃんたてー
四	てぃら四月
五	だんたてー
五	くばむんに
五	うさがてぃ
五	がざぬくに

押し合い盛り
盛りながら
寄せ合い盛り
盛りながら
移り遊び
なさるよ
渡り遊び
なさるよ
明けどまに
なると
明け去りに
なると
三日日月
賑わして
四日日月
鳴響まして
ティラ〈聖域〉三月
実に立つと
ティラ四月
誠に立つと
蒲葵森に
押し上がって
ガザヌクに

五四	くながてぃ
五五	ややちみぬ
五六	まみなー
五七	わかりぶし
五八	まみなー
五九	くだぬとふ
六〇	とふひち
六一	まちゅぬやふ
六二	やふひち
六三	なゆくむいとぅ
六四	うふかめー
六五	うらちゃうぇーねー
六六	いちゃたる
六七	しぬちゃうぇーねー
六八	ゆやたる
六九	んしゅでぃあーち
七〇	でぃーなしば
七一	くんでぃあーち
七二	だーなしば
七三	すゆみちよ
七四	うむりぐわーが
七五	あらばがみ
七六	だんたてー

踏み上がって
ヤヤチミの
真　庭
ワカリブシ
真　庭
くだ〈部落〉の十帆を
十帆引いて
まちゅ〈部落〉の八帆を
八帆引いて
ナユク思イと
大神は
浦行き逢いに
行き逢った
しぬ行き逢いに
寄り逢った
御神合わせて
実になすと
組手合わせて
誠になすと
スユミチヨ
思い子が
アラバ神
実に立つと

七	あらばしじ	アラバシジ〈神〉
七	だんたてー	誠に立つと
七	戻りばーぬ	戻る際の
八	うとぅるしゃ	恐れ多さ
八	しじゅちばーぬ	退く際の
八	やぐみさ	長　さ
八	おーひやーひ	オーヒヤーヒ
八	やーひおーひ	ヤーヒオーヒ

＊謡い方は、譜面によると「ウへイーへイすゆみちょうむりぐゎー」とある。途中(二四)で曲が変わる。

（『琉球王朝古謡秘曲の研究』）

(十)　ときなをり（粟国島）

一	きゆぬとぅちなをぅ	今日の時直り
二	なまぬうゑかなをぅ	今の吉日直り
三	やゑちみぬまみなー	ヤニチミの真庭
四	わがりぶしまみなー	ワガリブシ真庭
五	あやだむとぅちぅちゃい	綾だむとぅ〈座所〉を置いて
六	あやぬまーしうちしち	綾の筵を打ち敷いて
七	ぶさちぬーがうちゅるちー	菩薩花〈稲〉を打ち降ろし
八	ふーだーりーがふざちばー	穂垂れの穂先を
九	いんちちがならい	同じ月になったら
一〇	いぬういがならい	同じ折になったら
一一	まちりみちぎらいわち	祭り神酒を造って

三　ぬまうゑーみちぎらいわち　―飲み神酒を造って―

＊～は「粟国島のろのおもり」とある。「ときなをり」は題名の次に「作物の祭の歌曲」とある。
謡い方は、譜面によると「エエーエきゆぬヨヨーとぅちな」とある。

（『琉球王朝古謡秘曲の研究』）

㈣　キートマー〈オーヒヤーヒ〉（粟国島）

一	きーとぅまー	今日の日
二	なみういがー	今の吉日
三	おーひやーひ	オーヒヤーヒ
四	やーひおーひ	ヤーヒオーヒ
五	ゆなぐしく	与那城
六	うちふぢー	大祖父
七	うちゅはうゑー	うちゅはうゑー
八	うちゅまがに	うちゅ真金
九	なままがに	なま真金
一〇	やゆりどぅむ	であっても
一一	五つびーつ	五つ瓶子を
一二	だんたてー	誠に立て
一三	七つびーつ	七つ瓶子を
一四	でんたてー	実に立て
一五	松が上に	まつ〈部落〉の上に
一六	拝ましゃい	拝まして
一七	くまが上に	くま〈部落〉の上に

一八 てぃぢらしゃい
一九 拝でからー
二〇 てぃぢてぃからー
二一 うぐかくら
二二 うしゃがやい
二三 くまがやーい
二四 うんくわぎーに
二五 ないくわぎーに
二六 いらでぃとぅてぃ
二七 すすてぃとぅてぃ
二八 八ひぢひぢとぅてぃ
二九 十ひぢひぢとぅてぃ
三〇 ないぶまーぬ
三一 なんぢゃなしー
三二 んすでぃうぃーでぃ
三三 んすでぃきてぃ
三四 くんでぃうぃーに
三五 くんでぃきてぃ
三六 うつぶつくてぃ
三七 ないぶつくて
三八 すゆみちぬ
三九 あらばしじ
四〇 あらばがみ

手摩らして
拝んでからは
手摩ってからは
うぐ神座〈天上〉に
押し上がって
踏み上がって
御桑木に
実り桑木に
選んで取って
すすてぃ〈選んで〉取って
八鬚を鬚取って
十鬚を鬚取って
鳴り呼ぶ〈鼓〉庭の
鳴り加那志
御袖上に
御袖受けて
組手上に
組手受けて
打ち呼ぶ〈鼓〉を作って
鳴り呼ぶを作って
スユミチ〈神女名〉の
アラバシジ〈神〉
アラバ神

四一	だんたてー	誠に立つと
四二	くばむいぬ	蒲葵森の
四三	うまうぁーぬ	馬追いの
四四	がじゃぬくぬ	ガジャヌクの
四五	ぬまうぁーぬ	ぬま追いの
四六	んしゅぢけー	立派な招請
四七	たまじけー	玉招請
四八	あをぅひじゃー	奥武樋川
四九	すいなみて	据え並べて
五〇	なみするてぃ	並べ揃えて
五一	すゆみちよ	スユミチヨ
五二	うむりぐわー	思い子
五三	なでしよー	撫です〈桑の実〉の
五四	なでしざき	撫です酒
五五	きむむだき	木桃酒
五六	なんじゃちぶ	銀　壺
五七	くがにちぶ	黄金壺
五八	うふぃさいらでぃ	大きさ選んで
五九	たかさいらでぃ	高さ選んで
六〇	たんかわーに	真向かいに
六一	うしゃぎてぃ	押し上げて
六二	はたぢみに	はたぢみに
六三	うさぎてぃ	押し上げて

六四 うさうぇーむい　押し合い盛り
六五 むやがちー　盛りながら
六六 うちあしび召せん　移り遊びなさる
六七 わたやしび召せん　渡り遊びなさる
六八 みちゃびぢち　三日日月が
六九 ゆかびぢち　四日日月が
七〇 でんたてー　実に立つと
七一 てぃらみちち　ティラ〈聖域〉三月
七二 てぃらよちち　ティラ四月
七三 いぐまち　賑わして
七四 とぅゆまち　鳴響まして
七五 かきとまー　明けとまが
七六 だんたてー　誠に立つと
七七 くばむんに　蒲葵森に
七八 うさがてぃ　押し上がって
七九 がじゃぬくに　ガジャヌクに
八〇 くにゃがてぃ　踏み上がって
八一 ややちみぬ　ヤヤチミの
八二 まみなー　真庭
八三 わがりぶし　ワガリブシ
八四 まみなー　真庭
八五 くだぬとふ　くだ〈部落〉の十帆を
八六 とーふひち　十帆引いて

八七	まちゆぬ	まちゆ〈部落〉の
八八	やふひち	八帆引いて
八九	なゆくむい	ナユク思イ
九〇	うふがみとぅ	大神と
九一	うらちゃうゑーに	浦行き逢いに
九二	いちゃたる	行き逢った
九三	しぬちゃうゑーに	しぬ行き逢いに
九四	ゆやたる	寄り合った
九五	うふかみとぅ	大神と
九六	んすでぃあーち	御袖合わせて
九七	くんでぃあーち	組手合わせて
九八	だーなしばどぅ	実になしたからこそ
九九	すゆみちよ	スユミチヨ
一〇〇	うむりぐわー	思い子
一〇一	戻いばーぬ	戻る際の
一〇二	んぢゅちばーぬ	退く際の
一〇三	やぐみさ	畏　さ
一〇四	おーひやーひ	オーヒヤーヒ

＊謡い方は、譜面によると「きゆとぅまや」とある。

（『琉球王朝古謡秘曲の研究』）

(廿)　ちゃわんとぅいまちー（粟国島）

一　ちゃわんとぅいまちがに　チャワントゥイマチガニ

二	いぢちゅうまりやてぃさらみ	意地気生まれであるから
三	かしちゅうまりやてぃさらみ	かしちゅ生まれであるから
四	いぢゅくふしゃ	いぢゅく〈船〉を欲しい
五	みくにふしゃ　一ちふさ	御船を欲しい　一つ欲しい
六	みふにはぢくぃたりば	御船を接(は)いで上げたら
七	いぢゅくはぢくぃたりば	いぢゅくを接いで上げたら
八	大和旅でぃー上ら	大和旅　さあ上ろう
九	山城(やしる)旅でぃー上ら	山城旅　さあ上ろう
一〇	み金買うてぃでー戻ら	新金を買って　さあ戻ろう
二	てぃ玉買うてぃでぃー退(しじゅ)か	手玉を買って　さあ退こう

＊題名の次に「東の人東に帰る道中」とある。謡い方は、譜面によると「ちゃわんとぅいまちがエーヘシャラフヤフハベルメーマタ」とある。

（『琉球王朝古謡秘曲の研究』）

㈣　へーゆまー（粟国島）

一	きゆとぅまーぬ　へーゆまー	今日の日の　へーユマー
二	なまとぅまーぬ　へーゆまー	今の日の　へーユマー
三	神が時なたんどー	神の時になったよ
四	戻い時なたんどー	戻り時になったよ
五	さしふだり　へーゆまー	さしぶ〈託女〉垂れ　へーユマー
六	むぢちだり　へーゆまー	むぢち〈物憑き〉垂れ　へーユマー
七	わねさしふ　へーゆまー	我はさしぶ　へーユマー
八	わねむぢち　へーゆまー	我はむぢち　へーユマー

＊「立ち別れの曲」とある。謡い方は、譜面によると「へユマへーユマきゆとぅまぬへーユーへユマ」とある。

（『琉球王朝古謡秘曲の研究』）

㈤ 急げ急げ神金（粟国島）

一	イー	いすぎすぎ神がにー	イー　急げ急げ　神々
二	イー	神が時（とうき）なてぃどう	イー　神の時になったよ
三	イー	いすぎあがちみー	イー　急げ　我が君
四	イー	戻い時なたんどー	イー　戻り時になったよ
五	イー	馬ひきぬさぶらめー	イー　馬引きの三郎前
六	イー	ぬぢゃひちぬいぢらめー	イー　御駄〈馬〉引きのイヂラ前
七	イー	わが乗馬（ぬいま）寄してくー	イー　我が乗り馬を寄せて来い
八	イー	わがたてぃまあてぃてぃくー	イー　我が立て馬を当てて来い
九	イー	銀（かんぢゃ）じらふいかきー	イー　銀鞍を振り掛け
一〇	イー	黄金ぐらうちすい	イー　黄金鞍を打ち添え
一一	イー	あをぅらしみなをー	イー　あをぅら締め縄を
一二	イー	やすびしみなをー	イー　やすび締め縄を
一三	イー	でぃぐぬちゅーぬませんぢ	イー　でぃぐの糸のませんぢゃー
一四	イー	たゆいかたみぐらち	イー　手結い方を廻らして
一五	イー	ひざいかたみんぐわち	イー　左方廻らして
一六	イー	かくらうむじるやめー	イー　カグラウムジルヤ前
一七	イー	玉簾巻きゃぎり	イー　玉簾を巻き上げよ
一八	イー	玉ばしるうしゃぎり	イー　玉走り〈戸〉を押し上げよ

一九　イー　いちゅ簾巻きゃぎり
二〇　イー　かくらうむぢるがめー
二一　イー　うぶちみやらびー
二二　イー　たちゅいゆいまちゅんどー
二三　イー　ゆいたちょーてぃまちゅんどー

＊題名の次に「西の人西に帰る」とある。

イー　糸簾を巻き上げよ
イー　カグラウムヂルの前
イー　ウブチ女童が
イー　立ち寄り寄り待つよ
イー　寄り立っていて待つよ

（『琉球王朝古謡秘曲の研究』）

(六)　国御儀式（粟国島）

一　エイエ　すゆみちぬ　ヨーヨー
　うみじり　クリヒチュチュエドイ
二　ゆなぐしくうちふぢー
三　うちゅまがいやりどぅむ
四　ゆなぐしくうちゃすいーや
五　うちゅまがいやりば
六　なままがにやりどぅむ
七　五つびーちゅでぃんたてー
八　七ちびーちゅだんたてー
九　松が上に拝まち
一〇　拝でぃから　手じてぃから
一一　うぐかくら　ゆやぎむい
一二　うしゃがやい　くにゃがやい
一三　うんくわぎーぬゆゆぢゅらー

エイエ　スユミチ〈神女名〉の　ヨーヨー
畝切り〈畝のすべて〉
与那城大祖父
うちゅ真金であるけれども
与那城お年寄りは
うちゅ真金であるから
なま真金であるけれども
五つ瓶子を実に立て
七つ瓶子を誠に立て
まつ〈部落〉の上に拝まして
拝んでから　手摩ってから
うぐ神座　寄り上げ森に
押し上がって　踏み上がって
御桑木の節々清ら

一四	ないくわぎーぬ節ぢゅらー	実り桑木の節清ら
一五	いらでぃ　とうてぃ　すすてぃとぅてぃ	選んで取って　すすてぃ〈選んで〉取って
一六	八ふぃぢふぃぢとぅてぃ	八髻を髻取って
一七	十ふぃぢふぃぢとぅてぃ	十髻を髻取って
一八	うつぃぶちゅくてぃ　なゆぶちゅくてぃ	打ち呼ぶ〈鼓〉を作って　鳴り呼ぶ〈鼓〉を作って
一九	うちぶなーぬないとぅゆむ	打ち呼ぶ庭の鳴り鳴響み
二〇	ないぶなーぬなんぢゃなしー	鳴り呼ぶ庭の鳴り加那志
二一	ん袖上にんしゅでぃちち	御袖上に御袖着て〈鼓〉
二二	くんでぃ上にくんでぃちち	組手上に組手着て〈鼓〉

＊題名の次に「東から西に向って」と注記がある。

(七)　国おもり（粟国島）

一	エイエ　ゆなぐしく　ヨーヨー	エイエ　与那城　ヨーヨー
二	うちふぢ　クリヒチュチュエドイ	大祖父　クリヒチュチュエドイ
三	しゅゆみちぬうにぢりー	シュユミチ〈神女名〉の畝切り
四	うむりぐわーぬましじりー	思い子の枡切り〈枡のすべて〉
五	ぶさちぬーがふばなばー	菩薩花〈稲〉の穂花を
六	ふーだりーがふざちばー	穂垂れの穂先を
七	いぬ月がなれー	同じ月になると
八	ぶさちぬーがうちゅるちー	菩薩花を打ち降ろして
九	いぬ時がなれー	同じ時になると
	ふーだりーがまちゅるちー	穂垂れを蒔き降ろして

一〇 まちりみちぎれーわち　　祭り神酒を造って
一一 ぬまうぇー道ぎれーわち　　飲み神酒を造って
一二 すゆみちよ　うむりぐゎーぬ　　スユミチヨ　思い子の
一三 なでじゅーぬなでぃしだけー　　撫です〈桑の実〉の撫です酒
一四 きむむゆーぬきむむざけー　　木桃の木桃酒
一五 なんぢゃちぼーうふぃさいらでぃ　　銀壺をたくさん選んで
一六 くがにちぼー高さいらでぃ　　黄金壺を高さ選んで
一七 おう遊びみせん　　おう遊びなさる
一八 わたやしびみせん　　渡り遊びなさる

＊題名の次に「西から東に向って」と注記があり、「曲は国御儀式に同じ」とある。

（『琉球王朝古謡秘曲の研究』）

(六)　ちーぐうむい（粟国島）

一 ウーへーイへーイ　きゆぬとぅちなをー　　ウーへーイへーイ　今日の時直り
二 なまぬぅぃーがなをー　　今の吉日直り
三 うふぐるーがうにじりー　　大男の畝切り〈畝のすべて〉
四 いちくたーがましじりー　　いちく達の枡切り〈枡のすべて〉
五 かふーどぅんがなしー　　果報殿加那志
六 まみちから　まんぢゅから　　真道から　真溝から
七 あみぐりぬ　いこーふどぅやらー　　雨ぐりに行き逢ったなら
八 かざぐりぬ　いこーふどぅやらー　　風ぐりに行き逢ったなら
九 すばしらし　あとぅながし　　側にそらし　後に流し
一〇 とぅびちゃふちゃ　いこーふどぅやらー　　飛びちゃふちゃ　行き逢ったなら

一二 すばながし　あとぅながし
一三 かふーどぅんがなしーや
一三 まみちから　まんぢゅから
一四 ちくぶせーや　うんけーのーち
一五 うふぐるーや　くしゃてぃのーち
一六 那覇ぬ里主とぅ
一七 綾ぐふぃんむっち　でぃーふくら
一八 玉ぐふぃんむっち　でぃーふくら
＊曲は「おないじゃくおもり」に同じ。

側に流し　後に流し
果報殿加那志は
真道から　真溝から
筑栄えはお迎え直して
大男は腰当て直して
那覇の里主と
綾瓶子持って　さあ誇ろう
玉瓶子持って　さあ誇ろう

(十九) 東(あがり)咲く花（粟国島）

一 イ〈囃子、以下略〉　あがりさくはな
二 さくはなぬちゅらよーる
三 うりににゅーるいちくたー
四 なうんちがとぅぬぢゅら
五 さくはなぬちゅらゑい
六 なをぅんちがとぅぬぢゅら
七 ふぃららしゃーいさくはな
八 うりににゅーるいちくたー
九 なをぅんちがとぅぬぢゅら
一〇 にしぬみーぬしじぬよー
二 うちまわいしじぬ

イ　東方に咲く花
咲く花の美しさよ
それに似るいちく達
なんで飛び上がるのか
咲く花の美しさよ
なんで飛び上がるのか
ふぃららして咲く花
それに似るいちく達
なんで飛び上がるのか
西の海のシジがよ
打ち回りシジが

（『琉球王朝古謡秘曲の研究』）

三　なをぅんちがとぅぬぢゅら　―なんで飛び上がるのか

＊謡い方は、譜面によると「イあがりさくさくはな」とある。

（『琉球王朝古謡秘曲の研究』）

㈢　あままうふんちゅー（粟国島）

一　あままうふんちゅーがよ
二　しぬでぃしらだゑーが
三　んしんさーじしみて
四　んしーんはろーびしみてぃ
五　あかきぃぇーくくぬでぃ
六　しらたぃぇーくくぬでぃ
七　ひしなぎどぅくぢゅたる
八　いのーずくどぅくぢゅたる
九　しゅくぬくわぬちゅちるぎ
一〇　いゆぬくわぬちゅちるぎ
一一　しらにぶしにぶしてぃ
一二　んしーんばーきむちうるち
一三　はてーんばーきかみらち
一四　んすばまにむちるち
一五　はまなかにかみうるち
一六　うわーいよーぐまさん
一七　すくいよーあらさん
一八　ふなとーうまぢりぬ

アママウフンチューがよ
シヌディシラダエーが
三十の手巾を締めて
三十の腹帯を締めて
赤木櫂を企んで
白木櫂を企んで
干瀬沿いに漕いでいた
いのー〈干瀬内〉底を漕いでいた
シュク〈魚名〉の子の一連れ
魚の子の一連れ
しら上(のぼ)せ上せて
三十の籠を持ち降ろして
二十の籠を戴かせて
磯浜に持ち降ろして
浜中に戴き降ろして
上の魚は小さい
底魚は荒い〈大きい〉
船のいっぱい

一九 にしぬうみうしゅてぃ　西の海に押し寄せて
二〇 ひざのうみはよーりてぃ　東の海に走り降りて
二一 ちみちゃぎちゃぎてぃ　君突き上げ突き上げて
二二 ちみにぶしにぶしてぃ　君上せ上せて
二三 はまなかにかみるち　浜中き戴き降ろして
二四 いすばまにむちるち　磯浜に持ち降ろして
二五 うわー魚（いよ）ーぐまさん　上の魚は小さい
二六 うく魚（いよ）ーあらさん　奥の魚は荒い
二七 ぬるがみにうしゃぎてぃ　祝女神に押し上げて
二八 神々にうしゃぎてぃ　神々に押し上げて
二九 うふぐるーにうしゃぎてぃ　大男に押し上げて
三〇 いちくたーにうしゃぎてぃ　いちく達に押し上げて

＊漁る儀式に立って唱う、とある。

（『琉球王朝古謡秘曲の研究』）

(三)　八月のおもり（粟国島）

一 ちゅーとぅまーぬ　今日の日の
二 なまみがーぬ　今吉日の
三 八月しばさし　八月柴差
四 月ぬをぅゆみ　月の折目
五 んちぬをぅゆみ　んちの折目
六 昔から　昔から
七 あたるよーに　あったように

八 ささしから
九 したるよーに
一〇 なかびがみぬ
一一 ゆゆりしょーてぃ
一二 ちなかがみぬ
一三 まちゅりしょーてぃ
一四 しゅくぬちり
一五 ちりながーてぃ
一六 いゆぬちり
一七 ちりながーてぃ
一八 あをぅぢちきん
一九 ちきみそーち
二〇 みちゃび月ん
二一 ちきみしょーち
二二 むーてぃよーい
二三 まちみしょーち
二四 くだるいーん
二五 さしみしょーち
二六 みひるまん
二七 まちみしょーち
二八 さしぬくん
二九 さしみしょーち
三〇 大主ぬ

ささし〈昔〉から
したように
中辺神が
依り降りしていて
道中神が
待ち降りしていて
シュク〈魚名〉の連れ
連れながーてぃ
魚の連れ
連れながーてぃ
あをぅぢちきも
付けなさって
みちゃびつきも
付けなさって
むーてぃよーい
待ちなさって
くだる結いも
差しなさって
みひるまも
待ちなさって
鎖子も
差しなさって
大主の

三	う前から	御前から
三	あがぬしぬ	我が主の
三	うすばから	うすばから
三	きりちゃきてぃ	きりちゃきてぃ
三	あしばびら	遊びましょう
三	くんちゃきてぃ	くんちゃきてぃ
三	あしばびら	遊びましょう
三	あたらがみぢ	惜らがみぢ〈神酒〉
三	ぬがゆてぃる	なんで寄せる
四	ぬがくぶす	なんでこぼす
四	くぶさゆきまー	こぼすよりは
四	わんにうたびみしょーち	我に下さいまして
四	くぶしわどぅ	こぼせばこそ
四	ゆてぃりばどぅ	寄せればこそ
四	やるがとぅし	来　年
四	あきまどぅん	明けま年
四	うりゆいん	それよりも
四	なをぅゆいん	何よりも
四	かふーぐとぅ	果報事
五	ふくいぐとぅ	誇り事

＊題名の次に「坐して唄う」とある。

（『琉球王朝古謡秘曲の研究』）

第十七章　産　業

第一節　農　業

(一)　農業生産の開始

人類が生命を維持し生活して行くには、洋の東西古今を問わず、衣食住の三要素が確充されていなければ、生命の発展も文化の発展もありうるものではない。

裸の原始人類も寒さを防ぐ為には、草の葉を編み、まとい又は動物の毛皮を利用したでしょう。文明の進歩するのに伴い、植物繊維で衣裳を織るとか、近代文明では化学繊維で衣類を織る等の発展を来たしていることは周知の通りである。最も人間の生命を保護する食料品については、農耕を知らざる原始人は、生きるために、総ゆる智恵を使ったに違いない。先ず自然にある草の実、木の実を初め、河や海に生息する魚や貝、海草或は山野に住んでいる野獣を捕獲して食したことも歴史家により貝塚や遺跡から発掘されている出土品により証明されている。住居にしても器具が使用されるまでは自然の洞窟が住居で、器具を使用するようになり、採集移動生活から定着農耕生活になると、木材を利用し草茅を苅り、水溜りのない小高い丘稜上に掘立小屋を建てて住居にしていたことも遺跡から考証されている。

このように人類の生活発展史上、石器を使っていた時代を縄文時代といい、鉄器を使って農耕生産が進歩してきた時代を弥生時代といい生活文明も総ゆる苦難を経て今日の豊かな文明文化を築きあげられてきたようである。日本では、今から六、七千年前無土器文化が去り、紀元前二～三世紀頃から縄文文化から弥生文化へ飛躍を続けてきたといわれている。沖縄でも少々遅れて農耕生活が始まり、更には奄美諸島から南下した種族によって栽培技術の発展と使用器具も木器や石器から鉄器へと開拓され、生活文化の飛躍的発展が助長されていることも歴史家による史跡から考証されているところである。

而して沖縄の原始人の食料には、どんなものが利用されたのか歴史研究家の報告せる貝塚からの出土品が考証するところによると、獣骨の多いのは猪と鳥の骨で、魚類ではタイの骨、ホラ貝、カニの遺骸が多いようで、その外植物性食糧が採集され

たようである。

(二) 農業の発達

自然採集生活が定着した農耕生活に移ったのは、前記のように弥生時代からといわれ、現在粟国の巣飼原貝塚から発掘された出土品もやはり縄文後期の弥生時代のものといわれている。人口稀薄な一七〇〇年代の蔡温時代には、全琉で凡そ七万人が住んでいたようで、蔡温も「沖縄は三〇万人まで自給自足の生計維持が出来る」といったようで、往時の状勢から粟国の先住人が住みついたのも凡そ一五〇〇年頃と考えられる。それらの先住人は、最初に隆起を完成した巣飼原段丘に、海洋民族が北方のヤガン港から上陸して、漁業を本態として石斧等を利用して生活したでしょう。後代になって鉄器が農耕用に使用されるようになると生活も稍々楽になったようです。その理由として粟国は平坦にして農耕地には適しているけれど山幸に恵まれず、魚貝より外に採集される植物性の食糧としては山菜の外は皆無といっていい自然状態であり、又住居にしても草戸原住居跡がある伝説から、巣飼原一帯の洞穴やウヘージ辺の洞穴を利用したようだ。島には未だに掘立小屋でも建てられるような山林資材もないことからも、又巣飼原段丘に御嶽や貝塚があることからも推定できる。

(三) 農業の現状

本村は、三つの段丘で円形を描いている。各段丘は平坦地の土地で、耕作には比較的便利な条件にある。大部分が真地で東海岸に近い一帯が砂地で、水利に恵まれない乾燥地帯である。其の上年々襲来する台風の潮害や旱魃等の災害を受け、又冬の季節風をさえぎる森林や山もないので、自然の好条件に恵まれない島である。それ故、昔からよく枯れき粟国島という言葉が残されている。

島の人は一生懸命に農業に励み、甘藷を主作として麦、粟、大豆を作り、なんとか生計を営んできた。廃藩置県後住民の生活が自由になると那覇や大阪に出稼ぎし、それぞれの生計の根を固めて居るので、三分の一が島に在住し、三分の二以上は那覇や大阪、其の他に第二の故郷として発展している。

終戦後（昭和二〇年）村民の経済が豊かになり、食生活も一変して米食するようになると、甘藷作は栽培面積も減少し穀類も殆んど大豆の外は影をひそめ、粟、麦作は昔と違って栽培されてない。一部の農家では甘蔗（砂糖キビ）作もやっているが、

甘蔗栽培に挺身する農家は逐年減少の一途を辿りつつある。殊に島には老人、子供だけになり、年々耕地は荒廃し、戦前の農業状態に比べ不振の現状である。

(1) 甘　　藷（イモ）

甘藷はメキシコが原産地で、メキシコからスペインに伝えた甘藷が、欧州から東洋にやってきて、フィリピンのマニラに伝来するまで百年そころであるという。まずスペインから各諸島を経てマニラに広がり、一五九四年南支那福州の商人、陳振龍という人によってマニラから福州に渡り、支那（中国）から琉球に伝わって来た。

琉球に伝わってきたのは、尚寧王時代（一六〇五）慶長十年野国総官が支那（中国）から、甘藷の種苗を携えて帰り儀間真常によってわずか十五、六年で全琉的に普及し栽培法が改善されたが、住民の主食物になったのは一七五〇年寛延三年頃（尚敬三八）からでした。

粟国村には誰がいつ移入したかは明らかではないが、本村では黄色の芋と二期作の芋が普及し、食生活も豊かになった。

当時普及した芋の種類

トオンムー、トマイクルー、タイワヌー、シルクラガー、アカクラガー、ナガハマー。

戦前の奨励品種

沖縄百号、沖縄百一号、沖縄百二号、沖縄百四号が奨励され収穫は良好でした。

(2) 甘　　蔗（キビ）

キビの現産地は現在のパキスタン国を流れるインダス河の流域だという。中国に伝わったのは紀元前漢時代約二千二百年前、甘い草木で甘い汁が出るので甘蔗と命名。唐時代、蔗汁を鍋で煮沸して食べる事が発明され、氷飴状で容器に入れて置くと次第〳〵にざらざらして粉状のものになり、砂をかむようになるので砂糖と命名した。而し食べものであるから米を付けようというので、現在の砂糖になったとの事である。

甘蔗が琉球に伝来したのは尚豊王時代（一六二一～一六四〇年）で、元和九年（一六二三年）儀間真常が支那（中国）から製糖法を伝えたのが始めである。王府時代には専売品として取扱われ沖縄の主幹産業として経済をうるおした。

甘蔗汁圧搾機は、一六二三年儀間真常が木製の二本式砂糖車を使用。一六七一年真喜屋実清が三本式に改め労力の節減と搾汁能率を向上させて居たが、一六八三年天保三年木造は不便との事で首里の饒波が石製に改造して使用したが、一八八二年（明

治二十八年）鉄製に改良普及された。

本村では、明治三十五年頃から沖縄在来の小茎種（ユンタンザ）で製糖が始められ、大正十三年頃から大茎種に品種改良され製糖が盛んになった。製糖場は大正三年四月までに西部落四組、東部落三組、浜部落に一組が設立され、昭和七年頃までは年間製糖高五十五戸で三五四九斤、生産売上代金一七五二円であった。その後は年々増産して六〇〇丁（一丁は一二〇斤、七十二kg）樽詰で輸出していた。戦前まで製糖は馬力鉄車の圧搾機で搾汁したが、戦後昭和三十二年東部落に機械力による村製糖工場として二〇屯工場が設置、昭和三十四年は浜製糖場十屯工場が設置された。尚昭和三十六年は村製糖場が三〇屯工場に、浜製糖工場が二〇屯工場に設置替えして両工場共運営して居たが、昭和四十四年頃から甘蔗作農家が減り人手不足のため運営に支障を来たし、そのために両工場とも昭和四十六年村に売却。売却後は数十名が任意組合を組織して浜製糖工場を運営している。

大正年間に於ける三部落の生産状況

○大正三年六月一日～六月三〇日まで三丁。

○大正四年五月一日～五月三〇日まで十七丁。

○旧製糖工場十年間の生産高

年度別	昭和四〇年	昭和四一年	昭和四二年	昭和四四年	昭和四五年
生産高	二、一〇四	一、八五八	一、五一七	一、二九一	一、一八四
年度別	昭和四六年	昭和四七年	昭和四八年	昭和四九年	昭和五〇年
生産高	七〇〇	六三三	五三〇	四一六	四〇五

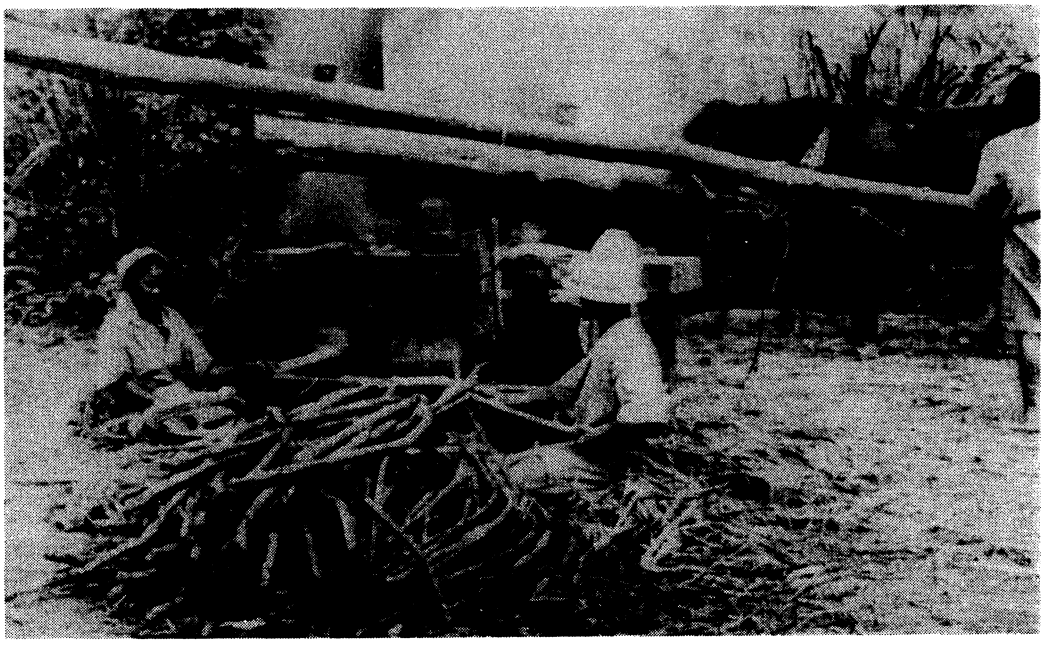

(3) 麦・粟

麦・粟が自然に久高島に生じ、稲苗が知念村、玉城村に生じたので、初めて一般民に耕種を教え、その後食用として全琉に伝えられたが、粟国村に栽培されたのは不明である。麦、粟は昔から貢租作物で、本村に最適な作物で農家は貢租の残高を祭祀や折目用として貯蔵し、戦前までは殆んどの農家が粟俵（三斗入俵）二、三俵は保存していた。特に沖縄では食用作物としては貢租作物である稲、麦、粟、大豆作が殆んどで、毎年やって来る暴風や旱魃等の災害で農作物に豊凶があり、そのため自給自足の生活から沖縄の飢饉は餓死に繋がるものでした。

本村の麦・粟は戦前までは豊作で、島の名に相応し、粟の生産高は島尻で一位として有名であった。けれども戦後は食生活の向上に伴い米食するようになり、麦・粟は耕作する農家が一軒もない現状である。

(四) 溜池

農政は察度王以来、農業を奨励し農作物の増収を目的として溜池を造らせた。本村の用水池は何年頃に設備されたかは知らないが、各字毎に左記の池が設備されている。

部落名	溜池名
字西	毛平か、イキントーか、ナラチか、クシか、シカンサか。
字東	四志か。テカーか、仲間か、崎田か、アガリか、フチか。
字浜	クシか（昭和五十一年埋める）、ンナトか、ユナガチヌか（昭和五十五年埋める）。

㊟（か）とは溜池のことである。

(五) 林業

本村は山も森もなく乾燥地で、毎年台風の風害や潮害の災害を受け、農作物栽培には恵まれない島である。大正四年以降暴風林として毎年村予算で造林を続行し、終戦後は政府や県の施策として昭和四十三年に、浜部落の東海岸の照喜名原（ウーグ）一帯に県直営で保安林地に防潮林を造成し、その後は苗木を村に無償配布して村の計画に基づいて造林したのである。

(六) 蘇鉄

本村は元来乾燥地なるが故、年々飢饉は予想されるので、生活上欠くことの出来ない唯一の頼りになる作物で、蘇鉄の実は次期収穫期までは大切に保存したものである。現在原野に密生している蘇鉄は、蔡温時代に人口一人に対し三〇本と指定して植栽させたと伝え話もある。

蘇鉄の実一切収穫について、本村は他村のように薪炭になる木は植えられてなく至る所蘇鉄ばかりの原野である。蘇鉄の利用は、他町村に見ることができない程範囲が広く、葉は薪炭用、実と幹は食用味噌や神酒(ミキ)等の醸造や豚の飼料にも供せられた。

旧九月頃蘇鉄の実の成熟期になると、各字区長は村当局と秘密裡に協議して、村民が蘇鉄の実を採集する期日を定めた。それは盗難予防の目的からであった。そして定められた期日の未明には、これを村民に告げるためドラ鐘を鳴らす。鐘が鳴り響くと同時に、かねてからこの日を待っていた村民は、準備していた採集用具を持って老若男女総出して収穫したものである。蘇鉄の実収穫を毎年秘密裡に定めることは、いろいろな支障があって迷惑になるので、昭和十七年より旧九月五日を期して一切収穫を許すようになり現在に至っている。

(七) 家畜

家畜は牛、馬、豚、山羊、鶏等が昔から飼育されていたようだが、何時頃から飼育されたか資料もなくはっきりしない。おそらく全琉的に甘藷栽培が普及し、蘇鉄の利用法等が研究されるに伴い飼育が盛んになったのでしょう。

牛は在来種で家族の多い家は他の家畜と共に飼育していたが殆んど繁殖用で、仔牛は生後半年位で本島の馬喰(ばくよう)に買われていた。戦前までは一二七頭飼われていたが、戦争で全滅し、戦後取鳥牛の品種が導入され、昭和五十六年代では飼育戸数も減り、本格的に県の補助を受け、原野に畜舎を建て専業的に二〇頭内外を飼育する農家も二、三軒現われ、全体で五〇頭の繁殖牛が飼育されつつある。

馬は昔から農耕、運搬用として戦前は一一四頭位飼育されていた。現在では三〇頭しか飼育されてない。

豚は各家庭に一頭から三頭位宛飼育されていたが、在来種の唐豚(アーグー)で矮少(わいしょう)で発育、肉付も悪く、一年位飼育して百二、三〇斤程度で那覇の豚商に売られていた。旧正月は各家庭とも正月用として一頭宛屠殺するのが慣習でした。大正中期

からパークンヤーやハンプシャー品種に改良されたが、昭和二十八年頃から発育も肉付も早くて良い、米国系のランドレースの白豚が飼われるようになった。戦前は二一〇三頭も飼われていたが、現在では一六九頭しか飼われていない。

山羊も戦前は豚と共に、どの家庭でも飼育し、村では二四七二頭も飼育されていたが、戦後は飼育者も激減し、従来の舎飼から野原に繋いで飼育する程度で、一年位で山羊商に買取られ、現在一四四頭が飼育されている。

鶏も戦前までは各戸に自家用及び販売用として在来種が五、六羽宛宅地内に放飼いしていた。終戦後はレグホン種の卵用専門に四、五軒の飼育者がいたが、飼料高騰に伴い廃業し、村に五〇羽位が飼育されている状態である。

(八) 産業の奨励

沖縄の古代社会は社会生活、経済生活の未発達から十八世紀までも職業の分化が行われず、町百姓だけが商工業にも従事することが出来、殆んどの貢租用生産は田舎百姓の農民であった。貢租用品は農業生産物であったから農民は種々の困難に耐えて農業に精励させられた。農業は蔡温の著書である農務帳や農業手段書によって指導、監督され農業の監督機関として地方に設けられ、各間切では総耕作当が、村（字）では耕作当が実際指導、監督に当たったようである。

生産手段として農具は向象賢時代（一六六七年）には、鍛治屋を各村（字）に置いて鉄製の斧、石鍬や鎌等の製作修理等を行った。現在各字に屋号「カンゼーク」鍛治屋とあるのは当時の名残りで、王府が如何に納税手段に苦心をしたか、又農民が貢租作物を生産するに全心血を注いだことが窺える。原山勝負の名残りがそれである。

(1) 農業状況と人口動態

戦前の農業状況と人口動態（昭和十八年）

全耕地面積三七五丁八反、実際耕地面積二八三丁八四二反七セ

昭和十八年から昭和二十二年までの人口動態

年度	昭和十八年	昭和十九年	昭和二〇年	昭和二一年	昭和二二年	
人口	二、七七七	二、八〇三	三、四四五	三、六二六	四、八四五	年々人口が増加したのは昭和二〇年十月十日、那覇空襲により那覇在住者が次々と帰村したため。

昭和三〇年以降の国勢調査による人口動態

年度	昭和三〇年	昭和三五年	昭和四〇年	昭和四五年	昭和五〇年	昭和五二年	昭和五五年	
人口	二、三九二	二、一二五	二、〇一一	一、五二三	一、二八一	一、二一二	一、二二七	人口減は年々出稼者が増加したため。

(2) 戦前戦後の家畜調べ

戦前（昭和十九年十二月現在）

豚二、一〇三頭　牛一二七頭　馬一一四頭　山羊二、四七二頭

戦後（昭和二十一年以降）

年号	牛	馬	豚	山羊	鶏
昭和四七年	一五	一〇七	三二〇	二三〇	九五〇
昭和四九年	四八	一〇五	四〇八	六二二	四七〇
昭和五一年	四七	七二	四〇一	四三七	五〇
昭和五三年	三七	四七	二七三	五〇八	二
昭和五五年	六七	三三	一六九	一四四	

第二節　養蚕

沖縄の養蚕業の発達は、久米島の「堂の比屋」が察度王時代（一三〇五～一三九五年）に任命を受けて明国（中国）に進貢せし時、養蚕機織即ち紬織の方法を習得して帰り、島民に教えたのが始めといわれる。久米島は紬の産地となり、慶良間島、渡名喜島、粟国島に普及し、慶長元年（一五九六～一六一四）頃から　は一つの産業として発達し、後に越前から宗味入道という人が来島し、久米島は益々紬が盛んになった。

粟国島に於いては、在来種の黄繭（こうけん）種を飼育せしめて真綿作りを奨励されたので、後には本村の養蚕業も年々盛んになった。

(一) 養蚕組合の設置

本村は昔から個人収入としては、糖業に次ぐ産業として上位を占めていたので、養蚕を各家庭に奨励飼育させたのである。昭和十五年肩倉製糸会社と契約して組合を組織し、組合長に屋宜宗保氏を充て運営していたが、次第に養蚕熱が高まり、さらに昭和十七年ずいせん製糸会社と契約して第二組合を組織、組合長末吉達幸が運営していたが戦争のため中絶した。

戦後一九五一年（昭和二十六年）東十六名、西十二名、浜二十九名の計五十七名で粟国村養蚕組合を組織替えし、初代組合長に宮里和明氏を充て養蚕業を運営していたが、年々養蚕家庭が増加し盛んになった。

一九五四年（昭和二十九年）一月十二日、粟国村村長仲里剛氏より、琉球政府比嘉秀平氏宛、養蚕駐在技手配置方陳情したら、これを認め養蚕指導員に村出身の小嶺清氏を派遣し養蚕指導にあたらしめた処、その後の生産高は著しく増加した。

年々増産するので組合は、乾繭場設置の必要を感じ、琉球政府に乾繭場の設置認可申請をし、一九五四年琉球政府補助及び村費で乾繭場十坪を建設した。

琉球政府は村養蚕指導の為、駐在技術員として昭和二十八年二月以降昭和三十三年まで伊波重雄氏を駐在せしめていた。

繭の生産状況

年度	春蚕		夏蚕（kg）	秋蚕（kg）	晩秋蚕（kg）
一九五二年（昭和二十七年）	四四貫五〇〇		一一、二〇〇	二六、五〇〇	二六、〇〇〇
一九五三年（昭和二十八年）			五三、五三〇		二四、七二〇
一九五四年（昭和二十九年）	一五八貫七一〇	五四貫一二〇	八三、六二〇	三三、九一〇	

一九五五年（昭和三〇年）から養蚕熱が次第に衰え、生産は低下し一九六五年（昭和四〇年）後は全く不振となり、村当局は養蚕業を再建さすべく組合長に安里武烝氏、副会長に末吉三郎氏を充て、昭和五十一年五月春蚕モデル式養蚕法を実施した処成績良好でした。昭和五十二年現在、一万五千坪の桑園を作り養蚕を奨励し、春蚕で六百kg程度で品質良好でした。将来養蚕の有望である事を認識し、昭和五十二年九月、政府補助及び県補助、村費等総額六六二万二千円で協同養蚕室三一六坪を宇根武原に建設し、事業経営を実施している。

第三節　粟国村信用販売購買利用組合

本村の農業は旧来のまま改良されてないので、県の指導に従い昭和十年二月農業会を設立し、会長は村長が兼務し職員に農業技手を置き、農業に対する一切の計画を立案せしめて農業の改良普及に従事せしめた。

昭和十三年二月農業組合を組織し、組合長に仲里秀雄氏、常務に浜川栄久氏を充て組合事業を運営せしめた。

昭和十九年四月、沖縄県農業会と沖縄県信用販売組合が合併して沖縄県農業会が設立したのでこれに準じ本村も農業会に設置替えし、会長は村長兼務の事で末吉達幸氏が就任、副会長に内嶺茂政氏、常務に新里栄太郎氏が就任した。農業会組織後は道路の改修、栽培法の改善、並びに防風林の造成等耕地の保護管理に留意しその結果農民の所得が向上し、経済もやゝ豊かになった。特に畜産面は繁殖牛を奨励し、種用牡牛を県から無償借受け子牛の生産に力を入れた。

㈠　事業計画

(1)　経済部及び信用部

(イ)　購買事業の目的として村民の生活安定を計り、統制品の一元化取扱いと適正な配給をなす。

(ロ)　信用事業として貯蓄の奨励を計り貯金の取扱い並びに貸付をなし、家畜の増殖と経済力の増進を計画し産業の発達を計る。

(ハ)　販売事業として生産品の集荷統制をなし大豆、砂糖及び家畜類其の他農産物の委託販売をする。

(ニ)　利用事業として農業に必要なる器具を購入設備し、実費利用をなさしめ農産加工の奨励を計る。

(2)　指導部

(イ)　農業技術員をして産業経済並びに増産指導をなさしめ、村勢振興の開発を計る。

(ロ)　農業生産指導として主要農作物の品種改良及び県耕種標準に依る栽培法を指導奨励し、その増産を計る。

(ハ)　増産部面の実行共励に就いては各部落に二人宛の共励員を設置し、各農作物の増産を奨励なさしめた。

(ニ)　主要食糧農作物の増産を計ると共に生産物の供出販売をなさしめ、食糧配給物資の円滑を計る。

(ホ)　自給肥料の奨励については堆肥増産緑肥の栽培を奨励し、金肥の節約を計る。

(ヘ)　農作物の病害虫の駆除予防に就いては被害の調査研究をなし、必要なる薬品材料を購入し病害虫の駆除をなさしめ被害の

減少を計る。

(ト) 時局下労務不足のため隣保班毎に共同作業班を編成せしめ、共同作業を奨励し食糧生産物の増産を計る。

(チ) 家畜の奨励に就いては品種の改良増殖を計る。

(リ) 農民の福利増進を計るため、副業としてアダンバー草履ムシロの生産を奨励する。

(ヌ) 主な奨励品種

甘藷　沖縄一〇一号、一〇三号、一〇四号、昭和十一年七月県農事試験場より配布。

麦　江島神力、昭和十一年九月普天間農事試験場より配布。

大豆　低アンダー、昭和十二年県農業会より購入配布。

(3) 家畜

(イ) 無角牛牡（アルデアンガス英国産）昭和十年十一月県より借受け　無償種子付け。

(ロ) 改良和種　種子牛　昭和十四年十二月、県より借受け無償種子付け

(ハ) 山羊　ザーネン種（乳用）牡二頭　昭和十一年九月、県より払下げ無償種子付け。

(ニ) 豚（ハンプシャー）牡種子豚四頭　昭和十三年、国頭畜産組合より購入無償種子付け。

(4) 農業増産奨励

(イ) 農場一〇〇坪借受け経営、甘藷耕種標準畦立植の試験栽培及び苗の育成普及等一般へ指導奨励。

(ロ) 優良キビ苗の育成普及のため中間苗圃を民間に委託経営させて一般に夏植を奨励。

(ハ) 造林用種苗を育成し造林の奨励。

(二) 戦後の農業組合組織

戦争のため村のすべての公共建物は焼失され、農作物は植付不可能なるが故、畑は荒廃し食糧は不足、経済力は低下して苦境に立たされ、村民は何とかして自力を以って更正して行くには、農業組合を再建し農産物の増加を計り、産業経済に重点を置くべきとの事で一九四六年四月二十五日村長末吉達幸氏は、農業組合設立協議会を開催し、村民の同意を得一九四六年（昭和二十一年）四月、農業組合を組織し、初代組合長に仲里秀雄氏を推し再建した。

歴代組合長

一代	仲里秀雄	昭和十四年四月～	昭和十七年三月
二代	宮里和明	昭和十七年四月～	昭和十九年三月
三月	末吉達幸	昭和十九年四月～	昭和二十一年三月
四代	仲里秀雄	昭和二十一年四月～	昭和二十七年十一月
五代	新里朝良	昭和二十七年十二月～	昭和三十八年十一月
六代	仲里剛	昭和三十八年十二月～	昭和四十四年三月
七代	新城實	昭和四十四年四月～	昭和五十四年十一月
八代	与那盛幸	昭和五十四年十二月～	現在に至る

㈢ 琉球の貨幣

私達は長い間日本円を使用してきたが、大東亜戦争後は米国の施政下に置かれ、軍票B円からドルに切替えられ、ドルから日円に切替えられてきた。昔から先祖が使った通貨の種類と貨幣の数え方。

一、紙幣（一円、五円、十円、二〇円、百円）
　硬貨（一円、五〇銭、十銭、五銭、二銭、一銭、五厘銭）

二、米軍施政下に於ける通貨
　紙幣（一弗、五弗、十弗、二〇弗、五〇弗、百弗）
　硬貨（一セント、五セント、十セント、二十五セント、五〇セント、一弗硬貨）

備考
(1) 昭和二十三年八月十三日、旧日円とB円軍票と交換。
(2) 昭和三十三年九月十七日、B円軍票を米貨一弗対B円一二〇円と交換。
(3) 昭和四十七年五月十五日、ドルと新日円と交換（一ドル対日円三〇五円、ドル相場は一ドル対三六〇円でした。）

昔硬貨の読み方

寛永通宝　グンジュ（五〇）
五厘銅貨　タクムイグンジュー（二組五〇）
一銭銅貨　イチクムイ（五組）
二銭銅貨　イックヮン（一貫）
五銭白銅貨　ニクヮングヤーク（二貫五百）
十銭銀貨　グクヮン（五貫）
二〇銭銀貨　トゥナー（十縄）
五〇銭銀貨　ニジューグクヮン（二十五貫）
一円銀貨　グジックヮン（五〇貫）
二円　ヒャックヮン（百貫）
五円　ニヒャークグジックヮン（二百五〇貫）
十円　グヤックヮン（五百貫）
二〇円　シングヮン（千貫）
二百円　イチマングヮン（一万貫）
二千円　ジューマングヮン（十万貫）
二万円　ヒャクマングヮン（百万貫）

寛永通宝は、寛永十三年（一六三六年）に徳川幕府が発行した銅銭で一枚一文に当たる。後しばしば改鋳され又四文銭、五文銭も造られて沖縄にも来たが、明治初年の「文替り」の時殆ど無価値になり鍋、釜の原料となった。その頃銅銭をショージン（正銭）といい、鉄銭は時代の変遷にともない黒金（クルカニー）ともいわれ子供等の玩具として愛用されていた。

㈣　農業委員会

農業委員会は市町村の行政機関である。市町村長の補助機関ではなく、独立した行政機関であるが法人格を有してないので、

経済事業や他の法人に加入する事はできない。したがってその所掌事務を執行するに当たって、市町村長の指揮監督を受けないが、所掌事務以外の事務局の設置、職員の定数、予算の提案権、その他については市町村長の統轄権下にある。

農業委員会の事務局設置等について市町村長に建議又は協議し、農業委員会運営、事務をスムーズにするため必要である。

農業委員会は行政機関であると同時に、農業者の利益代表機関であるために、農業者の指導的相談役であり、市町村の議会と全く性格を異にしており、与えられた権限事務を遂行する義務を負わされているのである。

粟国村農業委員会設立　昭和四十八年一月創立

会長　安里盛松、会長代理　新里壮介、農地主事　新城雄三、委員十五名

(五)　粟国村共進会会則

第一条（名称並びに組織）　本会は粟国村共進会と称し、村長、助役、審査員、産業課職員を以て組織する。

第二条（目的）　村一円に亘って農業の生産充実増殖面の広範に亘る農業の振興を促進することを目的とする。

第三条　本会は前条の目的を達成するため次の事項を行う。

(1)　出品家畜の審査

(2)　出品農作物の審査

(3)　甘蔗原料搬入高調査

第四条　出品物に対し会長は審査日程を定めて審査事項審議をなす。

(1)　審査の方法は審査委員で決定する。

(2)　会長は審査事項を審議して年度の事業を施行する。

第五条（役員）　本会は会長一名を審査委員より互選する。

(1)　審査委員は各字より二名宛選任して六名とする。

(2)　会長の任期は一ケ年とし再任を妨げない。

第六条　賞品及び委員手当は予算の範囲内において授与する。

第七条　共進会の賞品授与は毎年六月十日以内に実施する。　本会は昭和　年　月　日より施行する。

第四節　水産組合沿革

粟国村は四面海に囲まれながら、古来の漁法は原始的で、わずかに糸満の人が追い込み漁業を営んでいただけで、明治以降も発達は遅々として進まなかった。しかるに明治十八年（一八八五年）前後から、貝殻の需要が盛んになったので黒蝶貝、さざえ、夜光貝等の採取が行なわれ、又松材の丸木舟が杉材のクリ舟になったので遠海に出漁する者が次第に増え、昭和十八年頃は刳舟七〇隻に達することになった。旧四、五月までは流し網による飛魚業、旧六、七月頃はイカ釣り業に従事していた。

鰹漁業の始まりは明治二十二年、鹿児島県枕崎の漁船が慶良間沖で鰹業を行い巨利を得ていた事が知り、明治二十八年（一八九五）座間味間切長（今の村長）であった松田和三郎氏は村民を漁船に乗込ませて鰹漁法を習得させ、さらに明治三〇年（一八九七）には村民に鰹漁業が有望である事を認識せしめ、三〇人の組合員を組織した。しかし、当時は鰹漁業に適する船がなかったので予定の事業に着手できず苦慮していた。その時漁船が漂着したのでこれを買い上げ、同年四月から鰹漁業を始めたのが沖縄に於ける鰹漁業の始めである。

本村に於いては明治四十五年農林大臣の認可を得て漁業権を取得、同年組合を設立し初代組合長に浜川信吉氏が就任した。大正三年字浜西組鰹漁業組合を組織して浜川信吉氏が組合長となって鰹漁業を営んだ。大正四年字浜・東組鰹漁業組合を組織し、伊良皆得徳氏が組合長となって鰹漁業を営んでいたが、島内だけでは鰹の餌が充分得られない

漁　　港

ので鰹漁業も不振となり、大正六年両組合とも解散した。

(一) 戦後の水産業

終戦後昭和二十一年(一九四六)四月村長末吉達幸氏は漁業組合を再組織し、同年七月軍政府より小型舟艇一隻を貰い受け、組合長に浜川栄久氏を就任せしめて鰹漁業に従事せしめたが、村に鰹漁業に対する技術者がいないため渡名喜村から経験者二人を雇用して鰹漁業の指導をさせていたが、操業中久米島の東俗称ウガンザチに於いて座礁したため事業は中断となった。

日本復帰後昭和五〇年に動力付刳舟十六隻の漁業従事者が任意漁業生産組合を組織、組合長に山城栄孝氏が就任、組合事務所を建設。同年漁業奨励金として、村補助金九拾万円を得て魚具を購入、流し網飛魚業に従事した処水揚高良好のようである。

(二) 組合施設

水産業を発展させるには施設を強化し、技術を修得せしめて、漁業生産力に意欲を持たして事業運営の合理化を図り、漁民の所得を高め経済的潤いを豊かにするのが最大の目的で、昭和五十二年以降左記事業を計画して事業の運営を計りつつある。

(1) 粟国漁業組合　製氷・冷凍・漁具・保全施設　製氷・冷凍室二十三坪

(2) モズク植付、東近海一帯計画　現在植付面積　一、〇〇〇坪(将来拡大の計画)

植付開始年月日・昭和五十三年一月二十五日　植付終了年月日・昭和五十三年七月

第十八章　交通・通信

第一節　交　通

本村は離島なる故、本島との連絡は船による外道はなかった。従って昔から船は生活物資の輸入や経済文化の発展上欠くべ

からざるものであった。

昔の船は五、六名乗りの伝馬船や山原船で王朝時代の貢租物や生産物資の輸送、その他番所からの公文書の発送等、常に危険な航海をしたらしい。特に帆船は順風を頼りにするので航海は思う通りに行かず、那覇に行くと十日や二〇日ぐらいが普通で一ケ月も滞在した事は数多くあったとの事である。

旅の上の慣や　十日と思ば二〇日

という昔言葉はこの例からきたものであろう。

聞く処によれば切角島の港口まで来たが干潮で港内に入る事が出来ず港外に待期していたら、急に逆風に遭い港外で難破したこともあり、又波浪のため入港することができず、那覇にひき返したこともあったとの事である。

明治三十五年頃鹿児島運輸会社所有の定期船運輸丸が、離島廻りの郵便船として月二、三回廻航し、その外十五屯の発動機船前島丸と山原船が交代に運航していたので那覇の往来も便利であった。

大正初期になると那覇出身の我部小の船で、個人所有の十五屯発動機船も運航していた。大正六年には島出身の上江洲恵忠氏所有の十五屯発動機船も運航していたが、不幸にして二年後島の港内で停泊中暴風にあい、船体破損し航海不能となりその後は他村出身の発動機船が交々に運航した。而し、それでも諸々の不便を感ずる点が多かったので、村有志は村の発展にも支障を来たすことを痛感し、数名の有志が本格的に株組織をして船を購入し運営して居たが経営不振に陥り運営不能となって村は更めて新造船陽久丸を購入し、村有船として運行を続けて居た処、不幸にしてその村有船も戦災を受け焼失した。

戦後は那覇との交通も出来ない状態でしたが、糸満地区中央食糧倉庫船の無蓋船の舟艇が食糧運搬のため廻航又は臨時に回航して来るのでこれを利用した。その舟艇は無蓋船で乗客と貨物が雑居の航海でした。昭和二十二年以降は村出身者が小型船を運航し、次年度に於いては離島村が一致して離島海運協会を組織し、軍払下げ舟艇で粟国、糸満間を運行した。昭和二十七年当村出身の小嶺重亮氏所有の舟艇が粟国、那覇間の航路として運営して居たが、その舟艇を村が購入し陽久丸と命名、村有船として運営することになった。昭和四十二年村は一五二屯の新造客船を購入して航路経営をして居たが、荷物卸下用機重機の施設完備せる渡名喜村所有の廻航船と買売に当たり、粟国、那覇間を二時間で往来し村に便益を与えて居る。

(一)　粟国村船舶関係

年号	船名	所有者名	記事
大正九年（一九二〇年）	大正丸	村有志の株	経営八年
大正十三年（一九二四年）	大平丸	村有船	経営四年
昭和三年（一九二八年）	金庫丸	西原村翁長太郎	経営六年
昭和九年（一九三四年）	島納丸	村有志の株、玉寄栄章外株	経営六年
昭和十四年（一九三九年）	陽久丸	村有船	昭和二〇年四月一日米軍空襲により焼失
昭和二十二年（一九四七年）	舟艇	糸満地区中央倉庫船	糸満地区離島食糧運搬船で客も利用していた
昭和二十六年（一九五一年）	宝丸	村出身 浜川栄利	経営三年
昭和二十七年（一九五二年）	舟艇陽久丸	村出身 小嶺重亮	糸満地区倉庫船払下げ
昭和二十八年（一九五三年）	第三陽久丸	村出身 小嶺重亮	舟艇を廃船し木造船と交換、経営四年
昭和二十八年（一九五三年）	金吉丸	村有志の株、安里武市外株	経営七年
昭和三十一年（一九五六年）	寿丸	村有志の株、小嶺健市外株	経営二年
昭和三十四年（一九五九年）	満潮丸	〃	昭和三十六年村有船となる。
昭和三十六年（一九六一年）	〃	村有船	
昭和四十二年（一九六七年）	陽久丸	〃	粟国村として最初の鉄鋼船
昭和四十八年（一九七三年）	第一陽久丸	〃	渡嘉敷村有船六月に購入

(1) 昔山原船所有者

毛平の船　船主・與那城　晃　栄　　アデ門の船　船主・宮　里　盛　保　　ナカンヤの船　船主・伊　佐　栄　三

(2) 村有船歴代船長

船名	船長名	就任年月日	退任年月日	備考
陽久丸	與那城教永	昭和十四年十二月一日	昭和二〇年四月三〇日	昭和二〇年空襲で焼失
満潮丸	小嶺重亮	昭和三十六年六月一日	昭和四十二年五月三一日	売却

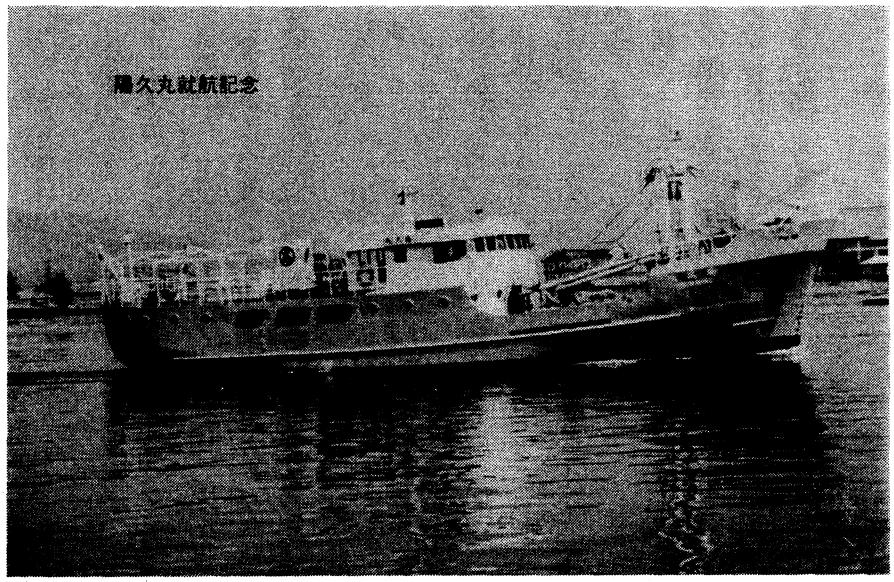

陽　久　丸

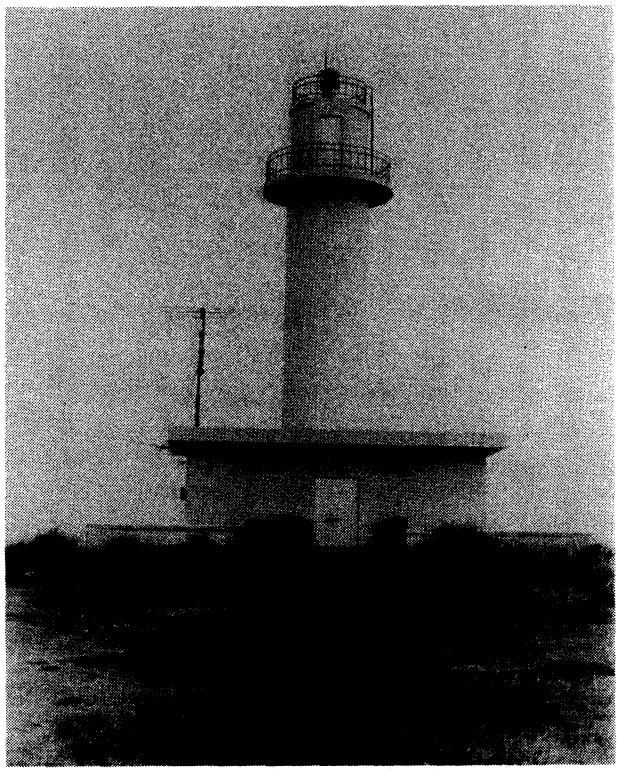

灯　　台

陽久丸	又吉安雄	昭和四十二年六月一日	昭和四十二年七月三一日	売却
陽久丸	上原亀三郎	昭和四十二年八月一日	昭和四十三年八月十八日	
第一陽久丸	玉寄武一	昭和四十三年八月十九日	現在	渡嘉敷村より購入

(二) 陸運状況

陸路に於いては、明治末期まで人が往来できる程度の狭い道路で、野良仕事に行く時男は荷物をモッコォで担ぎ、婦女子は頭上にのせて歩行していたが、大正初期からは道路改修事業により、村道、農道共幅員三メートル乃至四メートルの広い道路に改修され、その後は耕地の往来も馬や車を利用したり、又荷物運搬用のテヤカーを利用するようになった。

戦後は貨客運送用に自動車が購入され、耕運用としてトラックター、耕運機、シャボ等購入され使用されて居る。現在では貨物用トラック、自家用自動車の利用が多くなった。

(三) 港湾

本村の港は水路が浅くて入口狭隘で、干潮の場合は港口に停泊し満潮時を待って港内に船を入れ、翌朝干朝の場合は夜間満潮時に船を出して港の出入口に停泊し、伝馬舟で旅客を運んで船との連絡をした。

昭和十三年第一次工事として県補助金で中央の防波堤工事を完了。昭和十八年第二次工事として西側防波堤を県補助工事として着工していたが、戦争のため中止となった。戦後昭和三十三年に工事中止された西側防波堤を、伊敷組が工事完了した。昭和二十七年（一九六二）五月から九月までの期間中、港入口の幅員拡張、水路深水工事を奥田組が完了せしめた。昭和二十八年（一九六三）七月以降、港入口東側防波堤延長工事並びに桟橋工事を南洋土建会社が着工、昭和三十九年（一九六四）四月、桟橋長さ八〇メートル、幅二十四メートル、高さ三メートルの施設完了、同年五月二日始めて満潮丸が接岸し、船の出入港が自由に出来るようになった。現在昭和五十六年度より新しく防波堤工事が着工され、港湾拡張工事が五ケ年計画で完備される予定である。

第二節　郵便局の制度

明治四年四月二〇日東京、京都、大阪間に始めて郵便取扱いが始められ、この新しい郵便制度は明治五年にはほぼ全国的に実施された。

沖縄が明治天皇の詔勅をうけて琉球となったのは明治五年である。明治六年駅逓寮（明治政府の通信関係担当行政機関）沖縄にも郵便路線を延長する方針を決め、同年十二月郵線許可、明治七年一月駅逓頭（前島密）の命を受けて沖縄に派遣された二人の駅逓員によって、沖縄に次の三つの郵便役所、首里（寒川村）那覇（東村）今帰仁（運天村）と、九つの郵便取扱所、浦添（仲間村）北谷（北谷村）読谷山（喜名村）恩納（恩納村）名護（名護村）本部（渡久地村）羽地（田井等村）大宜味（塩屋村）国頭（奥間村）が設置され、同年三月二〇日から開所された。

明治十二年廃藩置県まで琉球は日清（中国）両属のかたちとなって居たが、沖縄の帰属をめぐる両国の外交交渉において、沖縄が日本の領土としての証拠は、政府機関の郵便局が設置されているという事が有力な事実の一つとなって日本を有利にした。又郵便路線を延長すると同時に、明治政府は郵便船の確保に努めこれを助成し、本土と沖縄の交通は年とともに便利になった。

明治十六年には宮古、八重山、久米島、東風平、宜野湾、玉城、美里などに郵便局が設置され、次第に利用者が多くなった。その後明治十七に郵便為替、郵便貯金。明治二十九年に電信、明治四十三年に電話、大正五年簡易生命保険が開始され、又大正九年には首里局、八重山局、平良局、名護局、逐次糸満局、東風平局、与那原局、嘉手納局、宜野座局、泡瀬局、渡久地局、恩納局、今帰仁局、久志局、塩屋局、辺土名局、西表局等に三等局その他要地に那覇市内を始め無集配局が設置された。大正十五年に郵便年金業務が開始され、郵便業務も次第に増加発展し、昭和二〇年までは普通郵便局、特定郵便局九〇局に達していたが、第二次大戦の決戦場となり、明治七年以降七十二年にわたって築き上げた郵政事業は壊滅したのである。

(一) 粟国郵便局の沿革

本村は明治四十二年那覇郵便局管轄の粟国郵便取扱い所として設置され、島長が取扱い責任者として役場内に於いて郵便物引受け配達の取扱いをする事になった。当時の島長与那城菊太郎氏が任命され、郵便取扱い事務に当たっていた。大正二年には無集配請負制度の三等郵便局設置となり、郵便業務が開始され、逐年郵便業務は増加した。

昭和十六年二月無集配請負制度が改正され特定局となり、同年七月無線電話が設置され村民も便利になっていたが、昭和二〇年三月二十三日未明突然の米軍空襲を受け、局舎は半壊、通信機械類は使用不能、書類は爆風によって散在し、郵便業務は取扱いできず余儀なく停止となった。昭和二〇年六月九日未明米軍が上陸の際、当時の郵便局長屋宜宗保氏は戦死した。

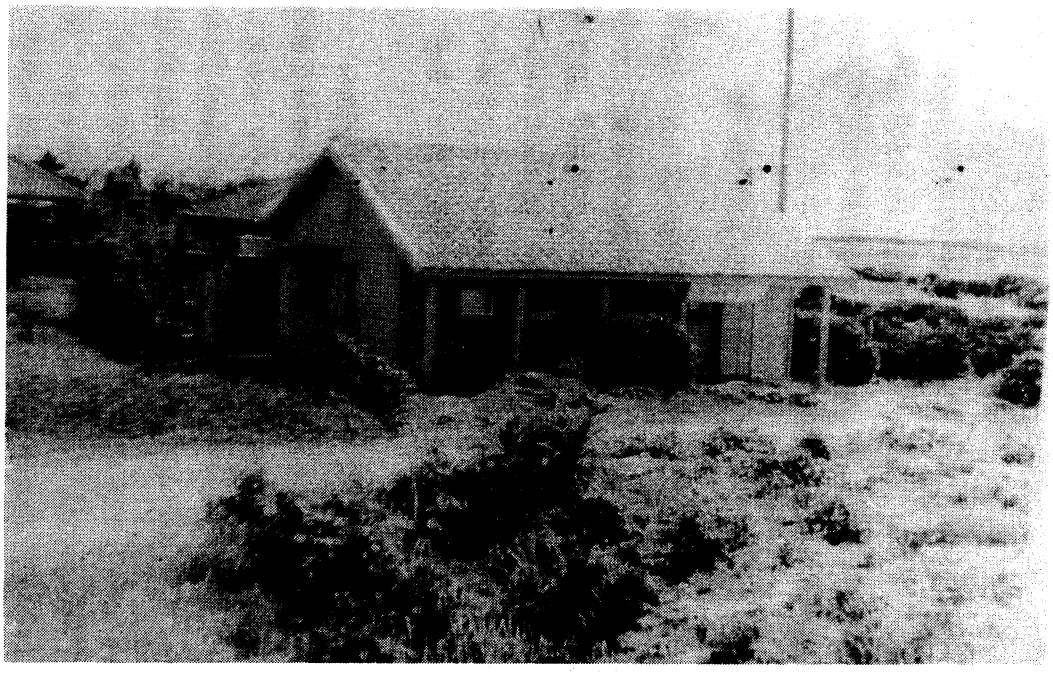

旧　　郵　　便　　局
終戦後、昭和25年（1950年）建立

郵　　便　　局

昭和二十一年八月一日、村長末吉達幸氏は平田通信部長より郵便局設置を命じられ、米軍より松材とトタンを払い受け、五坪の局舎を学校の西側元の郵便局舎跡に建設した。

昭和二十二年七月から、沖縄全島は有料郵便を取扱っていたが、切手がないため料金別納方法で取扱った。又日本切手に郡島通信部長の私印を押した切手を検印して使用された。昭和二十三年七月一日から正式の琉球切手が発行され、日本復帰まで使用された。

昭和二十五年（一九五〇年）四月一日、琉球郵政庁設立し、民政府割当て局舎二〇坪瓦葺平屋を学校の東南側に建築し、九月からは新局舎で執務が出来るようになった。

昭和二十六年五月一日郵便貯金業務開始、八月十三日郵政局設置。

昭和二十七年四月一日琉球政府創立。

昭和二十八年四月一日行政事務組織法により郵政局は工務交通局となる。同年琉日為替業務が開始された。

昭和二十九年一月年金、恩給支給事務開始、同年十一月二十五日から電報取扱いが開始された。

昭和三十五年八月一日琉球政府組織法により工務交通局は建設運輸局となり郵政庁設置。

昭和四十九年九月二十五日無線電話工事着工。

昭和四十二年二月二〇日から通話が開始された。通話時間は午前九時から午後五時までは渡名喜郵便局と三〇分おきに交信していたが、粟国局は利用者が多いので午前九時から午後五時まで粟国局が通話する事になったが、利用者が激増する一方で昼の八時間では充分通話ができず、村民の生活上不便な点が多く、昭和四十六年六月一日から昼夜二十四時間制に改定された。同年十月九日、日本復帰に備えドルと日円の交換確認事務を実施。

昭和四十七年四月三〇日局舎竣工。同年五月六日現局舎へ移

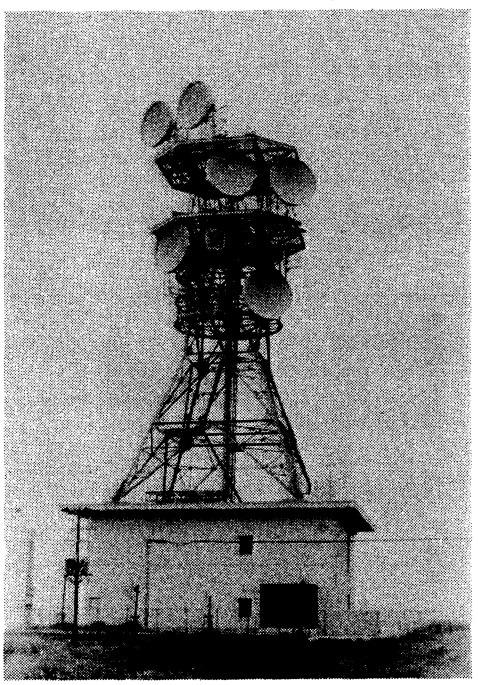

マイクロ自動電話

転業務開始。同年五月十五日沖縄返還日本復帰。郵政省沖縄郵政管理事務局の管理となる。昭和五十四年ダイヤル式電話に切り換えた。

(二) 戦後の職員状況

配置年月日	局長	集配人	事務員	通信士	計	備考
昭和二一年八月十五日～昭和二二年三月三一日	一	○	○	○	一	
昭和二二年四月一日～昭和二三年六月三一日	一	一	一	○	三	
昭和二三年七月一日～昭和二六年六月三一日	一	○	一	○	二	予算減により職員減
昭和二六年七月一日～昭和二九年六月三一日	一	○	○	○	一	〃
昭和二九年七月一日～昭和三二年六月三一日	一	○	○	一	二	無線電報取扱いのため増員
昭和三二年七月一日～昭和四二年二月一日	一	一	○	一	三	電報配達のため増員
昭和四二年三月一日～以降	一	一	一	一	四	

(三) 歴代局長

歴代	氏名	就任・退任年月日	記事
一	浜川信吉	大正二年四月～七年	明治四三年四月改正により五月から熊本通信局管轄、三等郵便局、無集配請負制度
二	宮里和明	大正七年～大正九年	
三	上原朝栄	大正九年～大正十二年	
四	玉寄栄章	大正十二年～昭和十四年	昭和十六年無集配請負制度改定特定局となる。同年六月一日等級改正判任官
五	屋宜宗保	昭和十四年～昭和二〇年	琉球政府より任命、勧奨退職
六	末吉達幸	昭和二一年～昭和四五年	糸満局へ転勤
七	山城正次	昭和四五年～昭和四七年	知花郵便局へ転勤
八	伊佐達雄	昭和四七年～昭和五五年	那ハ郵便局より転勤
九	新垣幸吉	昭和五五年～現在	

第十九章　医療と衛生

第一節　医療機関

一六一三年（慶長十八年）尚寧王時代、沖縄に薩摩から医師二人を招いたのが始めである。その後、尚貞王時代（元禄元年）高嶺親方が福州に行って医術を学び、一七四三年（寛保三年）尚敬王時代に医師六人を置き城中や民間の治療に従事せしめ、宮古・八重山にも三年交代で医師と助産婦を派遣する例規を定め、治療が一般に展開されたが、医療制度は国営で薬剤は全部行政費から実費で支出し、施薬治療をなさしめていた。この頃の治療法といったら草根木皮による漢方治療で、首里・那覇・その他極めて小部分の町人に限られていた。

(一)　昔の治療法

昔はヤブー医による漢法治療としてヤブー医による瀉血、ブーブ（吸血）又はヤイト（灸）や食事療養を民間治療法としてやっていた。明治二十二年（一八八九年）県病院に医生教習所（地方では医者学校と称えていた）が附設され、明治二十四年四月第一回の医術開業試験が施行されたが、正式の教育の西洋医学を受けて資格を得ている医師は県病院以外には全島に一人もいなかった。しかし、文化の発達に伴い次第に医学も進歩してきたお陰で、本村も明治三十一年頃首里出身の渡嘉敷という医者が赴任し、医療の恩恵を始めて受けたのである。

(二)　戦後の医療

戦後昭和二〇年八月、琉球政府立粟国村診療所が設置され、医師助手として玉城稔氏が配置され診療に従事していた。昭和三十六年初めて他府県出身の医師が派遣され、現在までで六名の医師が勤務してきた。しかし、その期間中に於いて、後任医師の確保が出来ない期間もあった。急患が出る場合は、保健婦が患者の取り扱いをしなければならない状態であった。昭和四十九年九月以降は毎年県立那覇病院から月一回診療期間三日～四日間の出張診療して貰って居たが、昭和五〇年四月再び派遣医師が赴任し医療業務が継続した。

㈢　助産婦と歯科医師

昔から産婆がいない処で、お産に経験ある老婆が助産に従事していたが、時には危険な難産も数多かった。それで初産の婦人は那覇に行ってお産を済ました状態でした。村では助産婦の必要重大さを感じ、昭和十四年垣花出身の上江洲トシ氏が村産婆として勤務、昭和十五年退職。昭和十六年玉城産婆を雇用し勤務させていたが、昭和十七年八月退職。その後、後任者は雇用出来ず終戦をむかえた。終戦後昭和三十一年九月一日、助産婦の堀川和子氏が村産婆として勤務したが昭和四十八年三月退職、その後現在まで不在である。

歯科は終戦後診療所設置が認められた。昭和三十五年四月から歯科介輔安里仁助氏が歯科介輔診療所として開業、現在に至っている。

㈣　歴代医師

歴代	資格	氏名	就任・退任年月	記事
一	医師	渡嘉敷	明治三一年頃	村費
二	〃	国吉	不明	〃
三	〃	我謝	〃	〃
四	〃	相良（サガラ）	昭和六年～八年	〃
	薬剤師	加島	昭和六年～八年	相良医師と共に勤務
	〃	安次富	昭和十年	浜松病院の分院として開業
五	医介輔	玉城　稔	昭和二一年	琉球政府公務員
六	〃	喜納永保	昭和二三年	〃
七	〃	仲里和雄	昭和二四年四月～昭和三九年一月	現在、座間味村
八	〃	上原信康	昭和二五年十二月～昭和二六年六月	津堅島へ転勤
九	医師	多田政一	昭和二六年四月～昭和三八年一月	県費派遣医師

十	医師	上村一盛	昭和三八年十一月～昭和四一年十二月	県費派遣医師	
十一	〃	遠藤正人	昭和四二年八月～昭和四五年十二月	〃	
十二	〃	和田安世	昭和四六年二月～昭和四六年三月	〃	病弱のため退職
十三	〃	杉山秀	昭和四六年七月～昭和四八年九月	〃	
十四	〃	白益寿	昭和五〇年四月～昭和五二年六月	〃	
十五	医介輔	上原信康	昭和五二年七月～昭和五八年五月一日	〃	津堅島より転勤、古宇利島へ転勤
十六	医師	前田浩	昭和五八年五月一日～	〃	

(五) 歴代看護婦

歴代	氏名	就任年月	歴代	氏名	就任年月
一	久貝節子	昭和三八年十一月～昭和三九年六月	八	屋比久武子	昭和四五年四月～昭和四六年四月
二	金城房子	昭和三九年四月～昭和四〇年五月	九	砂川光子	昭和四六年七月～昭和四七年五月
三	知念勝江	昭和四〇年五月～昭和四一年	十	長堂幸子	昭和四七年九月～昭和四八年九月
四	島袋淑子	昭和四一年五月～昭和四二年三月	十一	末吉尚子	昭和五〇年四月～昭和五一年一月
五	知念チエ子	昭和四二年四月～昭和四三年三月	十二	古波津美枝子	昭和五〇年十月～昭和五一年三月
六	真栄城幸子	昭和四三年三月～昭和四四年三月	十三	宮里益美	昭和五一年六月～昭和五二年五月
七	阿波連和子	昭和四四年四月～昭和四五年四月	十四	安里美枝子	昭和五二年六月～昭和五四年九月

(六) 駐在保健婦の活動状況

本村に駐在保健婦がはじめて配置されたのは昭和三十五年九月である。当時は村役場の一室に事務室を置いて、保健婦業務が行なわれていた。昭和四十三年粟国村保健婦駐在所（当時粟国公衆衛生看護婦駐在所）が建築され役場から移転した。保健婦の勤務年数は一年乃至二年で配置換えが行なわれている。

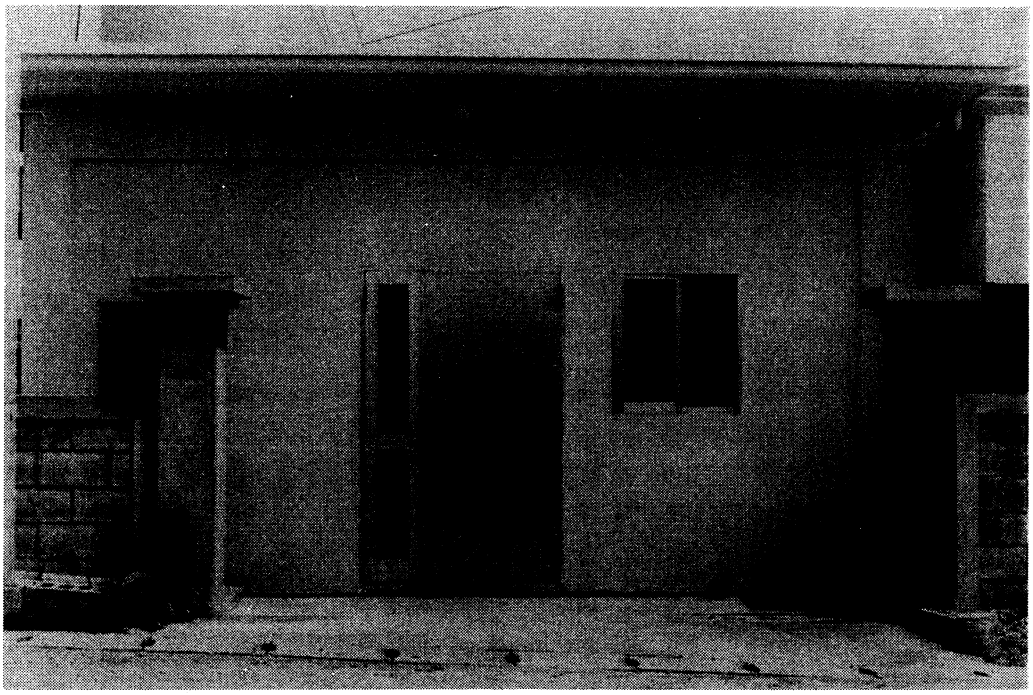

那覇病院附属粟国診療所

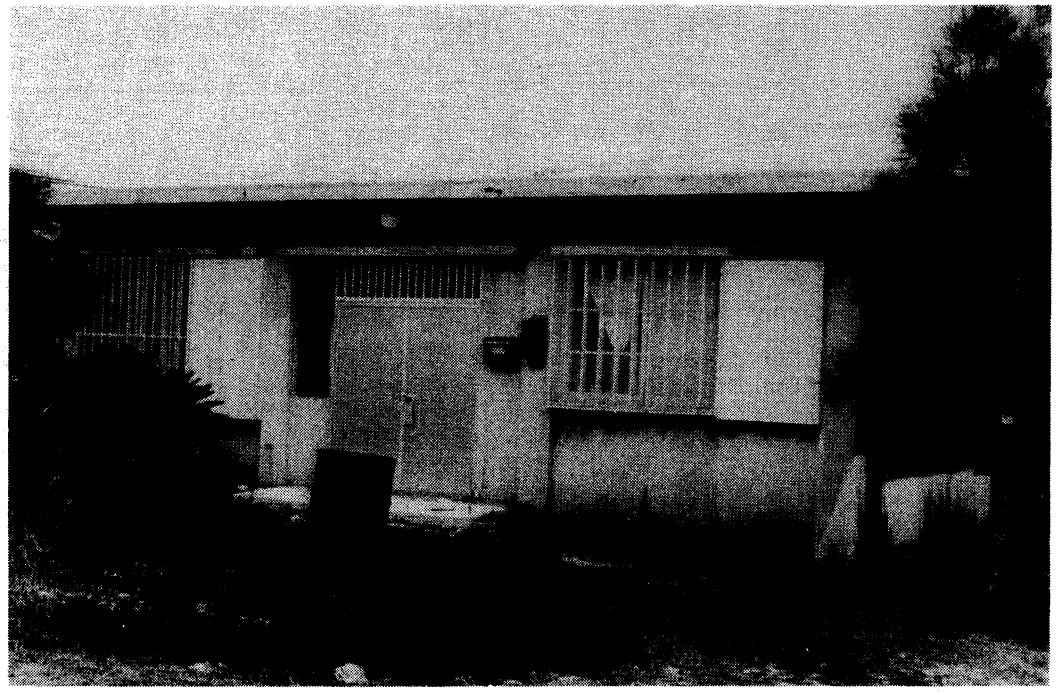

那覇保健所　粟国保健婦駐在

保健婦は村民一般の公衆衛生や予防接種、伝染病、成人病及びその他精神病、母子保健などの指導管理に当たって居る。

本村に於ける救急看護活動を述べると地域の診療所で診察し、患者の容態によって設備の充実した医療機関へ移す必要がある場合、医師は市町村長に患者移送を依頼してその処理に当たっている。

本村においても同じような方法で島の診療所で間に合わない場合は、ヘリコプターを要請して沖縄本島に患者を輸送している。ところが、診療所の医師不在の場合は、保健婦にその応急処置が要求され、保健婦は一応処置指針（業務基準）により手当てを行なうが、患者の容態によってその範囲で間に合わない場合も多くはヘリコプターを要請する。要請してもヘリコプターが島に到着するまでは、保健婦はそのつど保健所や他の病院に電話し、医師と連絡を取るなど苦労は並大低ではない。又医師不在期間が長期になれば、それだけ患者の発生は多く、保健婦は心身共にその負担は大変であった。

(七) 歴代保健婦

歴代	氏名	就任年月	歴代	氏名	就任年月
一	玉城幸子	昭和三五年十月～昭和三六年十一月	九	屋良キヨ	昭和四五年五月～昭和四六年五月
二	久米安子	昭和三六年十一月～昭和三七年十一月	十	知花美千代	昭和四六年五月～昭和四八年五月
三	玉城春子	昭和三七年十一月～昭和三九年五月	十一	儀間民子	昭和四八年六月～昭和四九年四月
四	多嘉良啓子	昭和三九年五月～昭和四〇年六月	十二	中村辰美	昭和四九年六月～昭和五一年四月
五	友利君子	昭和四〇年六月～昭和四一年四月	十三	礎南金子	昭和五一年五月～昭和五四年四月
六	真部智恵子	昭和四一年四月～昭和四二年五月	十四	宮森幸江	昭和五四年五月～昭和五六年四月
七	仲間敬子	昭和四二年五月～昭和四四年六月	十五	金城芳子	昭和五六年五月～
八	天願絹子	昭和四四年六月～昭和四五年五月	十六	真喜志美千代	昭和五八年五月～

第二節　衛生

本村は水源に恵まれず文化の遅れや経済の貧弱で生活程度も低く、従って衛生思想も乏しかった。飲料水もほとんどが天水

を溜めて用いた。長期旱ばつの場合は、井戸水を用いるのであるが井戸水が枯かつする場合は、少々塩分があるが海岸の大和川やシヌルーの水を利用した。夏期には溜池や海水で水浴びをして居た。

経済の充実と衛生思想の向上に相伴って、住居に採光の工夫をなし、特に寝室、台所を明るくし、カマドの改良がなされ年々各戸毎に風呂場を作るようになったがまだ豚舎や便所の施設が非衛生的で、一九五九年（昭和三十四）七月に、時の村長仲里剛氏が全戸の豚舎兼用の便所を廃止し、別個に施設させて衛生的に良くなった。

旧来の近親結婚の観念も薄らぎ、迷信の打破等保健衛生の向上を計るようになった。

昭和五〇年十二月、保健婦業務研究報告書に左記の通り報じられた事もある。

「離島に於いては屋敷を道路より掘り下げ、暴風林として大木が植えられ、あるいは屋敷を石垣で囲い、家屋も一般的に低く造られる等、先祖代々の生活の知恵として防風対策への苦心がうかがえる。しかしその様な生活環境は採光をさえぎり薄暗く湿気を伴い、保健衛生上悪い面が多かった。最近では家屋新築の際、次第に改善されるようになった。」

次に本村は、戦争による一家全滅や一家揃っての島外引き揚げ等、過疎の進行と共に部落内に空屋敷が多くなり、その維持管理の問題等、環境衛生の阻害要因になっている。又各家庭共排水や下水道処理整備が殆どなされてなく、環境衛生整備の問題が残されている。

本村では近年ボーリングにより地下水利用の簡易水道が設置されているが、設備の不充分や塩分があって水質が良くない等で飲料水には不適当とのことで、飲料水には各戸に築造されている貯水タンクの天水を使用している現状である。

第二十章　社会福祉

第一節　社会福祉

終戦後物資は一般住民に無償配給していたが、昭和二十一年四月十五日戦前の日円と軍票B円と交換、五月一日から賃金制

の実施により貨幣経済時代となり、配給物資は有償となったので、老幼世帯等稼動力のない社会的な貧困者は政府の保護家庭として救済に変った。

昭和二十五年八月群島政府設立によって、社会事業の所管は厚生部に移された。この時から保護者に「救済」という言葉も、被扶助者の自立更生の助長を援助する積極的救護の意義をあらわすべく「扶助」という言葉となり、給付方式も一部現金給付に改められた。

㈠ 生活保護

昭和二十八年十月五日生活保護法が立法化され、沖縄の公的扶助も始めて法的根拠の確証を得た。内容は本土法に準じたもので昭和四十七年復帰まで継続した。それにより実施機関として全琉を五区にわけ、それぞれ福祉事務所が設置された。本村は島尻福祉事務所管轄になり、政府駐在員として福祉主事が配置されていたが、後に人事の集中管理により、南部福祉事務所に引きあげた。

㈡ 児童福祉

戦後の児童福祉はまず戦災孤児に対する緊急対策として始まったといえる。戦争の終結に伴い、アメリカ海軍は占領地に孤児院や養老院を設置した。その数十一ケ所で島尻郡は糸満と百名に設置され、その孤児総数一千名を収容していた。昭和二十四年一月には首里の石嶺に厚生園を設け、養護養老救護の機能を併置した施設を整えた。

㈢ 老人福祉

戦後民主々義のもたらした第一の特徴は、個人の自由であり、戸主制度も廃止となり、民法の中における身分法の全面的な改廃によって、生活の保障を得ていた戸主の地位は根底から崩れ去った。

老人福祉事業の基幹となるのは老人福祉法である。本土においては昭和三十八年八月に制定され、沖縄は三年遅れて昭和四十一年五月に制定公布され、九月から施行された。老人福祉法には次のような福祉措置が規定されている。

(1) 健康診査

健康診査は市町村に居住する六十五才以上の者に対して、毎年一定の期日、あるいは期間を指定して、規則の定める処により健診を受けなければならない。さらにその結果必要があると認めるときは、健康診査を受けた者に対し必要な指導を行なう事になっている。

(2) 老人福祉施設

老人福祉法に規定された老人福祉施設の種類は、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、経費老人ホーム及び老人福祉センター等が設置されている。

(四) 身体障害者福祉

身体障害者福祉法は他の福祉法とともに、昭和二十八年十一月九日立法八十一号をもって公布された。昭和三十五年漸く本土法なみに整備された。

第二十一章 飲料水と水道施設

第一節 飲料水

本村は飲料水に乏しく、昔は雨が降ると木から流れ落ちる水を容器に溜めて保管して飲料水に使用していた。この溜水がなくなると、浜部落・東端田部落・伊久保部落はシヌルーの岩の間から流れる泉の水を利用した。又、ハンガーの海近くの岩の下の砂を掘り出して海に流れる水を止めて使用した。西部落・東部落は、俗称ヤマトガーの泉の水、白洲のヌルガー・上ヌカー・ナカガー・下ヌカー・ミイガー等の貯水池、またアサキヌエの泉の水を利用した。

尚、竹山、アナガー又は島の最西端の岩壁から海に流れ落ちる俗称イルチンの泉の水は、渇水期には三部落が飲料水として使用した。

トウジ　昔の飲料水溜

(一) 昔の井戸

廃藩置県前年号は不明だが、慶長十六年（尚寧二十二年）按司掟廃止となり、藩所が設置されたのであるから、井戸の設置はその後と想像される。

浜部落の港近くにある上ヌカー・下ヌカー・番所カー（泊ヌカー、現在埋められカーはない）、部落中央に中ヌカー・チヤガーカー、東部落に端田上ヌカー（現在埋められている）・端田下ヌカー、西部落にイシャラーカー・ウフンムーカー・アラガチーカー等の井戸を掘って家庭用に供していた。それで水をためる容器として、西海岸にある凝灰岩（コーシチャ）という白い岩石をくり抜いて貯水用の水槽を使用した。その水槽の大きいもので高さ〇・八四センチ、直径一・五七メートル、容積五百リットル位のものでこれを運ぶのに、くり舟二隻で挟んで港まで運び、帆船の帆柱を棒にして五、六〇人以上の人が交代で担いで運んだそうだ。運ぶ場合はその水槽の中に婦女が鉢巻して入り、ドラ金を鳴らして棒担ぎの人に志気をこぶして運搬させた。

東部落は坂木那の坂、西部落はヤマトガーの坂道から担いで運搬したらしい。水槽は多額の費用がかかるので、その大小及び数は当時の貧富関係の差を歴然と表わしていた。

ミイガー（大正井戸）は、大正三年大正天皇御即位記念事業として、当時の村長与那菊太郎氏が計画して退任、後任の上原次郎氏が着工、大正四年工事完了し、その後の水事情は西・東部落民に相当の恩恵を与えた。大正期になると瓦葺屋根の持主は殆どが天水貯水タンクを設けたので飲料水の補給は相当に援和された。而し、島の飲料水は毎年相変らず悩みの種であった。県はこれを認め昭和十三年、十四年に亘り、貯水タンクがない地域に二〇名単位として、県補助による協同タンクを造らせて飲料水に利用させたが島全体としては充分解決されなかった。

(二) 戦後の井戸

粟国村の水事情は戦前、戦後を通じ解決する事ができず、琉球政府は本村が毎年水不足に悩まされているので、一九五〇年（昭和二十五）政府補助金を与え、各部落にそれぞれ井戸を掘らしめ各家庭用水に供しめた。各部落の井戸は左の通りである。

字浜　アハグヮカー・トゥミーカー　　字東　仲里カー・ウンナーガー　　字西　トンチェドンチのカー

(三) 簡易水道施設

簡易水道施設に付いては、米軍政府も粟国村の水不足特に現在使用中の井戸水が飲料水に適してない水事情を認め、高等弁務官補助金で、ヤマトガーの泉を利用して貯水タンクを造らせた。さらに吸い揚げモーター機械を設置して西部落の高台、西(い)り毛平に貯水タンクから水道配管設備をして各家庭に給水したが、水量乏しく各家庭の需要を満たすことはできなかった。

ヤマトガー

工事期間　一九六〇年（昭和三十五）五月着工、同年六月貯水タンク竣工、一九六四年（昭和三十九）配管設備完了。

昭和四〇年、琉球政府は打込みポンプ作業開始。

No1手川下原　東四〇四七番地

工事期間　昭和四〇年四月十六日～四月二十二日、完成深度　四十五m、揚水水位　三十二m、水揚量　一日九㎥、水揚開始　昭和四十七年七月。

No2伊久保原　東四三四番地

工事期間　昭和四〇年五月二十一日～六月二日、完成深度　三十七㎥、揚水水位　二十四m、水揚水量　一日十一㎥。

No3北祖久原　東二〇七四番地

工事期間　昭和四十四年二月十一日～二月二十七日、完成深度三四㎥、揚水水位　二三・二〇m、水揚水量　一日十一㎥。

No4西野巌原

深水井戸ボーリング　昭和五〇年九月二十五日竣工、深水　六〇㎥。

以上簡易水道は設置されたとはいえ、その地下揚水は塩分が多く飲料水には不適で、現在飲料水には各戸にある天水貯水用タンクの水を利用している。

第二十二章　警　察

第一節　警察官粟国駐在所沿革

藩制時代の古代琉球の社会は、他県同様封建制が強く、支配権者士族と百姓の二階級に身分制度が確立され、百姓は道徳的には蔡温の御教条や農務帳、並びに村内法によって生活の自由は緊縛されて、百姓の社会生活は支配階級である士族に貢租を主体としての隷属的な存在であった。

藩制時代の治安維持の機関としては、平等所があって裁判と警察の業務を携わっていた。その機関活動として筑佐事（巡査）がいた。田舎の各村（字）には藩庁から任命された小横目役の役人がいて、住民の安寧秩序が守られていた。その証拠に現在各村（字）毎に横目という屋号があるのでも想定できる。

警察官は旧藩時代に於いては筑佐事といって犯罪風紀等を取締っていたのであるが、明治九年（一八七六）其の権限は内務省出張所に移された。明治十二年（一八七九）には警察本署及び那覇警察分署、首里警察分署が設置された。

粟国村は明治十九年に久米島警察分署の支配下に置かれていたが、明治三十四年那覇警察署管内となり、同年粟国村に巡査駐在所が設置され、初めて堺巡査が赴任した。現在の駐在所の位置は、粟国村字東四五三番地に建設されている。

当初は独立した建物はなく、個人の住宅の一部を間借りして治安維持に当たっていた。終戦後昭和二〇年粟国村警察署として、役場裏にバラック建物を造り、村長任命の巡査七名其の内警察署長として与儀俊夫氏を任命し、住民の生命財産の保護に

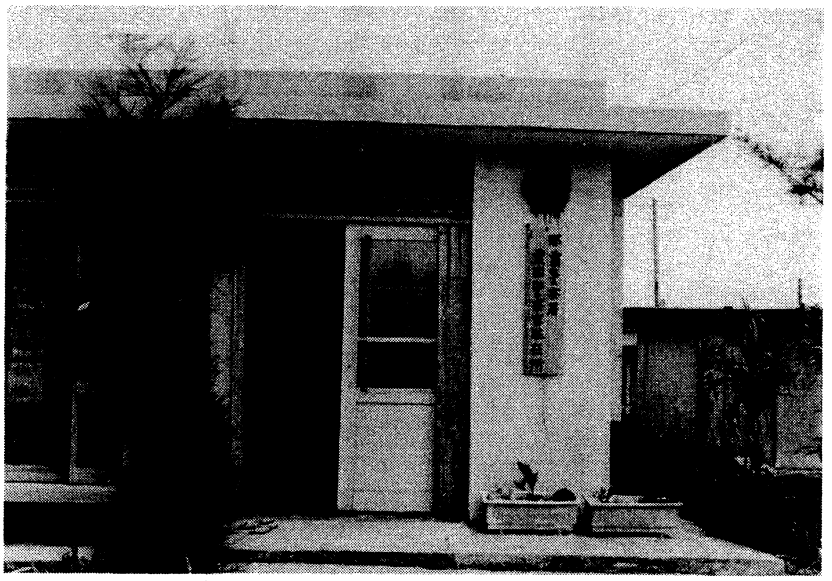

那覇警察署　粟国警察官駐在所

当たらせた。

昭和二十一年十一月六日米軍が引揚げ、戦後の混乱もなくなり村民の生活も落ち着いたので昭和二十一年七月以後は、署長共五名に減じられた。

昭和二十五年琉球政府警察局那覇警察管内粟国巡査駐在所として発足し、巡査一人配置する事になった。

昭和二十六年四月一日粟国村字東四三〇番地の村有地に十二坪の瓦葺の駐在所を設置していたが、警察活動その他の必要からして字東伊久保四五三番地に昭和四十一年（一九六六）に、県有地として七・三坪の敷地にコンクリート建十五坪の警察官駐在所が新築され移転したのである。

昭和四十七年五月十五日日本復帰と同時に、沖縄県警察本部那覇警察署粟国警察官駐在所として、粟国村の治安維持に当たっているのである。

昭和四十六年駐在所の無線電話が設置され、同時に那覇警察署と業務開始し、日本復帰に伴い、九州管区警察局沖縄県通信部粟国無線局として引継がれ現在に至っている。

第二十三章　公共事業

第一節　公共施設

世の中は日一日刻々と進歩して文明開化のいちじるしい発展をとげてきた。殊に太平洋戦争後は科学の進歩と共に、私達の生活も向上してきた。申すまでもなくラジオ、テレビ等のマスコミを通じて、家庭で職場で通行中や旅行中居ながらにして各国、他府県又は県内の事情が見聞される。即ち政治、経済、文化、気象、娯楽、その他万人が文化施設の恩恵を受けて楽しく生活することができるようになった。ラジオ、テレビ、扇風器、掃除器、冷蔵庫、炊飯器等文化的施設や器具の普及など著しい発展をとげた。電力源も琉球電力会社によって合理的な経営が進められて、昭和四十七年以降は沖縄本島同様に文化の恩恵

によくすることが出来た。

尚公共施設には村民集会所、診療所、医管住宅、役場、電力公社、灯台、飛行場、学校、マイクロ、公民館等が設置されている。

(一) 親子ラジオ

親子ラジオは軍民両政府補助施設で、一九五五年(昭和三〇年)十一月琉球政府郵政庁郵務課より職員、石垣康氏を派遣して工事に当たらしめ同年十二月五日竣工し、一九五六年(昭和三十一年)三月五日から村内放送が開始され、一九七一年(昭和四十七年)まで利用された。

(二) 諸施設

(1) 村民集会所

村民集会所は米軍政府高等弁務官資金によって建立された。一九七一年(昭和四十六年)七月竣工、五七・七七坪。昭和四十六年八月一日開館式を行ない、爾来村の諸集会に利用されている。

(2) 診療所

診療所は県費で建設した建物で、木造瓦葺であったが、昭和四十五年六月県費建物、現在のコンクリート建、面積三三・六九坪に改築された。

(3) 医官住宅

昭和五〇年九月、県費で面積十八・九九坪、現在のコンクリート建竣工。

(4) 役場

昭和四十七年五月十五日沖縄が日本復帰し、その記念事業として役場建設。延総面積一二八・六六坪で、一九七二年(昭和四十七年)三月三十一日竣工。

(5) 電力公社

粟国村発電事業、工費政府補助一九六三年(昭和三十八)六月竣工。同年七月一日より村内点燈開始した。

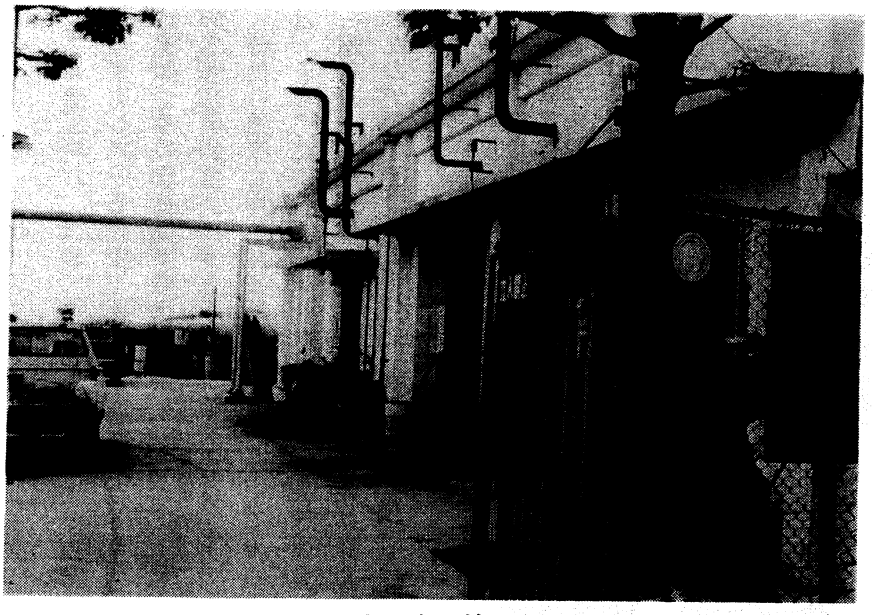

電力会社

粟国村発電所の発電設備運営管理のため、琉球大学電気工学科技官新垣秀雄氏が一九六三年十二月一日附委託事務発令同月赴任、一九七一年八月三十一日解任。一九六三年七月一日発電所主任に安谷屋克佳氏着任現在に至る。

電力機は現二号機五〇KWは役場構内に施設してあったものを、一九七〇年（昭和四十五年）一号機百KW増設と共に現在地に移転。一九七一年（昭和四十六）九月一日琉球電力公社へ移管。一九七二年（昭和四十七）五月十五日、日本復帰と同時に沖縄電力株式会社管轄となる。

(6) 灯　台

粟国島近海は東南アジアから日本海へ向けての遠洋航海船の航路の位置にあるので、昔から粟国島への灯台設置の必要は全国的に要望されていた。斯様な重要位置にあるので、航海業者の念願が叶い、昭和五十二年粟国島に灯台設置工事が着工され昭和五十三年に竣工した。

灯台の位置は、島の番屋原で、島で一番高い（約九〇m）地点にあって昔はのろしをあげて唐船への合図をしていたという。

灯台の敷地は村有地一八〇㎡を第十一管区海上保安本部灯台課が買い上げ、高さ十六m、直径二十六mで白色円形コンクリート造り二十四㎡の建物で自動制御装置、三秒サイクルで一万九千カンデラ（一カンデラはろうそく一本の明り）の白色光を放ち、到達距離は四十一㎞灯台で昭和五十三年二月から点灯開始し、以来航海業者の安全な指標として利用されている。

(7) 村中央公民館

総面積一〇二坪で昭和五十四年三月三十一日竣工し、各種団体の社会教育機関としての機能を発揮しつつある。

第二節　飛行場建設

古来粟国村は、孤島で沖縄の中心都市である那覇との交通は船便に頼る外道なく、昔の帆船時代に較べれば、終戦後は村有船を保有しているので、天候次第では一日往復も僅か三時間の航程で発着出来るので大変便利になったといえる。併し、夏の台風期や冬の季節風で時化が長引く時等には十日以上も欠航することがあるので、食糧其の他日常物資の搬入や土地生産物の搬出等経済的損失は多大で、その上、急病人等の対策等切実なる問題が多かった。

時代の進展に伴い村長新城実氏は、この実情を村議会及び村民常会に計り、航空路を開設し宿命的な離島苦解消策を審議決定し、そしてこの企画を南西航空会社に取次ぎ計らい、更に県当局にも建設を申請し了承を得ていた。

昭和四十五年五月十九日沖縄復帰対策実情調査の為沖縄を訪れた国務大臣山中貞則氏一行が同年六月二〇日当村にも来島されたので、好機逸せず兼ねて計画していた飛行場建設の要請書を提出し、計画趣旨の了承を得たのである。そして設置場所の決定、国や県の援助内容や工事推進等に深甚の計画を樹て、国や県の関係機関と密接周到な審議を重ね、予算措置等工事推進のメドをつけたのである。飛行場の所要面積は二万七百三十坪（九一、七四三・六八㎡）その関係地主は二五二人の多数でした。地主との接渉の結果は県が定めた標準価額で譲渡する者と代替地交換を希望する者、更には設置反対する者の三領域に分派した。由来村民は大正期から那覇や大阪を中心として殆んど各県に出稼ぎしているので、従って関係地主も半々で那覇や大阪に散在居住し、事業推進には難題が多かった。その対策として大阪在住地主との接渉の為には大阪粟国村人会を中心に促進期成会を結成し、

村　長　新城　実
国務大臣　山中貞則
（昭和45年 6 月20日　山中大臣来島記念写真）

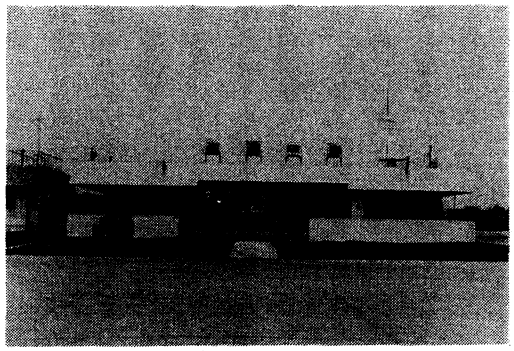

粟国空港

南西航空

飛行場建設について要請書写

粟国村は沖縄本島西北五七キロ東経一二七度一三分北緯二六度五四分の洋上に位置し、人口一五二二人、世帯数四六六世帯、交通機関は海路一本にして、現在村有船（鉄鋼船）一三六・六五トンが那覇、粟国間を月五・六回運航しているが、夏の台風時は勿論、秋冬の期間も季節風の発生が多く、一瞬にして海上は大時化となり、那覇粟国間の運航は不可能となり、十日以上も船足がストップを余儀なくされる事もしばしばあり、そのために新聞や公文書等もおくれがちで、事務処理上大きな支障をきたすことは申すまでもありません。毎年かかる現実を繰返さなければならない地理的宿命的環境にあるとはいいながら、現代の交通事情から受ける経済的損失、船待滞在に要する旅費の浪費も莫大であり、その間の空白から生ずる生産面の損失も少くはありません。又村出身者が沖縄本島に五〇〇〇有余人が内地本土に四〇〇〇有余人が居住し、私用商用或いは墓参、親戚面会等一時帰省者は月をおって著しく増加し、又日本本土や沖縄本島在住者の近親者からの呼び出し、旅行者の従来も頻繁を極めているが、船舶一隻だけを頼っている現状であります。

今日の交通はスピード化され、本土―那覇間二時間足らずであるにもかかわらず、那覇粟国間は離島といえども、わずか六十キロ足らずでありながら七日～十日間もかかる昔さながらの不便と不自由である。

即ち離島苦解消をするために、飛行場建設に対しては、村内居住者の熱意と要望は絶対協力的な実状であります。特に医療施設の不充分な僻地では、救急患者の生命に瞬時を争う輸送は切実な問題であり、本年六月から十一月六日現在までに、米軍の協力によりヘリコプターを要請し九回も患者を空輸し、尊い一命をとりとめた実例もあります。

これ等の問題と併行して、航空路開設により観光産業を開発し、村の繁栄と地域住民の福祉に大きく貢献する役割も又重要な基盤をなすものであります。

本村は久米島両村を西方の彼たに見下し、目前に渡名喜島、座間味島に連なる慶良間諸島の島々を近く南に見え、東に沖縄本島を北に一連の山々恩納岳に続く連峰嘉津宇岳、本部半島から伊江島まで、その眺望は粟国村でなければ見られない特筆すべき景観である。青い空、汚染されない空気と公害のない海、色とりどりの珊瑚礁に囲まれた島、自然の景観豊かな粟国島を全沖縄住民のリェクレーションの場として利用していただき、広く本土まで普及させるためにも、航空路の開設は是非必要であり、村の繁栄、住民福祉、交通、文化、教育、その他あらゆる面にもなくてはならない不可欠重要な問題であります。したがいまして一九七一年十月二十二日飛行場建設期成会を結成して、用地獲得に対しても村民全体が喜んで賛同しておりますので、何卒以上の実情を御賢察の上特別の御高配を賜りまして、早急に航路開設を実現させていただきますよう村民の意を代表して陳情いたします。

以　上

那覇在住地主との接渉の為には那覇粟国郷友会を中心に促進期成会を結成した。幾度かの接渉を重ね了承を得、県や国の関係機関にも成果の理解と協力を仰ぎ、漸く昭和五十二年一月から待望の飛行場建設工事が着工する運びとなったのである。其の間約八年の歳月に渉り幾多の曲折を経て、昭和五十三年三月までに全工事を完了することができた。

昭和五十三年四月二十七日、運輸省の関係職員、県航空課職員が便乗してテスト飛行を実施し、成功裡に終えた。七月六日運輸省航空局長武田昭氏を初め沖縄県知事平良幸市氏、沖縄開発庁振興課長奥山文雄氏、沖縄総合事務局長小玉正任氏、南西航空㈱社長増茂昌夫氏、県秘書課長銘平名知宏氏、県会議長知花英夫氏、県土木部長大嶺永夫氏、次長山城廣茂氏、空港課長竹田精賢氏、その他の関係職員並びに大阪村人会代表や那覇郷友会代表及び村民挙げての航空路開設合同祝賀宴芸会が催された。村婦人会及び那覇郷友会員による演芸が盛大に行なわれた。

有史以来茲に粟国村の孤島苦が解消され、名実共に粟国村の黎明期を迎えることができたといえよう。飛行機は粟国と那覇間を僅か二〇分で離着陸する。現在は土曜と日曜日は午前、午後の二便その他の日は午前一便を運航して殆んど満席である。又お盆とお正月等には南西航空の臨時便や民間会社のチャーター機で往来して居るが、チャーター機が多い時は一日十便以上もある盛況ぶりである。

茲に永年に渉り飛行場建設に専念して、初期の目的を貫徹した村長新城実氏の努力は将に粟国村史を飾る金字塔に値するといえよう。尚、空港は村が管理するので村職員三人と南西航空会社職員三人が勤務し、航空便の安全と事務処理に従事している。

第二十四章　伝　説

㈠　祝女(ぬる)グムイ

西ウガンの入口に祝女グムイとも祝女岳とも言われている拝所がある。このグムイには昔、祝女が住んでいたと言われている。

或日大和人の男が救いを求めてきたので祝女はこれを受け入れた。何時の間にか二人は深い仲になり、しばらくここで生活をともにするようになった。

当時北の大邑の人々の水汲み場所は下ぬ池、中ぬ池、上ぬ池、長池、ぬる池であって、必らずこの御岳の前を通ってぬる池に行き、この水汲みの人達に見られるのを嫌って、この祝女は大和人に「貴方の元いた所に行きましょう」と二人して出かけて行って、そこで生活したと言う伝承がある。

その大和人（男子）の元いたという所は定かではないが、たぶん「野巌お岳」の近い場所だと考えられる。というのは古老から聞いた範囲では、昔大和の漁船が難破して上陸し一時の住みかとしたのがヤマガマー付近だと言われているからである。

ヤマ洞窟は現在アラバお岳といわれ、粟国の九つあるお岳の一つに数えられている。ヤマガマーには人骨があり、この人骨は難破した船に乗っていた人が飢え死にしたり、村にも行けず途中で行倒れになった人達の骨だと思われる。昔は知らない他部落に近づくのは危害を恐れて行けず飢死したりして、アラバと言われたかも知れない。祝女と仲よくなった大和人も難破船からの人ではなかったかと思われる。

(二) つやの祠

つやの屋敷後にはデイゴが生え井戸もある。現在はチヤガーの拝ん所と言われている祠がある。

昔、粟国島の浜部落に川端某がいた。夫婦そろって思いやりのある立派な人であった。夫は番所に勤めて忠実であり、妻はつやといって人に優れた才気と美貌の方で孤島に珍しい程の美人であった。

王朝時代の事で出張して来た役人が、つやを見て邪な思いを寄せ旅に来ての淋しさもともなって、よからぬ企てを考え日夜悶々としていた。

やがて一つの考えを思いつき、つやの夫を魚釣りにと誘っていった。そのことを知ってつやは「私は昨夜悪い夢を見たからお止めになって下さい」と止めたが、根が正直な夫は役人に断ることもできず魚釣りにと舟で沖合に出て、二人とも糸を垂れて魚の喰いつくのを待っていた。つやの夫は海を見つめていると役人はこの時とばかり餌をつけるまねをして、つやの夫を力いっぱい両手で海につき落とした。不意をつかれたつやの夫は頭から海にめり込んで浮き上がったとき、舟上からこの役人が「かい」でめった打ちにして殺してしまった。それから死体には小舟の錨（石に藁綱をつけたもの）をしばりつけて沈めてや

り、役人は闇にまぎれて家に帰ってきた。

役人は戻って来て夫は海でなくなった事を話し、運が悪かった事や海での出来事等、言葉巧みに話してやった。それを聞いたつやは声をあげて泣き悲しみ生きる望みを失った。泣きくれているつやは毎日海辺の「ニジリチュ」地名（海神に遥拝する所）に出て「骸を岸辺に寄りつかせて下さい」と神にお祈りした。その姿はあわれであった。

初七日がすんだころ、役人は「何日までももの思いに耽るのは体にもよくないことだ」とつやを誘った。つやは心のそこでは、泣き悲しむだけでなくきっと怨みを晴らす、と心に誓っていたことでしょう。

つやは役人の誘いを受けて、そんなら部落内では人目につくから野巌に行きましょう（現在首里道神（スイミチガミ）（荒ば神）の拝所になっている）と出かけて行った。あたりに人影もない所を幸いに、役人はつやに心から愛している事を打ち明けた。つやが黙っていると役人は情欲がむらむらと燃えさかってつやを抱きすくめた。

つや「待って下さい　お話しがあります」役人は抱いた手を放した。

つや「私も一人では暮らして行けないと思います。これからは身も心もあなたにあげます。そんなにあわてることもありません。」と、兼ねて覚悟をしていたので用意した酒肴をすすめました。

役人は美しいつやに心を奪われていたので、すすめられるままに粟の酒を大いに飲んだ。今日からは自分の思うままになるんだと喜んでガブガブ飲み、酔いの勢いもあってつやに抱きかかって来た。つやはなすがままに見せかけて、万身の力をこめて男の睾丸をち切って死なした。そして野巌に葬むられた。（現在の首里道の祠のある場所とのことである。）

一方亡き夫の骸の綱は切れて、ニジリチュ近くの岸に流れ着いた。つやは喜んで神に感謝し、立派にこの拝所になっている屋敷内に葬ったとのことである。

役人は死後、荒神（あばらがみ）と言われ、琉球国由来記にはヤガン岳に祀られ神名を喜桃司（ケモモツカサ）と記されている。この祠には現在井戸、デイゴがある。

㈢　粟国兼浜

粟国島に兼浜といって力があり、実直な人がいました。この人は、那覇久米村の殿内（どんち）奉公で畑仕事などしていたそうです。

ある日、主人が兼浜に「首里の赤田村に酒を買いに行くから、後のことは頼むよ」と言われた。兼浜は赤田村の様子はよく

知っていたので「何です　貴方は首里の赤田村に酒を買いに行って戻って来た人はいないとの話ですよ。しいて行かれるなら私もお供させて下さい……。」と話したら、主人は笑って「お前が言うようなことはあるものか」と言われたが、「それでも間違いが起きてはいけませんから、私もお供しましょう」と言って追って行ったそうです。

行く道中、主従の話しは「向こうへ行ったら御馳走をたくさん出してすすめるでしょうから、落ち着いて食べながら様子を見ます。そうしている中にも、お城の中では私達を殺そうと計画が進められているんですよ」と話したら「お前の言うことは……」と万事がこういう調子だったそうです。

酒屋に着くと兼浜が話した通り、御馳走が出され、「どうぞ　ごゆっくり休んで下さい」と言われた。そうするうちに門は柵で閉じられてしまって騒々しくなってきた。

「どうですか。私が言った通りでしょう。さぁ早く召し上がって下さい」と促がして、自分も食べてから「粟国兼浜が遅れてなゆみ」と構えて、「こういう風に後にはこうして、前にもこういうふうにして、遅れてはなりません。さぁ立って下さい」と言って「私が手を借しますから、あなたは柵(ちにぶ)の上に立って下さい。」言われた通りに主人は柵(ちにぶ)の上に立たれて、兼浜も飛び上がって柵に立って「粟国兼浜たーが遅りてなゆみ」と言って、後にも前にも主人の手を取って逃げ帰ってきたとのことです。その時に、あの主人が次のように歌を詠んだそうです。

粟国兼浜や沖縄までん知りわたり　やがては大和までん　名が知らりゆさ

(四)　キジムンの復讐

昔、粟国島ハンタヌ新城屋にキジムンと仲好しになった若者が住んでいた。キジムンは、この若者の家の後にあるウスクの木の根元に住みついていた。キジムンは火を使うのが好きで、毎日のように若者の家に火種をもらいに来ていた。そのうちに人間の言葉もわかるようになったのか、鍋を借りて煮物をするようになった。鍋を返すときにはお礼だといって、ナラチラ(青カナヘビ)やヤチマタ(ひとで)などを持ってきたりした。おまけに若者を誘って、毎晩のように漁りに出かけるようになった。

一方若者の妻は、鍋を借りられたり、夫を海に連れ出されたりで、キジムンを嫌うようになっていた。漁りの上手なキジムンのおかげで新城屋のテル(笊)は、いつもえものを一杯だった。キジムンはティハチャ(たこ)は大嫌いで、好物のヤチマ

タ（ひとで）と交換するからである。しかし、いい加減キジムンとのつきあいにもいや気がさしていた。それで、或日妻は、キジムンと別れるにはどうしたらいいか、相談をはじめた。

キジムンには、ひとりの目のわるい子があった。住家であるウスク木の根っこもろとも焼きはらってしまえば、さすがのキジムンもどこか遠い所へ行ってしまうだろうということになった。

それからは、若者は野良仕事の帰りに草を刈りてきて、ウスク木の周辺に積み重ねるようになった。キジムンは不審そうにそれを見やっていたが「この草はどうするのだ。」と尋ねた。若者は「肥料にするのだ。」と答えた。幾日か過ぎて、若者夫婦はいよいよ火をつける相談をはじめた。夫の若者は、キジムンを誘って遠い海に漁りに出かけていった。漁の最中、鼻をクンクンならしながら、「どうもおれの家が焼ける匂いがする？　今夜はもう帰ろう」と言いだした。

「そんなことはない。さぁもっと漁りを続けよう」落着かない顔をしながらも、若者の言うがままに漁りを続けた。

いつものように、ティハチャは若者に、ヤチマタはキジムンの物にと交換して、魚やヤチマタ（ひとで）等を獲物に疲れた足どりで帰って来てみると、キジムンの住家であるウスク木の根っこが焼けてくすぶっている。我が子と住家を焼かれてしまったキジムンは嘆き悲しむばかり。

「もうこうなってしまっては、ここにはいられない。キャンに行くことにする。」といっていたが、若者にはそのキャンというところがどこなのかわからない。

数年が過ぎて、或日若者は豚を売るために那覇へ出た。そのころは那覇港の奥にユワアグシクというところがあって、粟国からの山原船も着くようになっていた。そこへ久しぶりにあう友人が通りかかって声をかけた。島での思い出話に花を咲かしてとうとうキジムンの話にまで及んだ。

妻としめし合わせて、目の悪いキジムンの子とウスク木の根っこを焼きはらった話しをした。キジムンが木の上から聞いているのを知らなかったのである。

「私の大事な子を焼き殺したのはお前だったのか。憎いやつだ。必ず復讐してやる。」木の上から声が降ってきて、ざわざわと木の葉がゆれた。

若者は、あわてて豚を売って島に帰ることにした。島に帰って見ると、心配した通り家は焼かれてしまっていた。そして、数年前に自分達夫婦がキジムンの子を焼き殺したように、妻子もろとも殺されていたのである。

(五) 洞寺（テラ）の伝説

粟国島の北海岸近く、俗称洞寺上原に福木、桑、シダ等の雑木が密生している所に洞寺がある。島の人は皆洞寺と呼んでいる。この寺の由緒はさだかでないが、今から二百年程前に雲水和尚と言う僧侶が渡島して、この洞寺で読経三昧に過ごしている中に此処で亡くなったと言われ、頭の化石が現在まであって祭られている。

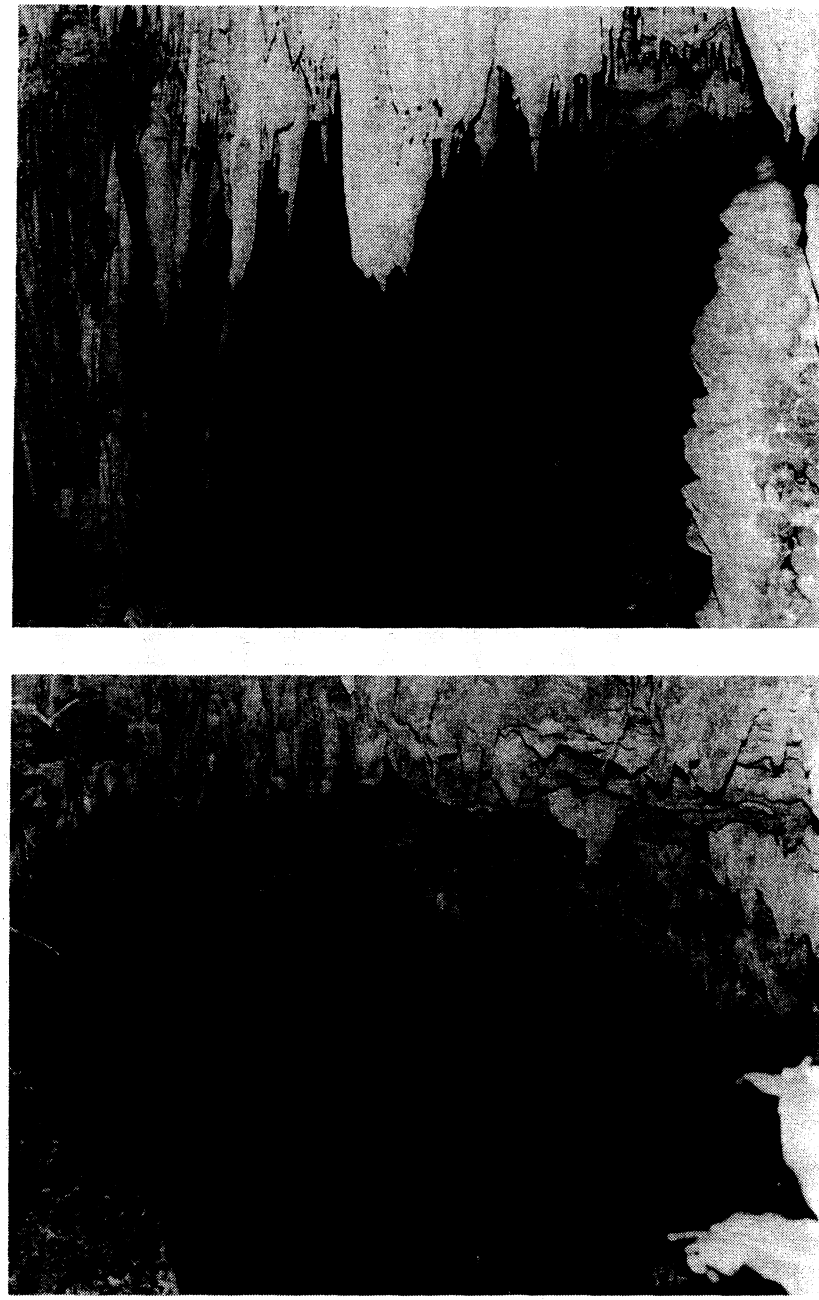

洞　　寺（テ　ラ）

口碑によると此の雲水和尚、那覇にある或寺に住職中他の寺の僧との問答があって、雲水が仏の公徳によっては水面を下駄ばきで歩行することが出来るとの議論になって、出来ぬと言えば出来ると言い、とうとう賭事にまで発展して遂に「首を切る」かけ事になった。とうとう二人は実行に移った。

その場所はユワー城、那覇港の内奥にある。(註　内海で岩があり、あこう（ウスク木）の木等も生えていた)、ここから奥武山（現在の公園地）の陸地まで歩くことに決まった。

雲水僧呪文を称えて水面に立てば、水鳥が水面に浮かぶように徐行し始めたので他の僧驚き、法力で彼の法術を破らんと呪文を唱え出した。暫くは御経の声やがましかったが、奥武山に近づき陸に上がろうと見えたが法術破れたか、片足を水中につっ込み濡らしてしまった。「しまった」と、陸に上がったが……この賭は負けたことになった。約束の通り首を切られることになったが、奥武山に一歩の所までこれたのは立派だったと首を切るのを許し、粟国島に流刑に処せられた。

当時小舟で供の者を二人従え、粟国島の港近くの浅瀬（後にボージャー浜と名付けられた）につき部落には行かず、私の住いは北にあると、東海岸ウーグの砂丘を北海岸に向かって行き、蘇鉄ばかりの原野に珍しい福木、桑の木等雑木の生えている洞窟を見つけ仮住いを求め、ここで生活したと伝えられている。部落民に近づいたのは、洞窟周辺に畑のある人や牛馬を飼いに来る青年等を相手にして、色々な遊びや話し等を聞かして親しくなったとのことである。

今でもその和尚さんと知り合った牛飼いや洞窟近くの畑主の子孫の方々が、洞窟門参りと称して旧正月、九月には主として拝むようになっているとのことである。

(六)　マムンカーミグヮー

昔、粟国島の西部落の北の海で一人のお爺さんがつりをしていた。今日も天気がよくいつものように海にでかけて、釣り糸をおろして喰いつくのを待っているが一匹もつれない。夕日が西の海に沈もうとするころなので帰ろうと思って歩いていると一匹のカマンタ（えい）が、どうしたことか海岸にうちあげられていた。

「えい」を見たお爺さんは「カマンタ」と一ときの契りを結んで海に放してやった。その後もお爺さんは、この浜辺にきて魚を釣っていた。そうして別れた「カマンタ」のことを思い出すこともあった。

それから二、三ケ月も過ぎたころかいつものようにこの浜に来て魚を釣っていると、海の中から二、三才くらいのこどもが

出て、スーエー（お父さん）（お父さん）と呼ぶ声がするのでお爺さんは、びっくりした顔でいると「この間は母をお助け下さいまして有難うございました。このお礼にぜひお父さんをお連れして来るようにと、お母さんのお使いで参りました」といった。お爺さんは「どうも不思議なことだが、私はお前の父ではないよ」「いいえ　お父さんです」「どうしてそんなことを言うのか」「いつかここでわたしのお母さんとお逢いになって契りを結ばれたでしょう」「あゝあの時の……」「思い出されましたか、私はその時の子どもです。さぁお父さん行きましょう」しばらくなつかしげに見ていたが、「海の中には行きようがないじゃないか」「私に追いて来て下さい。潮水をこの通り二、三度両手で押し払って水の中に顔を俯むけて下さい」と、手を引いて海の中に這入っていった。すると道が開けて、おじいさんはただびっくりして子どものあとについて水の底の道を歩いていった。

「家でいろいろな御馳走が出されても、その御馳走を食べてはいけません。そうすればもっと大切な物がいただけなくなります。それよりは、かまどの後にあるマムンガーミグヮーを一本分けさせてくれ、とねだった方がよいのです。その甕小をもらえば一生働かずに暮らすことができますから」と言った。

「そうか、そんなに大事なものか、それは有難い」と……思った。カマンタの家に着いてみると、カマンタのお母さんが迎えてくれた。そして助けてもらったお礼を言っていろいろな御馳走を出してくれたが何も食べなかった。カマンタは不思議に思って「どうしてあがらないのですか」と尋ねた。

「私は何もほしくないのです。ただかまどの後ろにある甕小を一本頂きたいのです。」と言った。カマンタは、いやこれだけは上げられませんと思案顔である。それを側で聞いていた子どものえいは、「せっかくお招きしても何もあがらないのですから一本あげたら、家には三本もあるんだから」と言われて、とうとうあげることにした。お母さんカマンタはお爺さんに甕小を渡すときに言った。「甕小のことは決して妻、子、親兄弟に話してはいけません。」

家には持って帰らず邑はずれの洞窟に置くようにと教えられ、お爺さんはマムンカーミグヮーをお土産にもらい、子どもえいの案内で浜辺にもどってきた。それ以後お爺さんは、畑仕事の行き帰りには洞窟の中で食べるようになった。

おばあさんは、お爺さんが一日中食事をとらないのを不思議に思ってきた。ついに嫉妬の心をおこし、或日おじいさんに、たっぷり神酒を飲ませて酔ったのを幸いに、おばあさんの甘言に迷わされたお爺さんは、あのマムンカーミグヮーのことを話した。そうして「ねむたいから休ませてくれ」と横になって寝たが、腹がふくれて死んだとのことである。

(七)　知念亀文子(てくぐ)の三味線

夏のイカ釣りに出かけた知念亀文子は、天候もわるく海もしけもようなので、いつもより早く帰ろうとヤヒジャ海岸にさしかゝるとヤヒジャ墓と中ビエーの具志頭墓（上寺角にある）とで三味線勝負らしい声がきこえてきた。続いて三味線の音もきこえてきた。それを聞いていた亀文子は、思わず大声でどなってしまった。「そのくらいしかひけないのか！」すると、大風がやんだようにしずまりかえってしまった。そのなかから、「これでは、勝つことは望めない。知念亀文子をつれてきて弾かせたほうがよい。」それを聞いた亀文子は「しまった！」と思ったけれども、言ってしまった言葉はのみこむこともできず、大層くやんだ。

亀文子は家に帰ると散髪をたのみ、ひげをそった。そして採ってきたイカを煮て親類縁者や近所に配らせた。それから「自分は眠るから決して起こすな。」と、言いのこして死んでしまった。

死後、村の若者たちが亀文子の墓から三味線を持ち帰ろうとしたけれども、ドローラ（地名）あたりまで来ると、それがキビがらやすすきに化していたということである。

ときたま中ビエー具志頭墓のあたりで三味線の音をきく人がいて、「後生(ぐしょう)の中ビエー弾ちゅる三味線や　知念亀文子遊びちゅらさ。」といって、知念亀文子の名人ぶりをほめたたえたということである。

(八)　観音碑の由来

今からおよそ三百余年前の話である。与那城筑登之親雲上里忠が、首里王太子、尚純公妃の奥間按司加那志に奉公にのぼられたので、与那城家は後継ぎがなく、今の末吉家（ヒャークーヤ）から養子をもらうことになった。この子が八才の時、牛飼いにウーグへ行き、石に牛をつないで家に帰った。夕方には連れに行くようにしていたので、そこへ行くとつないだ牛の縄の上に、三本足の猫がすわっていた。驚いて縄を切って牛を追って走って帰ってきた。

それ以後、どうしたことかこの子は元気もなく、弱々しくなり、マブヤーを落としてしまったようにすっかり痩せてしまった。なんとか治したいものと十三才の時、父親につれられて那覇にでてきた。

そのころの那覇は家もまばらで畑の畦道を歩いて医者を訪ねて歩いた。すると、水肥桶をかついだ老人に会った。

「あなたたちはどこへ行くのか?」

「わたしたちは粟国の者ですが、この子が病気のため医者をたよって島を出てきたのです。」老人はうなづきながら、子供をまじまじと見つめていたが、

「どこへも行かなくともよい。早く粟国へ帰って、家から南東の方向に宮を建立して信神しなさい。そうすれば、この子も丈夫になるから」と言われるので不思議に思い、どういう素性の人なのかと思ったので、あなたのお住まいはと尋ねると、

「あそこだ。」見ると小さな茅葺の家だった。

その場はいったん宿に引きあげることにした。翌朝は早く起きて、老人の貧しい家を訪ねていった。老人は長いキセルでタバコをのんでいた。昨日の礼をのべてから「本当に粟国へ帰ってよろしいでしょうか。この子の病気は治るのでしょうか。」と念をおしてみた。老人は自信にみちた声で、昨日と同じことをいった。

さっそく二人は粟国へ帰ることにした。いわれた方位にあわてて行って見ると、アダンの山であった。そこを切り開いて広場をつくり、拝所らしく観音を拝むようになった。子供は元気をとりもどし、いい若者として成長して行った。とうもろこしのくきで屋根を葺き、香炉もちゃんとしたものが置かれるようになった。

その後、若者が十八の時、勢理客の浜に観音の碑が流れてきた。若者はその石（現在御身体）を、拝所へ持っていった。それを見た父親は、われらが信ずるのは「このご神体だ。」といって、祖先を崇拝するのと同じように深い信心をもって拝むようになった。

島の人々もいつしか健康祈願はもとより、旅の安全に霊験あらたかだといって拝むようになった。現在浜部落の海岸にあり、戦後コンクリート造りの社にかわっている。島中の人々が毎月旧十八日に拝み、与那城家では毎月一日と十五日は欠かさずに拝んでいるということである。

(九) 神里と天人

今からおよそ三百年前の話として語り残されている。粟国栄村（現在の粟国村字西ウガンヌ前）に、神里という農業に熱心な男が住んでいた。

或日前原（地名毛平だが、俗に前原とよんでいる）がある畑の真中に、大きな黒いマー石（トウジ大の石）があるので、動

かすこともできず、なんとかすみにでも寄せることができたらと、毎日のように働いていた。今日も今日とて真昼間から汗水流して、少しでも寄せてやろうと、一生懸命に働いていると、ここらで見たことのない白髪の老人が杖をついて側に寄って来た。

「ひじゃぐい（百姓）何をしているのか？」と、なれなれしく声をかけた。

「石が畑の真中にあっては、ちゅくい（作物）にさわるから、すみにでも寄せてやろうとしていますが、思う通りにできず、今日もこうして頑張っているのです。」

「そうか、じゃわたしも手伝ってやろう。」と杖で突きさすようにすると、なんなく石が動いて、すみの方に片付けることができた。神里は不思議に思いながらも、お礼を言ってお別れして帰った。

数年後、糸喜名原の畑に黍を植えたら丈高く立派に実りはじめた頃、風が吹き海も荒れてきた。神里は心配になり、畑のある糸喜名までやってきた。まだ青い穂を前にして刈ろうか、刈るまいかと思案していたが、この強風ではどうせ風に吹き落とされるのだからと、一穂二穂と刈りはじめた。

その時、雷のような大きな音が鳴り響いて、以前に会った白髪の老人が目の前に立っていた。

「神里よ、なぜそんな青黍を刈るのか。」

「しだいに風も吹いてくるし、海も波だっているので風に吹き落とされるより、青黍だが刈り取るのです。」

「季節に荒りゆる風どやる。風に荒りゆる海どやる。今年風ねぇーらん戻て行き。」

「さようでございますか。二度も拝まれた天人様、それでは天のテジュルシ（証拠）になる品を下さい。」

「テジュルシかー。」

「お前の願いにまかせて証拠の品をやるからそのことは、親にも子にも話してはいけないよ。」

「次の年の三月に畑の周囲に植えておくように。」と言って、赤い豆をくれた。お暇して神里は家路を急いだ。途中に伊座根坂という所で友人に出会った。

「どうしてこんなところにいるのか。」

つい神様に出会ったことを話し、家に帰るのだがこんなに日がくれて足もとが暗くて歩くこともできないのだと話してしまった。それは天人との約束を破ったということで、あたりが暗闇になり目もかすんでしまったということなのである。それなら、

天に向かってお祈りしたらといわれ、そのとおりにすると、再び目の前が明るくなっていた。しかし、今まで話していた友人もいなくなり天人からもらった赤い豆もなくなっていた。天人との約束を守らなかったことを恥て後悔したとのことである。

この話は、今も「神里節」（一六五頁掲載）として歌われている。神里節は一名神里口説と云っている。きわめて縁起のある歌謡として昔からたっとばれた良い歌であるが、しかし、この歌は始終一貫一句も捨てず歌わねばならないのでほとんどの人は覚えることができず、だんだん覚えられずにほうむられつつある。住民にはよく歌えば吉事がまい込み、中途で間違えば凶変あるとして廃滅しつつある。

(十)　真栄城タンメーと小嶺タンメー

昔、粟国島に真栄城タンメーと小嶺キシバータンメーという二人の力もちで、武勇にすぐれた豪傑が住んでいた。

ある年、島の南海岸に上陸した海賊たちが、西大和川の坂道をあがってくるとの知らせがあって二人は、坂平までいって待ちかまえた。いよいよ下の方から海賊たちがあがって来る様子である。二人はそれとばかりに大きな石を坂下に向かって投げつけた。驚いている海賊たちに見せびらかすように、大きな石をさしあげたり、唐手をつかって見せたりした。さすがの海賊たちもその豪傑ぶりにすごすごと引きあげていったという話である。また、次のような話ものこっている。

二人で首里に穀物の税を納めにいったさい、山原船の帆船小の柱を棒がわりにして、重い穀物俵をかついで首里に向けて歩いていた。その様を見た人々が、「粟国人が糠俵をかついで行く」といって笑った。ところが本当の重い粟俵であることを知ると逆に反感をもって、二人を殺してしまおうという計画さえたてられた。

税を納めてほっとした二人は、誘われるままにすりばちで二、三杯酒を飲み、さかなどのご馳走も受けた。そうしてふと気がつくと、約二間（三m六〇cm）程の高さのチヌブ（山原竹であんだ）で囲まれてしまっていた。計略にひっかかったことを知った真栄城タンメーは、一気にジャンプして柵外に出ることができたが、小嶺のタンメーは跳びこせずに困っていた。そこで真栄城タンメーはもう一度柵内に跳びおりて、小嶺タンメーを助けて、共に無事逃げ帰ったという話である。それから次のような武勇伝もある。

久米村から一人の武士が来て、真栄城タンメーに試合を申し込んだ。馬場久保の通り（チカノウ）で棒試合をすることに話がまとまった。エイ、ヤッと棒を合わすうちに、真栄城タンメーは額から血が出て目にはいり「まった」と言った。つまり負

けたのである。真栄城タンメーは何故負けたかをよく考えて、自分は月に向かって棒をふったので相手を見きわめることができなかった。それで、こんどは月を中にして東と西に対した。前と同様に棒術を使って始まったが、なかなか勝負がつかなかった。そこで棒をすて唐手で対することになった。しばらく力をこめたこぶしを突き出したり、足がとんだりのわたりあいが続いた。

「マイッタ」久米の武士はそういうと、すわりこんでしまった。見物人はわけがわからない。やられたようすがなかったからである。見物人たちは、真栄城タンメーが額をわられたのを知っていたので、勝負がそのまま終わることは不満であった。何故自分は額も割れて血も出したのに、相手をそのまま許すかと。それを聞いた真栄城のタンメーは、若者に芭蕉を持たせておいて、「エイッ」というかけ声もろとも力強く突いた。

「この芭蕉をよく調べてごらん。」若者たちはいわれたとおり皮をはいでいくと驚いたことに、中がこなごなにくだけていた。

「あの久米村の武士もちょうど芭蕉と同じようになっているだろうよ。」

二、三年後に久米村の武士を訪ねた人があったが、すでに亡くなっていたとのことである。この話は今だに老人間に語られている。

(十) アングェラー鳥

海辺に一人暮らしのお爺さんが住んでいた。漁にでかけたり、野良で働いたりして生計をたてていた。

或日、潮水を槽に汲んでいると、きれいな小魚が目の前でゆったりと泳いでいるので、すくいあげて桶に入れもち帰ることにした。その後、お爺さんの家には不思議なことがあった。お爺さんが仕事から帰ると食事が用意されてあるし、家の中も整頓されている。お爺さんは、不思議に思いながらも炊かれたご飯を食べてその日も暮らした。幾日かそのような日が続いた。或日、働きに出ると見せかけて門のかげにかくれて、家の中の様子をうかがってみることにした。すると、トングヮ（台所）で立ち働いている者がある。よく見ると、こゝらでは見たこともない女である。お爺さんは不審に思いながら女に近づいて聞いた。

「あなたは、いったい何者か？」

「わたしは、ジレー（龍宮）の者です。わたしが岸で困っているところを助けていただいて有難うございました。そのお礼に、

こうして毎日働いてあげているのです。」
「それはありがたいことだが、どうして人間に化けることができるか?」
「それよりも、あなたのトゥジにためた天水で水浴びすると、ずっと人間の仲間になれるのです。」
「それはありがたいことだ。さっそく水浴びをさせてあげよう。」その日以来、人間の女として楽しく暮らすようになった。
そんな或日、ちょっとした口論がもとで、
「それでは、わたしはもうこの家を出ていきます。」
「出ていけ!」女は海辺へ歩いていく。お爺さんもその後を追っていく。いよいよ女が海にはいって、
「わたしは、ほんとに行ってもいいの?」という。
「うん、行ってもいいよ。」お爺さんは冷ややかな声。
「いってもいいの?」女は脇のあたりまで浸っている。
「いいよ。」
「さようなら!」とうとう女は沈むようにして見えなくなってしまった。お爺さんはあわてて追っていこうとしたけれども、あたりは大海原だけが拡がり、ただ静まりかえっているばかり。
それからというものお爺さんは、毎日〳〵海辺でキセルをくわえて待っているけれども二度と女にはあえなかった。そして、ついに悶死してしまったということである。死んで、アングェラー鳥になってしまったと伝えられている。キセルをくわえて、さびしく女を待っていたお爺さんの姿によく似た鳥なのである。海が時化ると悲しい声で鳴き、ギヌチ岳(拝所)(照智岳)で、この上に止まって鳴き、東の方角へ飛んでいく年は豊年で、運先の上から南西に向かって鳴きながら、飛んでいく年は凶年だと、島ではそのように語りつがれている。

(十三) ヤガン大折目の由来

「琉球国由来記」巻十七各処祭記六の一粟国島嶽々並年中祭記之事の六月の項にの「付」に付。
ヤカン祭トテ粟神酒六ツ作リ、魚肴八重ノトノニ上ゲ、ノロ、根神、御タカベ、サバクリ、頭頭、朝八巻、百姓中相揃、拝四ツ仕也。御残リトテ、各呑喰ヒ申、二日遊申也、由来不傳。とあって、その時のコネリ御唄が続いて出ている。

第一説　ヤガン折目

粟国島北端の地名に、野巌の字をあてたヤガンがある。断崖の下にヤガン御嶽の小祠がある。毎年旧六月二十六日はヤガンウフウイミといって折目になっている。これは「琉球国由来記」に書かれている粟国島嶽々並年中祭記事と同一なのか、または若干の変遷を経て現在に至ったものか島には記録がない。一九六九年八月の折目の際に見聞した行事を抄録する。伝承はいろいろある。

往時六月になると、テラやヤガン原の辺りの畑へは迂回しないと行けないくらいだった。時に思いがけぬ突風――ティンナーニシも吹いた。その頃、たまたま畑仕事に行った島人が、眼玉を抉られ、鼻を剃がれ、孕んだ子をおろすという騒ぎがあった。在藩の神里某（仲里とも言われている）は、この事を中山王府に報告した。仕様はないものかと聞かれ、在藩の某は思案して、粟とバーイを頂いて再び渡島した。

粟で醸した神酒と乾魚のバーイをもってヤカン原にゆき、フーウッカの座を設けて神に供えた。こうしてヒタンチヂ、アマギドウと供えて、里近くのイザニの上にきたら居付いて皆に拝まれた。従って今でも折目の前々日の二十四日に糸喜名原へ行くと、ヤガンからずっと連なって白くほんのりと夕方のテラの西方に見えた。当夜のヤマンカミーは、若い衆が線香を七（ナナ）ケーシ点す間には、いくら遅くともきっと来臨する。麦カラの松明ウチャキティ、ミクサジがお供してヌルも一緒にチヂンテークをならして聞かせた。　（上原秀助氏談）

第二説

大昔の事、ヤガンのムラガマの外れに、漂流した遭難船から上がって、長年住んでいた人が死後は弔う人もなく過ぎた。いつの頃からか、磯で釣った魚が家に帰って見ると目玉がなかった。暫くして四辺の畑仕事に行くと、人の目玉を抜取ったり、鼻を削ったり、妊婦を流産させたり、いろいろと不思議な事が起こった。

島人は今帰仁城へ訴えた。そこで使者ナチジンは、来てみてそれが事実であることを報告した。対策にシューバーイを七（ナナ）バーイと粟穀七石をもって渡島した。ミチャミチをつくりバーイを上げ、チジン鉦（カニ）打っても中々出ないので、騙したり賺したりしてやっとエーガー城の上に、次にタカチヂまでは見えた。併し、居付かずにとうとう今のエーヌ殿のイビガナシの所に鎮まっ

た。使者はナチジンウカミとしてエーヌ殿の中に祀ったとの事である。（ヌル神東サク玉寄ウシ談）

第三説

島の騒動を今帰仁へ訴え出たところ、平敷の大主という役人が派遣されて……王は大主に鎮めるよう命じた。大主はバーイ（塩漬けの魚）を七バーイ、粟を一石、米、鼓、鉦を要求して……粟、花、米で酒や御馳走を作って、ヤガンガマの前にもっていき、鉦、鼓を鳴らして神をおびき出した。

この神はヤガンガマを出て、ガダノコ御嶽、チヂからイビガナシーへ行く途中、グスクマ大屋のあたりで見えなくなった。その後は暴れることもなくなった。平敷大主は平敷島に帰った。感謝の気持の現われとして、現在今帰仁城を拝む遥拝所がイビガナシーにある。「沖縄民俗15号　琉球大学民俗研究クラブ」

第四説

海に出た漁夫が、波に漂う不思議なものを拾ったので、中山の御主加那志前に差上げた。見ると粟の穂だったので、それを探しに今一人をつけてやった。確かに遠くに島影を見たが近づくと島は消えてなかった。そこで北山の子（思満金）が中山の指令をうけて行くとそこは粟国島だった。島には住居が五、七軒あってウフヤディーを中心に暮らしていた。その時耕作にいった女三人が、スバキン原の坂の処で一人は片目、一人は両眼を潰され、他は児をおろすという騒ぎがあった。中山に報告が行き仕様を聞かれて、粟ナーカ俵（ダーラ）とシューバーイを持って再び渡島。その折に中山の長男、二男、ウミナイビ（長女で十三、四才）が加勢に北山の三男を中心に行き、例の供物を持って、ヤカン原の辺りクサクチの上にフーウッカーギ（テント）を張り、粟ミチ、バーイなどを供えて拝んだ。すると神は腰を浮かしてのり出してきてテラの上に退いた。なお供物を上げると先程のクサクチの上の頂上（チヂ）で鐘の音が聞こえた。アマギドゥでもヒタヌチヂでも供物を供えた。又同じ東リイザニの上にも供えたが、外廻りしてイヒョーラからエージ城のアタカヌクシで一服してからイキントゥの中のタカチヂ即ちタレーラムーで拝まれた。次第に居付いて最後は今のウフナカ即ちエーヌ殿に鎮まった。

中山の二人兄弟は沖縄へ帰ったが、その子孫はクンザン屋、ニーブー屋となって残り、中山の長女と北山の三男が結ばれてアガルマントン小又吉の祖先となった。後世はその労多しとしてナチジンウユーといって、ウフナカの祠に祀った。

（根神スイミチ　安里ウシ談）

第二十五章　粟国村の年中行事

(一)　一　月

(1)　正月元旦

昔はミーガー（溜池）、中ノカー（溜池）より若水を汲んで来て、それで若ンバイ（御飯）をたき、お茶を沸かして先祖にそなえた。現在は各戸タンクを利用している。各家庭では本家や長老の家庭を訪問して廻礼をする。元旦は女が他に訪問することを嫌う。又お年玉をもらう子供も男を先に廻礼させてから女児も廻礼させる。

(2)　正月二日

船起こし、筆起こし、大工起こし。

船、くり舟を所有する人は豊漁を祈るため、船主の家で祝宴を催す。琉歌として

○初海に下りて　海のうぢさすて赤ばねのとぶや　我がと取ゆる

○ヤヒジャ（地名）さんたきどくじゅる　いゆ（魚）といちゃ（イカ）さばや　ちんみあまち

筆起こしとして

○新玉の年の始めに筆とりて　万の宝を我がかきとる

大工も頭領宅において道具の初起こしをして祝宴を催す。

(3)　正月三日

三日節句（ミチャンシック）初起こし。二日午後九時頃西、東の各区長及び原組雇は区長宅に集合、毎年区長宅交替。西と東当日の午前零時を期し祝女殿内（宮小の前）に出て、当年の豊作を祈るため各字指定された場所を掛声をかけながら太鼓もしくはドラ鐘をならしながら祈願する。この行事を俗に「初起こし」という。引き続き西・東区長及び各原組の雇は村当局の職員、学校職員、各字有志の宅を訪問、歌や舞踊をやって豊年を祝う。各原組も各家庭をまわる。

夜が明けて各家庭では海辺より砂を運び、家のまわりや堆肥置場に砂をまき豊作を祝う。午後は各原組の演芸部は原組内で演芸会を催し、健康保持、豊作を祈る。家庭では祖先祭りをする。これを俗に三日節句（ミチャンシック）という。浜部落に

おいては俗称ユノーサおガンで豊年祈願をし、観音にお参りして各家庭を巡廻、豊年を祝う。

鍬起こしの歌

初原に出じて御さち花見りば　花や咲ち美らさ実やしじさ
初原に出じて原の底見りば　作り諸作(ムツク)りぬなだる美らさ

(4) 正月四日

ウブク。火の神様が天から降りる日といって火の神様、佛前にもお供えをする。火の神様には茶碗にご飯を盛って供える。旧十二月二十四日に昇天した火の神様が人事の報告を終わって、天から降りる日で火の神様を迎える。線香十二本を三回たく。

(5) 初お願廻り

旧正月七日初日（節句）以内吉日を選んで、初お願廻りを祝女と女子一緒にご馳走をつくり、エーガー拝所において初お願廻り立お願をする。伝染病の予防及び村民が豊かに生活できるようにと祈願する。午後は祝女宅にて、村当局吏員、各字区長を招いてご馳走し豊作を祝福する。これを俗に初お願廻りという。

(6) 初　原

旧正月七日以内、期日を定め初原行事が行なわれる。この日西・東の区長、各原組の雇は午前九時区長宅に集合し、当年の豊作を祝う。野良廻りをさせて畑から大根をとり、これを料理させて村当局職員、有志を招いて酒宴を催す、これを俗に「初原」という。

(7) 七日節句

祖先に豚の足を料理して供える。以前、西・東の部落は各原組が競って宮小の前で棒術や舞踊の出演など盛大であった。

(8) 生年祝・晴厄祝

その年の干支が生まれ年と同じとき、生まれ年といってお祝いをする。たとえば亥年生まれの人は亥の日に祝う。男女とも六十一才以上は高齢者といって親せき知人を招いて盛大に祝う。又十三、二十五、三十七、四十九も家庭で内祝いをする。女の子の十三才は生家では盛大に祝う。

なお、生まれ年はその人にとって運の逆転する年で災厄にあうおそれがあり、それを避けるため生年祝をして幸運を祈る。その年を無事に過ごした翌年十四、二十六、三十八、五〇、六十二、七十四、八十六才を晴厄といって干支の日に晴厄祝をす

る。晴厄祝からは内祝にしている。

(9) 正月十六日

墓参りしない門中もあるが、大部分は墓参りする。一年以内に新仏のあった家は、はやく墓参りをする。

(二) 二　月

(1) 二月中旬

丙日　虫の口　ミーゾー（第一害虫駆除日）この日は三区長及び原組の雇は午前九時までに害虫を拾いあつめて、宮小の前に集合し祝女と共に害虫を焼却し、害虫の発生しないようにと祈願する。この時村民は種蒔、植付け、青物の収穫を禁じ、村民こぞってこの行事に参加する。これを俗に「虫の口ミーゾー」という。村民には区長が前日で伝達する。

(2) 二月下旬

丙日、虫の口ナカゾー（第二害虫駆除日）行事は第一害虫駆除日と同様に行なう。

(3) 二月下旬～三月上旬

丙日、麦の穂祭り。二月下旬～三月上旬の丙日、麦の穂祭りとして行事を村民に伝達する。この日各字区長は一握りの小麦を苅取り祝女と共に宮小の神殿に祭り豊作を祈願する。これを俗に穂祭り（ウマチー）という。

(三) 三　月

(1) 三月三日

蓬餅を神仏に供える。昔はお重をつくって家族海辺へ行って砂どりなどをした。幼児のいる家庭では三月三日のお菓子をつくって近所や親せきの人に配る。餅とお重をつくって海辺に行く起原に関する伝説には、人蛇交接のことがある。

昔ある女が蛇の化身と通じて妊娠したが、三月三日浜辺におりてアカマタの子を流産してその難をのがれることができた。その後、浜遊びが例になったという。婦女子は浜下りして潮干狩りをする。昔は、婦女子が太鼓をうって歌や踊りを浜辺でやったようである。

(2) 三月ミーコージ

丙日三月上旬～中旬に小麦を収穫するように伝達し、村民は麦の握り飯を祖先に祭りこの日から小麦の収穫がはじまる。これを俗に「ミーコージ」という。

(3) 三月折目小

三月中旬の丙日に各字区長及び各原組雇は、午後二時イビガナシー拝所で集合し村民から提供された魚(バーイ)、お神酒(ミチ)（オミキ）を祝女といっしょに神にお祭り作物の豊作と大漁を祈願する。安里殿、ガーチ殿、馬場の殿、中元殿及び浜の各殿を廻って神に祭る、これを俗に三月折目小という。

(4) 三月下旬 虫の口止ゾー

三月下旬丙日、第三害虫駆除日の行事が行なわれる。この日各字区長及び各原組雇は午前九時宮小の前に集合し第一、第二害虫駆除日と同様な行事を行なう。

村民は第一、第二害虫駆除日と同様に播種植付青物の収穫を禁止する。この日は止(トミ)ゾーといって小麦粉を神に祭り、新城家（西ニーブーヤ）の神前にも祭らしめ害虫が発生しないように祈願する。

(5) 浜下り（第三害虫駆除日虫の口トメゾー）

三年毎に浜下りといって三月下旬丙日、害虫駆除、当村三大行事の一つとして盛大に行なう。この日各原組の雇は、朝早く鼠を木の枝に四脚結びつけて神に祈り、祝女と共に区長並びに雇は七底の原めぐりをして、祝女は小字毎にゲーシを結び、これをおしたてて海辺に生捕りにした鼠をかますに入れくり舟にのせて沖に流す。この日は出船を吉とし入船を嫌う。鼠はカンカーハイグヮーというところで、アマダカーという木の小枝四脚をくくりカヤでつくったクムに包んで祝女に呪わせる。この日朝早く身体の弱い子供が健康になるようにと浜のエーヌ神にお祈りして、その時チュウイ（小麦飯のにぎり）という一口ぐらいの小麦のにぎり飯をたくさんつくって祈願の帰りに出会った人に与えた。村民は朝から仕事を休み山羊、牛、馬を海辺へ連れ出し、各家庭では弁当を持参して午後五時頃から帰宅を許された。船入港の時は行事終了後でなければ上陸を許されなかった。

(6) 清 明 祭

墓参りをする。門中そろって墓参りする。この清明祭は中国では十七世紀康熙(コウキ)帝の時に、沖縄では十八世紀中期に伝わったとの事である。

(四)　四　月

(1)　草戸折目

四月二〇日前後に行なう。これは農作物の祈願日で、昔は神酒をそなえショウバを各家庭より三〇匁（　グラム）出し、それをそなえた。現在は村予算で実施している。

(2)　山　留　め

四月から十月の間に行なう。これは火災予防の為に行なったもので、昔は辻々（道路の四角）で子供たちが太鼓をたたいたり、ホラ貝を吹いたりして遊んでいたが、その山留めの間はその遊びも禁じられていた。

(五)　五　月

(1)　五月四日

大漁祈願の日はヤヒジヤ、トマイグヮー、前ノ浜からくり舟が出て前ノ浜で爬龍船の競争をする。子供のいる家庭ではユッカヌヒーといっておもちゃも那覇からおくられた。各家庭では魚や神酒を祖先にそなえた。

(2)　五月十五日　島御願

島御願は本村三大行事の一つで、この日は区長及び各原組の雇は午前九時宮小の前に集合し、村民から供出されたお願バナ（麦）で経費にあて、村民から出された野菜（南瓜、冬瓜）等でご馳走をつくり神にお供えし祝女と共に伝染病の発生や流行せぬようにとお願いする。以前は各家庭より大豆一合づつ出しあって当番になった人が豆腐をつくりパパイヤ、人参、昆布等宮小の前にもって来て料理した。この料理人は各原組より二人宛出されコーサクという役人が料理する。この役人がペーチンチクドンの冠をして七十三才以上のお年寄りのいる家庭につくった料理と酒一合を配った。これは敬老会も兼ねた行事でそれがすんだ後、村吏員、学校職員を招いて健康の加護を祝福した。これを俗に「島ウグヮン」という。

(3)　五月下旬　壬日（ミノエ）　粟シチュマ

五月下旬壬日村民に伝達し、村民は粟の御飯をつくり祖先に祭り粟の豊作を願った。翌日は牛馬を飼育している青年の慰安の日といって各原組の青少年は野原で高台（俗称アザナ）をつくり、万国旗等をひるがえして弁当を持参し一日中楽しく過ご

した。昔は粟がよく出来たので、粟国にふさわしいこの行事が出来たと思われる。

浜の場合は各家庭から緑豆を集めてお年寄にもあげていたが、三〇年程前昭和二十七年頃より各組毎に敬老会が催された。

㈥　六　月

(1)　六月中旬　壬日　六月折目小

六月中旬壬日に各字区長、各原組の雇は午後三時頃イビガナシー拝所に集まり、祝女も共に三月折目と同様、殿まわりの行事が行なわれる。これを俗に六月折目という。害虫が発生しないように祈り、新しく収穫した麦でミーミチといって祖先に供えた。

(2)　六月二十四日　山の神お迎え

二十四日午後五時頃各字区長、各原組の雇は祝女と共にエーガー拝所に集まり、山の神のお迎えをする。この時刻から通行人の往来やイキントー溜池で水浴びするのを禁止して静かに行事を行なう。これを俗に山の神お迎えという。

(3)　六月二十五日　火ヌ神マチーとナーヌウユエ

時――旧六月二十五日夕刻（十九時頃）

所――大中の火ヌ神の祠前

人――東の両ヌル、西のスイミチジ、以下の神人、ニイブトゥイ神、ヤトゥイ（雇）、三区の区長等。

火の神の祭は大体にニイブトゥイ神が司祭するという。神人は白のマンサージに白衣をかけて祠前に座ると、ニイブトゥイが最初に線香二本を焚いて拝む。ヤカン神の来臨の御礼と翌日の折目の案内と無事終了を祈願する。東と西の神々が同時に前に出て、同時に祈願して終わる。一同祠前の芝生に出て祠を背に西向きに座る。ヤトゥイ（各区から代表者二人）の男衆（しんか）が上座から用意のミチを椀に注いで神々に上げる。三区長も相伴して頂く。御苦労に対して区長代表の挨拶があって最後に火の神を拝んで後、ヤガン折目の本格的な下準備に各字区長と雇は徹夜をして準備に取り掛かる。神座を造り終了後、干魚、神酒の収集器具の借り受け、道具の揃い、薪木の準備などして二十六日の用意をする。

(4)　六月二十六日

村民は一日中業を休み、年中行事の中で盛大な神事であるので、老若男女イビガナシーに集まり健康の祈願をする。行事は

午前十時頃始めますという朝のウンヌキグト（お願い事を伝える申し開き）が始まる。それから太鼓の音と共に、白衣を着けカナブの枝で丸輪をつくり頭にかぶり、神子は数名共に持場の座に鎮座する。東間切の祝女、西間切のスイミチ各々オモロ奏詞がはじまる。各字区長は、朝フララの行事が始められオモロの奏詞（立オモイ）が行なわれた後、五ケ所の殿まわりをする。午後三時頃タフララの行事が、朝フララと同じように行なわれる。その日は出稼ぎに行った人も帰ってきて参加した。午後五時頃からは奉納角力や余興なども催される。

(5) 六月二十九日　ミルク祭

農作物の保護神で豊作を祈願する。

(七)　七　月

(1) 七月七日　タナバタ

各門中は七月五日祖先の鎮座を祭る。お墓、道路周辺を掃除する。七日はお墓参り。

(2) 七月十三日～十五日

十三日祖霊を御迎えする日で、朝仏壇を清掃して米、粟、果実等を供え水を容器に入れその中にハーシャ（めどはぎ）を浮かべて仏壇に供える。十四日も同様に供える。十五日の晩は祖霊を送る日で供えられた食べ物、飲み物以外におみやげとして供え、香紙に一厘形の紙銭を三枚づつ焼く。ウークイは鶏がなかない前に行なう。その外にアダンの実も供えてすんでから門にすてる。これはミチのモン（流浪の亡霊）に投げ与え彼等がこれを拾う間に、祖霊は無事に通過するといわれる。

(八)　八　月

(1) 八月八日　トーカチ

米寿を祝う日である。男の人は来客に対してトーカチ（竹の筒）を与え、女の人は赤布でつくった針さしを与え長寿を肖る。当日、本人に対し身を清めるため逆水であび、三度泣き声をかけて行事を終え祝宴を張る。

(2) 八月十日　ンナトイ折目（貝取イ折目）

この日午後二時イビガナシーに集まり、各字区長、各原組雇は祝女と共に三月折目と同様に殿まわりの行事を行ない、これ

に重ねてジンクラー殿（ガーチの殿という）にて網をはり魚餌（バーイシンガニ）をまき、魚獲大漁のまねをして祈願する。これを俗にンナトイ折目といい（海の祈り）海産物の豊漁を祈る。

(3) 八月十日　カシチー

この日はカシチーといって小豆入りのご飯を祖先の霊前と火の神にお供えする。

(4) 八月十一日　ヨーカビ

この月は妖怪の顕われる月といわれ、十日に魔物や妖怪を除くためシバサシがある。俗に桑の葉三枚とススキを結び付け家の四隅にさす。九、十、十一日の三日間は折目として祖霊を祭る。十一日は衣裳晒しといわれている。十日から十五日までは妖怪が顕われるので、部落民は部落はずれの高台の処でこれを見て妖怪火の顕われる家の吉凶を知る徴候としてその家に知らし祈願させて厄払いをさせる。

(5) 彼岸祭り

俗に八月彼岸といって中秋を告げる季節で秋分の日から四日間、二月彼岸と同様に祭司を行ない祖霊を祭る。

(6) 八月十五日　八月十五夜

午後五時頃になると漁師等は各港に集まって各人の船霊に酒肴をお供えして大漁の祈願をする。各家庭では冷しソーメン、おはぎ等を仏前の霊にお供えして、夜には観月会をして楽しむ。

(九)　九　　月

(1) 九月一日　グーシー

浜グーシーといって、門中の人が字浜の照喜名原俗称ウーグに、各家庭から重箱を持ってお供えして首里の先祖を遥拝し、その後本家（ムゥトヤー）に集まって神仏を拝み、昨年旧九月二日より今年の九月一日までに産まれた子供の家庭からは、酒一升と御馳走一膳をもちよって拝み、一門中に披露して祝う。

(2) 初　　種

九月初旬壬日（寒露の節）麦の播種の許可（当局より）があると初めて麦類の播種が始められる。家庭では酒肴をつくってお祭りする。許可しない前に播種するといろいろな病害虫に侵される。播種はイーマール（ゆい）の作業で実施する。

(3) 九月五日　蘇鉄の採集

蘇鉄は全島に植えつけられ本村の名物の一つである。蘇鉄は本村にとっては命の親といってよい位その利用については広く、葉はたきぎ、幹は食用や肥料にも供され、実はすべて食用とみそ用に使っていた。

昔は区長が時期を見て、早朝太鼓又はドラ鐘で村民に告げて収穫をさせていたが、一九五六年（昭和十七年）から村常会で、九月五日以降は自由に各自所有の山から採集するようになった。

(4) 九月十五日

アギグーシーといって門中本家（モゥトヤー）に集まって字照喜名原のウーグにいって首里、今帰仁を遥拝し、ハンガーのウブ川を拝んで本家にもどり、各家庭から御馳走一膳宛を持ち寄り本家で神仏にお供えして拝む。前年九月十六日から今年九月十五日までに生まれた子供は、御馳走一膳と酒一升を出しお供えして一門で祝う。

本村の氏には尚氏、堪氏、伊銑波氏、毛氏、夏氏などがあげられる。

(十) 十　月

(1) 十月一日　竈廻り（カママーイ）

各字区長、各原組の雇は祝女と共に宮小前に集合し、火災発生防止を火の神にいのる。村民は火の神と祖先にお祭りをする。昔は火の始末をよくし火災防止のため家々の竈を見てまわり（王朝時代の役人が）、火の用心を行なわせたのがこの行事である。各家庭の樹木の枝が道路につき出たところは雇人に切らして整然とした。

(十一) 十一月

(2) 冬　至　トンジー

冬至雑炊（トンジージューシー）と青物のあえ物を火の神と神仏に供える。冬至雑炊をたべたら新年を迎えたのと同じで、年が一つ増したと考えられた。冬至正月と呼ばれるのはこのためである。この日は男子が各家庭へあいさつにまわる。

(十二) 十二月

(1) 十二月八日　ムーチー

幅三cm、長さ九～十二cmの餅を月桃（サニン）、蒲葵（クバ）の葉につつんだものを神仏にそなえる。昔はトージン（黍）

でつくったもの、タンナー（そてつの実）とトージンをまぜてつくったものもあったが、戦後は米餅をつくるようになった。大きな力餅は男の人数だけつくり、これをクバの葉を利用して普通の餅より大きくつくった。誕生後の餅は親せきにも三個宛くばる。餅を食べて後のクバの葉はカジマヤー（十字型）に結んだものを軒にさし、門の両側には月桃の葉をおく。

(2) カンカー

昔は牛一頭屠ってその血をトビラギという木の葉につけ、屋根の四隅や門の両側に魔除けのためおいた。カンカーウチ（均等割）といって屠った牛を家庭に配った。

(3) 十二月九日　ウニガラマチ（鬼退治）

八日につくった月桃やクバの葉でカジマヤー（十字型に結んだもの）を軒につるす。その日は昼食を祖先にそなえる。

(4) 十二月二十四日

火の神と仏前で解御願（トチウガン）をする。火の神が一ケ年間善行、悪事を記録したウチュウ（帳簿）をもって昇天し、天帝にそれを報告される日とされている。火の神が降天するのは正月四日である解御願（ウグワンブトチー）は、一年中いろいろ祈願したことに感謝し同時に花米、酒をそなえ線香をあげる。

(5) 十二月煤拂（スス）い

地方によっては十二月二十四日のウブクの日に行なうが、十二月二十四日までの吉日を選んで実施する。一年中の厄を払う意味がふくまれているので、正月のための物忌がその日からはじまる。掃除の日は火の神の上を三回掃除さびらといって、天井などのすすを払う。

(6) 大晦日　トシヌユルー

殆んどの家庭が当日豚を屠る日であったが、最近は二、三日前に行なう家庭が多い。夕方までに屋敷の周囲を掃除して新年を迎える。貸し借りも当日までに清算する。農具（クワ、カマなど）は年をとらすといって供える。各原組はマースヤーといって、踊子と共に各戸を訪問して新年を祝う。

(7) 豚屠殺の日

大晦日にはチーイルチー（血で肉をあえる）をする。子供たちは豚の膀胱でパーランクー（鼓）をつくったり、それをふくらましてもて遊んだ。又、三味線の鼓にも利用した。肉は骨と共に塩づけにして旧五月までおくこともあった。

〔附　記〕

エイサー歌（七月節として主に親の念仏を歌っている。仲順流）

(1)　親の御恩（念仏）

親の遺言や深じもの　父御の御恩や山高さ　母御の御恩や海深さ　山の高さやさとらりん
海の深さやさとららん　昼や父御が股の上に　扇の風しおふがりて　夜や母御の懐に
十重さび　八重さび　衣(ソス)が中かえるごとに　子寝して　濡れとる方にや母が寝る
全腰(ムルク)濡れば胸ぬ上に　うり程親に思わりて　親の御恩や今知らん　十ん二十んなてをてん
我親ぬ教方　拝まてぃ　夜ざちが明れば　辻に立ち　日もとに下りば　ちじにまち
まちかにまつりば　待ちちらん　あさぢの山も　押し分けて　あさぢの山まで　行て見れば
三しぢむいたや　墓じるし　野原のちがやに　宿とやい　昨夜の夜中に　夢拝で
悲し我親のいめんてぃ　うづで手さぐりば　親話し　父呼び母呼び　声すれば
声するものや　山彦　響きよる方に寄てくりば　二度胸に聞かさりて　うり程浅し事のある
うりからもとに戻て来　父御が手近さと取い尋ぢ　母御が年並　取並て
うりんち涙ややしまらん　涙や袖さに押しぬぐて　うりから親ぬあとともる

(2)「継子」「継親母」念仏

南無阿彌陀仏(なむあみだぶつ)　五(いつ)つぬ時に　母(はは)むどて　七つになたくと思わりて　島に国々巡(みぐ)りども
我親に似(に)る人　一人(ちゅい)ん居らん　うりからよいよい戻る道　ちょんざぬ老翁(うすめ)はいいちゃて
先じ待て老翁(うすめ)　物よ頼(たぬ)ま　ぬがよ幼少(あてさし)ぬ　吾んゆしむ　吾がゆしむしや別(びち)やあらん
五つぬ年に母親戻(むど)って　七つになたぐと覚び出じゃち　しまじまよ国々廻りども
我親に似る人　一人ん居らん　たんでようふうすよ　我親見しり　いやが親　まどにゃ拝まらん
七月七日　中ぬ十日(と)　後生ぬ七門ん開ちめん　竹輪(くだぐ)やたくせに　切りたまじり(まじり)て

たよい（右）の脇にうしくみて　左ぬよ脇にん　うしくみて　右の袖から　一目拝がで
ありありょわらびよー　あま見ちょみ　ぬがよ　母よんまにめる
ぬがよ　かなし子　うまにちょる　いせに話さば聞みそり　今度父ごが母とめて
父ごが　おびれ自由やしが　継母のよむびれ自由ならん　わぬんょ　母と一道ならし
ぬがし　こがにんぐわ　あに言うが　こぬぐる　父ごが母とめて
うちに　しくらぐがなてくりば　継親のよむ顔見ぬならん　たんで母と一道なら
いゃん一人中ぐにたてっちょて　七月七夕なるとき香のはちばち
焼ちくれ　茶水のハチバチ祭ちてくれ　あけじゅがみぐりば親ともり
蝶々がみぐらば親ともり　継親びれぬなやびらん　たんで母と一道なら
いゃ一人中ぐになて居とて　節に折がなてくりば　お茶とぅのはちばち祭てくれ
はべるになてちゃい受とゆん　うりる母が孝行になゆん　南無阿彌陀仏

（トゥミおばあさんより）

(3)　仲順ながり

一、仲順流りや七流れ　黄金の林も七はやし　仲順大主や果報なもの　男三人なし出ぢゃち
　産子の心や未だ見らぬ　今日の吉日勝る日に云聞ちゅん　三人なし子よつれ出れ
二、嫡子の産子も聞き分けれ　吾がや食物ならぬこと　汝が子はすてやい乳よのませ
三、仲順大主や狂りてさめ　あたらし産子やあやべらぬ　仲順大主や寄たる年
四、次男ぬ産子も聞き分けれ　吾がや食物ならぬこと　汝が子や拾てやい乳よのませ
五、年のためにやカネちがい　あたらし産子やあやべらぬ　仲順大主や死なば死ね
六、三男産子や聞き呉ゆめ　産し子や産しかへて又だちゅい　再び我親拝まらぬ　なし子や捨てやい乳よあげら
七、さても産子よかほしさみ　汝が子は捨てらば東り森　三本小松の下なかい　三尺穴掘てほり埋め
八、思へばなつかしあはれなる　親の食物ならんでち　産子捨てや乳よあげら　親の命を拾はんと

互にかたらてやらちゃすが　あまり面影立ちまさて　一人宿にゃ居らりらぬ　あはれ産子あととめて
　またと一目も見だんてい　顔や笠にて押しかくち　神や仏に手を合わち　涙はらひて立ち出る
九、島の島に巡ぐれども　このくゎに似る人一人居らぬ　あけよ産子よ命すてめ
十、森のさまざま巡ぐたれば　三本小松やこまにあん　あけよ産子よ命すてめ
十一、一鍬おとせば目笑しち　二鍬おとせば羽だてて　三鍬おとせば三尺い　あけよ産子よ命すてて
十二、黄金の花もおがまりて　銀の花もおがまりさ　おれ〳〵なし子よ命救て
十三、神もお天も近さあて　二人があわれも知り召しゃうち　まこと御たすけ　あるうれしゃ
十四、黄金も銀も掘り出ちゃ　ちなし子命も救はれて、でちゃよおしつれ宿もどら

「群誌」より

人物

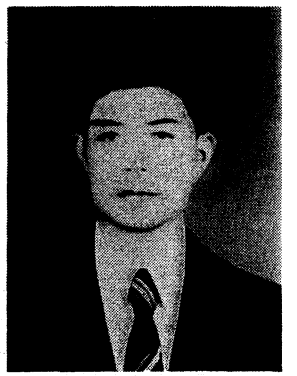

故 玉寄榮章

沖縄県立一中学校卒業
沖縄県師範学校二部卒業
今帰仁村兼次小学校訓導
粟国村尋常小学校訓導
粟国郵便局長

故 屋宜宗保

沖縄県立水産学校卒業
粟国村尋常小学校訓導
粟国郵便局長

伊佐三郎

本籍地　粟国村字浜一二八番地
現住所　豊見城村字根差部六七一番地
生年月日　明治三十七年四月二十二日生

大正十三年三月二〇日、沖縄県師範学校卒業。昭和六年三月二十八日、法政大学高等師範英語科卒業。昭和六年三月二〇日、豊島師範学校専攻科卒業。

大正十三年三月、粟国尋常高等小学校訓導。昭和二年五月、東京都港区白金尋常小学校訓導。昭和十七年四月、千葉県立佐原高等学校教諭。昭和二十四年四月、千葉県立工業高等学校教諭。昭和三十五年四月、沖縄高等学校教頭。昭和四十二年十二月、沖縄高等学校校長。昭和四十四年四月停年退職。

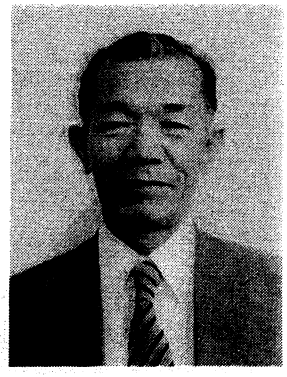

上原良昌

本籍地　粟国村字西三〇九番地
現住所　那覇市真嘉比一〇二番地
生年月日　明治三十六年十一月二十七日生

大正十年三月二〇日、沖縄県師範学校講習科卒業。同年三月三十一日、国頭郡天底小学校訓導。大正十一年三月三十一日、国頭郡安富祖小学校訓導。大正十四年三月二〇日、沖縄県師範学校二部卒業。同年三月三十一日、粟国小学校訓導。昭和二十一年四月三〇日、粟国初等学校校長。昭和三十二年四月一日、座間味村阿嘉小学校長。昭和三十六年十二月一日、玉城村船越小学校長。昭和四十二年四月一日、玉城村百名小学校長。昭和四十三年三月三十一日、勧奨退職。

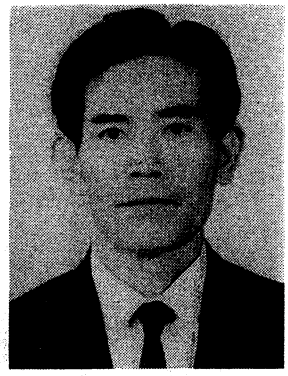

新城利彦

本籍地　粟国村字東九番地
現住所　那覇市首里汀良町二丁目二十六番地
生年月日　大正四年十一月十四日生

昭和十六年三月、京阪商業学校卒業。昭和二十四年三月、関西大学法学部卒業。昭和二十七年四月、京都大学法学部大学院中退。

職業

昭和十九年五月、阪神商業学校教諭。昭和二十二年十月、伊丹市立高等学校講師。昭和二十七年六月、琉球大学助教授。昭和四十二年四月、琉球大学法文学部部長。昭和五十六年四月、琉球大学停年退官。同年五月、琉球大学名誉教授。

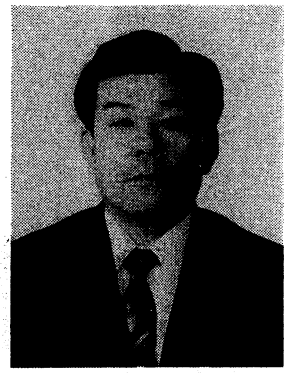

伊良皆哲次

本籍地　粟国村字浜三〇四番地
現住所　那覇市古波蔵三七二番地
生年月日　大正六年三月十二日生

大分県師範学校教員養成所卒業。昭和十七年八月一日、粟国小中学校教諭。昭和三十九年四月一日、大里中学校教諭。昭和四十三年二月一日、沖縄県立鏡が丘養護学校分校主事。昭和四十五年四月一日、本校教頭。昭和四十七年四月一日、沖縄県立鏡が丘養護学校校長。昭和五十二年四月一日、勧奨退職。

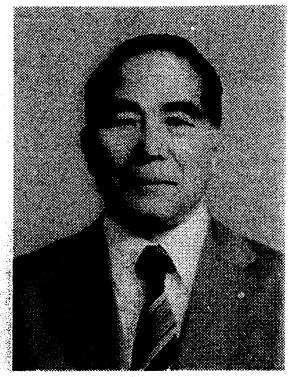

安谷屋　信　一

本籍地　粟国村字浜二二一番地
現住所　東京都葛飾区四つ木二ノ十五番地七号
生年月日　大正八年六月二十一日生

昭和十五年三月、東京都立豊島師範学校本科第一部卒業。自昭和十五年四月、東京市源氏前小学校教諭。～至昭和二十四年三月、東京都葛飾区渋江小学校教諭。
昭和二十四年四月、安谷屋接骨院経営。現在、安谷屋道場経営。
体育歴　昭和十一年六月、講道館入門。昭和五十二年五月、安谷屋道場師範八段。

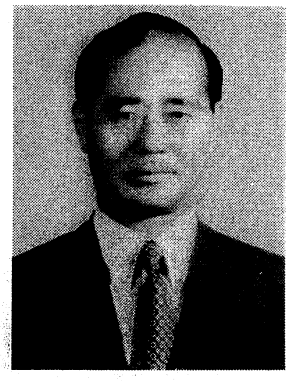

伊佐傳一

本籍地　粟国村字浜二二四番地
現住所　那覇市曙三ノ十八ノ三
生年月日　大正十五年五月二十四日生

昭和二十一年三月二十五日、台南師範学校本科二年修了。昭和二十二年三月三十一日、粟国初等学校教官。昭和二十三年三月三十一日、豊見城村上田初等学校教官。昭和二十七年二月二十九日、真和志市楚辺初等学校教諭。昭和四十六年四月一日、那覇市若狭小学校教諭。昭和五十一年四月一日、那覇市安謝小学校教諭。昭和五十二年四月一日、那覇市前島小学校教諭。昭和五十五年四月一日、那覇市真嘉比小学校教頭。昭和五十六年四月一日、那覇市小禄小学校校長　現在に至る。

新里有一郎

本籍地　粟国村字西三七五番地
現住所　那覇市久米二―十―十五
生年月日　明治二十七年六月二十六日生

粟国村小学校三年中退。大正九年、手打ちソバ専門で食堂を経営。昭和二年初めて沖縄で金時ミゾレ冷し氷とソバを兼業。昭和二十二年、戦後初めて那覇市字与儀に於いて井筒屋の商号で手打ちソバ屋経営。

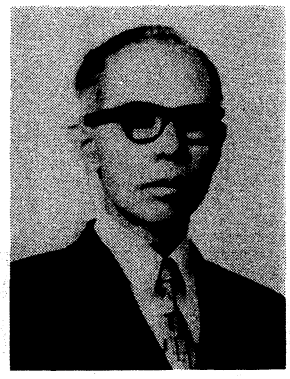

安村善太郎（旧姓 安里）

本籍地　粟国村字東六十三番地
現住所　那覇市久茂地一ノ十四ノ五
生年月日　明治三十七年十一月六日生

大正六年、粟国村尋常小学校卒業。昭和四年五月、新案特許ポケットラジオ・盗難防止機械・文化提灯・ノコギリ二枚三枚刃付折畳式・イオン導入病気治療機械等を沖縄、台湾、上海、香港、南洋諸島各地に巡業。昭和二十四年二月、那覇市平和通りに安村書店を開業。昭和五十六年三月十一日、東京に安村書店支店創立。昭和五十六年九月五日、合資会社安村善太郎商事会社創立現在に至る。

宮里平堂

本籍地　粟国村字西四三〇番地
現住所　同　右
生年月日　大正二年八月七日生

昭和二年、粟国尋常高等小学校卒業。昭和十八年、粟国村書記拝命。昭和二十八年、粟国村収入役就任。昭和四十三年、粟国村助役就任。昭和五十五年八月、粟国村助役任期満了退職。

仲里和雄

本籍地　粟国村字東九九〇番地
現住所　座間味村字座間味八五七番地
生年月日　大正十一年十月二十四日生

昭和十八年一月、那覇市立第一青年学校本科五年卒業。昭和二十四年四月、粟国診療所勤務医官補。昭和三十九年一月、北大東診療所勤務同年五月、渡嘉敷診療所勤務。昭和四〇年十一月、座間味診療所勤務　現在に至る。

上原信康

本籍地　粟国村字西一四三番地
現住所　同右
生年月日　大正十一年十月十六日生

昭和十八年一月、那覇市立第一青年学校本科五年卒業。昭和二十五年十二月、粟国診療所勤務　医官補。昭和二十七年七月、津堅診療所勤務。昭和五十二年七月、粟国診療所勤務　現在に至る。

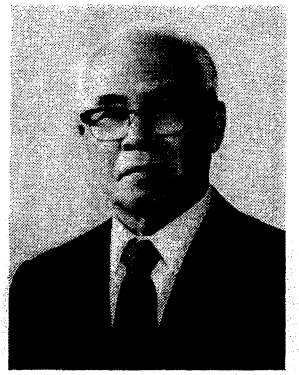

安村勇祥（旧姓　安里）

本籍地　粟国村字東六十三番地
現住所　那覇市泊二ノ二番地
生年月日　大正四年十一月十日生

粟国村尋常小学校高等科卒業。昭和十三年、大阪市大淀区天神橋筋八丁目二十三番地に於いて古物商開業。昭和二十六年四月、那覇市平和通りに於いてレストランアサヒ開業。昭和四十八年七月、那覇市泊二丁目二番地に於いて三和ホール開業　現在に至る。

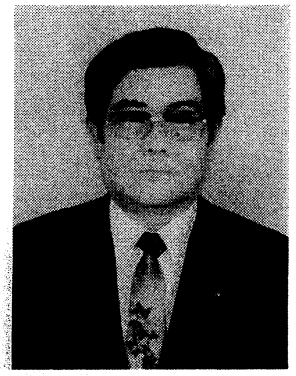

屋宜宗一

本籍地　粟国村字浜一五二番地
現住所　那覇市与儀一八二番地
生年月日　大正十三年二月二〇日生

昭和十六年三月、財団法人開南中学校卒業。同年四月、那覇電報電話工事局勤務。昭和二十八年二月、沖縄精神薄弱児育成会事務局長就任。昭和四十八年六月、沖縄精神薄弱児育成会長就任。昭和五十三年九月、定款変更に伴い沖縄県精神薄弱者育成会理事長就任現在に至る。
自昭和四十八年七月～至昭和五十六年七月、那覇市議会議員当選三回現在に至る。

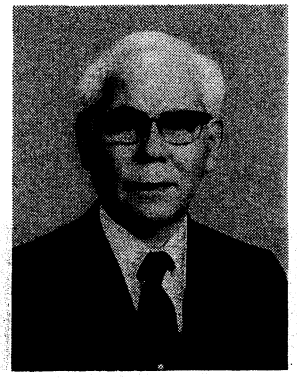

小嶺　清

本籍地　粟国村字東六七三番地
現住所　那覇市楚辺二の二十七の六
生年月日　大正十一年二月二〇日生

大正十四年三月、沖縄県蚕業技術員養成所終了。
昭和十四年、県立蚕業試験場雇。昭和十五年、山下蚕種製造所入社。昭和十八年退社。昭和二十二年、琉球農業組合技手就職。昭和二十四年、小嶺蚕業所設立現在に至る。蚕業技術養成所終了以来四〇年余養蚕指導員に廻り乍ら製糸業を督励し、又伝統的琉球織物の復興に全力を注いで来た。特に久米島紬を発展させようとして長野県岡谷に於いて製糸方法を研究して久米島紬を指導し、現在発展させた功績は大である。（昭和五十八年四月二十八日沖縄タイムス新聞）

附　録

廃藩置県前の県政概況と戦前の歴代知事

日本本土では、明治四年（一八七一年）に藩を廃して府県を置くようになったが、沖縄に対しても翌五年に尚泰王を琉球藩主として華族に列し、沖縄の事務を外務省管轄とし、翌年内務省に所管替えをした。明治七年台湾で、沖縄の漂流民を殺害した事件により、台湾征伐があり、翌八年から支那との関係を絶つべきことを命じられた。藩論沸騰し動揺を続けたが、明治十二年に至って遂に廃藩置県となり、首里城明渡しとなった。

概況と歴代知事

年号	月日	歴代知事	職業	氏名	備考
明治五	五・三〇		大蔵大輔	井上　馨	琉球問題につき建議する。
	六・二				正院琉球問題につき諮問す。左院答申す。
	七・二五				王政（新祝賀正使伊江王子朝直副使）
	九・一四				宜野湾親方朝保（向有恒）上京。
					琉球藩となる。
	九・二八				外務省管轄となり在藩奉行廃止。
明治七	七・				琉球藩内務省管轄。
明治八	三・				ポアソナート琉球処分につき見込案提出
	五・七				琉球藩に熊本台分営の設置布達
	七・一〇		内務大丞	松田道之	池城、与那原と共に来琉する。
	七・一四				内務大丞松田道之、首里城に於いて政府命令（清国関係の廃絶・藩制改革など）を令達。

明治九	二・一七		池城、与那原らさらに嘆願書提出。
	五・一〇		日本政府は池城、与那原らに退京命令。
	一二・一〇		藩庁事情報告のため幸地親方を清国に密航さす。
明治一一	九・三		琉使、英・米・蘭の公使に愁訴して琉球問題を国際問題化しようとした。何如璋、琉球問題につき日本政府に抗議す。
	一〇・七		寺島外務卿何如に反論す。
	一一・		内務大丞松田道之、琉球処分案提出。
明治一二	二・一八		政府・内務省に処分案の作成を命じ、臨時取調係を置く。
	三・二五		内務大丞松田道之、内務官僚四十一名、警部巡査一六〇名、鎮台分遣隊二個中隊を率いて三度那覇に到着。
	三・二七	県令心得	内務大丞松田道之、首里城にて廃藩置県を申し渡す。
	四・四	県令	政府廃藩置県を布告。
			鍋島直彬を県令に任命す。
	五・二七		尚泰王上京する。
	八・一五		旧藩庁から事務引継完了
	九・二四		旧三司官、旧奉行ら県庁顧問官御用係に任命。
明治一四	五・一八	県令	政府、上杉茂憲を県令に任命。
明治一五	六・一四		上杉県令、久米島・宮古・八重山視察。
	一一・一六		最初の県費留学生大田朝敷・岸本加昌・謝花昇・今帰仁朝潘・高嶺朝教等留学せしむ。
明治一六		県令	岩村会計検査院兼沖縄県令に任命。
明治一七	二・	県令	内務省土木局長西村拾三兼摂沖縄県令として着任。

	木梨精一郎
	鍋島直彬
	上杉茂憲
岩村通俊	
西村拾三	

明治一九	三・	県令		大迫貞清	県令として着任。
		知事	県令	大迫貞清	県令の呼称をやめて知事とす。
明治二〇	四・	知事		福原実	県知事任命
	一一・二二				伊藤総理大臣、大山陸軍大臣、仁孔海軍大臣軍事視察のため来県。
明治二一	九・一八	知事	社寺局長	丸岡莞爾	内務省社寺局長丸岡莞爾、知事となる。
明治二五	七・	知事		奈良原繁	県知事となる。
明治二九	三・五				沖縄県区制及び郡制の勅令を公布。
	六・三〇				尚寅、尚順男爵を授けられる。
明治三〇	三・二九				沖縄県間切島吏員規程を公布す。
明治三二	七・一四				沖縄県土地整理事務局公布。
	一二・二二				沖縄県間切規程公布。　本県に徴兵令施行。
明治三三	三・三一				沖縄県土地整理法公布。
	四・一				土地整理はじまる。
明治三六	一〇・三				土地整理事務局閉局式を行う。土地整理終る。
明治三七	三・				徴兵に関する法規改正本県壮丁の特典を廃す。
明治四一	四・一				沖縄県及び島嶼町村制実施。
		知事	内務部長	日比重明	日比重明知事任命。　奈良原男爵銅像除幕式。
大正二	四・	知事		高橋琢也	
大正三	六・一〇	知事	内務部長	大味久五郎	山形県内務部長大味久五郎、知事任命。
大正五	四・二八	知事	知事	小田磐太郎	山形県知事小田磐太郎本県知事就任拒絶。
		知事	内務部長	鈴木邦義	大阪府内務部長鈴木邦義本県知事就任。
大正八	四・	知事		川越壮介	一四代知事となる。
大正一〇	五・	知事		和田潤	一五代知事となる。　那覇・首里区制実施。

大正一二		知事	岩本禧	一六代知事となる。	
大正一三		知事	亀井光政	一七代知事となる。	
大正一五		知事	今宿次雄	一八代知事となる。	
昭和二	五・	知事	飯尾藤次郎	一九代知事となる。	
昭和三	一二・	知事	細川長平	二〇代知事となる。	
昭和四	七・	知事	守屋磨瑳夫	二一代知事となる。	
昭和五	八・	知事	井野次郎	二二代知事となる。	
昭和一〇	六・	知事	蔵重久	二三代知事となる。	
昭和一三	六・	知事	淵上房太郎	二四代知事となる。	
昭和一六	一・	知事	早川元	二五代知事となる。	
昭和一八	七・	知事	泉守紀	二六代知事となる。	
				沖縄県農村勤労奉仕団送出。協議会規程公布。	
昭和二〇	一・	知事	島田叡	各種動員態勢をととのえるため告示。	
昭和二二	一・			二七代知事となる。	
		米軍元帥司令官	マッカーサー	敗戦、沖縄での組織的戦闘が終結したのを発表。日本と南西諸島の行政分離宣言。	

編集後記

戦前は人生五十年といわれていた。現世は一般的に衛生思想の向上と乳幼児の死亡率の減少で、人間の生命力も延び人生八十年と言われている。併し人間の生命力も限度があって悠久の大自然に較ぶれば、瞬時に過ぎない。人間生活の歴史も年を経ると倶に忘れ去られて行くのが条理であろう。それで消滅されないように記録に残すべく、数年前から村史を作り村発展の基盤とし、後学の研究資料に残して置きたいと与論は出ていたが、其の着手に至らず延々として今日まで疎かになっていたが、一九七七年（昭和五十二年）村史編纂の機到来し、村議会の企画に基づき編纂の運びになったのである。編纂委員に委託されたものの愈々史料蒐集に当たっては文字通り暗中模索で戦争の為に行政資料を初め其の他の文化資料も散逸し、歴史的経験者の古老も死滅し誠に混迷に陥ったのである。編纂委員各位は各々の分担史料を蒐集するのに大変苦労を続けたのである。

幸いにして本島図書館、比賀恩納文庫や各市町村を巡回し資料蒐集に取りくんだのである。琉球一千年史を初め琉球由来記、琉球世鑑、琉球世譜、沖縄歴史書類、沖縄県史、各郡史、各市町村史等を熟読検討し、本村に適応する資料を蒐集し古老の話や伝説、民話等を勘案し粟国村に相応しい形の資料を取纏めて今年まで五ケ年の日子を経て編纂製本の運びとなったことは編集員一同の喜びとする処である。

併し本村にはまだ未開発の有形・無形の文化財もまだ沢山埋もれているんではないかと思うので、今後とも更に検討を加え後輩の研学資料に充てたい存念である。聊か所感の一端を述べ重責を果たした喜びを保存したいと思う。

一九八二年

粟国村村史編纂委員一同

村誌編纂委員

末吉達幸

伊佐永篤

安里寛吉

上原英昌

粟国村誌

印刷　1984年3月31日
発行　1984年4月1日
再版　2001年8月20日

編纂　粟国村村史編纂委員

発行　粟国村
〒901-3702　沖縄県粟国村字東367番地

印刷　久邦インダストリー